

事務事業現況調書

相模原市・城山町・津久井町・相模湖町・藤野町

第4回 相模原市・藤野町合併協議会

事務事業現況調書 目次

協議第 1 8 号	行政連絡機構の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	1
協議第 1 9 号	町名・字名の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	8
協議第 2 0 号	土地利用の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	9
協議第 2 1 号	上下水道事業の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	1 2
協議第 2 2 号	地方税の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	6 7
協議第 2 3 号	国民健康保険事業の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	7 5
協議第 2 4 号	介護保険事業の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	1 1 4
協議第 2 5 号	保健衛生事業の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	1 2 8

事務事業現況調書 目次

報告第10号 各種事務事業の取扱いについて（Bランク）その2

財務部会	236
保健福祉部会	238
市民部会	244
経済部会	248
環境保全部会	250
都市部会	252
管理部会	260
生涯学習部会	264

協議第18号

行政連絡機構の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
12	行政連絡機構の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	行政連絡機構の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	企画政策室	企画財政課	総務課・企画課
根拠法令等		城山町地区行政委員設置規則	津久井町補助金等にかかる予算の執行に関する・規則	相模湖町行政委員設置規則	藤野町行政委員設置規則
歳出予算額（平成17年度）	0千円	3,108千円	6,541千円	2,838千円	5,611千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>行政連絡機構の取扱い</p> <p>【名称】 相模原市自治会連合会</p> <p>【構成】 18地区自治会連合会 433自治会</p> <p>【対象】 加入世帯数 159,987世帯（4/1現在） 加入率 62.6%</p> <p>【行政連絡事務の依頼状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償によるもの 町広報紙 9円×12回/年×世帯数 議会だより 9円×12回/年×世帯数 広報こういき 9円×12回/年×世帯数 ・無償によるもの 暮らしのガイド・各種チラシの配布及びポスターの掲示は、各機関が自治会広報担当に業者委託等により送達して、依頼している。 18地区連単位で、年19回発行している地域情報紙に行事及び催物等の周知記事の掲載を依頼している。（地区自治会連合会発行） 広報さがみはら、市議会だよりは、新聞折込み又は郵送により配布している。 相模原市自治会連合会に対して、自治会等活動推進奨励金 自治会連合会運営助成金 コミュニティ助成事業助成金を交付している。 <p>【参考】 市世帯数 255,476世帯（4/1現在）</p>	<p>行政連絡機構の取扱い</p> <p>【名称】 城山町自治会連合会</p> <p>【構成】 12自治会</p> <p>【対象】 加入世帯数 6,224世帯（4/1現在） 加入率 74.9%</p> <p>【行政連絡事務の依頼状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償によるもの…単位自治会への支出 町広報紙 9円×12回/年×世帯数 議会だより 9円×12回/年×世帯数 広報こういき 9円×12回/年×世帯数 ・無償によるもの 各種回覧、チラシの配布及びポスターの掲示は、各機関が自治会へ送達して、依頼している。 町広報紙15日号は、新聞折込みにより配布している。 町自治会連合会に対しての助成はない。 <p>地区行政委員</p> <p>【目的】 行政の円滑な推進と住民福祉の向上を図るため、地域住民が組織する自治会ごとに地区行政委員を置く。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町行政に係る事項の周知及び文書等の配布 ・町行政に必要な各種の調査及び報告 ・町行政に関する住民の要望、意見等の取りまとめ、報告等 ・報酬（年額） 均等割額 225,000円 世帯割額 50円 <p>【参考】 町世帯数 8,314世帯（4/1現在）</p>	<p>行政連絡機構の取扱い</p> <p>【名称】 津久井町自治会連合会</p> <p>【構成】 6地区自治会連合会 62自治会</p> <p>【対象】 加入世帯数 8243世帯（17.4.1現在） 加入率 84.8%</p> <p>【行政連絡事務の依頼状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償によるもの 広報つくい 配布手数料 15円×12回/年×世帯数 （広報に付随して配布するもの～平成17年度予定） 広報こういき・議会だより・体育協会だより・ごみカレンダー・町制50周年記念誌・環境基本計画概要版・その他各地区発行物等 広報つくい15日号は、新聞折込みにより配布している。 津久井町自治会連合会に対して、津久井町自治会連合会助成金を交付している。 <p>津久井町行政連絡員</p> <p>【目的】 町行政の円滑及び効率化をはかり、住民福祉の増進のために、住民で組織する自治会毎に置く。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町行政に係る文書等の配布、周知 ・町行政に必要な各種の調査及び報告 ・町行政に関する住民の要望、意見等の伝達 ・報酬（年額） 均等割額 52,750円 世帯割額 394.5円 <p>【参考】 町世帯数 9,723世帯（17.4.1現在）</p>	<p>行政連絡機構の取扱い</p> <p>【名称】 町全体としての連合会はなし 内郷地区のみ連合会あり</p> <p>【構成】 36自治会（4/1現在） （自治会未組織数 13（4/1現在））</p> <p>【対象】 加入世帯数 2,841世帯（4/1現在） 加入率 77.0% 自治会未組織数の198世帯を加えた対象率 81.9%</p> <p>【行政連絡事務の依頼状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償によるもの…自治会・未組織への支出 毎月1日号 50円×12回×世帯数 （広報に付随して配布するもの） 広報こういき・議会だより・体育協会だより・ごみカレンダー・その他各課発行物等 ・無償によるもの 1日号以外で依頼するもの。 町広報紙お知らせ版（15日号）は、新聞折込みにより配布している。 自治会連合会に対しての助成はない。 <p>行政委員</p> <p>【目的】 行政の円滑な推進と住民福祉の向上を図るため、地域住民が組織する自治会ごとに置く。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町行政に係る事項の周知及び文書等の配布 ・町行政に必要な各種の調査及び報告 ・町行政に関する住民の要望、意見等の取りまとめ、報告等 ・報酬（年額） 均等割額 19,000円 世帯割額 110円 <p>【参考】 町世帯数 3,691世帯（4/1現在）</p>	<p>行政連絡機構の取扱い</p> <p>【名称】 自治会連合会は組織されていない。</p> <p>【構成】 55自治会（4/1現在）</p> <p>【対象】 加入世帯数 3,053世帯（4/1現在） 加入率 86.0%</p> <p>【行政連絡事務の依頼状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償によるもの なし ・無償によるもの 毎月1日号（広報に付随して配布するもの） 広報こういき、議会だより、体育協会だより、ごみカレンダー、その他各課発行物 町広報紙お知らせ版（15日号）は新聞折込により配布している。 自治会に対しての助成はない。 <p>行政委員</p> <p>【目的】 町行政の円滑な推進と集落、地域の振興と住民福祉の増進を図るため、集落の住民が組織する自治会ごとに置く。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町行政に係る文書等の配布及び情報の周知等 ・町行政に必要な各種の調査及び報告 ・町行政に係る住民の要望、意見の伝達 ・報酬（年額） 基本額 26,800円 加算額 1270円/世帯 ・自治会数 55自治会 ・行政委員数 64人（100世帯以上の集落は複数の行政委員を設置） <p>【参考】 町世帯数 3,549世帯（4/1現在）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
12	行政連絡機構の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	地域振興嘱託員経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市地域振興嘱託員設置要綱				
歳出予算額（平成17年度）	8,111千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営に資するため、出張所が併設されていない独立公民館のうち、9館に各1名の地域振興嘱託員を配置して、地区自治会連合会等の事務局事務及び地域市民まつり事務、ふれあい広場事務等に従事している。</p> <p>【担当する職務】 ・地域自治団体との連絡に関する事。 ・地域の行政に係る要望等の取り次ぎに関する事。 ・その他、市長が必要と認める事。</p> <p>【平成17年度配置数】 ・9名</p> <p>【服务内容等】 ・身分 非常勤特別職 ・任期 1年 ・勤務日数 週3日 ・勤務時間 6時間/日 ・報酬 74,300円/月</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 * 公民館設置状況 中央公民館（生涯学習課所管 / 文化福祉会館内に併設） 青根公民館（生涯学習課所管）</p> <p>* 地域センター設置状況 鳥屋地域センター（鳥屋支所所管 / 支所併設） 青根コミュニティセンター（青根支所所管 / 青根中学校併設） 三井会館（町民課所管） 小網地域センター（町民課所管） 串川地域センター（串川支所所管 / 支所併設） 串川ひがし会館（串川支所所管） 中央地域センター（中央出張所所管 / 出張所併設） 西青山会館（串川支所所管）</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
12	行政連絡機構の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	自治会活動助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	(政策秘書課)・町民課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課 (総務課提出分)
根拠法令等	自治会等活動推進奨励金交付要綱・相模原市自治会活動推進奨励金交付基準・自治会活動功労者等感謝状贈呈要領	城山町コミュニティ施設等整備事業補助金交付要綱・城山町コミュニティ保険取扱要綱	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則		
歳出予算額(平成17年度)	90,280千円	2,932千円	15,800千円	2,000千円	2,500千円
歳入予算額(平成17年度)	2,500千円	0千円	15,000千円	2,000千円	2,500千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地区自治会連合会及び単位自治会の円滑化、同会との連絡調整並びに意見の集約等の地域活動の推進を支援する方策の一つとして、本市及び同会と連携して活動する相模原市自治会連合会に奨励金を交付するとともに、功労者の表彰を行い、個性豊かなコミュニティづくりの推進を図る。</p> <p>【自治会等活動推進奨励金】 ・交付団体 相模原市自治会連合会 ・交付基準 400円×自治会加入世帯数 ・予算額 64,400千円</p> <p>【自治会連合会運営助成金】 ・交付団体 相模原市自治会連合会 ・交付内訳 運営補助金(9,660千円) 地域情報紙発行補助金(13,376千円) ・予算額 23,036千円</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・交付団体 相模原市自治会連合会 ・交付内訳 400千円×6地区 100千円×市連 ・予算額 2,500千円</p> <p>【自治会活動功労者表彰費】 ・表彰対象 地区自治会連合会長 3年以上 自治会長 5年以上 地区自治会連合会役員 5年以上 自治会役員 10年以上 ・予算額 205千円</p> <p>【自治会関係事務費】 ・予算額 174千円</p> <p>歳入の説明(各市町共通) 財団法人 自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費として受け入れた受託事業収入を財源として、「コミュニティ助成事業実施要綱」に定める「一般コミュニティ助成事業」の適用により交付されたものである。</p>	<p>【目的】 地域住民の心のふれあい、連帯意識の高揚等を図るため、地域住民自らが行うコミュニティ施設又は設備の整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するとともに、広報紙の配布など、町の事務に協力していただくことに対する謝礼金を交付する。</p> <p>また、自治会活動に伴う、賠償責任及び傷害を負った場合に、コミュニティ保険によりこれを補償し、自治会活動の健全な発展を図る。</p> <p>【コミュニティ施設等整備事業補助金】 ・今年度補助団体 6自治会 ・補助基準 備品整備(500千円限度) 総事業費×1/2 ・本年度予算額 5,343千円</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・交付団体 小倉自治会 ・予算額 2,400千円</p> <p>【自治会協力謝礼】 ・交付団体 城山町内12自治会 ・算出方法 均等割額 35,000円 世帯割額 244円 自治会館火災保険料 35,000円 自治会館運営費 50,000円 ・予算額 2,932千円</p> <p>【コミュニティ保険】 ・交付対象事業 自治会活動全般 ・補償内容 賠償責任 1事故1億円 傷害 死亡300万円 入院 基礎日額 5,000円 通院 " 2,000円 手術補償金 30,000円 後遺傷害補償金 9万円～300万円 傷害見舞金 住民の親族で他の地域に生活の本拠を有する方が、自治会活動参加中にケガや死亡した場合、 死亡 10万円 後遺障害 3千円～10万円 入院 8日～14日 5,000円 15日～30日 10,000円 31日以上 20,000円 ・予算額 710千円</p>	<p>【目的】 積極的な町民参加を促していくために、地域と町行政の役割分担を明確にし、自治会活動を含めたコミュニティ組織への助成を行っている。</p> <p>【自治会連合会助成金】 ・交付団体 津久井町自治会連合会 ・交付内訳 運営補助金 800千円 ・予算額 800千円</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・交付団体 各地域振興協議会、各地区体育振興会、各地区自治会連合協議会等 ・交付内訳 自治総合センターの実施要綱に基づき交付 ・予算額 事業の採択結果により予算計上(H16は2,500千円)</p>	<p>【目的】 積極的な自治会活動及び文化活動等を促進し、地域の健全な発展に尽力している組織に助成している。</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・交付団体 各種団体・自治会・文化団体 ・交付内訳 上限2,500千円 (自治総合センターの実施要綱) ・予算額 事業採択により計上(16年度2,500千円)</p>	<p>【目的】 住民が自主的に行うコミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るために、組織・団体等に対し助成を行う。</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・事業名 一般コミュニティ時助成事業 ・交付団体 藤野囃子保存会 ・事業内容 納太鼓ほか囃子道具一式 ・予算額 2,500千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
12	行政連絡機構の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	自治会集会所建設等助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	企画政策室	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市自治会等集会所建設補助金交付要綱・相模原市自治会等集会所建設資金融資要綱	城山町コミュニティ施設等整備事業補助要綱	津久井町自治会集会所建設補助金交付要綱・津久井町自治会集会所用地取得等資金融資要綱・(地域振興特別事業補助金交付要綱)	相模湖町立集会所施設等の設置及び管理に関する条例	
歳出予算額(平成17年度)	88,314千円	512千円	36,816千円	1,006千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	29841千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の福祉向上に寄与するため 「ふれあいのあるまちづくり」を推進するため <p>【内容等】</p> <p>自治会集会所用地、建物を購入等する場合、事業を補助するもの。</p> <p>【歳出予算】</p> <p>24,500千円</p> <p>【金額等】</p> <p>土地の購入の場合</p> <p>購入額の1/2、対象面積200㎡まで</p> <p>建物の購入、新築の場合</p> <p>購入額(建設費)の1/2、対象面積140㎡まで</p> <p>対象単価140千円/㎡まで</p> <p>【特記事項】</p> <p>土地の補助については1自治会1回。</p> <p>補助を受ける自治会は、自治会の法人化をしてもらう。</p> <p>その他</p> <p>自治会集会所建設事業費の融資として以下の制度がある。</p> <p>【名称】</p> <p>相模原市自治会等集会所建設資金融資</p> <p>【歳出予算】</p> <p>63,814千円(預託金)</p> <p>【目的】</p> <p>自治会集会所の取得支援のため</p> <p>【内容等】</p> <p>相模原市農業協同組合と相模原市との契約により、自治会等が集会所建設等の事業を実施するにあたり融資を受けたい場合は、市は市農協に対し融資額の7割を預託。自治会等は、市農協から年利2%かつ10年間の均等払いにて利用できる。</p> <p>なお、市は、年度末にいったん預託金の全額を市に返還してもらい、年度当初に改めて融資額の7割を預託する。</p>	<p>【目的】</p> <p>地域住民の心のふれあい、連帯意識の高揚等を図るため、地域住民自らが行うコミュニティ施設又は設備の整備事業に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>【内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助基準 集会所新築 <ul style="list-style-type: none"> 経費の1/3以内で15,000千円限度(用地取得費は含まない) 集会所増改築及び修繕 <ul style="list-style-type: none"> 経費の1/2以内で2,500千円限度 集会所改築(身体障害者用のスロープ、トイレ、てすり等の増改築及び修繕) <ul style="list-style-type: none"> 経費の2/3以内で2,000千円限度 集会所付帯設備整備 <ul style="list-style-type: none"> 経費の1/2以内で1,000千円限度 	<p>【目的】</p> <p>地域住民の福祉向上に寄与するため</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かで個性ある地域のコミュニティを形成するため <p>【内容等】</p> <p>自治会集会所の新築・増築・改築等、用地、建物を購入する場合に補助するもの。</p> <p>【金額等】</p> <p>土地購入の場合</p> <p>購入額の1/2以内、限度額1,000万円</p> <p>対象面積200㎡まで、全額財産区負担</p> <p>建物の購入、新築、増築、改築等の場合</p> <p>購入額(建設費)の1/3、対象面積30㎡以上</p> <p>限度額・一般財源400万円(50万円以上)</p> <p>財産区負担400万円</p> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集会所の補助については、2以上の自治会が共同集会所を新築する場合に加算措置あり。 集会所の補助については、他に地域振興特別事業補助金の交付あり。 <p>(事務事業一元化調書18「地域振興」に記載)</p> <p>その他</p> <p>自治会集会所用地取得等事業費の融資として以下の制度がある。</p> <p>【名称】</p> <p>津久井町自治会集会所用地取得等資金融資</p> <p>【歳出予算】</p> <p>10,000千円(貸付料)</p> <p>【目的】</p> <p>自治会集会所用地取得等の促進整備のため</p> <p>【内容等】</p> <p>津久井郡農業協同組合と津久井町との契約により、自治会等が集会所建設等の事業を実施するにあたり融資を受けたい場合は、町は郡農協に対し予算の範囲内において預託。自治会等は、郡農協から年利3%以内かつ10年以内の均等払いにて利用できる。</p> <p>なお、町は、年度末にいったん預託金の全額をいったん町に返還してもらい、年度当初に改めて予算の範囲内で預託する。</p>	<p>本町では町立の集会所が各地域に設置されている他、町立でなくとも古い建築物を地域がそのまま集会所として活用されている例もある。したがって、建築費を補助する目的の規定はない。加えて修繕に関する経費負担に関する規定も定められていない。</p> <p>町立集会所施設の管理は全て自治会に契約により委託しており、各施設毎に年額20,000円を管理委託助成金として支出している。(対象15件)</p> <p>また、元来町立ではない建物を集会所施設として活用しているものについても、自治会に補助金として年額15,000円を支出している。(対象7件)</p> <p>歳出予算の内訳</p> <p>需用費 450千円(応急修繕など)</p> <p>役務費 261千円(建物共済、浄化槽法定検査)</p> <p>補助金 295千円(地域集会所管理補助金)</p>	<p>【目的】</p> <p>地域住民の福祉向上に寄与するため</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かで個性ある地域のコミュニティを形成するため <p>【内容等】</p> <p>自治会集会所の新築・増築・改築等、建物建設する場合に補助するもの。</p> <p>(藤野町地区集会所建設事業補助金交付要綱)</p> <p>【金額等】</p> <p>建物の新築、増築、改築等の場合</p> <p>補助額 建設費の70%以内</p> <p>限度額・新築 2,000万円</p> <p>増改築等 500万円</p> <p>(100万円以上の事業が対象)</p> <p>平成16年度は60%の補助とした</p> <p>対象外事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 用地取得費 借地料 備品購入費 <p>対象建築面積</p> <ul style="list-style-type: none"> 1世帯あたり3㎡を限度

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
12	行政連絡機構の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	自治会集会所賃借料助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	企画政策室	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市自治会等集会所賃借料補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	2,221千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の福祉向上に寄与するため ・「ふれあいのあるまちづくり」を推進するため <p>【内容等】</p> <p>自治会集会所専用利用に供するため、借地及び借家の賃借料の一部を補助するもの。</p> <p>【金額等】</p> <p>家賃の1/2、床面積140㎡まで、限度単価2,450円/㎡/月まで補助期間10年間。なお、自治会集会所取得計画のある場合は、3年間の範囲で延長を認める。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
12	行政連絡機構の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	防犯灯の維持管理	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	産業環境課	総務課
根拠法令等	防犯灯設置費及び維持管理費補助金交付要綱	防犯灯等整備対策要綱 (昭和36年8月31日閣議決定)	防犯灯維持管理交付金要綱		
歳出予算額(平成17年度)	106,786千円	6,369千円	9,951千円	5,340千円	6,615千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 概要 防犯灯は、地域の主体性を尊重しながら、自治会と市が共同して地域ぐるみの防犯活動を推進して行くとの考え方に基づき、自治会が設置し、維持管理を行なう防犯灯に対して、電気料及び管理費を補助する。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H17予算) 防犯灯維持管理費補助金 106,786千円 【内訳】 ・電気料 81,866千円 電気料(4月分×12ヶ月)×90% ・管理費 24,920千円 @700円×35,600灯(見込み)</p> <p>(2) 防犯灯数 34,977灯(H16実績)</p> <p>(3) 補助率等 年間電気料の90%及び1灯につき年700円</p> <p>3 その他 自治会境や行政界等、自治会による設置が困難な場合については、連合防犯協会が設置及び管理を行っている。 【連合防犯協会管理】 ・管理灯数 2,592灯(H16実績) ・管理費 9,515千円</p>	<p>1 概要 夜間における犯罪防止等を目的として設置した防犯灯の機能維持を図る。電気料は町が全額負担。軽微な修繕(蛍光灯・グローランプの交換)については、自治会に委託。その他の修繕(器具交換等)については、町が実施。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H17予算) ・電気料 3,902千円 @190円×1,707灯×12ヶ月(既存分) @190円×8灯×6ヶ月(新設予定分) ・防犯灯維持管理業務委託料 1,366千円 @800円×1,707灯 ・防犯灯施設修繕料 1,071千円 @17,850円×60灯</p> <p>(2) 防犯灯数 1,707(H16実績)</p> <p>3 その他 防犯灯は、全て町が管理している。</p>	<p>1 概要 夜一人で歩いても安全な町の実現をめざして設置した防犯灯の維持を図る。町が設置した防犯灯を自治会が管理するにあたり、その管理に要する経費(球の交換、軽微な修繕)を交付する。電気料は町が全額負担。</p> <p>2 事業内容 (1) 交付額 1灯につき年800円 (2) 事業費(H17予算) ・防犯灯維持管理交付金 2,392千円 @800円×2,990灯 ・電気料 7,480千円 1,654灯-蛍光灯 1,327灯-水銀灯 25灯-新設等 ・防犯灯修繕料 79千円 @5,250円×15灯</p> <p>(3) 防犯灯数 2,980灯(H16実績)</p> <p>3 その他 球切れは自治会、修繕は町が行う。</p>	<p>1 概要 地域の夜間等の安全及び防犯効果を高め、もって住環境の安全を図ることを目的としており、防犯灯の設置及び維持管理は、全て町で行なっており、電球、グローランプの交換についても町が行っている。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H17予算) ・街灯・防犯灯維持費 5,156千円 ・常時点滅器取替事業費 184千円 (2) 防犯灯数 1,435灯(H16実績)</p> <p>3 その他 防犯灯の管理は、全て町が行なっている。</p>	<p>1 概要 地域の夜間等の安全及び防犯効果を高め、もって住環境の安全を図ることを目的としており、防犯灯の設置及び維持管理は、町が業者委託しており、電球、グローランプの交換等の軽修繕は町防犯協会(消防団)が行っている。</p> <p>2 事業内容 (1) 防犯灯維持管理費 6,615千円 ・防犯活動報償・電気料・修繕料等</p> <p>(2) 防犯灯数 1,836灯(H16実績)</p> <p>3 その他 防犯灯の管理は、全て町が行なっている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
12	行政連絡機構の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	防犯灯の設置・指導	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	産業環境課	総務課
根拠法令等	防犯灯設置費及び維持管理費補助金交付要綱・ 開発行為等指導要綱	防犯灯等整備対策要綱・ (昭和38年8月31日閣議決定)・ 城山町開発指導要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町街灯・防犯灯設置基準	
歳出予算額(平成17年度)	40,500千円	377千円	1,570千円	243千円	375千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 概要 防犯灯は、地域の主体性を尊重しながら、自治会と市が共同して、地域ぐるみの防犯活動を推進していくとの考え方に基づき、自治会が設置する防犯灯の設置費を補助する。 また、開発行為に伴う防犯灯の設置指導を行なう。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助率等 設置費の90% (2) 事業費(H17予算) 防犯灯設置費補助金 40,500千円 ・新設、再設 1,450灯(見込み) (3) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H16実績) ・協議件数 222件 ・設置指導数 49件 ・設置協議灯数 97灯(予定含む)</p> <p>3 その他 自治会境や行政界等、自治会による設置が困難な場合については、連合防犯協会が設置及び管理を行っている。 【連合防犯協会管理(H17予算)】 ・設置費 4,147千円</p>	<p>1 概要 夜間における犯罪防止等を目的として、防犯灯を設置する。 また、開発行為に伴う防犯灯の設置指導を行なう。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H17予算) 防犯灯設置費 369千円 ・共架式(一円費) @27,825円×1灯 ・共架式(開発寄付金分) @27,825円×1灯 ・独立式(一円費) @56,606円×1灯 ・独立式(都畑地区要望分) 3灯 256,000円 (2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H16実績) ・協議件数 未集計 ・設置協議灯数 2灯(予定含む)</p> <p>3 その他 開発行為以外の防犯灯の設置は、全て自治会からの要望に基づき、町が行っている。</p>	<p>1 概要 夜一人で歩いてても安全な町の実現をめざして防犯灯を設置する。 また、開発行為に伴う防犯灯の設置指導を行なう。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H17予算) 防犯灯工事費 1,570千円 ・電柱添架 @42,000円×30灯(更新) ・電柱添架 @40,950円×5灯(新設) ・単独柱 @105,000円×1基(新設) (2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H16実績) ・協議申請件数 18件 ・設置灯数 1灯</p> <p>3 その他 開発行為以外の防犯灯の設置は、全て自治会からの要望に基づき、町が行っている。</p>	<p>1 概要 町内に街灯・防犯灯を設置することにより、地域の夜間等の安全確保及び防犯効果を高め、もって住環境の安全を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H17予算) 街灯・防犯灯新設改良費 186千円 ・電柱等に共架 1灯 ・単独柱新設 1灯 ・水銀灯への交換 2灯 (2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H16実績) ・協議申請件数 2件 ・設置灯数 1灯</p> <p>3 その他 防犯灯は、自治会からの要望に基づき、町が設置、維持管理を行なっている。</p>	<p>1 概要 町内に街灯・防犯灯を設置することにより、地域の夜間等の安全確保及び防犯効果を高め、もって住環境の安全を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H17予算) 街灯・防犯灯新設改良費 ・電柱等に共架 7灯 154,350円 ・単独柱新設 5灯 220,500円 (2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H16実績) ・協議申請件数 3件 ・設置灯数 0件</p> <p>3 その他 防犯灯は、自治会及び防犯協会(消防団)からの要望に基づき、町が設置、維持管理を行なっている。</p>

協議第19号

町名・字名の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号 15	合併協議事項 町名・字名の取扱い		専門部会名 市民部会		
事務事業番号 35	事務事業名 町名、字名に関すること		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	地方自治法第260条	地方自治法第260条	地方自治法第260条	地方自治法第260条	地方自治法第260条
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>付属機関 相模原市住居表示審議会 町の区域及び町名について、市長の諮問に答申する。 ・任期 2年 ・委員 20名以内 ・内訳 関係行政機関の職員 学識経験のある者</p> <p>町の数 297(平成17年7月2日現在) 字の区域の数 15</p>	<p>【内容】 市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>町の数 21 字の区域の数 15</p>	<p>【内容】 市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>字の区域の数 11</p>	<p>【内容】 市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>字の区域の数 7</p>	<p>【内容】 市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>字の区域の数 7</p>

協議第20号

土地利用の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
16	土地利用の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	都市計画の調査研究、計画策定、指導及び推進		A協議会	B幹事会	C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。（都市計画基礎調査）</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。（市町村マスタープラン）</p> <p>【内容】</p> <p>都市計画に関する基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 <p>市町村マスタープラン（平成11年3月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。 <p>【参考】</p> <p>都市計画基礎調査 平成13年度 16,034千円（うち県交付金11,000千円） 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 平成14年度 24,675千円</p>	<p>【目的】</p> <p>○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。（都市計画基礎調査）</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。（市町村マスタープラン）</p> <p>【内容】</p> <p>都市計画に関する基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 <p>市町村マスタープラン（平成10年5月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。 <p>【参考】</p> <p>都市計画基礎調査 平成14年度 7,382千円（うち県交付金1,800千円） 都市計画基礎調査解析業務委託 平成16年度 4,295千円</p>	<p>【目的】</p> <p>○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。（都市計画基礎調査）</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。（市町村マスタープラン）</p> <p>【内容】</p> <p>都市計画に関する基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 <p>市町村マスタープラン（平成10年3月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。 <p>【参考】</p> <p>都市計画基礎調査等（区域マスタ作成を含む） 平成14年度 4,935千円（うち県交付金2,300千円） 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 未実施</p>	<p>【目的】</p> <p>○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。（都市計画基礎調査）</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。（市町村マスタープラン）</p> <p>【内容】</p> <p>都市計画に関する基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 <p>市町村マスタープラン（平成10年3月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。 <p>【参考】</p> <p>都市計画基礎調査 平成14年度 5,040千円（うち県交付金1,700千円） 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 未実施</p>	<p>【目的】</p> <p>○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。（都市計画基礎調査）</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。（市町村マスタープラン）</p> <p>【内容】</p> <p>都市計画に関する基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 <p>市町村マスタープラン（平成9年3月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。 <p>【参考】</p> <p>都市計画基礎調査 平成14年度 3,371千円（うち県交付金1,400千円） 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 未実施</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
16	土地利用の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名				
15	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定及び推進				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。 ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。</p> <p>都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び、区分する場合はその方針 ・土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成13年11月決定 同時変更 ・区域区分（その後行政境界変更に伴い平成16年度変更） ・都市再開発の方針 ・住宅市街地の開発整備の方針</p>	<p>【目的】 都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発、及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。 ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。</p> <p>都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び、区分する場合はその方針 ・土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成13年11月決定</p>	<p>【目的】 都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。 ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。</p> <p>都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び、土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成16年3月決定</p>	<p>【目的】 都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。 ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。</p> <p>都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成16年3月決定</p>	<p>【目的】 都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。 ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。</p> <p>都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成16年3月決定</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
16	土地利用の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名				
16	区域区分、地域地区、地区計画等の決定及び変更				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容（主な都市計画）】 都市計画区域（都市計画法第5条） 区域区分（都市計画法第7条） 地域地区（都市計画法第8条） ・用途地域、特別用途地区、高度利用地区、防火地域、準防火地域、駐車場整備地区、緑地保全地区、生産緑地地区等 都市施設（都市計画法第11条） ・道路、駐車場、公園、下水道、河川等 ○市街地開発事業（都市計画法第12条） 地区計画等（都市計画法第12条の4）</p> <p>【都市計画の決定（変更）実績】 ・平成14年度：公園の変更（3箇所）、用途地域の変更、生産緑地地区の変更 ・平成15年度：公園の変更（1箇所）、生産緑地地区の変更 ・平成16年度：都市計画区域の変更、区域区分の変更、用途地域の変更、防火地域及び準防火地域の変更、下水道の変更（以上、行政境界変更に伴うもの）、生産緑地地区の変更</p>	<p>【目的】 都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容（主な都市計画）】 都市計画区域（都市計画法第5条） 区域区分（都市計画法第7条） 地域地区（都市計画法第8条） ・用途地域、準防火地域、緑地保全地区等 都市施設（都市計画法第11条） ・道路、公園、下水道等 地区計画等（都市計画法第12条の4）</p> <p>【都市計画の決定（変更）実績】 ・平成14年度：用途地域の変更 ・平成15年度：なし ・平成16年度：公園の変更（2箇所） ・平成17年度：公園の変更（予定）</p>	<p>【目的】 都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容（主な都市計画）】 都市計画区域（都市計画法第5条） 地域地区（都市計画法第8条） ・用途地域、準防火地域 都市施設（都市計画法第11条） ・道路、公園、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等 地区計画等（都市計画法第12条の4）</p> <p>【都市計画の決定（変更）実績】 ・平成14年度：用途地域の変更 ・平成16年度：下水道の変更</p>	<p>【目的】 都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容（主な都市計画）】 都市計画区域（都市計画法第5条） 地域地区（都市計画法第8条） ・用途地域、準防火地域 都市施設（都市計画法第11条） ・道路、公園、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等 地区計画等（都市計画法第12条の4）</p> <p>【都市計画の決定（変更）実績】 ・平成14年度：用途地域の変更</p>	<p>【目的】 都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容（主な都市計画）】 都市計画区域（都市計画法第5条） 地域地区（都市計画法第8条） ・用途地域 都市施設（都市計画法第11条） ・下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等</p> <p>【都市計画の決定（変更）実績】 ・平成14年度：用途地域の変更</p>

協議第21号

上下水道事業の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	水道事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課・下水道料金室	環境防災課	上下水道課	産業環境課	上下水道課
根拠法令等			水道法 町青根簡易水道条例		水道法 藤野町給水条例 簡易水道事業等補助規則
歳出予算額（平成17年度）			95,300千円		94,065千円
歳入予算額（平成17年度）			95,300千円		54,092千円
【事務事業の内容】	<p>該当なし ・上下水道事業については、神奈川県企業庁水道局により実施。</p> <p>県水平均（家事用） 1ヶ月 2,231円 （H15水道事業統計より）</p>	<p>該当なし ・上下水道事業については、神奈川県企業庁水道局により実施。</p>	<p>【目的】 ・上下水道事業については、県企業庁水道局及び青根地区のみ簡易水道事業を実施。</p> <p>町営青根地区簡易水道事業</p> <p>【内容】</p> <p>1 給水区域 津久井町大字青根 2 給水人口 (1) 給水区域内現在人口 701人 (2) 給水区域内将来人口 930人 (3) 給水普及率 100% 3 給水量 (1) 計画1日当たり給水量 平均 750立方メートル/日 最大 1,100立方メートル/日 (2) 浄水場1日最大給水量 1,256立方メートル/日</p> <p>【施設】 取水施設 1ヶ所 導水管 浄水場(膜ろ過方式) 送水管 配水施設(3配水池)</p> <p>【使用料等】 ・水道使用料(定額制) 1 給水装置 1,680円/月 給水装置設置数 349件 (休止中40件) ・給水納付金(新設) 1件 100,500円 ・手数料(主なもの) 設計審査手数料 1件 1,000円 検査手数料 1件 2,000円 事業者指定申請手数料 1件 10,000円</p> <p>【指定給水工事事業者】 1 4社指定</p> <p>・県水平均（家事用）1ヶ月平均 2,772円 （H15水道事業統計より）</p>	<p>該当なし ・上下水道事業については、神奈川県企業庁水道局により実施。</p>	<p>【目的】 ・上下水道事業については、県企業庁水道局 ・町営簡易水道事業5地区 ・組合簡易水道事業2地区 ・組合専用水道事業1地区 ・施設専用水道事業1地区</p> <p>町営簡易水道事業</p> <p>【内容】</p> <p>1 給水区域 葛原 篠原 牧野中央 馬本・吉原 伏馬田 2 給水人口 (1) 給水区域内現在人口 227人 142人 288人 149人 69人 (2) 給水区域内将来人口 300人 175人 310人 142人 70人 (3) 給水普及率 100% 3 給水量 (1) 計画1日当たり平均給水量（立法メートル） 60 34 85 35 18</p> <p>【施設】 取水施設 各1ヶ所 導水管 浄水場(滅菌のみ) 送水管 配水施設(配水池) 各1ヶ所</p> <p>【使用料等】 ・水道使用料(従量制) 1 給水装置 1,000円/月 給水装置設置数 367件 95 59 133 48 32 ・給水納付金(新設) 1件150,000円 ・手数料(主なもの) 設計審査手数料 1件 5,000円 検査手数料 1件 500円 事業者指定申請手数料 1件 10,000円</p> <p>【指定給水工事事業者】 12社指定</p> <p>・県水平均（家事用）1ヶ月平均 2,772円 （H15水道事業統計より）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	水道事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】					<p>【町営簡易水道統合・移管事業】</p> <p>統合簡易水道整備計画に基づき、牧野中央簡易水道と周辺水道施設を統合し、安全な飲料水の安定供給に資する。</p> <p>統合水道事業名 牧野中央簡易水道 川上・菅窪小規模水道 堂地専用水道</p> <p>計画給水人口 550人 計画年度平成16年度～平成20年度 総事業費 236,000千円 ・国庫補助金 64,355千円 ・県費補助金 12,413千円 ・起債額 113,000千円 ・町費 46,232千円 17年度 50,000千円 特定財源35,400千円</p> <p>【県営水道への移管事業】</p> <p>県営水道への円滑な移管のため、町営葛原簡易水道の老朽管を布設替えや切り回しを実施している。</p> <p>また、町営馬本・吉原簡易水道においては、県道山北藤野線の改良に併せて管路の布設替えを実施しているが、近年は県道の改良が延期されているので整備を見合わせている。</p> <p>平成17年度工事費 3,000千円 平成15年度決算額 2,993千円</p> <p>【町営簡易水道拡張事業】</p> <p>水道法の定める町の責務に鑑み、町営箱原簡易水道の給水区域を周辺小規模水道区域に拡張し整備する。平成17年度に施設概要、財源措置等調査し、実施時期等結論を出すことになっている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	水道事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】					<p>【簡易水道・小規模水道補助事業】 水道法の定める町の責務にかんがみ、規則で定める事業主体が実施する水道事業及び給水事業に対して、補助金を交付し、清潔な水の供給を図り、地域住民の公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する。 《平成17年度工事予算》 1,500千円 対象：大川原水道組合 内容：道水管布設工事補助 事業費：2,148千円 補助率：70%以内</p> <p>《平成17年度水質検査予算》 450千円 対象：奥牧野簡水、牧郷簡水、堂地専水 内容：水質検査費の一部補助 事業費：150千円×3組合=450千円</p> <p>《平成15年度決算額》 2,500千円 小舟水道組合 井戸ポンプ交換工事 日影原水道組合 導水管改修工事 中尾日向水道組合 配水管布設替工事 堂地開戸水道組合 貯水タンク交換工事 新和田水道組合 送水管布設替等工事 《平成15年度水質検査補助決算額》 450千円</p> <p>【専用水道町営化整備事業】 水道法の定める町の責務に鑑み、地元水道組合と移管協定に、将来の町営移管を根拠に地元負担金を徴収し、町が配水管の敷設替えや切り直し工事を実施する。 《平成17年度事業概要》 名称：堂地水道配水管敷設替工事 工事費：19,000千円 概要：配水管 100-50 L=360m</p> <p>《平成15年度決算額》 工事費：6,993千円 概要：配水管 75 L=138m</p> <p>《全体計画》 施工目的：町営移管に向け、民地に敷設されている老朽管を公道内に敷設替えする。 整備期間：平成15年度～平成21年度 整備概要： 100-50 L=1,680m 総事業費：77,000千円 財源内訳：国 27,000千円 町 35,000千円 財産区 10,000千円 地元 5,000千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		
事務事業番号 7	事務事業名 公共下水道事業受益者負担金		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	都市計画法第75条および市受益者負担金条例	都市計画法第75条および城山町都市計画下水道事業受益者負担金条例 城山町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例	都市計画法第75条 町公共下水道受益者負担に関する条例（負担金と分担金を同時に規定） 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則（負担金と分担金を同時に規定）	都市計画法第75条 町公共下水道受益者負担に関する条例（負担金と分担金を同時に規定） 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則（負担金と分担金を同時に規定）	都市計画法第75条 町公共下水道受益者負担に関する条例（負担金と分担金を同時に規定） 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則（負担金と分担金を同時に規定）
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	10,390千円	465千円	17,624千円	10,998千円	10,564千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 市街化区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり270円</p> <p>納付期日 第1期・・・7月1日～7月31日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年2月1日～2月末日</p> <p>減免（単位：%） 条例第11条第1号(国又は地方公共団体が公共施設の用に供することを予定している土地に係る受益者) 1 道路、公園 100 2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 100</p> <p>条例第11条第2号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 国、公立学校施設用地 75 2 国、公立の社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 その他の行政財産(企業用財産、宿舍用地その他の有償で貸し付けのあるものを除く。)用地 50 6 有料の道路、公園 100 7 有料の公務員宿舍用地 25</p>	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 市街化区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり300円</p> <p>賦課年度 整備年度の翌年度</p> <p>納付期日 第1期・・・6月1日～6月30日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年1月1日～1月31日</p> <p>減免（単位：%） 条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者) 1 道路、公園 100 2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 100</p> <p>条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 学校施設用地 75 2 社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 病院用地 25 6 有料の公務員宿舍用地 25</p>	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり378円</p> <p>納付期日 第1期・・・6月1日～6月30日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年1月1日～1月30日</p> <p>減免（単位：%） 条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者) 1 道路、公園 100 2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 100</p> <p>条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 学校施設用地 75 2 社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 病院用地 25 6 有料の公務員宿舍用地 25 7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地 50</p> <p>条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者) 1 企業用財産用地 25</p>	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり 第1負担区 398円 第2負担区 411円</p> <p>納付期日 第1期・・・6月10日～6月30日 第2期・・・9月10日～9月30日 第3期・・・11月10日～11月30日 第4期・・・翌年1月10日～1月31日</p> <p>減免（単位：%） 条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公共の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 学校施設用地 75 2 社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 病院用地 25 6 有料の公務員宿舍用地 25 7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地 50</p> <p>条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者) 1 企業用財産用地 25</p>	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり 第1負担区 430円</p> <p>納付期日 第1期・・・6月10日～6月30日 第2期・・・9月10日～9月30日 第3期・・・11月10日～11月30日 第4期・・・翌年1月10日～1月31日</p> <p>減免（単位：%） 条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公共の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 学校施設用地 75 2 社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 病院用地 25 6 有料の公務員宿舍用地 25 7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地 50</p> <p>条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者) 1 企業用財産用地 25</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名				
7	公共下水道事業受益者負担金	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>条例第11条第3号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 国の経営する企業用財産用地 2.5</p> <p>2 国立病院用地 2.5</p> <p>3 地方公共団体の経営する企業(病院を含む。)用財産用地 2.5</p> <p>条例第11条第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)生活保護法第12条の規定により生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となつている土地免除又はその都度状況を調査して決定する。</p> <p>条例第11条第5号(事業のため土地又は物件を提供した受益者)</p> <p>1 私設下水道組合区域の土地 300平方メートルまでの面積に係る負担金の額の7.5%</p> <p>2 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第1項又は第2項の規定により施行する土地区画整理事業区域の土地 7.5%以内で市長の定める率</p> <p>3 その他下水道事業のため土地又は物件を提供した者が受益者となつている土地 その状況に応じ、その都度決定する。</p> <p>条例第11条第6号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校で国及び地方公共団体以外の者が設置するもの並びに私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に定める学校法人が設置する学校教育法第82条の2に定める専修学校又は同法第83条に定める各種学校の用に供している土地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7.5</p> <p>2 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7.5</p> <p>3 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的を達成するために必要とする施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 5.0</p> <p>4 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に定める墓地及び同条第6項に定める納骨堂用地 1.0</p> <p>5 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に定める鉄道事業者がその事業の用に供している土地 (1) 線路用地 1.0 (2) 駅前広場 1.0 (3) その他の用地(その本来の事業の用に供しているものに限る。) 3.0</p> <p>6 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財(無形文化財を除く。)で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>7 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第5条の規定により近郊緑地特別保全地区に指定された土地 1.0</p> <p>8 自治会等が所有し、又は使用する集会所用地 1.0</p> <p>9 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>10 公衆の用に供されている私道路敷 1.0</p>	<p>7 図書館、公民館、体育施設その他これらに準ずる施設用地 5.0</p> <p>条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 企業用財産用地 2.5</p> <p>2 公共企業体施設用地 2.5</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)生活保護法による生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となつている土地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第5号(全各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地のみに係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条に定める宗教法人がその本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く。) 5.0</p> <p>2 墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第45号)第2条に定める施設の用地 1.0</p> <p>3 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く。) 7.5</p> <p>4 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し、管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く。) 7.5</p> <p>5 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>6 自治会等が所有し、又は使用する集会所用地 1.0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>8 公道から公道へ通ずるために設けられ、かつ、公衆の用に供されている私道路敷 1.0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5.0</p> <p>10 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第1項又は第2項の規定により施行する土地区画整理事業区域の土地で下水道事業のため土地又は物件を提供したものが受益者となつている土地 8.0%以内で町長が定める率</p> <p>11 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により施行する開発区域の土地で下水道事業のため土地又は物件を提供したものが受益者となつている土地 8.0%以内で町長の定める率</p> <p>12 その他実情に応じ減免する必要があると認められる土地 状況に応じ町長が定める率</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。)</p> <p>1 現況が田または畑である土地 1.0%の率で、宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまで</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼または雑種地等(田、畑、山林、原野、または池沼に準ずるもので、特に町長が徴収猶予の必要があると認められる雑種地等に限る。)である土地</p>	<p>の企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 企業用財産用地 2.5</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情が認められる者が受益者となつている土地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く。) 5.0</p> <p>2 墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条に定める施設の用地 1.0</p> <p>3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く。) 7.5</p> <p>4 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し、管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く。) 7.5</p> <p>5 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>6 自治会等が所有し、又は使用する集会所用地 1.0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>8 公衆の用に供されている私道路敷 1.0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5.0</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供したところに係る土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>11 その他、実情に応じ減免することが必要と認められる土地 その状況に応じ決定する。</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 1.0</p> <p>徴収猶予期間 宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまでの期間</p> <p>1 現況が田又は畑である土地</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずる土地もので、特に町長が徴収猶予の必要があると認められる雑種地等に限る。)である土地</p> <p>3 係争地</p>	<p>条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者)</p> <p>1 道路、公園 1.0</p> <p>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となつている土地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められた土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法第2条に定める宗教団体が、その本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5.0</p> <p>2 墓地、埋葬等に関する法律第2条に定める施設の用地 1.0</p> <p>3 社会福祉事業法第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に、当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7.5</p> <p>4 私立学校法第3条に定める学校法人が、設置し管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7</p> <p>5 文化財保護法第2条に定める文化財で、国又は地方公共団体が指定したものににかかる土地 1.0</p> <p>6 自治会が所有し又は使用する集会所施設用地 1.0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>8 公衆の用に供している私道路敷 1.0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5.0</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供したところに係る土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>11 その他、実情に応じ減免する必要があると認められる土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 1.0</p> <p>徴収猶予期間 宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまでの期間</p> <p>1 現況が田又は畑である土地</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずる土地もので、特に町長が徴収猶予の必要があると認められる雑種地等に限る。)である土地</p> <p>3 係争地</p>	<p>条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者)</p> <p>1 道路、公園 1.0</p> <p>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となつている土地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められた土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法第2条に定める宗教団体が、その本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5.0</p> <p>2 墓地、埋葬等に関する法律第2条に定める施設の用地 1.0</p> <p>3 社会福祉事業法第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に、当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7.5</p> <p>4 私立学校法第3条に定める学校法人が、設置し管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7</p> <p>5 文化財保護法第2条に定める文化財で、国又は地方公共団体が指定したものににかかる土地 1.0</p> <p>6 自治会が所有し又は使用する集会所施設用地 1.0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>8 公衆の用に供している私道路敷 1.0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5.0</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供したところに係る土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>11 その他、実情に応じ減免する必要があると認められる土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 1.0</p> <p>徴収猶予期間 宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまでの期間</p> <p>1 現況が田又は畑である土地</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずる土地もので、特に町長が徴収猶予の必要があると認められる雑種地等に限る。)である土地</p> <p>3 係争地</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	公共下水道事業受益者負担金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>11 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 50</p> <p>12 市長が別に定める基準により認定した公園、広場その他これらに準ずると認められるもので、不特定多数の者の利用に供されている土地 100</p> <p>13 私有地で広場、公園等公共の用に供している土地 30%以内で市長の定める率</p> <p>14 その他実情に応じ減免することが必要と認められる土地 その状況に応じ決定する。</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 現に耕作の用に供されている土地(土地の状況により宅地と認められるものを除く。) 100%の率で、耕作の用に供されなくなるまで。</p> <p>2 低地、急傾斜地、無道路地等のため、宅地として使用することが困難な土地 100%の率で、宅地として使用し、又は使用できる状況にあると認められるまで。</p> <p>3 相模原市緑化条例(昭和47年相模原市条例第29号)第4条第1項の規定により保存樹林として指定されている土地 100%の率で、保存樹林としての指定が解除されるまで。</p> <p>5 1住居当たりの宅地面積が1,000平方メートルを超えることとなる土地 1,000平方メートルを超える部分に係る負担金の額の100%を3年以内で、市長の認定する期間。</p> <p>5 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認められたもの 市長の認定する率を、3年以内で、市長の認定する期間。</p> <p>条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害又は盗難により負担金を納付することが困難であると認められる受益者の土地 100%の率を3年以内で、市長の認定する期間</p> <p>2 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認められたもの 市長の認定する率を、3年以内で、市長の認定する期間。</p> <p>延滞金の取扱 市受益者負担金条例に基づく延滞金割合 年10.95%</p>	<p>100%の率で、宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまで</p> <p>条例第7条第2号(受益者について災害、盗難、その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害または盗難により負担金を納付することが困難であると認められる土地 100%の率を3年以内で、町長の認定する期間</p> <p>2 その他町長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認められたもの 町長の認定する率を、3年以内で、町長の認定する期間。</p> <p>延滞金の取扱 町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく延滞金割合 年10.95%</p> <p>督促手数料の取扱 町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく督促手数料 1通60円</p>	<p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が現に所有し、又地上権等を有する土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 現況が田又は畑である土地 100%を宅地として使用し又は使用できる状況にあると認められるまでの期間猶予する。</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずるもので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に属する。)である土地 100%を宅地として使用し又は使用できる状況にあると認められるまでの期間猶予する。</p> <p>3 係争地 100%を受益者が決定(判定)するまでの期間猶予する。</p> <p>条例第7条第2号(受益者が災害等の理由により、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害又は盗難その他事故が生じたことにより負担金を納付することが困難であると認められる土地 100%を3年以内で、町長の認定する期間猶予する。</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 町長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認められる場合 町長が認定する率を町長が認定する期間猶予する。</p> <p>延滞金の取扱 町公共下水道受益者負担に関する条例に基づく延滞金割合 年14.5%</p> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、特例基準割合または年7.25%のいずれか少ない割合</p> <p>・特例基準割合 前年11月30日における公定歩合に年4%を加算した割合 平成16年度中の特例基準割合は、平成15年11月30日を経過する時点における公定歩合が0.1%であったことから4.1%</p>	<p>条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 100</p> <p>徴収猶予期間 3年以内で町長が認定する期間</p> <p>3年以内で町長が認定する期間</p> <p>1 災害、盗難又はその他の事故により負担金を納付することが困難であると認められた受益者の土地</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められたとき)</p> <p>徴収猶予率 町長が認定する率</p> <p>徴収猶予期間 町長が認定する期間</p> <p>1 町長が、その状況により特に徴収猶予の必要があると認められたもの</p> <p>延滞金の取扱 町公共下水道受益者負担に関する条例に基づく延滞金割合 年14.5%</p> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については 年7.25%</p>	<p>条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 100</p> <p>徴収猶予期間 3年以内で町長が認定する期間</p> <p>1 災害、盗難又はその他の事故により負担金を納付することが困難であると認められた受益者の土地</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められたとき)</p> <p>徴収猶予率 町長が認定する率</p> <p>徴収猶予期間 町長が認定する期間</p> <p>1 町長が、その状況により特に徴収猶予の必要があると認められたもの</p> <p>延滞金の取扱 町公共下水道受益者負担に関する条例に基づく延滞金割合 年14.5%</p> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については 年7.25%</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会																																																																		
事務事業番号 6	事務事業名 公共下水道事業受益者分担金		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																
担当課名	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課																																																																
根拠法令等	地方自治法第224条および市受益者分担金条例		地方自治法第224条 町公共下水道受益者負担に関する条例(負担金と分担金を同時に規定) 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則(負担金と分担金を同時に規定)	地方自治法第224条 町公共下水道受益者負担に関する条例(負担金と分担金を同時に規定) 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則(負担金と分担金を同時に規定)	地方自治法第224条 町公共下水道受益者負担に関する条例(負担金と分担金を同時に規定) 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則(負担金と分担金を同時に規定)																																																																
歳出予算額(平成17年度)	0千円		0千円	0千円	0千円																																																																
歳入予算額(平成17年度)	107,541千円		0千円	0千円	0千円																																																																
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 市街化調整区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位分担金額 1平方メートルあたり490円</p> <p>納付期日 第1期・・・7月1日～7月31日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年2月1日～2月末日</p> <p>減免(単位：%)</p> <p>条例第11条第1号(国又は地方公共団体が公共施設の用に供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 道路、公園</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> <tr><td>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> </table> <p>条例第11条第2号(国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 国、公立学校施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>2 国、公立の社会福祉施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>3 警察、法務収容施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>4 一般庁舎用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>5 その他の行政財産(企業用財産、宿舍用地その他の有償で貸し付けてあるものを除く。)用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> </table>	1 道路、公園	100	2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地	100	1 国、公立学校施設用地	75	2 国、公立の社会福祉施設用地	75	3 警察、法務収容施設用地	75	4 一般庁舎用地	50	5 その他の行政財産(企業用財産、宿舍用地その他の有償で貸し付けてあるものを除く。)用地	50	該当なし	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に整備事業費の一部負担をしていただく。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位分担金額 1平方メートルあたり378円</p> <p>納付期日 第1期・・・6月1日～6月30日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年1月1日～1月30日</p> <p>減免(単位：%)</p> <p>条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公用に供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 道路、公園</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> <tr><td>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> </table> <p>条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 学校施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>2 社会福祉施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>3 警察、法務収容施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>4 一般庁舎用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>5 病院用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>6 有料の公務員宿舍用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> </table>	1 道路、公園	100	2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地	100	1 学校施設用地	75	2 社会福祉施設用地	75	3 警察、法務収容施設用地	75	4 一般庁舎用地	50	5 病院用地	25	6 有料の公務員宿舍用地	50	7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に整備事業費の一部負担をしていただく。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>【納付義務者】 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>【単位分担金額】 1平方メートルあたり 第1負担区に流入する土地 398円 第2負担区に流入する土地 411円</p> <p>【納付期日】 第1期・・・6月10日～6月30日 第2期・・・9月10日～9月30日 第3期・・・11月10日～11月30日 第4期・・・翌年1月10日～1月31日</p> <p>【減免(単位：%)】 条例第8条2項第1号(国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 学校施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>2 社会福祉施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>3 警察、法務収容施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>4 一般庁舎用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>5 病院用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>6 有料の公務員宿舍用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> </table> <p>条例第8条2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供ししている土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 企業用財産用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> </table> <p>条例第8条2項第3号(国又は地方公共団体が公用に供することを予定している土地に係る受益者)</p>	1 学校施設用地	75	2 社会福祉施設用地	75	3 警察、法務収容施設用地	75	4 一般庁舎用地	50	5 病院用地	25	6 有料の公務員宿舍用地	25	7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50	1 企業用財産用地	25	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に整備事業費の一部負担をしていただく。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>【納付義務者】 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>【単位分担金額】 1平方メートルあたり 第1負担区に流入する土地 430円</p> <p>【納付期日】 第1期・・・6月10日～6月30日 第2期・・・9月10日～9月30日 第3期・・・11月10日～11月30日 第4期・・・翌年1月10日～1月31日</p> <p>【減免(単位：%)】 条例第8条2項第1号(国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 学校施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>2 社会福祉施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>3 警察、法務収容施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>4 一般庁舎用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>5 病院用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>6 有料の公務員宿舍用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> </table> <p>条例第8条2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供ししている土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 企業用財産用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> </table> <p>条例第8条2項第3号(国又は地方公共団体が公用に供することを予定している土地に係る受益者)</p>	1 学校施設用地	75	2 社会福祉施設用地	75	3 警察、法務収容施設用地	75	4 一般庁舎用地	50	5 病院用地	25	6 有料の公務員宿舍用地	25	7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50	1 企業用財産用地	25
1 道路、公園	100																																																																				
2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地	100																																																																				
1 国、公立学校施設用地	75																																																																				
2 国、公立の社会福祉施設用地	75																																																																				
3 警察、法務収容施設用地	75																																																																				
4 一般庁舎用地	50																																																																				
5 その他の行政財産(企業用財産、宿舍用地その他の有償で貸し付けてあるものを除く。)用地	50																																																																				
1 道路、公園	100																																																																				
2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地	100																																																																				
1 学校施設用地	75																																																																				
2 社会福祉施設用地	75																																																																				
3 警察、法務収容施設用地	75																																																																				
4 一般庁舎用地	50																																																																				
5 病院用地	25																																																																				
6 有料の公務員宿舍用地	50																																																																				
7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50																																																																				
1 学校施設用地	75																																																																				
2 社会福祉施設用地	75																																																																				
3 警察、法務収容施設用地	75																																																																				
4 一般庁舎用地	50																																																																				
5 病院用地	25																																																																				
6 有料の公務員宿舍用地	25																																																																				
7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50																																																																				
1 企業用財産用地	25																																																																				
1 学校施設用地	75																																																																				
2 社会福祉施設用地	75																																																																				
3 警察、法務収容施設用地	75																																																																				
4 一般庁舎用地	50																																																																				
5 病院用地	25																																																																				
6 有料の公務員宿舍用地	25																																																																				
7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50																																																																				
1 企業用財産用地	25																																																																				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	公共下水道事業受益者分担金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>6 有料の道路、公園 1 0 0</p> <p>7 有料の公務員宿舍用地 2 5</p> <p>条例第11条第3号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 国の経営する企業用財産用地 2 5</p> <p>2 国立病院用地 2 5</p> <p>3 地方公共団体の経営する企業(病院を含む。)用財産用地 2 5</p> <p>条例第11条第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法第12条の規定により生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となっている土地 免除又はその都度状況を調査して決定する。</p> <p>条例第11条第5号(事業のため土地又は物件を提供した受益者)</p> <p>1 私設下水道組合区域の土地</p> <p>2 その他公共下水道事業のため土地又は物件を提供した者が受益者となっている土地 その状況に応じ、その都度決定する。</p> <p>条例第11条第6号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校で国及び地方公共団体以外の者が設置するもの並びに私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に定める学校法人が設置する学校教育法第82条の2に定める専修学校又は同法第83条に定める各種学校の用に供している土地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7 5</p> <p>2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7 5</p> <p>3 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的を達成するために必要とする施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 5 0</p> <p>4 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第6項に定める納骨堂用地 1 0 0</p> <p>5 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に定める鉄道事業者がその事業の用に供している土地の内、線路用地、駅前広場を除くその他の用地(その本来の事業の用に供しているものに限る。) 3 0</p> <p>6 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財(無形文化財を除く。)で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1 0 0</p> <p>7 自治会等が所有し、又は使用する集会場用地</p> <p>8 消防団が使用する消防用施設用地 1 0 0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5 0</p> <p>10 その他実情に応じ減免することが必要と認められる土地</p> <p style="text-align: center;">その状況に応じ決定する。</p> <p>徴収の猶予</p> <p>条例第7条第1号(受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p>	<p>6 有料の道路、公園 1 0 0</p> <p>7 有料の公務員宿舍用地 2 5</p> <p>条例第11条第3号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 国の経営する企業用財産用地 2 5</p> <p>2 国立病院用地 2 5</p> <p>3 地方公共団体の経営する企業(病院を含む。)用財産用地 2 5</p> <p>条例第11条第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法第12条の規定により生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となっている土地 免除又はその都度状況を調査して決定する。</p> <p>条例第11条第5号(事業のため土地又は物件を提供した受益者)</p> <p>1 私設下水道組合区域の土地</p> <p>2 その他公共下水道事業のため土地又は物件を提供した者が受益者となっている土地 その状況に応じ、その都度決定する。</p> <p>条例第11条第6号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校で国及び地方公共団体以外の者が設置するもの並びに私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に定める学校法人が設置する学校教育法第82条の2に定める専修学校又は同法第83条に定める各種学校の用に供している土地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7 5</p> <p>2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7 5</p> <p>3 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的を達成するために必要とする施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 5 0</p> <p>4 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第6項に定める納骨堂用地 1 0 0</p> <p>5 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に定める鉄道事業者がその事業の用に供している土地の内、線路用地、駅前広場を除くその他の用地(その本来の事業の用に供しているものに限る。) 3 0</p> <p>6 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財(無形文化財を除く。)で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1 0 0</p> <p>7 自治会等が所有し、又は使用する集会場用地</p> <p>8 消防団が使用する消防用施設用地 1 0 0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5 0</p> <p>10 その他実情に応じ減免することが必要と認められる土地</p> <p style="text-align: center;">その状況に応じ決定する。</p> <p>徴収の猶予</p> <p>条例第7条第1号(受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p>	<p>条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 企業用財産用地 2 5</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となっている土地 1 0 0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5 0</p> <p>2 墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条に定める施設の用地 1 0 0</p> <p>3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7 5</p> <p>4 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し、管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7 5</p> <p>5 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1 0 0</p> <p>6 自治会等が所有し、又は使用する集会所用地 1 0 0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1 0 0</p> <p>8 公衆の用に供されている私道路敷 1 0 0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5 0</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供した受益者に係る土地</p> <p style="text-align: center;">その状況に応じ決定する。</p> <p>徴収の猶予</p> <p>条例第7条第1号(受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 現況が田又は畑である土地 1 0 0%を宅地として使用し又は使用できる状況にあると認められるまでの期間猶予する。</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずるもので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に限る。)である土地 1 0 0%を宅地として使用し又は使用できる状況にあると認められるまでの期間猶予する。</p> <p>3 係争地 1 0 0%を受益者が決定(判定)するまでの期間猶予する。</p> <p>条例第7条第2号(受益者が災害等の理由により、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害又は盗難その他事故が生じたことにより</p>	<p>1 道路、公園 1 0 0</p> <p>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 1 0 0</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となっている土地 1 0 0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法第2条に定める宗教団体が、その本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5 0</p> <p>2 墓地、埋葬等に関する法律第2条に定める施設の用地 1 0 0</p> <p>3 社会福祉事業法第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に、当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7 5</p> <p>4 私立学校法第3条に定める学校法人が、設置し管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7 5</p> <p>5 文化財保護法第2条に定める文化財で、国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1 0 0</p> <p>6 自治会が所有し又は使用する集会所施設用地 1 0 0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1 0 0</p> <p>8 公衆の用に供している私道路敷 1 0 0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5 0</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供したところに係る土地 1 0 0</p> <p>11 その他、実情に応じ減免する必要があると認められる土地 1 0 0</p> <p style="text-align: center;">その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>【徴収の猶予】</p> <p>条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 1 0 0</p> <p>徴収猶予期間 宅地として使用または使用できる状況にあると認められるまでの期間</p> <p>1 現況が田又は畑である土地</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずる土地のもので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に限る)である土地</p>	<p>1 道路、公園 1 0 0</p> <p>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 1 0 0</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となっている土地 1 0 0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法第2条に定める宗教団体が、その本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5 0</p> <p>2 墓地、埋葬等に関する法律第2条に定める施設の用地 1 0 0</p> <p>3 社会福祉事業法第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に、当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7 5</p> <p>4 私立学校法第3条に定める学校法人が、設置し管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7 5</p> <p>5 文化財保護法第2条に定める文化財で、国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1 0 0</p> <p>6 自治会が所有し又は使用する集会所施設用地 1 0 0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1 0 0</p> <p>8 公衆の用に供している私道路敷 1 0 0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5 0</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供したところに係る土地 1 0 0</p> <p>11 その他、実情に応じ減免する必要があると認められる土地 1 0 0</p> <p style="text-align: center;">その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>【徴収の猶予】</p> <p>条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 1 0 0</p> <p>徴収猶予期間 宅地として使用または使用できる状況にあると認められるまでの期間</p> <p>1 現況が田又は畑である土地</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずる土地のもので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に限る)である土地</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
17	上下水道事業の取扱い	土木部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
6	公共下水道事業受益者分担金	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<p>1 1 住居当たりの宅地面積が1,000平方メートルを超えることとなる土地 1,000平方メートルを超える部分に係る分担金の額の100%を3年以内で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>2 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの 市長の認定する率で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>条例第7条第2号(受益者が災害等の理由により当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害又は盗難により分担金を納付することが困難であると認められる受益者の土地 100%の率を3年以内で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>2 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの 市長の認定する率を3年以内で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>延滞金の取扱 市受益者分担金条例に基づく延滞金割合 年10.95%</p>		<p>負担金を納付することが困難であると認められる土地 100%を3年以内で、町長の認定する期間猶予する。</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 町長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認められる場合 町長が認定する率を町長が認定する期間猶予する。</p> <p>延滞金の取扱 町公共下水道受益者負担に関する条例に基づく延滞金割合 年14.5% ・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、特例基準割合または年7.25%のいずれか少ない割合 ・特例基準割合 前年11月30日における公定歩合に年4%を加算した割合 平成16年度中の特例基準割合は、平成15年11月30日を経過する時点における公定歩合が0.1%であったことから4.1%</p>	<p>3 係争地</p> <p>条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 100 徴収猶予期間 3年以内で町長が認定する期間</p> <p>1 災害、盗難又はその他の事故により負担金を納付することが困難であると認められた受益者の土地</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められたとき)</p> <p>徴収猶予率 町長が認定する率 徴収猶予期間 町長が認定する期間</p> <p>1 町長が、その状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの</p>	<p>3 係争地</p> <p>条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 100 徴収猶予期間 3年以内で町長が認定する期間</p> <p>1 災害、盗難又はその他の事故により負担金を納付することが困難であると認められた受益者の土地</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められたとき)</p> <p>徴収猶予率 町長が認定する率 徴収猶予期間 町長が認定する期間</p> <p>1 町長が、その状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名																																																																																																																																																														
17	上下水道事業の取扱い				土木部会																																																																																																																																																														
事務事業番号	事務事業名				協議ランク																																																																																																																																																														
8	公共下水道使用料				A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																																																																																														
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																																																																																																														
4	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課																																																																																																																																																														
根拠法令等	下水道法20条 相模原市公共下水道使用料徴収条例 相模原市公共下水道使用料徴収条例施行規則	下水道法20条 城山町公共下水道使用料徴収条例 城山町公共下水道使用料徴収条例施行規則 城山町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例	下水道法第20条 津久井町公共下水道使用料徴収条例 津久井町公共下水道使用料徴収条例施行規則	下水道法第20条 相模湖町公共下水道使用料徴収条例 相模湖町公共下水道使用料徴収条例施行規則	下水道法第20条 藤野町公共下水道使用料徴収条例 藤野町公共下水道使用料徴収条例施行規則																																																																																																																																																														
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																																																																																																														
歳入予算額(平成17年度)	8,104,125千円	232,242千円	96,483千円	44,285千円	19,900千円																																																																																																																																																														
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量(一般的には水道使用量)に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただく。 汚水処理の維持管理費 下水道の整備において借入した公債費・その利子分の返済金</p> <p>納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成16年4月に料金改定を実施)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">8 m3以下の分</td><td style="width: 50%;">5 5 0 円</td></tr> <tr><td>9 m3 ~ 1 5 m3</td><td>9 0 円</td></tr> <tr><td>1 6 m3 ~ 2 0 m3</td><td>9 5 円</td></tr> <tr><td>2 1 m3 ~ 3 0 m3</td><td>1 1 0 円</td></tr> <tr><td>3 1 m3 ~ 5 0 m3</td><td>1 2 0 円</td></tr> <tr><td>5 1 m3 ~ 1 0 0 m3</td><td>1 4 5 円</td></tr> <tr><td>1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3</td><td>1 6 0 円</td></tr> <tr><td>3 0 1 m3 ~ 1,000 m3</td><td>1 9 0 円</td></tr> <tr><td>1,000 m3を超える分</td><td>2 2 5 円</td></tr> <tr><td>公衆浴場汚水</td><td>1 m3あたり 5 円</td></tr> </table> <p>一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,737円(消費税込み)</p> <p>平成15年度の決算額(滞繰分含む)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>調定件数</td><td>1,971,080件</td></tr> <tr><td>調定額</td><td>8,489,704千円</td></tr> <tr><td>収入額</td><td>7,686,805千円</td></tr> <tr><td>収入未済額</td><td>704,843千円</td></tr> <tr><td>欠損額</td><td>98,056千円</td></tr> <tr><td>収納率</td><td>90.54%</td></tr> </table> <p>平成17年度の当初予算額(現年度分)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>調定見込額</td><td>8,122,959千円</td></tr> <tr><td>当初予算額</td><td>7,939,631千円</td></tr> </table>	8 m3以下の分	5 5 0 円	9 m3 ~ 1 5 m3	9 0 円	1 6 m3 ~ 2 0 m3	9 5 円	2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 0 円	3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 2 0 円	5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 4 5 円	1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3	1 6 0 円	3 0 1 m3 ~ 1,000 m3	1 9 0 円	1,000 m3を超える分	2 2 5 円	公衆浴場汚水	1 m3あたり 5 円	調定件数	1,971,080件	調定額	8,489,704千円	収入額	7,686,805千円	収入未済額	704,843千円	欠損額	98,056千円	収納率	90.54%	調定見込額	8,122,959千円	当初予算額	7,939,631千円	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量(一般的には水道使用量)に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただく。 汚水処理の維持管理費 下水道の整備において借入した公債費・その利子分の返済金</p> <p>納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成14年4月に料金改定を実施)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">8 m3以下の分</td><td style="width: 50%;">6 5 0 円</td></tr> <tr><td>9 m3 ~ 1 5 m3</td><td>9 8 円</td></tr> <tr><td>1 6 m3 ~ 2 0 m3</td><td>1 0 4 円</td></tr> <tr><td>2 1 m3 ~ 3 0 m3</td><td>1 1 5 円</td></tr> <tr><td>3 1 m3 ~ 5 0 m3</td><td>1 2 7 円</td></tr> <tr><td>5 1 m3 ~ 1 0 0 m3</td><td>1 5 5 円</td></tr> <tr><td>1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3</td><td>1 6 7 円</td></tr> <tr><td>3 0 1 m3 ~ 1,000 m3</td><td>2 0 1 円</td></tr> <tr><td>1,000 m3を超える分</td><td>2 3 6 円</td></tr> </table> <p>一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,948円(消費税込み)</p> <p>平成15年度の決算額(滞繰分含む)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>調定件数</td><td>43,334件</td></tr> <tr><td>調定額</td><td>239,358千円</td></tr> <tr><td>収入額</td><td>211,717千円</td></tr> <tr><td>収入未済額</td><td>27,508千円</td></tr> <tr><td>欠損額</td><td>133千円</td></tr> <tr><td>収納率</td><td>88.45%</td></tr> </table> <p>平成17年度の当初予算額(現年度分)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>調定見込額</td><td>230,706千円</td></tr> <tr><td>当初予算額</td><td>228,399千円</td></tr> </table>	8 m3以下の分	6 5 0 円	9 m3 ~ 1 5 m3	9 8 円	1 6 m3 ~ 2 0 m3	1 0 4 円	2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 5 円	3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 2 7 円	5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 5 5 円	1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3	1 6 7 円	3 0 1 m3 ~ 1,000 m3	2 0 1 円	1,000 m3を超える分	2 3 6 円	調定件数	43,334件	調定額	239,358千円	収入額	211,717千円	収入未済額	27,508千円	欠損額	133千円	収納率	88.45%	調定見込額	230,706千円	当初予算額	228,399千円	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量(一般的には水道使用量)に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただく。 汚水処理の維持管理費 下水道の整備において借入した公債費・その元金分の返済金</p> <p>納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成15年4月に料金改定を実施)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">8 m3以下の分</td><td style="width: 50%;">6 6 0 円</td></tr> <tr><td>9 m3 ~ 1 5 m3</td><td>9 2 円</td></tr> <tr><td>1 6 m3 ~ 2 0 m3</td><td>1 0 2 円</td></tr> <tr><td>2 1 m3 ~ 3 0 m3</td><td>1 1 7 円</td></tr> <tr><td>3 1 m3 ~ 5 0 m3</td><td>1 3 7 円</td></tr> <tr><td>5 1 m3 ~ 1 0 0 m3</td><td>1 5 7 円</td></tr> <tr><td>1 0 1 m3 ~ 5 0 0 m3</td><td>1 8 2 円</td></tr> <tr><td>5 0 1 m3を超える分</td><td>2 0 7 円</td></tr> </table> <p>公衆浴場汚水 1 m3あたり 6 円</p> <p>一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,904円(消費税込み)</p> <p>平成15年度の決算額(滞繰分含む)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>調定件数</td><td>15,565件</td></tr> <tr><td>調定額</td><td>77,828千円</td></tr> <tr><td>収入額</td><td>74,982千円</td></tr> <tr><td>収入未済額</td><td>2,712千円</td></tr> <tr><td>欠損額</td><td>134千円</td></tr> <tr><td>収納率</td><td>96.34%</td></tr> </table> <p>平成17年度の当初予算額(現年度分)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>調定見込額</td><td>96,000千円</td></tr> <tr><td>当初予算額</td><td>96,000千円</td></tr> </table>	8 m3以下の分	6 6 0 円	9 m3 ~ 1 5 m3	9 2 円	1 6 m3 ~ 2 0 m3	1 0 2 円	2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 7 円	3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 3 7 円	5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 5 7 円	1 0 1 m3 ~ 5 0 0 m3	1 8 2 円	5 0 1 m3を超える分	2 0 7 円	調定件数	15,565件	調定額	77,828千円	収入額	74,982千円	収入未済額	2,712千円	欠損額	134千円	収納率	96.34%	調定見込額	96,000千円	当初予算額	96,000千円	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量(一般的には水道使用量)に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただく。 汚水処理の維持管理費 下水道の整備において借入した公債費・その利子分の返済金</p> <p>納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成9年4月に料金改定を実施)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">8 m3まで</td><td style="width: 50%;">5 6 0 円</td></tr> <tr><td>8 m3 ~ 2 0 m3</td><td>7 5 円</td></tr> <tr><td>2 0 m3 ~ 3 0 m3</td><td>8 5 円</td></tr> <tr><td>3 0 m3 ~ 5 0 m3</td><td>1 0 0 円</td></tr> <tr><td>5 0 m3 ~ 1 0 0 m3</td><td>1 2 0 円</td></tr> <tr><td>1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3</td><td>1 5 0 円</td></tr> <tr><td>5 0 0 m3以上</td><td>1 8 0 円</td></tr> </table> <p>一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,533円(消費税込み)</p> <p>平成15年度の決算額(滞繰分含む)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>調定件数</td><td>6,419件</td></tr> <tr><td>調定額</td><td>34,488千円</td></tr> <tr><td>収入額</td><td>33,709千円</td></tr> <tr><td>収入未済額</td><td>779千円</td></tr> <tr><td>収納率</td><td>97.74%</td></tr> </table> <p>平成17年度の当初予算額(現年度分)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>調定見込額</td><td>44,147千円</td></tr> <tr><td>当初予算額</td><td>44,147千円</td></tr> </table>	8 m3まで	5 6 0 円	8 m3 ~ 2 0 m3	7 5 円	2 0 m3 ~ 3 0 m3	8 5 円	3 0 m3 ~ 5 0 m3	1 0 0 円	5 0 m3 ~ 1 0 0 m3	1 2 0 円	1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3	1 5 0 円	5 0 0 m3以上	1 8 0 円	調定件数	6,419件	調定額	34,488千円	収入額	33,709千円	収入未済額	779千円	収納率	97.74%	調定見込額	44,147千円	当初予算額	44,147千円	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量(一般的には水道使用量)に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただく。 汚水処理の維持管理費 下水道の整備において借入した公債費・その利子分の返済金</p> <p>納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成12年12月1日施行)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">8 m3まで</td><td style="width: 50%;">6 0 0 円</td></tr> <tr><td>8 m3 ~ 2 0 m3</td><td>8 0 円</td></tr> <tr><td>2 0 m3 ~ 3 0 m3</td><td>9 0 円</td></tr> <tr><td>3 0 m3 ~ 5 0 m3</td><td>1 0 5 円</td></tr> <tr><td>5 0 m3 ~ 1 0 0 m3</td><td>1 2 5 円</td></tr> <tr><td>1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3</td><td>1 5 5 円</td></tr> <tr><td>5 0 0 m3以上</td><td>1 9 0 円</td></tr> </table> <p>一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,638円(消費税込み)</p> <p>平成15年度の決算額(現年度分)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>調定件数</td><td>2,636件</td></tr> <tr><td>調定額</td><td>11,877千円</td></tr> <tr><td>収入額</td><td>11,846千円</td></tr> <tr><td>収入未済額</td><td>31千円</td></tr> <tr><td>収納率</td><td>99.74%</td></tr> </table> <p>平成15年度より下水道使用料賦課開始 平成17年度の当初予算額(現年度分)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>調定見込額</td><td>19,900千円</td></tr> <tr><td>当初予算額</td><td>19,900千円</td></tr> </table>	8 m3まで	6 0 0 円	8 m3 ~ 2 0 m3	8 0 円	2 0 m3 ~ 3 0 m3	9 0 円	3 0 m3 ~ 5 0 m3	1 0 5 円	5 0 m3 ~ 1 0 0 m3	1 2 5 円	1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3	1 5 5 円	5 0 0 m3以上	1 9 0 円	調定件数	2,636件	調定額	11,877千円	収入額	11,846千円	収入未済額	31千円	収納率	99.74%	調定見込額	19,900千円	当初予算額	19,900千円
8 m3以下の分	5 5 0 円																																																																																																																																																																		
9 m3 ~ 1 5 m3	9 0 円																																																																																																																																																																		
1 6 m3 ~ 2 0 m3	9 5 円																																																																																																																																																																		
2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 0 円																																																																																																																																																																		
3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 2 0 円																																																																																																																																																																		
5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 4 5 円																																																																																																																																																																		
1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3	1 6 0 円																																																																																																																																																																		
3 0 1 m3 ~ 1,000 m3	1 9 0 円																																																																																																																																																																		
1,000 m3を超える分	2 2 5 円																																																																																																																																																																		
公衆浴場汚水	1 m3あたり 5 円																																																																																																																																																																		
調定件数	1,971,080件																																																																																																																																																																		
調定額	8,489,704千円																																																																																																																																																																		
収入額	7,686,805千円																																																																																																																																																																		
収入未済額	704,843千円																																																																																																																																																																		
欠損額	98,056千円																																																																																																																																																																		
収納率	90.54%																																																																																																																																																																		
調定見込額	8,122,959千円																																																																																																																																																																		
当初予算額	7,939,631千円																																																																																																																																																																		
8 m3以下の分	6 5 0 円																																																																																																																																																																		
9 m3 ~ 1 5 m3	9 8 円																																																																																																																																																																		
1 6 m3 ~ 2 0 m3	1 0 4 円																																																																																																																																																																		
2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 5 円																																																																																																																																																																		
3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 2 7 円																																																																																																																																																																		
5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 5 5 円																																																																																																																																																																		
1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3	1 6 7 円																																																																																																																																																																		
3 0 1 m3 ~ 1,000 m3	2 0 1 円																																																																																																																																																																		
1,000 m3を超える分	2 3 6 円																																																																																																																																																																		
調定件数	43,334件																																																																																																																																																																		
調定額	239,358千円																																																																																																																																																																		
収入額	211,717千円																																																																																																																																																																		
収入未済額	27,508千円																																																																																																																																																																		
欠損額	133千円																																																																																																																																																																		
収納率	88.45%																																																																																																																																																																		
調定見込額	230,706千円																																																																																																																																																																		
当初予算額	228,399千円																																																																																																																																																																		
8 m3以下の分	6 6 0 円																																																																																																																																																																		
9 m3 ~ 1 5 m3	9 2 円																																																																																																																																																																		
1 6 m3 ~ 2 0 m3	1 0 2 円																																																																																																																																																																		
2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 7 円																																																																																																																																																																		
3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 3 7 円																																																																																																																																																																		
5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 5 7 円																																																																																																																																																																		
1 0 1 m3 ~ 5 0 0 m3	1 8 2 円																																																																																																																																																																		
5 0 1 m3を超える分	2 0 7 円																																																																																																																																																																		
調定件数	15,565件																																																																																																																																																																		
調定額	77,828千円																																																																																																																																																																		
収入額	74,982千円																																																																																																																																																																		
収入未済額	2,712千円																																																																																																																																																																		
欠損額	134千円																																																																																																																																																																		
収納率	96.34%																																																																																																																																																																		
調定見込額	96,000千円																																																																																																																																																																		
当初予算額	96,000千円																																																																																																																																																																		
8 m3まで	5 6 0 円																																																																																																																																																																		
8 m3 ~ 2 0 m3	7 5 円																																																																																																																																																																		
2 0 m3 ~ 3 0 m3	8 5 円																																																																																																																																																																		
3 0 m3 ~ 5 0 m3	1 0 0 円																																																																																																																																																																		
5 0 m3 ~ 1 0 0 m3	1 2 0 円																																																																																																																																																																		
1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3	1 5 0 円																																																																																																																																																																		
5 0 0 m3以上	1 8 0 円																																																																																																																																																																		
調定件数	6,419件																																																																																																																																																																		
調定額	34,488千円																																																																																																																																																																		
収入額	33,709千円																																																																																																																																																																		
収入未済額	779千円																																																																																																																																																																		
収納率	97.74%																																																																																																																																																																		
調定見込額	44,147千円																																																																																																																																																																		
当初予算額	44,147千円																																																																																																																																																																		
8 m3まで	6 0 0 円																																																																																																																																																																		
8 m3 ~ 2 0 m3	8 0 円																																																																																																																																																																		
2 0 m3 ~ 3 0 m3	9 0 円																																																																																																																																																																		
3 0 m3 ~ 5 0 m3	1 0 5 円																																																																																																																																																																		
5 0 m3 ~ 1 0 0 m3	1 2 5 円																																																																																																																																																																		
1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3	1 5 5 円																																																																																																																																																																		
5 0 0 m3以上	1 9 0 円																																																																																																																																																																		
調定件数	2,636件																																																																																																																																																																		
調定額	11,877千円																																																																																																																																																																		
収入額	11,846千円																																																																																																																																																																		
収入未済額	31千円																																																																																																																																																																		
収納率	99.74%																																																																																																																																																																		
調定見込額	19,900千円																																																																																																																																																																		
当初予算額	19,900千円																																																																																																																																																																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	公共下水道使用料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地下水等を家事にのみ使用する場合は、世帯人員1人につき1月当たり5立方メートルとする。 地下水等を家事及び家事以外の用途に使用する場合は、業種、事業の規模等使用の様態(以下「使用の様態」という。)を勘案して認定する。この場合において、水量の申告があったときは、その内容を併せて勘案するものとする。 水道水及び地下水等を併用して使用する場合は、水道水に係る排水量(水道水の使用量とする。)に地下水等に係る排水量(世帯人員1人につき1月当たり2.5立方メートルとする。)を加えたものとする。量水器の点検が毎月行われる場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 製氷業、醸造業、清涼飲料水製造業その他の事業で、その事業に使用する水量と排水量が著しく異なるものを営む使用者は、当該排水量及びその算出の根拠を市長に申告することができる。この場合において、市長は、その申告の内容を勘案して排水量を認定するものとする。 公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合において、その排水量が明らかでないときは、市長は、条例等の規定にかかわらずその排水量を認定することができる。 <p>減免 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。 全額を免除</p> <p>次に掲げる者が世帯にいるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障者手帳」という。)の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知能指数が35以下と判定された者 身障者手帳の交付を受け、省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する者 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規程により要介護認定を受け、要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準に関する省令(平成11年厚生省省令第58号)第1条第1項第4号に規程する要介護4又は同項第5項に規定する要介護5に該当するもの。 <p>1月分ごとの排水量により使用料を計算した</p>	<p>排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地下水等を家事にのみ使用する場合は、世帯人員1人につき1月当たり6立方メートルとする。 地下水等を家事以外の用途に使用する場合は、使用の様態を勘案して認定する。 水道水と地下水等を併用して家事のみに使用する場合は、水道水に係る排水量(水道水の使用量とする。)に地下水等に係る排水量(世帯人員1人につき1月当たり3立方メートルとする。)を加えたものとする。 氷雪製造業、その他の営業で、その営業に伴い使用する水量と排水量が著しく異なるものを営む使用者は、当該排水量及びその算出の根拠を町長に申告することができる。この場合において、町長は、その申告の内容を勘案して排水量を認定するものとする。 <p>減免 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。 全額を免除</p> <p>次に掲げる者が世帯にいるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障者手帳」という。)の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知能指数が35以下と判定された者及び療育手帳A1又はA2の交付を受けている者 障害者手帳の交付を受け、省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する者 <p>その世帯の全ての者のその年度の町民税所得割が非課税世帯であるとき・・・・・・1月当りの基本額の使用料(排水量8立方メートル以下の分の使用料)に相当する額を免除</p> <p>災害その他特別の理由がある者。 一部又は全額を免除</p> <p>延滞金の取扱 町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく延滞金割合 指定の期日の翌日より 年10.95%</p> <p>督促手数料の取扱 町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく督促手数料 1通60円</p> <p>その他</p>	<p>排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地下水等を家事にのみ使用する場合は、世帯人員1人につき1月当たり8立方メートルとする。 地下水等を家事及び家事以外の用途に使用する場合は、業種、事業の規模等使用の様態(以下「使用の様態」という。)を勘案して認定する。この場合において、水量の申告があったときは、その内容を併せて勘案するものとする。 水道水及び地下水等を併用して使用する場合は、水道水に係る排水量(水道水の使用量とする。)に地下水等に係る排水量(世帯人員1人につき1月当たり4立方メートルとする。)を加えたものとする。量水器の点検が毎月行われる場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 製氷業、醸造業、清涼飲料水製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、当該排水量及びその算出の根拠を町長に申告することができる。この場合において、町長は、その申告の内容を勘案して排水量を認定するものとする。 公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合において、その排水量が明らかでないときは、町長は、条例等の規定にかかわらずその排水量を認定することができる。 <p>減免 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。 全額を免除</p> <p>次に掲げる者が世帯にいるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 児童扶養手当法(昭和36年法律238号)第4条第1項の規定により児童扶養手当の支給を受けている者 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者 国民年金法(昭和34年法律第141号)第37条の規定により遺族基礎年金の支給を受けている者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において重度の知的障害と判定された者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたものであって、当該手帳に記載されている障害の級別が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級又は2級の者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該手帳に記載されている障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級の者 次の各号のうち二以上に該当する者 (1)児童福祉法第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的 	<p>排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 水道水を使用した場合において、本町で前年中に6月以上の水道水を使用した使用者については、1月当たり平均水道使用水量を1月当たりの排水量とみなす。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確かすることができないときはそれぞれの使用者の使用実態を勘案して町長が認定する。 水道水を使用した場合において、前号に掲げる以外の使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。 地下水等を使用した場合においては、計測装置による使用水量を排水量とする。ただし、計測装置を設置していない使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。 <p>条例第4条第2項(水道水と地下水等を併用して使用した場合の排水量は、それぞれの使用水量を合計したものとす。)</p> <p>規則第3条第1項(条例第4条第1項第2号に規定する排水量の認定基準は、次に定めるところとする。)</p> <p>1 水道水を家事にのみ使用し、前年中の使用実績が6月末満の場合において排水量は、世帯人員一人につき1月当たり8立方メートルとみなす。</p> <p>規則第3条第1項(条例第4条第1項第2号に規定する排水量の認定基準は、次に定めるところとする。)</p> <p>1 地下水等を家事にのみ使用する場合は排水量は、世帯人員一人につき1月当たり8立方メートルとみなす。</p> <p>2 前号に規定する用途以外の用途に使用する場合は排水量は、使用の様態を勘案して町長が認定する。</p> <p>条例第3条第3項(条例第4条第2項ただし書に規定する排水量の認定基準は、次の各号に定めるところとする)</p>	<p>排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 水道水を使用した場合において、本町で前年中に6月以上の水道水を使用した使用者については、1月当たり平均水道使用水量を1月当たりの排水量とみなす。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確かすることができないときはそれぞれの使用者の使用実態を勘案して町長が認定する。 水道水を使用した場合において、前号に掲げる以外の使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。 地下水等を使用した場合においては、計測装置による使用水量を排水量とする。ただし、計測装置を設置していない使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。 <p>条例第4条第2項(水道水と地下水等を併用して使用した場合の排水量は、それぞれの使用水量を合計したものとす。)</p> <p>規則第3条第1項(条例第4条第1項第2号に規定する排水量の認定基準は、次に定めるところとする。)</p> <p>1 水道水を家事にのみ使用し、前年中の使用実績が6月末満の場合において排水量は、世帯人員一人につき1月当たり8立方メートルとみなす。</p> <p>規則第3条第1項(条例第4条第1項第2号に規定する排水量の認定基準は、次に定めるところとする。)</p> <p>1 地下水等を家事にのみ使用する場合は排水量は、世帯人員一人につき1月当たり8立方メートルとみなす。</p> <p>2 前号に規定する用途以外の用途に使用する場合は排水量は、使用の様態を勘案して町長が認定する。</p> <p>条例第3条第3項(条例第4条第2項ただし書に規定する排水量の認定基準は、次の各号に定めるところとする)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名														
17	上下水道事業の取扱い	土木部会														
事務事業番号	事務事業名	協議ランク														
8	公共下水道使用料	A協議会 B幹事会 C専門部会														
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町											
【事務事業の内容】	<p>場合にあつては、排水量8立方メートル以下の分の使用料に相当する額、2月分ごとの排水量により使用料を計算した場合にあつては、排水量16立方メートル以下の分の使用料に相当する額(ただし、減免前の使用料が減免額に満たないときは、減免前の使用料に相当する額)を免除</p> <p>災害その他特別の理由があると市長が認めたとき、 一部又は全額を免除</p> <p>延滞金の取扱</p> <p>市諸収入金に対する延滞金徴収条例に基づく延滞金割合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>最初の1か月まで</td> <td style="text-align: right;">4.1%</td> </tr> <tr> <td>それを超えた場合</td> <td style="text-align: right;">年14.5%</td> </tr> </table> <p>その他</p> <p>平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	最初の1か月まで	4.1%	それを超えた場合	年14.5%	<p>平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	<p>障害者更正相談所において中低度の知的障害と判定された者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、当該手帳に記載されている障害の等級が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する3級の者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて、当該手帳に記載されている障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する2級の者</p> <p>8 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規程により要介護認定を受けた者であつて、該当する要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省省令第58号)第1条第1項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5の者</p> <p>1月当たりの排水量8立方メートル以下の分の使用料に相当する額を免除</p> <p>災害その他特別の理由があると町長が認めたとき、 一部又は全額を免除</p> <p>延滞金の取扱</p> <p>町公共下水道使用料徴収条例に基づく延滞金割合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年14.6%</td> </tr> </table> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、特例基準割合または年7.3%のいずれか少ない割合</p> <p>・特例基準割合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>前年11月30日における公定歩合に年4%を加算した割合</td> </tr> <tr> <td>平成16年度中の特例基準割合は、平成15年11月30日を経過する時点における公定歩合が0.1%であったことから4.1%</td> </tr> </table> <p>その他</p> <p>平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	年14.6%	前年11月30日における公定歩合に年4%を加算した割合	平成16年度中の特例基準割合は、平成15年11月30日を経過する時点における公定歩合が0.1%であったことから4.1%	<p>1 地下水等を家事のみに使用する場合は排水量は、世帯人員1人につき1月当たり4立方メートルとみなす</p> <p>2 前号に規定する用途以外の用途に使用する場合は排水量は、使用の態様を勘案して町長が認定する。</p> <p>条例第3条第4項(町長は、特に必要と認めるときは前各項の規定にかかわらず、排水量を認定することができる)</p> <p>減免</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき、 全額を免除</p> <p>災害その他特別の理由があると町長が認めたとき、 一部又は全額を免除</p> <p>延滞金の取扱</p> <p>町公共下水道使用料徴収条例に基づく延滞金割合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年14.6%</td> </tr> <tr> <td>年7.30%</td> </tr> </table> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間について</p> <p>その他</p> <p>平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	年14.6%	年7.30%	<p>を勘案して町長が認定する。</p> <p>条例第3条第3項(条例第4条第2項ただし書に規定する排水量の認定基準は、次の各号に定めるとおりとする。)</p> <p>1 地下水等を家事のみに使用する場合は排水量は、世帯人員1人につき1月当たり4立方メートルとみなす</p> <p>2 前号に規定する用途以外の用途に使用する場合は排水量は、使用の態様を勘案して町長が認定する。</p> <p>条例第3条第4項(町長は、特に必要と認めるときは前各項の規定にかかわらず、排水量を認定することができる)</p> <p>減免</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき、 全額を免除</p> <p>災害その他特別の理由があると町長が認めたとき、 一部又は全額を免除</p> <p>延滞金の取扱</p> <p>町公共下水道使用料徴収条例に基づく延滞金割合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年14.6%</td> </tr> <tr> <td>年7.30%</td> </tr> </table> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間について</p> <p>その他</p> <p>平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	年14.6%	年7.30%
最初の1か月まで	4.1%															
それを超えた場合	年14.5%															
年14.6%																
前年11月30日における公定歩合に年4%を加算した割合																
平成16年度中の特例基準割合は、平成15年11月30日を経過する時点における公定歩合が0.1%であったことから4.1%																
年14.6%																
年7.30%																
年14.6%																
年7.30%																

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	下水道普及啓発事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	113千円	0千円	178千円	0千円	270千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 「下水道の日」に係る下水道啓発事業の一環として、「下水道展」及び「夏休み親子下水道処理場見学会」を開催し、下水道に対する市民の理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>【内容】 【平成17年度の事業】 下水道展(10月下旬) 相模原麻溝公園において開催されるリサイクルフェア会場に「下水道展」ブースを開設し、次のとおり下水道の啓発を実施する。 ・下水道器材、パネル及び写真の展示 ・下水道クイズ及びアンケートの実施 ・啓発用ポスターの掲示 ・パンフレット等の配布 夏休み親子下水道処理場見学会(8月4日) 市内在住の小学生及びその保護者を対象に見学会を開催する。 [見学場所]市内深堀ポンプ場及び相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市)</p> <p>【事業費の概要】 ・旅費・・・12千円 ・需要費・・・38千円 ・委託費・・・63千円 合 計 113千円</p> <p>【平成15年度決算】 下水道展(10月19日) 「リサイクルフェア2003」会場に「下水道展」ブースを開設 ・ブース来場者 約1,000人 ・クイズ・アンケート参加者 250人 夏休み親子下水道処理場見学会(8月7日) [見学場所]市内深堀ポンプ場及び相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市) 参加者30人(児童等19人、保護者11人)</p>	<p>【目的】 「下水道の日」に係る下水道啓発事業の一環として、町広報誌を利用し下水道に対する理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】 ・町広報誌9月号に掲載 適切な利用方法 相模川流域下水道「ふれあいまつり」のお知らせ</p> <p>【平成15年度決算】 下水道施設見学会 (6月17日、19日、20日) 相模川流域下水道「ふれあいまつり」のお知らせ"</p>	<p>【目的】 「下水道の日」に係る下水道啓発事業の一環として、「ミニ下水道展」を開催し、下水道に対する町民の理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>小学生に啓発物品を配布。下水道公社主催の下水道作品コンクールへの作品募集をし、啓蒙を図る。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】 ミニ下水道展(9月中旬) 9月10日の下水道の日にあわせ開催し、次のとおり下水道の啓発を実施する。 ・下水道器材、パネル及び写真の展示 ・啓発ビデオの上映 ・啓発用懸垂幕、横断幕の掲示 ・パンフレット等の配布 ・啓発物品(花の種、球根等)の配布 小学生に啓発物品(まんが読本)を配布。 下水道公社主催の下水道作品コンクールへの作品募集をし、啓蒙を図る。</p> <p>【事業費の概要】 ・報償費・・・・・・6千円 ・需要費・・・・・・172千円 合 計 178千円</p> <p>【平成15年度決算】 ミニ下水道展(9月9日～9月12日) ・会 場 生涯学習センター ・来場者 約400人 小学生に啓発物品(まんが読本)を配布。 下水道公社主催の下水道作品コンクールへの作品募集 ・ポスター 4点 ・書道 22点(うち1点入賞)</p>	<p>【目的】 「下水道の日」に係る下水道啓発事業の一環として、「下水道処理場見学会」を開催し、下水道に対する町民の理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】 ・町広報誌に掲載 相模川流域下水道「ふれあいまつり」のお知らせ</p> <p>【平成15年度決算】 下水道施設見学会 (6月17日、19日、20日) [見学場所]相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市) 参加者90人(児童)</p>	<p>【目的】 「下水道の日」に限っていないが、下水道啓発事業の一環として、「下水道処理場見学会」を開催し、下水道に対する町民の理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】 ・町広報誌に掲載 相模川流域下水道「ふれあいまつり」のお知らせ ・下水道施設見学会の開催 対象：町内6小学校4年生81人 場所：相模川流域右岸処理場 四之宮管理センター(平塚市内) 実施日：6月21日 (下水道公社のコンクール募集の前) ・バス借り上げ代 270千円</p> <p>【平成15年度決算】 下水道施設見学会 (6月24日、7月11日、) 町内3小学校4年生69人参加 相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	下水道事業審議会経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	附属機関の設置に関する条例 相模原市下水道事業審議会規則	城山町下水道運営審議会条例	津久井町下水道審議会設置条例	相模湖町下水道審議会条例	藤野町下水道審議会条例
歳出予算額（平成17年度）	406千円	156千円	264千円	25千円	33千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【内容】 【平成17年度の事業】 下水道事業審議会の開催 審議会委員数 15人(公募委員3人) 開催予定回数 2回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・378千円(12,600円×15人×2回) ・旅費・・・21千円 ・需要費・・・7千円</p> <p>【平成15年度決算】 下水道事業審議会の開催(1回) 期日 平成15年5月7日 出席 14名</p>	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】 下水道事業審議会の開催 審議会委員数 7人 開催予定回数 3回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・147千円 (会長7,400円×1人×3回 委員6,900円×6人×3回) ・旅費・・・7千円 ・役務費・・・2千円</p> <p>【平成15年度決算】 下水道事業審議会の開催(1回) 期日 平成15年8月18日 出席 7名</p>	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【内容】 【平成17年度の事業】 下水道事業審議会の開催 審議会委員数 11人(公募委員7人) 開催予定回数 3回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・246千円((会長8,000円+ 委員7,400円×10人)×3回) ・旅費・・・15千円 ・需要費・・・3千円</p> <p>【平成15年度決算】 下水道事業審議会の開催(1回) 期日 平成16年2月24日 出席 11名</p>	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】 下水道事業審議会の開催 審議会委員数 10人 開催予定回数 1回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・25千円(4,100円×6人×1回) ・旅費・・・0千円 ・需要費・・・0千円</p> <p>【平成15年度決算】 下水道事業審議会の開催(1回) 期日 平成15年5月27日 出席 9名</p>	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】 下水道事業審議会の開催 審議会委員数 8人 開催予定回数 1回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・33千円 (8,600+8,100円×7人×1回)×半日 ・通信運搬費・・・0千円 ・需要費・・・0千円</p> <p>【平成15年度決算】 審議案件が特になかったため開催なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	相模川流域下水道維持管理負担金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法第31条の2	下水道法第31条の2	下水道法第31条の2	下水道法第31条の2	下水道法第31条の2
歳出予算額（平成17年度）	1,958,840千円	55,455千円	23,588千円	19,047千円	9,295千円
歳入予算額（平成17年度）	1,875,393千円	53,125千円	23,588千円	19,047千円	9,295千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川流域下水道の施設維持管理費を関連市町の実績汚水量の比率に基づき負担する。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 相模原市負担率 33.14% <li style="text-align: right;">予算額 1,958,840千円 <p>【内容】</p> <p>【事業費の内訳（1,958,840千円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金、補助及び交付金・・・ 1,958,840千円 <p>【平成15年度決算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度 相模原市負担率 36.06% <li style="text-align: right;">決算額 2,289,604千円 <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用料 2,194,356千円 	<p>【目的】 相模川流域下水道の施設維持管理費を関連市町の実績汚水量の比率に基づき負担する。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 城山町負担率 1.01% <li style="text-align: right;">予算額 55,455千円 <p>【事業費の内訳（55,455千円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金、補助及び交付金・・・ 55,455千円 <p>【平成15年度決算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度 城山町負担率 1.00% <li style="text-align: right;">決算額 66,272千円 <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用料 63,488千円 	<p>【目的】 相模川流域下水道の施設維持管理費を関連市町の実績汚水量の比率に基づき負担する。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 津久井町負担率 0.47% <li style="text-align: right;">予算額 23,588千円 <p>【内容】</p> <p>【事業費の内訳（23,588千円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金、補助及び交付金・・・ 23,588千円 <p>【平成15年度決算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度 津久井町負担率 0.47% <li style="text-align: right;">決算額 23,817千円 <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用料 23,817千円 	<p>【目的】 相模川流域下水道の施設維持管理費を関連市町の実績汚水量の比率に基づき負担する。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 相模湖町負担率 0.35% <li style="text-align: right;">予算額 19,047千円 <p>【事業費の内訳（19,047千円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金、補助及び交付金・・・ 19,047千円 <p>【平成15年度決算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度 相模湖町負担率 0.23% <li style="text-align: right;">決算額 9,625千円 <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用料 9,625千円 	<p>【目的】 相模川流域下水道の施設維持管理費を関連市町の実績汚水量の比率に基づき負担する。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 藤野町負担率 0.19% <li style="text-align: right;">予算額 9,295千円 <p>【事業費の内訳（9,295千円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金、補助及び交付金・・・ 9,295千円 <p>【平成15年度決算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度 藤野町負担率 0.11% <li style="text-align: right;">決算額 4,946千円 <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用料 4,946千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	隣接市町下水道施設利用負担金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	相模原市と城山町との汚水相互排除に関する基本協定 町田市と相模原市との下水の排除及び処理事務の相互委託に関する協定 座間市と相模原市に係る公共下水道幹線等の維持管理に関する協定	相模原市と城山町との汚水相互排除に関する基本協定			
歳出予算額（平成17年度）	3,997千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	3,997千円	976千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[城山町及び町田市分] 行政境界付近に位置する他市町の下水道施設を利用することに対し、実績汚水量比により負担する。 ・[座間市分]（15年度から新規） 本市汚水が流入している座間市公共下水道座間中央幹線等の維持管理費を負担する。 <p>【平成17年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山町分 予算額 976,603円 ・町田市分 予算額 2,873,048円 ・座間市分 予算額 147,000円 <p>【事業費の内訳（3,997千円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金、補助及び交付金 3,997千円 <p>【平成15年度決算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山町分 307,552円 ・町田市分 3,382,390円 <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用料 3,698,942円 	<p>【目的】</p> <p>[相模原市分] 行政境界付近に位置する他市町の下水道施設を利用することに対し、実績汚水量比により負担する。</p> <p>相模原市支出額と同額を城山町では収入に見込んでおります。（諸収入）</p> <p>【平成17年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市分 予算額 976,603円 <p>【平成15年度決算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市分 307,552円 	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	相模川流域下水道建設負担金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課	下水道課
根拠法令等	下水道法第31条の2	下水道法第31条の2	下水道法第31条の2 相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書	下水道法第31条の2 相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書	下水道法第31条の2 相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書
歳出予算額(平成17年度)	490,877千円	17,431千円	13,048千円	4,022千円	2,503千円
歳入予算額(平成17年度)	490,877千円	10,400千円	13,048千円	4,022千円	2,503千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相模原市負担率 既幹線分 31.09% <li style="padding-left: 20px;">処理場分 31.09% ・ 負担金額 従来事業分 487,879千円 <li style="padding-left: 20px;">サテライト分 3,187千円 <li style="padding-left: 20px;">15年度精算分 189千円 <p>【内容】 【平成17年度の事業】 ・ 平成17年度 予算額 490,877千円</p> <p>【平成15年度決算】 決算額 503,251千円</p> <p>【特財】 ・ 公営企業債(相模川流域下水道建設負担金) 497,900千円</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 城山町負担率 既幹線分 1.16% <li style="padding-left: 20px;">処理場分 1.16% ・ 負担金額 従来事業分 17,319千円 <li style="padding-left: 20px;">サテライト分 119千円 <li style="padding-left: 20px;">15年度精算分 7千円 <p>【平成17年度の事業の内容】 ・ 平成17年度 予算額 17,431千円</p> <p>【平成15年度決算】 決算額 19,768千円</p> <p>【特財】 ・ 公営企業債(相模川流域下水道建設負担金) 19,500千円</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津久井町負担率 既幹線分 津久井町、相模湖町、藤野町分の61.2% <li style="padding-left: 20px;">処理場分 1.0% ・ 負担金額 従来事業分 12,948千円 <li style="padding-left: 20px;">サテライト分 100千円 <li style="padding-left: 20px;">15年度精算分 0千円 <p>【内容】 【平成17年度の事業】 ・ 平成17年度 予算額 13,048千円</p> <p>【平成15年度決算】 決算額 7,731千円</p> <p>【特財】 相模湖・津久井湖周辺の相模川流域下水道事業に係る助成金 7,731千円</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相模湖町負担率 既幹線分 21.3% <li style="padding-left: 20px;">処理場分 0.3% ・ 負担金額 従来事業分 3,991千円 <li style="padding-left: 20px;">サテライト分 31千円 <li style="padding-left: 20px;">15年度精算分 0千円 <p>【平成17年度の事業の内容】 ・ 平成17年度 予算額 4,022千円</p> <p>【平成15年度決算】 決算額 2,198千円</p> <p>【特財】 相模湖・津久井湖周辺の相模川流域下水道事業に係る助成金 2,198千円</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藤野町負担率 既幹線分 0.28% <li style="padding-left: 20px;">処理場分 0.28% ・ 負担金額 従来事業分 2,484千円 <li style="padding-left: 20px;">サテライト分 19千円 <li style="padding-left: 20px;">15年度精算分 0千円 <p>【平成17年度の事業の内容】 ・ 平成17年度 予算額 2,503千円</p> <p>【平成15年度決算】 決算額 2,352千円</p> <p>【特財】 相模湖・津久井湖周辺の相模川流域下水道事業に係る助成金 2,352千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	下水道基本計画策定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条
歳出予算額（平成17年度）	0千円	6,650千円	5,000千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本市の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【平成17年度の事業内容】 なし</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本町の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【内容】 下水道基本計画 569 h a 都市計画決定 270 h a 都市計画決定事業認可 270 h a 下水道法事業認可 280 h a 区画割施設平面図作成 280 h a</p> <p>【平成17年度の事業内容】 事業認可図書作成業務委託 予算額 6,650千円 概要 事業認可期間延伸</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本町の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【内容】 下水道基本計画 1,138 h a 都市計画決定 206 h a 都市計画決定事業認可 206 h a 下水道法事業認可 215 h a 区画割施設平面図作成 215 h a</p> <p>【平成17年度の事業内容】 全体計画の見直し 1,138 h a 予算額 5,000千円</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本町の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【平成17年度の事業内容】 なし</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本町の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【平成17年度の事業内容】 なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	登録等手数料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	下水道管理課 相模原市下水道条例	施設管理課 城山町下水道条例	上下水道課 津久井町下水道条例	下水道課 相模湖町下水道条例	上下水道課 藤野町下水道条例
	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	640千円	15千円	114千円	25千円	12千円
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】</p> <p>手数料の額 指定工事店登録手数料(1件につき) 新規 10,000円 更新 3,000円 責任技術者登録手数料(1件につき) 2,000円 再交付手数料(1件につき) 相模原市指定下水道工事店証 3,000円 相模原市指定下水道工事店標示板 7,000円 相模原市排水設備工事責任技術者証 2,000円</p> <p>平成15年度決算 指定下水道工事店 413店 排水設備工事責任技術者 846名</p>	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】</p> <p>手数料の額 指定工事店指定手数料(1件につき) 新規 3,000円 更新 3,000円 責任技術者登録手数料(1件につき) 新規 2,000円 更新 2,000円 再交付手数料(1件につき) 指定下水道工事店証 3,000円 排水設備工事責任技術者証 2,000円</p> <p>平成15年度決算 指定下水道工事店 91店 排水設備工事責任技術者 224名</p>	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】</p> <p>手数料の額 指定工事店登録手数料(1件につき) 新規 3,000円 更新 3,000円 責任技術者登録手数料(1件につき) 2,000円 再交付手数料(1件につき) 津久井町指定下水道工事店証 3,000円 津久井町排水設備工事責任技術者証 2,000円</p> <p>平成15年度決算 指定下水道工事店 96店 排水設備工事責任技術者 297名</p>	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】</p> <p>手数料の額 指定工事店登録手数料(1件につき) 新規 3,000円 更新 3,000円 責任技術者登録手数料(1件につき) 2,000円 再交付手数料(1件につき) 相模湖町指定下水道工事店証 3,000円 相模湖町排水設備工事責任技術者証 2,000円</p> <p>平成15年度決算 指定下水道工事店 50店 排水設備工事責任技術者 104名</p>	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】</p> <p>手数料の額 指定工事店登録手数料(1件につき) 新規 3,000円 更新 3,000円 責任技術者登録手数料(1件につき) 2,000円 再交付手数料(1件につき) 藤野町指定下水道工事店証 3,000円 藤野町排水設備工事責任技術者証 2,000円</p> <p>平成15年度決算 指定下水道工事店 32店 排水設備工事責任技術者 68名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	都市下水路等維持補修管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	657,931千円	4,310千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 雨水対策施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 市が管理する雨水調整池及び、姥川の清掃・浚渫委託、除草委託や施設(ポンプ等)の保守点検委託、修繕を行う。 又、雨水調整池の賃借や、用地取得事務も行う。</p> <p>【参考】 平成15年度決算 雨水調整池 9 6 箇所(借地雨水調整池 6 箇所含む)</p>	<p>【目的】 雨水対策施設（調整池）の維持管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する雨水調整池の賃借や、除草委託業務を行う。</p> <p>【参考】 平成15年度決算 雨水調整池 2 箇所(借地雨水調整池 1 箇所含む)</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	雨水浸透施設設置助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	相模原市雨水浸透ます設置助成金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	3,600千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 雨水の流出抑制や地下水の涵養、保全を図ること等により自然環境への水の還元に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 市が認定した雨水浸透ますを設置していただく方に、設置費用の一部を、市が助成</p> <p>【参考】 雨水浸透ます1基あたりの助成額 新築家屋の場合---1基7,000円（建替えを含む） 既存家屋の場合---1基10,000円（増改築を含む） 一つの助成事業の助成対象は、2基以上4基まで</p> <p>平成15年度決算 新築家屋の場合 69件 既存家屋の場合 7件 助成合計金額 2,059千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 事業の実施はないため、助成金額及び実績件数の計上は出来ません。</p> <p>参考事項 本町における平成15年度建築確認申請の経由件数は、新築の家屋で165件</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 平成15年度決算 （専用・併用・共同）住宅新築家屋数 153件</p> <p>【参考】 事業の実施はないため、助成金額及び実績件数の計上は出来ません。</p> <p>参考事項 本町における平成15年度建築確認申請の経由件数は、新築の家屋で43件</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	水洗化促進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法
歳出予算額（平成17年度）	17,041千円	514千円	2,540千円	0千円	4,156千円
歳入予算額（平成17年度）	11,259千円	0千円	72千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる</p> <p>【内容】 供用開始世帯の水洗化促進事務</p> <p>個別訪問（未水洗世帯の実態把握及び指導）、水洗化工事資金の援助</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 928千円 責任技術者登録手数料 93千円 指定工事店登録手数料 166千円 参考図書 39千円 水洗化工事資金融資預託金元金収入10,000千円 労働保険被保険者負担金 33千円</p> <p>【参考】 未水洗家屋の指導（水洗化義務期間3年間を経過した世帯に対する施策） 水洗化普及員（非常勤特別職、勤務日：月曜から金曜まで・勤務時間：午前9時～午後4時までの1日6時間）による個別訪問指導を実施、対象家屋全体を3年ごとに訪問している。 ・平成15年度決算 未水洗家屋数 5,400世帯 義務期間経過世帯 4,580世帯 水洗化率 97.8% 水洗化工事資金援助（水洗化義務期間内の支援施策） ア.水洗化工事資金融資あっせん...銀行が融資した額の70%を市が預託している 平成15年度決算：融資件数1件、融資額26万円 融資あっせんの額 大便器1個あたり50万円まで 限度額300万円まで イ.水洗化工事費特別助成...生活扶助世帯の水洗化工事費を助成している 平成15年度決算：なし</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる</p> <p>【内容】 水洗化義務期間（3年間）内の水洗化促進事務</p> <p>【参考】 水洗便所改造等奨励金 ・奨励金額 4千円～32千円まで（8段階） ・平成15年度決算 未水洗家屋数 309世帯 義務期間経過世帯 309世帯 水洗化率 82.4%</p> <p>水洗便所改造等資金融資あっせん ・町が契約した金融機関からの融資をあっせん 平成15年度決算：なし 融資あっせんの額（限度額） 自家 35万円 アパート等 70万円 水洗便所改造等工事費特別助成...生活扶助世帯の水洗化工事費を助成している 平成15年度決算：なし</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる</p> <p>【内容】 供用開始世帯の水洗化促進事務</p> <p>水洗化工事資金の援助</p> <p>【特定財源の内訳等】 責任技術者登録手数料 72千円</p> <p>【参考】 未水洗家屋の指導 未水洗化世帯への接続依頼勧告及びアンケート調査による実態調査を実施。 ・平成15年度決算 未水洗家屋数 626世帯 義務期間経過世帯 261世帯 水洗化率 29.5% 水洗化工事資金援助（水洗化義務期間内の支援施策） ア.水洗化工事資金融資あっせん...銀行が融資した額の利子分を町が補給している 平成15年度決算：融資件数5件、補給額15千円 融資あっせんの額 限度額（自家）40万円まで （貸家）80万円まで イ.水洗化工事費助成...水洗化工事費の額に応じて、助成金を交付している 平成15年度決算：助成件数101件、助成額1,921千円 助成金額 (工事費) (助成金額) 5万円以上10万円未満 4,000円 10万円以上15万円未満 8,000円 15万円以上20万円未満 12,000円 20万円以上25万円未満 16,000円 25万円以上30万円未満 21,000円 30万円以上40万円未満 25,000円 40万円以上 33,000円 ウ.水洗化工事費特別助成...生活扶助世帯の水洗化工事費を助成している 平成15年度決算：なし</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる</p> <p>【内容】 使用開始世帯の水洗化事務</p> <p>【参考】 未水洗家屋の指導（水洗化義務期間3年間を経過した世帯に対する施策） 未水洗化世帯への接続依頼を実施。 平成15年度決算 未水洗家屋数 629世帯 義務期間経過世帯 513世帯 水洗化率 64.9% 水洗化工事資金援助（水洗化義務期間内の支援施策） 融資あっせんの額 限度額 一戸建住宅 450千円 集合住宅等 900千円</p> <p>【参考】 水洗便所改造等助成金 ・奨励金額 水洗便所改造等の工事における費用の10/100で限度額50千円を助成している。 【平成17年度予算】 3,780千円 【平成15年度決算】 167件 5,375千円 未水洗家屋数 468世帯 義務期間経過世帯 125世帯 水洗化率 29.4% 水洗便所改造等資金融資あっせん ・町が契約した金融機関からの融資をあっせんし、利子補給する。 【平成17年度予算】 26千円 【平成15年度実績】 0千円 融資あっせんの額（限度額） 自家 400千円 貸家 800千円 水洗便所改造等工事費特別助成...生活保護法による保護を受けている者の水洗化工事費を助成している 【平成17年度予算】 350千円 【平成15年度実績】 0千円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	水質管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	下水道管理課 下水道法 相模原市下水道条例 流域下水道維持管理要綱	施設管理課 下水道法 城山町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	上下水道課 下水道法 津久井町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道課 下水道法 相模湖町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	上下水道課 下水道法 藤野町下水道条例 流域下水道維持管理要綱
歳出予算額（平成17年度）	14,598千円	706千円	346千円	1,001千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	1,000千円	353千円	346千円	1,001千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、相模原市下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として）及び水質測定結果報告書徴収</p> <p>【特別財源の内訳等】 公共下水道使用料 1,000千円</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度決算：374検体延5,538項目 ・事業場等への立入調査 平成15年度決算：延べ113事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度決算：延べ351件 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度決算：延べ164件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度決算：延べ81事業場</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、城山町下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として）及び水質測定結果報告書徴収</p> <p>【公共的団体】 （財）神奈川県下水道公社に検査を委託</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 353千円</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度決算：19検体延289項目 ・事業場等への立入調査 平成15年度決算：延べ0事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度決算：延べ1件 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度決算：延べ1件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度決算：延べ0事業場</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、津久井町下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として） 「相模川流域下水道の水質管理に関する基本的な考え方」に基づき神奈川県下水道公社に業務委託している。</p> <p>【公共的団体】 （財）神奈川県下水道公社に検査を委託</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 346千円</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度決算：10検体延べ118項目 ・事業場等への立入調査 平成15年度決算：延べ10事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度決算：延べ0件</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、相模湖町下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として）及び水質測定結果報告書徴収</p> <p>【公共的団体】 （財）神奈川県下水道公社に検査を委託</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 1,001千円</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度決算：6検体延252項目 ・事業場等への立入調査 平成15年度決算：延べ1事業場 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度決算：延べ1事業場</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、藤野町下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として）及び水質測定結果報告書徴収</p> <p>【公共的団体】</p> <p>【特定財源の内訳等】</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度決算：なし ・事業場等への立入調査 平成15年度決算：なし ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度決算：なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	公共下水道施設維持管理補修事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法
歳出予算額（平成17年度）	410,598千円	14,817千円	5,543千円	2,915千円	3,692千円
歳入予算額（平成17年度）	345,557千円	14,817千円	5,543千円	2,915千円	3,692千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 市が管理する下水道施設の清掃・浚渫委託、除草委託、及び施設(ポンプ等)の保守点検委託や目視等の施設調査委託、コンピュータによる維持管理システムの事務や下水道台帳整備を行う。又、汚水中継ポンプ場の管理委託や施設の保守点検委託、修繕を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 345,298千円 隣接市町下水処理負担金 259千円</p> <p>【参考】 平成15年度決算 合流管 98,218m 污水管 1,478,239m 雨水管 197,654m 排水管 344,139m 汚水マンホ-ルポンプ 30箇所 雨水マンホ-ルポンプ 4箇所 汚水中継ポンプ場 6箇所</p>	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する下水道施設の清掃・浚渫委託、除草委託、及び施設(ポンプ等)の保守点検委託や目視等の施設調査委託や下水道台帳整備を行う。又、汚水中継ポンプ場等の管理委託や施設の保守点検委託、修繕を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 14,817千円</p> <p>【参考】 平成15年度決算 污水管 73,819m 雨水管 18,041m 汚水マンホ-ルポンプ 7箇所 汚水中継ポンプ場 1箇所</p>	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する下水道施設の清掃・浚渫委託、除草委託、及び施設(ポンプ等)の保守点検委託や目視等の施設調査委託、下水道台帳整備を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 5,543千円</p> <p>【参考】 平成15年度決算 污水管 41,912m 汚水マンホ-ルポンプ 10箇所</p>	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する下水道施設の清掃・及び施設(ポンプ等)の保守点検委託や目視等の施設調査委託や下水道台帳整備を行う。又、ポンプ場の施設の保守点検委託、修繕を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 2,915千円</p> <p>【参考】 平成15年度決算 污水管 32,603m 汚水マンホ-ルポンプ 13箇所</p>	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する下水道施設の清掃・及び施設(ポンプ等)の保守点検委託やTVカメラによる等の施設調査委託や下水道台帳整備を行う。又、ポンプ場の施設の保守点検委託、自家用発動発電機の保守委託、修繕を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 3,692千円</p> <p>【参考】 平成15年度決算 污水管 25,515m マンホ-ルポンプ 25箇所</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	公共下水道不明水浸入対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法
歳出予算額（平成17年度）	15,148千円	3,600千円	5,670千円	500千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	15,148千円	1,800千円	5,670千円	500千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定し、補修を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 15,148千円</p>	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定し、補修を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 1,800千円</p>	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定する。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 5,670千円</p>	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定し、補修を行う。</p> <p>【特定財源の内訳】 公供下水道使用料 500千円</p>	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定し、補修を行う。</p> <p>現時点としては、「TVカメラ調査」を実施している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	公共下水道整備済区域内における公共汚水ますの設置	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 相模原市公共汚水ます設置要綱	下水道法 城山町下水道条例	下水道法 津久井町下水道条例	下水道法 相模湖町下水道条例 相模湖町公共汚水ます設置要綱	下水道法 藤野町下水道条例
歳出予算額（平成17年度）	457,028千円	7,750千円	10,000千円	3,700千円	1000千円
歳入予算額（平成17年度）	307,558千円	7,541千円	9,062千円	3,700千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合、要綱にもとづいて設置する。</p> <p>【特定財源の内訳等】 管きよ建設事業受益者負担金 10,000千円 公共下水道施設移設補償金 20,258千円 公営企業債 277,300千円</p> <p>【参考】 平成15年度決算 公共汚水ます設置1,453個</p>	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合、基準にもとづいて設置する。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者分担金 307千円 地方公営企業債（下水道整備債） 7,189千円 県費補助金 45千円</p> <p>【参考】 平成15年度決算 公共汚水ます設置29個</p>	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合、基準にもとづいて設置する。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者分担金 3,812千円 地方公営企業債（下水道整備債） 1,500千円 県費補助金 3,750千円</p> <p>【参考】 平成15年度決算 公共汚水ます設置23個</p>	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合、要綱にもとづいて設置する。</p> <p>【参考】 平成15年度決算 公共汚水ます設置18個</p>	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合設置する。</p> <p>【参考】 平成15年度決算 公共汚水ます設置12個</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	排水設備に係る申請の審査並びに工事の指導及び検査	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 相模原市排水設備設置義務の免除に関する要綱 相模原市排水設備指針	下水道法 城山町下水道条例	下水道法 津久井町下水道条例 津久井町下水道条例施行規則	下水道法 相模湖町下水道条例	下水道法 藤野町下水道条例
歳出予算額（平成17年度）	540千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	95千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。</p> <p>【内容】 排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 7,2千円 責任技術者登録手数料 7千円 指定工事店登録手数料 13千円 参考図書 3千円</p> <p>【参考】 平成15年度決算 確認申請件数--- 3,920件 完了検査件数--- 4,009件 (内 現場件数 1,038件) 平成17年度予算額の540千円はコンピュータシステム保守とパート人件費</p>	<p>【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。</p> <p>【内容】 排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。</p> <p>【参考】 平成15年度決算 確認申請件数--- 171件 完了検査件数--- 180件 (内 現場件数 180件)</p>	<p>【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。</p> <p>【内容】 排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。</p> <p>【参考】 平成15年度決算 確認申請件数--- 167件 完了検査件数--- 179件 (内 現場件数 179件)</p>	<p>【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。</p> <p>【内容】 排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。</p> <p>【参考】 平成15年度決算 確認申請件数--- 100件 完了検査件数--- 148件 (内 現場件数 148件)</p>	<p>【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。</p> <p>【内容】 排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。</p> <p>【参考】 平成15年度決算 確認申請件数--- 198件 完了検査件数--- 198件 (内 現場件数 198件)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者の審査、登録等事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	相模原市下水道条例 相模原市指定下水道工事店規則	城山町下水道条例 城山町指定下水道工事店規則	津久井町下水道条例 津久井町下水道排水設備指定工事店規則	相模湖町下水道条例 相模湖町指定下水道工事店規則	藤野町下水道条例 藤野町下水道排水設備指定工事店規則
歳出予算額（平成17年度）	361千円	10千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	361千円	10千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う。</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【特定財源の内訳等】 責任技術者登録手数料 130千円 指定工事店登録手数料 231千円</p> <p>【参考】 平成15年度決算 指定下水道工事店 413店 排水設備工事責任技術者 846名 指定下水道工事店標示板購入価格 3,500円</p>	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【特定財源の内訳等】 責任技術者登録手数料 2千円 指定工事店登録手数料 3千円 更新手数料 5千円</p> <p>【参考】 平成15年度決算 指定下水道工事店 91店 排水設備工事責任技術者 224名</p>	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【参考】 平成15年度決算 指定下水道工事店 96店 排水設備工事責任技術者 297名</p>	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【参考】 平成15年度決算 指定下水道工事店 50店 排水設備工事責任技術者 104名</p>	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【参考】 平成15年度決算 指定下水道工事店 32店 排水設備工事責任技術者 68名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	排水施設の指導及び検査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	下水道管理課 下水道法 相模原市下水道条例 流域下水道維持管理要綱 都市計画法施行規則 相模原市ディスプレイキッチン排水処理システム等取扱要綱	施設管理課 下水道法 城山町下水道条例 流域下水道維持管理要綱 都市計画法施行規則	上下水道課 下水道法 津久井町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道課 下水道法 相模湖町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	上下水道課 下水道法 藤野町下水道条例 流域下水道維持管理要綱
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	640千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、相模原市下水道条例等に基づく事業場指導、開発行為に関する書類受付及ディスプレイ等の排水設備指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度決算：延べ113事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度決算：延べ351件 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度決算：延べ164件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度決算：延べ81事業場 ・都市計画法の規定に基づく開発行為に関する書類受付（データ入力）及び水質関連項目の確認 平成15年度決算：受付件数329件 ・ディスプレイキッチン排水処理システム指導</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、城山町下水道条例等に基づく事業場指導、開発行為に関する書類受付指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度決算：延べ0事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度決算：延べ1件 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度決算：延べ1件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度決算：延べ0事業場 ・都市計画法の規定に基づく開発行為に関する書類受付（データ入力）及び水質関連項目の確認 平成15年度決算：受付件数0件 ・ディスプレイキッチン排水処理システム指導</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、津久井町下水道条例等に基づく事業場指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度決算：延べ10事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度決算：延べ0件 水質検査については、神奈川県下水道公社に業務委託している。</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、相模湖町下水道条例等に基づく事業場指導、開発行為に関する書類受付及ディスプレイ等の排水設備指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度決算：延べ1事業場 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度決算：延べ1事業場 ・ディスプレイキッチン排水処理システム指導</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、藤野町下水道条例等に基づく事業場指導、開発行為に関する書類受付及ディスプレイ等の排水設備指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度決算：なし ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度決算：なし ・ディスプレイキッチン排水処理システム指導</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	除害施設の指導		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 城山町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 津久井町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 相模湖町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 藤野町下水道条例 流域下水道維持管理要綱
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道法及び相模原市下水道条例に基づき、除害施設（事業場の排水処理施設）の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、相模原市下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度決算：延べ351件 ・事業場等への立入調査 平成15年度決算：延べ113事業場 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度決算：延べ164件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度決算：延べ81事業場</p>	<p>【目的】 下水道法及び城山町下水道条例に基づき、除害施設（事業場の排水処理施設）の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、城山町下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度決算：延べ1件 ・事業場等への立入調査 平成15年度決算：延べ0事業場 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度決算：延べ1件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度決算：延べ0事業場</p>	<p>【目的】 下水道法及び津久井町下水道条例に基づき、除害施設（事業場の排水処理施設）の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、津久井町下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度決算：延べ10件 ・事業場等への立入調査 水質検査については、神奈川県下水道公社に業務委託している。</p>	<p>【目的】 下水道法及び相模湖町下水道条例に基づき、除害施設（事業場の排水処理施設）の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、相模湖町下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度決算：延べ1事業場 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度決算：延べ1事業場</p>	<p>【目的】 下水道法及び藤野町下水道条例に基づき、除害施設（事業場の排水処理施設）の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、藤野町下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度決算：なし ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度決算：なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	流域下水道に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱	下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱	下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱	下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱	下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。</p> <p>【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水量及び、水質等の報告を行うもの。</p> <p>【参考】 平成15年度未整備面積 6,234.7ha</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。</p> <p>【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水量及び、水質等の報告を行うもの。</p> <p>【参考】 平成15年度未整備面積 256.1ha</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。</p> <p>【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水量及び、水質等の報告を行うもの。</p> <p>【参考】 平成15年度未整備面積 162.6ha</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。</p> <p>【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水量及び、水質等の報告を行うもの。</p> <p>【参考】 平成15年度未整備面積 165.2ha</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。</p> <p>【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水量及び、水質等の報告を行うもの。</p> <p>【参考】 平成15年度未整備面積 138.0ha</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	私設下水道組合の指導、工事の検査等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 下水道条例 私設下水道組合施行要領				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道に接続する、私設下水道組合が施工する下水道工事等について、公共下水道整備計画に整合が取れるよう指導、工事の検査等を行う。</p> <p>【内容】 私設下水道工事に関する物件設置申請等の手続きや、工事の施工に係る指導、及び工事の完成検査、施工後の管理区域の確認を行う。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	私設下水道施設の移管事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 私設下水道組合が設置した下水道施設を受取る事務</p> <p>【内容】 円滑な公共下水道の整備を行っていくため、組合下水道施設を公共下水道整備計画に合わせて市に移管をしていただき、できる限り有効利用を図る。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																											
17	上下水道事業の取扱い	土木部会																											
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																											
23	相模川流域下水道事業助成金	A協議会 B幹事会 C専門部会																											
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																								
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課																								
根拠法令等			相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書	相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書	相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書																								
歳出予算額(平成17年度)			13,048千円	4,022千円	2,645千円																								
歳入予算額(平成17年度)			13,048千円	4,022千円	2,645千円																								
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 相模湖及び津久井湖の水質保全に寄与する流域下水道事業の建設に要する経費の町負担分を、利水者が水源地域の住民に感謝の意を表するため、町に助成することを目的とする。</p> <p>【事業の範囲】 1 幹線管渠、終末処理場、ポンプ場及びこれらの施設を付帯する施設の建設 2 流域下水道施設の建設に係る用地取得及び物件移転補償 3 流域下水道施設の建設に係る事業損失補償 4 流域下水道施設の調査設計</p> <p>【内容】 相模川流域下水道事業負担金のうち、建設費負担金に相当する金額を利水者(県企業庁)が負担する。</p> <p>【負担割合】 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>県企業庁</td><td style="text-align: right;">17.9%</td></tr> <tr><td>横浜水道</td><td style="text-align: right;">37.8%</td></tr> <tr><td>川崎水道</td><td style="text-align: right;">34.3%</td></tr> <tr><td>横須賀水道</td><td style="text-align: right;">10.0%</td></tr> </table> </p> <p>【平成17年度の事業の内容】 ・平成17年度 予算額 13,048千円</p> <p>【助成金】 ・助成金(相模川流域下水道建設負担金) 13,048千円</p>	県企業庁	17.9%	横浜水道	37.8%	川崎水道	34.3%	横須賀水道	10.0%	<p>【目的】 相模湖及び津久井湖の水質保全に寄与する流域下水道事業の建設に要する経費の町負担分を、利水者が水源地域の住民に感謝の意を表するため、町に助成することを目的とする。</p> <p>【事業の範囲】 1 幹線管渠、終末処理場、ポンプ場及びこれらの施設を付帯する施設の建設 2 流域下水道施設の建設に係る用地取得及び物件移転補償 3 流域下水道施設の建設に係る事業損失補償 4 流域下水道施設の調査設計</p> <p>【内容】 相模川流域下水道事業負担金のうち、建設費負担金に相当する金額を利水者(県企業庁)が負担する。</p> <p>【負担割合】 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>県企業庁</td><td style="text-align: right;">17.9%</td></tr> <tr><td>横浜水道</td><td style="text-align: right;">37.8%</td></tr> <tr><td>川崎水道</td><td style="text-align: right;">34.3%</td></tr> <tr><td>横須賀水道</td><td style="text-align: right;">10.0%</td></tr> </table> </p> <p>【平成17年度の事業の内容】 ・平成17年度 予算額 4,022千円</p> <p>【助成金】 ・助成金(相模川流域下水道建設負担金) 4,022千円</p>	県企業庁	17.9%	横浜水道	37.8%	川崎水道	34.3%	横須賀水道	10.0%	<p>【目的】 相模湖及び津久井湖の水質保全に寄与する流域下水道事業の建設に要する経費の町負担分を、利水者が水源地域の住民に感謝の意を表するため、町に助成することを目的とする。</p> <p>【事業の範囲】 1 幹線管渠、終末処理場、ポンプ場及びこれらの施設を付帯する施設の建設 2 流域下水道施設の建設に係る用地取得及び物件移転補償 3 流域下水道施設の建設に係る事業損失補償 4 流域下水道施設の調査設計</p> <p>【内容】 相模川流域下水道事業負担金のうち、建設費負担金に相当する金額を利水者(県企業庁)が負担する。</p> <p>【負担割合】 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>県企業庁</td><td style="text-align: right;">17.9%</td></tr> <tr><td>横浜水道</td><td style="text-align: right;">37.8%</td></tr> <tr><td>川崎水道</td><td style="text-align: right;">34.3%</td></tr> <tr><td>横須賀水道</td><td style="text-align: right;">10.0%</td></tr> </table> </p> <p>【平成17年度の事業の内容】 ・平成17年度 予算額 2,645千円</p> <p>【助成金】 ・助成金(相模川流域下水道建設負担金) 2,645千円</p>	県企業庁	17.9%	横浜水道	37.8%	川崎水道	34.3%	横須賀水道	10.0%
県企業庁	17.9%																												
横浜水道	37.8%																												
川崎水道	34.3%																												
横須賀水道	10.0%																												
県企業庁	17.9%																												
横浜水道	37.8%																												
川崎水道	34.3%																												
横須賀水道	10.0%																												
県企業庁	17.9%																												
横浜水道	37.8%																												
川崎水道	34.3%																												
横須賀水道	10.0%																												

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	水洗便所改造等利子補給金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等		城山町水洗便所改造等資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則	津久井町水洗便所改造等資金融資あっ旋に関する規則	相模湖町水洗便所改造等資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則	藤野町下水道排水設備の水洗便所改造等資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則
歳出予算額（平成17年度）		11千円	38千円	9千円	26千円
歳入予算額（平成17年度）		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる。</p> <p>【内容】 処理区域内に所在する所有者又は、占用者で当該改造工事を行う者が金融機関より融資を受けた場合その利子分を町がこれを補給する。</p> <p>・平成15年度 0件</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる。</p> <p>【内容】 排水設備工事に要した費用について町内の金融機関から融資をあっ旋し、そのあっ旋額に係る利子分を町が負担する。 平成15年度決算：融資件数5件 利子補給額15千円 融資あっ旋の限度額 自家...40万円 貸家...80万円</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる。</p> <p>【内容】 処理区域内に所在する所有者又は、占用者で当該改造工事を行う者が金融機関より融資を受けた場合その利子分を町がこれを補給する。</p> <p>・平成15年度決算 1件</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる。</p> <p>【内容】 排水設備工事に要した費用について町内の金融機関から融資をあっ旋し、そのあっ旋額に係る利子分を町が負担する。 平成15年度決算：融資件数0件 利子補給額 自家8千円、貸家17千円 融資あっ旋の限度額 自家...40万円 貸家...80万円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	私設汚水ポンプ設置助成金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等			津久井町私設汚水ポンプ設置助成金交付要綱		藤野町私設汚水ポンプ設置助成金交付要綱
歳出予算額（平成17年度）			1千円		1,800千円
歳入予算額（平成17年度）			0千円		1,800千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる</p> <p>【内容】 地勢等により自然流下で公共下水道に汚水排除できない場合、私設汚水ポンプを設置する者に対し工事費を助成している 平成15年度決算：なし</p> <p>当初予算額は1千円となっているが、申請があった場合に補正予算で必要額を計上する。</p>	該当なし	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる</p> <p>【内容】 地勢等により自然流下で公共下水道に汚水排除できない場合、私設汚水ポンプを設置する者に対し工事費を助成している 平成15年度決算：1件 532千円</p> <p>当初予算額は2件分1,800千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																															
17	上下水道事業の取扱い	土木部会																																																															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																															
9	上下水道料金管理システム経費負担金	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																												
担当課名	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課																																																												
根拠法令等																																																																	
歳出予算額（平成17年度）	44,000千円	1,652千円	1,428千円	755千円	592千円																																																												
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																												
【事務事業の内容】	<p>【目的】 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p>【内容】 このシステムは神奈川県企業庁が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本市負担額は213,671,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年賦で支払うことになっており、今年度はその3年目である。</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td style="text-align: right;">43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td style="text-align: right;">43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td style="text-align: right;">43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td style="text-align: right;">43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td style="text-align: right;">37,848,600円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">213,671,000円</td></tr> </table>	平成15年度負担額	43,955,600円	平成16年度負担額	43,955,600円	平成17年度負担額	43,955,600円	平成18年度負担額	43,955,600円	平成19年度負担額	37,848,600円	合計	213,671,000円	<p>【目的】 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p>【内容】 このシステムは神奈川県企業庁が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本町負担額は8,031,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年賦で支払うことになっており、今年度はその3年目である。</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成16年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成17年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成18年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成19年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,423,000円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">8,031,000円</td></tr> </table>	平成15年度の負担額	1,652,000円	平成16年度の負担額	1,652,000円	平成17年度の負担額	1,652,000円	平成18年度の負担額	1,652,000円	平成19年度の負担額	1,423,000円	合計	8,031,000円	<p>【目的】 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p>【内容】 このシステムは神奈川県企業庁が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本町負担額は6,940,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年賦で支払うことになっており、今年度はその3年目である。</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td style="text-align: right;">1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td style="text-align: right;">1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td style="text-align: right;">1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td style="text-align: right;">1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td style="text-align: right;">1,229,600円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">6,940,000円</td></tr> </table>	平成15年度負担額	1,427,600円	平成16年度負担額	1,427,600円	平成17年度負担額	1,427,600円	平成18年度負担額	1,427,600円	平成19年度負担額	1,229,600円	合計	6,940,000円	<p>【目的】 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p>【内容】 このシステムは神奈川県企業庁が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本町負担額は3,668,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年賦で支払うことになっており、今年度はその3年目である。</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td style="text-align: right;">754,600円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td style="text-align: right;">754,600円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td style="text-align: right;">754,600円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td style="text-align: right;">754,600円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td style="text-align: right;">649,600円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">3,668,000円</td></tr> </table>	平成15年度負担額	754,600円	平成16年度負担額	754,600円	平成17年度負担額	754,600円	平成18年度負担額	754,600円	平成19年度負担額	649,600円	合計	3,668,000円	<p>【目的】 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p>【内容】 このシステムは神奈川県企業庁が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本町負担額は2,875,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年賦で支払うことになっており、今年度はその3年目である。</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td style="text-align: right;">591,400円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td style="text-align: right;">591,400円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td style="text-align: right;">591,400円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td style="text-align: right;">591,400円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td style="text-align: right;">509,400円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">2,875,000円</td></tr> </table>	平成15年度負担額	591,400円	平成16年度負担額	591,400円	平成17年度負担額	591,400円	平成18年度負担額	591,400円	平成19年度負担額	509,400円	合計	2,875,000円
平成15年度負担額	43,955,600円																																																																
平成16年度負担額	43,955,600円																																																																
平成17年度負担額	43,955,600円																																																																
平成18年度負担額	43,955,600円																																																																
平成19年度負担額	37,848,600円																																																																
合計	213,671,000円																																																																
平成15年度の負担額	1,652,000円																																																																
平成16年度の負担額	1,652,000円																																																																
平成17年度の負担額	1,652,000円																																																																
平成18年度の負担額	1,652,000円																																																																
平成19年度の負担額	1,423,000円																																																																
合計	8,031,000円																																																																
平成15年度負担額	1,427,600円																																																																
平成16年度負担額	1,427,600円																																																																
平成17年度負担額	1,427,600円																																																																
平成18年度負担額	1,427,600円																																																																
平成19年度負担額	1,229,600円																																																																
合計	6,940,000円																																																																
平成15年度負担額	754,600円																																																																
平成16年度負担額	754,600円																																																																
平成17年度負担額	754,600円																																																																
平成18年度負担額	754,600円																																																																
平成19年度負担額	649,600円																																																																
合計	3,668,000円																																																																
平成15年度負担額	591,400円																																																																
平成16年度負担額	591,400円																																																																
平成17年度負担額	591,400円																																																																
平成18年度負担額	591,400円																																																																
平成19年度負担額	509,400円																																																																
合計	2,875,000円																																																																

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	下水道法に規定する供用開始及び処理開始		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備年度当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1,900番地名 相模川流域下水道左岸処理場</p> <p>ただし、隣接する町田市と協定を結び、町田市側に汚水を排除している一部の地域については次の処理場に接続している。</p> <p>位置 東京都町田市南成瀬8丁目1番地1名称 町田下水処理場</p>	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備年度当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1,900番地名 相模川流域下水道左岸処理場</p>	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備年度当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1,900番地名 相模川流域下水道左岸処理場</p>	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備年度当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1,900番地名 相模川流域下水道左岸処理場</p>	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備年度当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1900番地名 相模川流域下水道左岸処理場</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	都市下水路等調査測量設計委託	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,100千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市街化調整区域等における浸水被害の解消のための事業。（事業認可区域外）</p> <p>【内容】 ・委託料 1,100千円</p> <p>【参考】</p> <p>公共下水道整備状況（平成16年度末現在） 行政区域内人口 623,642人 （255,476世帯） 整備区域内人口 611,600人 （252,000世帯） 整備区域内人口普及率（ / ） 98.1% 市街化区域下水道法事業認可面積 6,196.0ha 市街化区域整備面積 6,181.0ha 市街化区域整備率（ / ） 99.8% 市街化調整区域整備計画面積 330.0ha 市街化調整区域整備面積 101.1ha 市街化調整区域整備率（ / ） 30.6% 整備面積合計（ + ） 6,282.1ha</p> <p>行政区域内人口（世帯）は、平成17年4月1日の「統計さがみはら」（平成12年国勢調査ベース）を基に算出した推計値である。</p> <p>市街化調整区域の下水道法事業認可面積は416.2haであるが、区域外流入済（大規模施設等）86.2haを除いた整備計画面積は330haである。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>公共下水道整備状況（平成16年度末現在） 行政区域内人口 23,446人 （8,572世帯） 整備区域内人口 19,673人 （7,183世帯） 整備区域内人口普及率（ / ） 83.8% 市街化区域下水道法事業認可面積 270.0ha 市街化区域整備面積 262.3ha 市街化区域整備率（ / ） 97.1% 市街化調整区域整備計画面積 10.0ha 市街化調整区域整備面積 10.0ha 市街化調整区域整備率（ / ） 100.0% 整備面積合計（ + ） 272.3ha</p> <p>市街化調整区域の下水道法事業認可面積の10.0haは、すべて公共施設用地で区域外流入により接続した後、認可面積に含めているため、現在の市街化調整区域整備率は100%となっております。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>公共下水道整備状況（平成16年度末現在） 行政区域内人口 29,484人 （10,272世帯） 整備区域内人口 8,917人 （3,201世帯） 整備区域内人口普及率（ / ） 30.2% 市街化区域下水道法事業認可面積 205.8ha 市街化区域整備面積 166.3ha 市街化区域整備率（ / ） 80.1% 市街化調整区域整備計画面積 843.0ha 市街化調整区域整備面積 4.6ha 市街化調整区域整備率（ / ） 0.5% 整備面積合計（ + ） 170.9ha</p> <p>市街化区域は用途地域として、市街化調整区域は用途地域外とした値である。 下水道全体計画面積は1,138ha 用途地域（市街化区域）面積は295ha 下水道法事業認可面積は215ha</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>公共下水道整備状況（平成16年度末現在） 行政区域内人口 9,618人 （3,512世帯） 整備区域内人口 4,800人 （1,266世帯） 整備区域内人口普及率（ / ） 49.2% 市街化区域下水道法事業認可面積 221.0ha 市街化区域整備面積 167.8ha 市街化区域整備率（ / ） 75.9% 市街化調整区域整備計画面積 324.0ha 市街化調整区域整備面積 5.0ha 市街化調整区域整備率（ / ） 1.5% 整備面積合計（ + ） 172.8ha</p> <p>市街化区域の下水道法事業認可面積は221.0haであるが、区域外流入済（大規模施設）5.0haを含むと整備済面積は172.8haである。</p> <p>行政区域内人口（世帯）は、平成16年3月31日の「住民基本台帳人口」を基に算出した推計値である。</p> <p>市街化区域は用途地域として、市街化調整区域は用途地域外とした値である。 下水道全体計画面積は545ha 用途地域（市街化区域）面積は223ha 下水道法事業認可面積は221ha</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>公共下水道整備状況（平成16年度末現在） 行政区域内人口 10,461人 （3,549世帯） 整備区域内人口 3,570人 （1,230世帯） 整備区域内人口普及率（ / ） 34.1% 市街化区域下水道法事業認可面積 215.0ha 市街化区域整備面積 144.0ha 市街化調整区域整備率（ / ） 67.0% 市街化調整区域整備計画面積 166.0ha 市街化調整区域整備面積 0.9ha 市街化調整区域整備率（ / ） 0.5% 整備面積合計（ + ） 144.9ha</p> <p>市街化区域の下水道法事業認可面積は215.0haであるが、区域外流入済0.9haを含むと整備済面積は144.9haである。</p> <p>行政区域内人口（世帯）は、平成16年3月31日の「住民基本台帳人口」を基に算出した推計値である。 市街化区域は用途地域として、市街化調整区域は用途地域外とした値である。 下水道全体計画面積は381ha 用途地域（市街化区域）面積は215.0ha 下水道法事業認可面積は215.9ha</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	排水路整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	2,803千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市街化調整区域等における浸水被害の解消のための事業。（事業認可区域外）</p> <p>【内容】 ・工事請負費 2,803千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	公共下水道測量設計等委託		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法
歳出予算額（平成17年度）	105,810千円	0千円	3,400千円	1,800千円	28,000千円
歳入予算額（平成17年度）	87,500千円	0千円	3,000千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託等を市単独費で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （市街化区域分） 設計委託料 ・委託 1件 ・延長 100m ・事業費 5,950千円 地下埋設物調査委託 ・委託 1件 ・試掘 3箇所 ・事業費 510千円 市内一円測量設計等委託 ・委託 2件 ・事業費 10,000千円</p> <p>（市街化調整区域分） 設計委託 ・委託 3件 ・面積 計95.74ha ・延長 計19,330m ・事業費 68,170千円 地下埋設物調査委託 ・委託 3件 ・試掘 計100箇所 ・事業費 21,180千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道整備事業債 87,500千円 起債充当率：95%以内 （ただし起債割れを加味し、充当率は約80%前後）</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査を実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 平成17年度については、予算的な対応はありませんが、職員により測量・設計・調査を実施します。現状で事業量が少なく、整備工事の内容も簡易なためこのような対応で行っています。今後も予定整備箇所の整備内容、条件等を把握した中で技術的に職員での対応が困難な場合には、専門業者への業務委託にて対応を行う。</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託を町単独費で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 家屋補償調査委託 ・家屋事前事後調査 ・事業費 3,400千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道整備事業債 3,000千円 起債充当率：95%以内</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託を町単独費で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （用途地域分） 設計委託料 ・委託 2件 ・面積 計 2ha ・延長 計 450m ・事業費 800千円</p> <p>測量委託 ・委託 1件 ・面積 計 0.1ha ・事業費 1,000千円</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託を町単独費で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （用途地域分） 設計委託料 ・委託 2件 ・面積 計 21.56ha ・延長 計 3,120m ・事業費 28,000千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	公共下水道整備補助事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法
歳出予算額（平成17年度）	2,242,900千円	67,500千円	215,000千円	100,000千円	114,000千円
歳入予算額（平成17年度）	2,000,648千円	64,050千円	204,216千円	95,000千円	108,300千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託や工事等を国庫補助事業で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （市街化区域分） 工事請負費 ・工事 12件 ・延長 2,804.9m ・事業費 1,450,100千円</p> <p>平成17年度は設計等委託料の予算なし</p> <p>（市街化調整区域分） 工事請負費 ・工事 10件 ・延長 8,834m ・事業費 792,800千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者分担金 85,000千円</p> <p>公共下水道事業費補助金 669,548千円 補助率：1/2</p> <p>公共下水道整備事業債 1,246,100千円 充当率：国庫裏債90%以内 市単独分管渠95%以内</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る工事等を国庫補助事業で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （市街化区域分） 工事請負費 ・工事 1件 ・延長 82.4m ・事業費 67,500千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 29,250千円 補助率：1/2</p> <p>県公共下水道事業費補助金 200千円</p> <p>公共下水道整備事業債 34,600千円 起債充当率：国庫裏債90%以内 町単独分管渠95%以内</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託や工事等を国庫補助事業で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （用途地域分） 工事請負費 ・工事 6件 ・延長 1,740m ・事業費 215,000千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 72,500千円 補助率：1/2</p> <p>県公共下水道事業費補助金 2,416千円</p> <p>公共下水道整備事業債 119,300千円 起債充当率：国庫裏債90%以内 市単独分管渠95%以内 受益者負担金 10,000千円</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託や工事等を国庫補助事業で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （用途地域分） 工事請負費 ・工事 4件 ・延長 663m ・事業費 100,000千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 50,000千円 補助率：1/2</p> <p>県公共下水道事業費補助金 1,500千円</p> <p>公共下水道整備事業債 43,500千円 起債充当率：国庫裏債90%以内 町単独分管渠95%以内</p> <p>資本費平準化債 40,000千円 （平成16年度より導入）</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託や工事等を国庫補助事業で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （用途地域分） 工事請負費 ・工事 4件 ・延長 772m ・事業費 114,000千円 （国道管理者路面復旧費含む）</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 57,000千円 補助率：1/2</p> <p>県公共下水道事業費補助金 1,900千円</p> <p>公共下水道整備事業債 49,400千円 起債充当率：国庫裏債90%以内 町単独分管渠95%以内</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	面整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法
歳出予算額（平成17年度）	237,300千円	4,000千円	10,000千円	20,000千円	78,000千円
歳入予算額（平成17年度）	225,200千円	3,892千円	9,062千円	18,966千円	62,603千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市街化調整区域内の公共下水道（汚水）の整備のため、市単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 （市街化調整区域分） 工事請負費 ・工事 4件 ・延長 3,093m ・事業費 237,300千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者分担金 22,400千円 公共下水道整備事業債 202,800千円 （県貸付金5,000千円を含む）</p>	<p>【目的】 市街化区域内の公共下水道（汚水）の整備のため、町単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 （市街化区域分） 工事請負費 ・工事 1件（一円費） ・延長 40m ・事業費 4,000千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者負担金 158千円 県公共下水道事業費補助金 24千円 公共下水道整備事業債 3,710千円</p>	<p>【目的】 公共下水道（汚水）の整備のため、町単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 工事請負費 ・工事 1件 ・延長 100m ・事業費 10,000千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者分担金 3,812千円 県公共下水道事業費補助金 3,750千円 公共下水道整備事業債 1,500千円</p>	<p>【目的】 用途地域内の公共下水道（汚水）の整備のため、町単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 （用途地域分） 工事請負費 ・工事 2件 ・延長 96m ・事業費 9,000千円 ・公共分の単独費 11,000千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 県公共下水道事業費補助金 6,666千円 公共下水道整備事業債 12,300千円</p>	<p>【目的】 用途地域内の公共下水道（汚水）の整備のため、町単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 （用途地域分） 工事請負費 ・工事 3件 ・延長 262m ・事業費 78,000千円 （設計委託費含む）</p> <p>【特定財源の内訳等】 県公共下水道事業費補助金 7,403千円 公共下水道整備事業債 55,200千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	負担金、補償費等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法
歳出予算額（平成17年度）	93,500千円	3,457千円	2,355千円	2,176千円	1,165千円
歳入予算額（平成17年度）	1,900千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道整備工事及び公共汚水ます設置工事に伴う、地下埋設物（水道、ガス、電気等）切回し負担金、県道自費復旧事務費負担金に要する経費。 また、下水道整備工事及び公共汚水ます設置工事に必要な土地賃貸借料や物件等補償料に要する経費。</p> <p>【内容】 下水道整備工事（市街化区域）分 ・土地賃貸借料 4,600千円 ・負担金、補助及び交付金 42,000千円 ・補償、補填及び賠償金 3,000千円 下水道整備工事（市街化調整区域）分 ・土地賃貸借料 1,000千円 ・負担金、補助及び交付金 38,000千円 ・補償、補填及び賠償金 3,000千円 公共汚水ます設置工事分 ・負担金、補助及び交付金 1,800千円 ・補償、補填及び賠償金 100千円 【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 1,000千円 補助率：1/2 公共下水道整備事業債 900千円 充当率：国庫裏債90%以内</p>	<p>【目的】 下水道整備事業（工事）に係る切回し・移設・自費復旧費等の負担金等の町が負担すべき経費。</p> <p>【内容】 （市街化区域分） 負担金、補助及び交付金 ・内容 水道管やガス管等の地下埋設物移設等に係る負担金 ・事業費 3,457千円 ・補償、補填及び賠償金については、予算的な対応はありません。また、補償、補填及び賠償金の算定のための基準等も設けておりません。</p>	<p>【目的】 下水道整備工事に伴い、地下埋設物（水道、ガス、電気等）切回し負担金や、国県道自費復旧事務費負担金の経費。</p> <p>【内容】 下水道整備工事分 ・負担金 2,355千円 ・工事の施工に伴う踏み荒らし等の補償については工事費により対応している。</p>	<p>【目的】 下水道整備工事及び公共汚水ます設置工事に伴い、地下埋設物（水道、ガス、電気等）切回し負担金や、国県道自費復旧事務費負担金の経費。</p> <p>【内容】 下水道整備工事（用途地域）分 ・負担金、補助及び交付金 51千円 ・補償、補填及び賠償金 2,080千円 ・土地賃貸借料 45千円</p>	<p>【目的】 下水道整備工事及び公共汚水ます設置工事に伴い、地下埋設物（水道、ガス、電気等）切回し負担金や、国県道自費復旧事務費負担金の経費。</p> <p>【内容】 下水道整備工事（用途地域）分 ・負担金、補助及び交付金 0千円 ・水道、NTT切回し負担金 1,000千円 ・補償、補填及び賠償金 0千円 ・土地賃貸借料 5件 165千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	雨水幹線整備補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法				
歳出予算額（平成17年度）	712,000千円				
歳入予算額（平成17年度）	537,452千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 浸水被害地区解消に向け、雨水幹線を整備するもの。 なお当事業については「下水道整備補助事業」に記載・計上済であるが、別項目として再掲したもの。</p> <p>【内容】 延長・管径が長く大きいため、1つの工事を継続事業として実施するもの。</p> <p>溝上大野台雨水幹線整備工事（1工区） ・平成15～17年度継続事業 ・工事延長：945.2m ・管径：3,750mm ・継続事業費総額：1,273,000千円 ・平成17年度事業費：661,000千円</p> <p>麻溝台地区雨水幹線整備工事（1工区） ・平成17～19年度継続事業 ・工事延長：1,093.9m ・管径：3,500mm・3,000mm ・継続事業費総額：1,120,000千円 ・平成17年度事業費：51,000千円</p> <p>【特定財源の内訳等（平成17年度分）】 公共下水道事業費補助金 273,452千円</p> <p>公共下水道整備事業債 264,000千円 （県貸付金18,000千円を含む）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	合流式下水道の改善		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法				
歳出予算額（平成17年度）	86,800千円				
歳入予算額（平成17年度）	71,300千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 合流式下水道区域（A = 393ha）を分流式に改善するもの。 なお当事業については「下水道整備補助事業」で事業の一部を記載・計上済であるが、別項目として再掲したもの。</p> <p>【内容】 工事請負費 ・工事 2件 ・事業費 86,800千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 10,000千円 公共下水道整備事業債 61,300千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	農業集落排水事業(水洗化・助成金)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課				上下水道課
根拠法令等					藤野町農業集落排水設備の水洗化便所改造等助成金交付規則 藤野町農業集落排水設備の水洗便所改造等工事費特別助成規則
歳出予算額(平成17年度)					0千円
歳入予算額(平成17年度)					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>処理区域において、排水施設に接続する工事を行う者に対し、水洗便所改造等助成金を交付し、水洗化の促進を図る。 標準工事費の10/100(限度額50,000円)</p> <p>【平成15年度決算】 3件96,000円</p> <p>特別助成金については、生活保護法による保護を受けている者に対して助成を行う。 次により施工した工事費と付随する金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水洗便所に改造する工事費 ・浄化槽を廃止し排水設備に接続する工事費 ・排水設備を設置する工事費

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	農業集落排水事業(不明水浸水対策)	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課				上下水道課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)					0千円
歳入予算額(平成17年度)					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	建設後、10年程度経過したので不明水の浸入や老朽管路の確認のため管路等点検清掃業務を委託実施する。 【今後の方針】 今後は20年程度を目安に再調査

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	農業集落排水事業(整備・測量・公共汚水ます設置)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課				下水道課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)					300千円
歳入予算額(平成17年度)					150千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	処理区域内の新築住宅のため公共汚水ますを設置する。 【平成15年度決算】 2件284千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	農業集落排水事業(排水設備に係る申請の審査並びに工事の指導・検査)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課				上下水道課
根拠法令等					藤野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、条例施行規則 藤野町農業集落排水設備工事業者の指定及び工事の施行に関する規則 藤野町農業集落排水設備の設計及び施工基準に関する規程
歳出予算額(平成17年度)					0千円
歳入予算額(平成17年度)					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	処理区域内の建築物を所有している者又は使用している者は、供用開始から3年以内に排水設備を設置し、新設等の場合にはあらかじめ町長の承認を受け、定められた構造基準により町長が指定する業者が施工し、完成検査を受けなければならない。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	農業集落排水事業(指定業者及び責任技術者の審査、登録等事務)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課				上下水道課
根拠法令等					藤野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 藤野町農業集落排水設備工事業者の指定及び工事の施行に関する規則
歳出予算額(平成17年度)					0千円
歳入予算額(平成17年度)					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>条例に基づき、排水設備の新設等の設計及び工事を行う排水設備工事業者を指定する。新規の指定事務と指定の有効期間5年がたった者には、更新手続き事務が必要となる。</p> <p>【平成15年度決算】 0件</p> <p>【更新日】 18年度</p> <p>【登録手数料】 業者登録手数料 新規 8,000円 更新 3,000円</p> <p>責任技術者試験手数料 1,000円 責任技術者登録手数料 新規 2,000円 更新 1,000円</p> <p>再交付手数料 指定証 1,000円 標示板 8,000円 責任技術者証 1,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	農業集落排水事業(分担金)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課下水道料金室				上下水道課
根拠法令等					地方自治法第224条 藤野町農業集落排水事業分担金徴収条例
歳出予算額(平成17年度)					33千円
歳入予算額(平成17年度)					150千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	建設費の一部として、計画区域内建物に対し、分担金を賦課、徴収する。 納期前納付者に交付する報償費(前納報奨金)と納付者に発行する納付書、調査書類を作成する需用費(印刷製本費等)が経費となる。 分担金の額:建設事業費の2%負担(1建物あたり1公共汚水ますで150千円) 【平成17年度事業】 ・報償費(前納報奨金) ・需用費(印刷製本費等) 納付書・督促状印刷 【平成15年度決算】 ・報償費 0千円 ・需用費 0千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	農業集落排水事業(施設使用料)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課下水道料金室				上下水道課
根拠法令等					地方財政法第6条 藤野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第12条 藤野町農業集落排水処理施設使用料徴収条例
歳出予算額(平成17年度)					81千円
歳入予算額(平成17年度)					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	規定に基づき使用料を賦課、徴収する。 納付書等の印刷製本費等の費用 【平成17年度事業】 ・需用費(印刷製本費等) 納付書 督促状 印刷 【平成17年度使用料見込額】 3,196千円 【平成15年度決算】 ・需用費(印刷製本費等) 42千円 ・使用料(調停額) 3,167千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	農業集落排水事業(施設維持管理)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課				下水道課
根拠法令等					藤野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、施行規則
歳出予算額(平成17年度)					10,903千円
歳入予算額(平成17年度)					3,196千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	大久和排水処理施設の維持管理及びマンホールポンプの維持管理を実施している。 【平成17年度概要】 消耗品：消毒剤、脱臭剤、機械部品代 燃料費：非常用自家発電施設、マンホールポンプ燃料費 光熱費（電気）：排水処理施設、マンホールポンプ電気料 光熱費（水道）：外水道分、槽と管内清掃水道料 修繕費：管路修繕、ポンプ交換、機械修理 通信運搬費：電話料 手数料：水質検査費 保険料：建物火災保険料、機械保険料 委託料：施設保守点検、運転操作監視（汚泥調整、水質管理、沈砂槽引抜清掃等） 汚泥処理費：余剰汚泥 清掃 搬出 その他

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	農業集落排水事業(その他)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課				上下水道課
根拠法令等					藤野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、施行規則
歳出予算額(平成17年度)					10,344千円
歳入予算額(平成17年度)					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	総起債額 208,660千円 15年度末償還額 20,950千円 起債残高 187,710千円 【企業庁から借入償還】

協議第22号

地方税の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
18	地方税の取扱い	財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	個人の市・県民税の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法、市税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例
歳出予算額（平成17年度）	45,575千円	9,112千円	10,023千円	8,188千円	9,811千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 個人の市県民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 市民税 3,000円、県民税 1,000円 ・所得割 200万円以下の金額 市民税 3% 県民税 2% 200万円を超える金額 市民税 8% 県民税 2% 700万円を超える金額 市民税 10% 県民税 3%</p> <p>納期 ・普通徴収 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 ・特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで 条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 35万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族）+扶養加算22万円 以下の人</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 281,515人 ・特別徴収 165,832人 ・普通徴収 115,683人 年税額 32,511,527千円 ・均等割額 740,868千円 ・所得割額 31,770,659千円</p>	<p>【目的】 個人の町県民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 町民税 3,000円、県民税 1,000円 ・所得割 200万円以下の金額 町民税 3% 県民税 2% 200万円を超える金額 町民税 8% 県民税 2% 700万円を超える金額 町民税 10% 県民税 3%</p> <p>納期 ・普通徴収 第1期 6月15日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 ・特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで 条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 32万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族）+扶養加算20万円 以下の人</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 9,005人 ・特別徴収 5,124人 ・普通徴収 3,881人 年税額 1,184,908千円 ・均等割額 18,010千円 ・所得割額 1,166,898千円</p>	<p>【目的】 個人の町県民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 町民税 3,000円、県民税 1,000円 ・所得割 200万円以下の金額 町民税 3% 県民税 2% 200万円を超える金額 町民税 8% 県民税 2% 700万円を超える金額 町民税 10% 県民税 3%</p> <p>納期 ・普通徴収 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 ・特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで 条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 28万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族）+扶養加算18万円 以下の人</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 12,825人 ・特別徴収 6,280人 ・普通徴収 6,545人 年税額 1,187,647千円 ・均等割額 22,304千円 ・所得割額 1,165,343千円</p>	<p>【目的】 個人の町県民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 町民税 3,000円、県民税 1,000円 ・所得割 200万円以下の金額 町民税 3% 県民税 2% 200万円を超える金額 町民税 8% 県民税 2% 700万円を超える金額 町民税 10% 県民税 3%</p> <p>納期 ・普通徴収 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月16日～同月31日 第3期 10月16日～同月31日 第4期 1月16日～同月31日 ・特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで 条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 28万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族）+扶養加算18万円 以下の人</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 4,407人 ・特別徴収 2,223人 ・普通徴収 2,184人 年税額 399,731千円 ・均等割額 7,376千円 ・所得割額 392,355千円</p>	<p>【目的】 個人の町県民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 町民税3,000円、県民税1,000円 ・所得割 200万円以下の金額 町民税 3% 県民税 2% 200万円を超える金額 町民税 8% 県民税 2% 700万円を超える金額 町民税 10% 県民税 3%</p> <p>納期 ・普通徴収 第1期 6月15日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 ・特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで 条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 28万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族）+扶養加算18万円 以下の人</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 4,929人 ・特別徴収 2,519人 ・普通徴収 2,410人 年税額 440,470千円 ・均等割額 8,158千円 ・所得割額 432,312千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
18	地方税の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	法人市民税の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法、市税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例
歳出予算額（平成17年度）	2,300千円	103千円	100千円	2千円	73千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法人市民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 （資本金等）（従業者数）（税率） 50億円超 50人超 300万円 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人以下 5万円 上記以外 5万円 ・法人税割 （資本金等）（税率） 10億円以上 14.7% 5億円以上 13.5% 5億円未満 12.3%</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 13,690法人 均等割 1,346,089千円 法人税割 4,539,961千円 合計 5,886,050千円</p>	<p>【目的】 法人町民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 （資本金等）（従業者数）（税率） 50億円超 50人超 300万円 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人以下 5万円 上記以外 5万円 ・法人税割 （資本金等）（税率） 5億円以上 14.7% 2億円以上 13.5% 2億円未満 12.3%</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 450法人 均等割 39,568千円 法人税割 34,714千円 合計 74,282千円</p>	<p>【目的】 法人町民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 （資本金等）（従業者数）（税率） 50億円超 50人超 300万円 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人以下 5万円 上記以外 5万円 ・法人税割 一律12.3%</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 848法人 均等割 64,645千円 法人税割 66,458千円 合計 131,103千円</p>	<p>【目的】 法人町民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 （資本金等）（従業者数）（税率） 50億円超 50人超 300万円 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人以下 5万円 上記以外 5万円 ・法人税割 一律12.3%</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 237法人 均等割 18,398千円 法人税割 5,625千円 合計 24,023千円</p>	<p>【目的】 法人町民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 （資本金等）（従業者数）（税率） 50億円超 50人超 300万円 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人以下 5万円 上記以外 5万円 ・法人税割 一律12.3%</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 201法人 均等割 16,085千円 法人税割 21,854千円 合計 37,939千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
18	地方税の取扱い	財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	固定資産税の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	資産税課	税務課・収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法 市税条例	地方税法 町税条例	地方税法 町税条例	地方税法 町税条例	地方税法 町税条例
歳出予算額（平成17年度）	76,037千円	20,303千円	18,301千円	11,242千円	9,558千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税</p> <p>【内容】 税率 1.4% 納期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月25日 市街化区域農地の課税 相模原市は三大都市圏の特定市であるため、市街化区域内の農地については宅地並みの課税を行っている</p> <p>【参考】 課税状況（平成15年度課税状況） 土地 納税義務者 115,371人 税額 18,936,628千円 家屋 納税義務者 151,159人 税額 14,472,244千円 償却資産 納税義務者 4,736人 税額 6,174,421千円 計 納税義務者 271,266人 税額 39,583,293千円 土地、家屋の状況（平成16年度概要調書） 土地 筆数（免税点以上） 251,518筆 面積（ " ） 56,328,985㎡ 家屋（平成15年度概要調書） 棟数（免税点以上） 142,286棟 床面積（ " ） 26,129,066㎡</p>	<p>【目的】 固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税</p> <p>【内容】 税率 1.4% 納期 第1期 5月15日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日 市街化区域農地の課税 城山町は三大都市圏の特定市でないため、市街化区域内の農地については宅地並み課税を行っていない</p> <p>【参考】 課税状況（平成15年度課税状況） 土地 納税義務者 6,713人 税額 664,901千円 家屋 納税義務者 6,383人 税額 431,426千円 償却資産 納税義務者 222人 税額 156,935千円 計 納税義務者 13,318人 税額 1,253,262千円 土地、家屋の状況（平成16年度概要調書） 土地 筆数（免税点以上） 22,009筆 面積（ " ） 11,672,401㎡ 家屋 棟数（免税点以上） 8,302棟 床面積（ " ） 964,541㎡</p>	<p>【目的】 固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税</p> <p>【内容】 税率 1.4% 納期 第1期 5月16日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月28日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>【参考】 課税状況（平成15年度課税状況） 土地 納税義務者 9,665人 税額 595,656千円 家屋 納税義務者 9,349人 税額 601,490千円 償却資産 納税義務者 300人 税額 217,932千円 計 納税義務者 19,314人 税額 1,415,078千円 土地、家屋の状況（平成16年度概要調書） 土地 筆数（免税点以上） 48,190筆 面積（ " ） 29,270,711㎡ 家屋 棟数（免税点以上） 12,893棟 床面積（ " ） 1,396,796㎡</p>	<p>【目的】 固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税</p> <p>【内容】 税率 1.4% 納期 第1期 5月16日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>【参考】 課税の状況税額（平成15年度課税状況） 土地 納税義務者 2,825人 税額 184,177千円 家屋 納税義務者 3,071人 税額 183,117千円 償却資産 納税義務者 140人 税額 120,824千円 計 納税義務者 6,036人 税額 488,118千円 土地、家屋の状況（平成16年度概要調書） 土地 筆数（免税点以上） 15,939筆 面積（ " ） 10,611,691㎡ 家屋 棟数（免税点以上） 4,592棟 床面積（ " ） 493,782㎡</p>	<p>【目的】 固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税</p> <p>【内容】 税率 1.4% 納期 第1期 5月16日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>【参考】 課税状況（平成15年度課税状況） 土地 納税義務者 3,597人 税額 203,292千円 家屋 納税義務者 3,323人 税額 236,641千円 償却資産 納税義務者 172人 税額 109,118千円 計 納税義務者 7,092人 税額 549,051千円 土地、家屋の状況（平成16年度概要調書） 土地 筆数（免税点以上） 34,704筆 面積（ " ） 32,281,739㎡ 家屋 棟数（免税点以上） 5,076棟 床面積（ " ） 554,982㎡</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
18	地方税の取扱い	財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	事業所税の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法、市税条例				
歳出予算額（平成17年度）	228千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 事業所税の課税</p> <p>【内容】 課税団体 人口30万人以上の市等 納税義務者 事務所又は事業所において事業を行う法人若しくは個人 税率 資産割 事業所床面積 1㎡当り600円 従業者割 従業者給与総額の 0.25% 免税点 資産割 市内の全事業所の面積が1,000㎡以下 従業者割 従業者100人以下</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況（新增設分を除く） 資産割 527法人 1,996,007千円 従業者割 120法人 421,012千円 合 計 517法人 2,417,019千円</p>	課税対象外	課税対象外	課税対象外	課税対象外

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
18	地方税の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	市たばこ税の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法、市税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例
歳出予算額（平成17年度）	360千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市たばこ税の課税</p> <p>【内容】 税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 18社 旧3級品以外 1,226,933千本 旧3級品 9,001千本 12,276千円 合計 1,235,994千本 3,534,858千円</p>	<p>【目的】 町たばこ税の課税</p> <p>【内容】 税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 4社 旧3級品以外 42,408千本 旧3級品 121,850千本 297千円 407千円 合計 42,705千本 122,257千円</p>	<p>【目的】 町たばこ税の課税</p> <p>【内容】 税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 5社 旧3級品以外 50,150千本 旧3級品 139,756千本 532千円 707千円 合計 50,682千本 140,463千円</p>	<p>【目的】 町たばこ税の課税</p> <p>【内容】 税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 3社 旧3級品以外 18,222千本 旧3級品 52,214千本 285千円 390千円 合計 18,507千本 52,604千円</p>	<p>【目的】 町たばこ税の課税</p> <p>【内容】 税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 4社 旧3級品以外 19,444千本 旧3級品 54,392千本 138千円 184千円 合計 19,582千本 54,576千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 地方税の取扱い		専門部会名 財務部会		
事務事業番号 13	事務事業名 入湯税の取扱い		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民税課	税務課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法、市税条例		地方税法、町税条例		地方税法、町税条例
歳出予算額（平成17年度）	0千円		0千円		0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 入湯税の課税</p> <p>【内容】 税率 入湯客1人1日について150円</p> <p>課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入湯する者</p> <p>課税実績なし</p>	課税対象外	<p>【目的】 入湯税の課税</p> <p>【内容】 税率 入湯客1人1日について150円</p> <p>課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入湯する者</p> <p>課税実績なし</p>	課税対象外	<p>【目的】 入湯税の課税</p> <p>【内容】 税率 入湯客1人1日について150円</p> <p>課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 総利用者数 134,127人 （内課税利用者数 123,997人） 特別徴収義務者 3人 課税総額 18,599,550円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
18	地方税の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	都市計画税の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	資産税課	税務課・収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法 市税条例	地方税法 町税条例			
歳出予算額（平成17年度）	16,810千円	3,876千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画税（土地、家屋）の課税</p> <p>【内容】 税率 0.3%</p> <p>納期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月25日</p> <p>市街化区域農地の課税 相模原市は三大都市圏の特定市であるため、市街化区域内の農地については宅地並みの課税を行っている</p> <p>【参考】 課税状況（平成15年度課税状況） 土地 納税義務者 110,988人 税額 5,758,167千円 家屋 納税義務者 147,357人 税額 3,234,446千円 計 納税義務者 258,345人 税額 8,992,613千円</p> <p>土地、家屋の状況（平成16年度概要調査） 土地 筆数(免税点以上) 226,169筆 面積(") 43,194,000㎡ 家屋 棟数(免税点以上) 137,670棟 床面積(") 25,362,241㎡</p>	<p>【目的】 都市計画税（土地、家屋）の課税</p> <p>【内容】 税率 0.3%</p> <p>納期 第1期 5月15日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>市街化区域農地の課税 城山町は三大都市圏の特定市でないため、市街化区域内の農地については宅地並み課税を行っていない</p> <p>【参考】 課税状況（平成15年度課税状況） 土地 納税義務者 5,459人 税額 162,068千円 家屋 納税義務者 5,286人 税額 80,307千円 計 納税義務者 10,745人 税額 242,375千円</p> <p>土地、家屋の状況（平成16年度概要調査） 土地 筆数(免税点以上) 11,633筆 面積(") 1,872,000㎡ 家屋 棟数(免税点以上) 6,282棟 床面積(") 763,890㎡</p>	課税なし	課税なし	課税なし

協議第23号

国民健康保険事業の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	国民健康保険税の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課・収納課・税務課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	地方税法、相模原市条例	地方税法、城山町国民健康保険条例	地方税法・津久井町国民健康保険条例	地方税法・相模湖町国民健康保険条例	地方税法・藤野町国民健康保険条例
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	18,135,483千円	782,514千円	995,225千円	358,034千円	301,433千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをされたとき、安心して医療が受けることができるよう普段から経費（保険税）を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険税はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者となる。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の - の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税（医療分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の5.76% 基礎控除 330,000円 資産割 固定資産税（土地・家屋）の10.0% 均等割額（1人当たり年間） 22,500円 平等割額（1世帯当たり年間） 22,800円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税（介護分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の1.15% 資産割 固定資産税（土地・家屋）の2.6% 均等割額（1人当たり年間） 5,100円 平等割額（1世帯当たり年間） 5,400円 課税限度額 8万円</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 ・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 17年度予算額 13,051,118千円 所得割 課税標準 170,680,234千円 税率 5.76% 調定見込額 税額 9,831,181千円 超過額 1,803,303千円 調定額 8,027,878千円 賦課割合 56.79%</p>	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをされたとき、安心して医療が受けることができるよう普段から経費（保険税）を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険税は、その財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者となる。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の - の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税（医療分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の6.65% 基礎控除 330,000円 資産割 固定資産税（土地・家屋）の35.03% 均等割額（1人当たり年間） 22,660円 平等割額（1世帯年間） 19,810円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税（介護分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の1.18% 資産割 固定資産税（土地・家屋）の8.76% 均等割額（1人当たり年間） 7,200円 平等割額（1世帯年間） 4,400円 課税限度額 8万円</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 ・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 17年度予算額 555,616千円 所得割 課税標準 5527,461千円 税率 6.65% 調定見込額 税額 367,576千円 超過額 52,814千円</p>	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをされたとき、安心して医療が受けることができるよう普段から経費（保険税）を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険税はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者となる。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の - の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税（医療分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の6.0% 基礎控除 330,000円 資産割 固定資産税（土地・家屋）の39.0% 均等割額（1人当たり年間） 21,500円 平等割額（1世帯年間） 25,000円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税（介護分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の1.1% 資産割 固定資産税（土地・家屋）の7.9% 均等割額（1人当たり年間） 4,700円 平等割額（1世帯年間） 5,300円 課税限度額 8万円</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 ・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 17年度予算額 724,574千円 所得割 課税標準 6,741,167千円 税率 6.0% 調定見込額 税額 404,470千円 超過額 51,538千円 調定額 352,887千円 賦課割合 54.6%</p>	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをされたとき、安心して医療が受けることができるよう普段から経費（保険税）を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険税はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者となり、それぞれ医療分と介護分がある。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の - の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税（医療分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の6.5% 基礎控除 330,000円 資産割 固定資産税（土地・家屋）の40.0% 均等割額（1人当たり年間） 25,200円 平等割額（1世帯年間） 25,900円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税（介護分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の1.05% 資産割 固定資産税（土地・家屋）の7.0% 均等割額（1人当たり年間） 6,000円 平等割額（1世帯年間） 6,000円 課税限度額 8万円</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 ・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 255,210千円 ・介護納付金現年課税分 一般被保険者分 26,252千円 ・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 9,000千円 ・介護納付金滞納繰越分 一般被保険者分 400千円 ・医療給付費現年課税分 退職被保険者分 60,594千円</p>	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをされたとき、安心して医療が受けることができるよう普段から経費（保険税）を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険税はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者となる。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の - の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税（医療分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の5.7% 基礎控除 330,000円 資産割 固定資産税（土地・家屋）の39.5% 均等割額（1人当たり年間） 18,200円 平等割額（1世帯年間） 20,000円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税（介護分）【17.8.15改正】 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の1.15% 資産割 固定資産税（土地・家屋）の9.87% 均等割額（1人当たり年間） 5,100円 平等割額（1世帯年間） 5,400円 課税限度額 8万円</p> <p>【17年度当初予算の積算内訳】 ・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 17年度予算額 223,048千円 所得割 課税標準 2,470,053千円 税率 5.7% 調定見込額 税額 140,793千円 超過額 11,395千円 調定額 129,398千円 賦課割合 65.7%</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	国民健康保険税の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>資産割 課税標準 8,566,423千円 税率 10.00%</p> <p>調定見込額 税額 856,642千円 超過額 157,131千円 調定額 699,511千円 賦課割合 56.79%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 192,354人 均等割額 22,500円 調定見込額 税額 4,327,965千円 軽減額 524,802千円 調定額 3,803,163千円 賦課割合 43.21%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 101,426世帯 平等割額 22,800円 調定見込額 税額 129,425千円 軽減額 17,860千円 調定額 111,565千円 賦課割合 38.2%</p> <p>合計 税額 933,400千円 超過額等 105,759千円 調定額 14,501,242千円 収納率 90.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 17年度予算額 1,041,008千円</p> <p>所得割 課税標準 79,592,812千円 税率 1.15%</p> <p>調定見込額 税額 915,317千円 超過額 193,974千円 調定額 721,343千円 賦課割合 60.30%</p> <p>資産割 課税標準 2,554,111千円 税率 2.60%</p> <p>調定見込額 税額 66,407千円 超過額 14,073千円 調定額 52,334千円 賦課割合 60.30%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 56,412人 均等割額 5,100円 調定見込額 税額 287,701千円 軽減額 30,525千円 調定額 257,176千円 賦課割合 39.70%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 41,041世帯 平等割額 5,400円 調定見込額 税額 221,622千円 軽減額 27,760千円 調定額 193,862千円 賦課割合 39.70%</p> <p>合計 税額 1,491,047千円 超過額等 266,332千円 調定額 1,224,715千円 収納率 85.00%</p>	<p>調定額 314,762千円 賦課割合 50.99%</p> <p>資産割 課税標準 313,686千円 税率 35.03%</p> <p>調定見込額 税額 109,884千円 超過額 21,238千円 調定額 88,646千円 賦課割合 14.36%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 7,300人 均等割額 22,660円 調定見込額 税額 165,418千円 軽減額 16,748千円 調定額 148,670千円 賦課割合 24.08%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 3,762世帯 平等割額 19,810円 調定見込額 税額 74,525千円 軽減額 9,251千円 調定額 65,274千円 賦課割合 10.57%</p> <p>合計 税額 717,403千円 超過額等 100,051千円 調定額 617,352千円 収納率 90.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 17年度予算額 56,652千円</p> <p>所得割 課税標準 3,074,712千円 税率 1.10%</p> <p>調定見込額 税額 37,435千円 超過額 4,488千円 調定額 32,947千円 賦課割合 52.34%</p> <p>資産割 課税標準 117,338千円 税率 8.76%</p> <p>調定見込額 税額 11,279千円 超過額 3,364千円 調定額 7,915千円 賦課割合 12.57%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 2,279人 均等割額 7,200円 調定見込額 税額 16,409千円 軽減額 1,113千円 調定額 15,296千円 賦課割合 24.30%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 1,675世帯 平等割額 4,400円 調定見込額 税額 7,370千円 軽減額 581千円 調定額 6,789千円 賦課割合 10.79%</p> <p>合計 税額 72,493千円 超過額等 9,546千円</p>	<p>資産割 課税標準 275,290千円 税率 39.0%</p> <p>調定見込額 税額 107,363千円 超過額 13,558千円 調定額 93,805千円 賦課割合 54.6%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 12,482人 均等割額 21,500円 調定見込額 税額 268,363千円 軽減額 26,553千円 調定額 241,810千円 賦課割合 45.4%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 5,919世帯 平等割額 25,000円 調定見込額 税額 147,957千円 軽減額 18,655千円 調定額 129,302千円 賦課割合 45.4%</p> <p>合計 税額 928,153千円 超過額等 110,349千円 調定額 817,804千円 収納率 88.6%</p> <p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 17年度予算額 63,247千円</p> <p>所得割 課税標準 3,916,000千円 税率 1.1%</p> <p>調定見込額 税額 43,076千円 超過額 4,923千円 調定額 38,153千円 賦課割合 63.1%</p> <p>資産割 課税標準 110,861千円 税率 7.9%</p> <p>調定見込額 税額 8,758千円 超過額 944千円 調定額 7,814千円 賦課割合 63.1%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 3,504人 均等割額 4,700円 調定見込額 税額 16,469千円 軽減額 1,474千円 調定額 14,995千円 賦課割合 36.9%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 2,493世帯 平等割額 5,300円 調定見込額 税額 13,213千円 軽減額 1,393千円 調定額 11,820千円 賦課割合 36.9%</p> <p>合計 税額 81,516千円 超過額等 8,734千円 調定額 72,782千円 収納率 86.9%</p>	<p>・介護納付金分現年課税分 退職被保険者分 6,594千円</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 退職被保険者分 150千円</p> <p>・介護納付金滞納繰越分 退職被保険者分 1千円</p> <p>当初予算算定時に使用しない数値については、 平成16年度本算定時の数値を用いている。</p> <p>・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 17年度予算額 255,210千円</p> <p>所得割 課税標準 2,457,200千円 税率 6.5%</p> <p>調定見込額 税額 159,718千円 超過額 23,510千円 調定額 136,208千円 賦課割合 47.5%</p> <p>資産割 課税標準 119,100千円 税率 40.0%</p> <p>調定見込額 税額 47,640千円 超過額 8,355千円 調定額 39,285千円 賦課割合 13.7%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 3,270人 均等割額 25,200円 調定見込額 税額 82,412千円 軽減額 9,863千円 調定額 72,549千円 賦課割合 25.3%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 1,754世帯 平等割額 25,900円 調定見込額 税額 45,450千円 軽減額 6,739千円 調定額 38,711千円 賦課割合 14.7%</p> <p>合計 税額 335,220千円 超過額等 48,467千円 調定額 286,753千円 収納率 89.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 17年度予算額 26,252千円</p> <p>所得割 課税標準 1,552,000千円 税率 1.05%</p> <p>調定見込額 税額 16,296千円 超過額 1,533千円 調定額 14,763千円 賦課割合 47.8%</p> <p>資産割 課税標準 44,471千円 税率 7.0%</p> <p>調定見込額 税額 3,113千円 超過額 302千円 調定額 2,811千円</p>	<p>資産割 課税標準 84,364千円 税率 39.5%</p> <p>調定見込額 税額 33,323千円 超過額 1,525千円 調定額 31,798千円 賦課割合 65.7%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 3,570人 均等割額 18,200円 調定見込額 税額 64,974千円 軽減額 10,094千円 調定額 54,880千円 賦課割合 34.3%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 1,779世帯 平等割額 20,000円 調定見込額 税額 35,580千円 軽減額 6,548千円 調定額 29,032千円 賦課割合 34.3%</p> <p>合計 税額 274,670千円 超過額等 29,562千円 調定額 245,108千円 収納率 91.0%</p> <p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 17年度予算額 18,770千円</p> <p>所得割 課税標準 1,360,941千円 税率 0.85%</p> <p>調定見込額 税額 11,568千円 超過額 899千円 調定額 10,669千円 賦課割合 63.3%</p> <p>資産割 課税標準 29,702千円 税率 9.87%</p> <p>調定見込額 税額 2,931千円 超過額 104千円 調定額 2,827千円 賦課割合 63.3%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 1,191人 均等割額 3,900円 調定見込額 税額 4,645千円 軽減額 552千円 調定額 4,093千円 賦課割合 36.7%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 883世帯 平等割額 4,600円 調定見込額 税額 4,062千円 軽減額 322千円 調定額 3,740千円 賦課割合 36.7%</p> <p>合計 税額 23,206千円 超過額等 1,877千円 調定額 21,329千円 収納率 88.0%</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	国民健康保険税の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 17年度予算額 589,000千円 調定見込額 5,774,510千円 収納率 10.20% 収納見込額 589,000千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 一般被保険者分 17年度予算額 50,000千円 調定見込額 250,000千円 収納率 18.54% 収納見込額 50,000千円</p> <p>・医療費給付費現年課税分 退職被保険者等分 17年度予算額 3,065,558千円</p> <p>所得割 課税標準 32,709,492千円 税率 7.76% 調定見込額 税額 1,884,067千円 超過額 79,699千円 調定額 1,804,368千円 賦課割合 60.76%</p> <p>資産割 課税標準 1,455,139千円 税率 10.00% 調定見込額 税額 145,514千円 超過額 6,156千円 調定額 139,358千円 賦課割合 60.76%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 34,746人 均等割額 22,500円 調定見込額 税額 781,785千円 軽減額 39,457千円 調定額 742,328千円 賦課割合 39.24%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 20,774世帯 平等割額 22,800円 調定見込額 税額 473,648千円 軽減額 31,582千円 調定額 442,066千円 賦課割合 39.24%</p> <p>合計 税額 3,285,014千円 超過額等 156,894千円 調定額 3,128,120千円 収納率 98.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分 退職被保険者等分 17年度予算額 311,799千円</p> <p>所得割 課税標準 15,032,111千円 税率 1.15% 調定見込額 税額 172,869千円 超過額 15,020千円 調定額 157,849千円 賦課割合 52.95%</p> <p>資産割 課税標準 570,901千円 税率 2.60% 調定見込額 税額 14,843千円 超過額 1,289千円</p>	<p>調定額 62,947千円 収納率 90.00%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 17年度予算額 23,527千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 一般被保険者分 17年度予算額 1,865千円</p> <p>・医療費給付費現年課税分 退職被保険者等分 17年度予算額 123,471千円</p> <p>所得割 課税標準 1,354,821千円 税率 6.65% 調定見込額 税額 90,095千円 超過額 33,389千円 調定額 56,706千円 賦課割合 45.47%</p> <p>資産割 課税標準 75,221千円 税率 35.03% 調定見込額 税額 26,349千円 超過額 11,947千円 調定額 14,402千円 賦課割合 11.55%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 1,792人 均等割額 22,660円 調定見込額 税額 40,607千円 軽減額 1,623千円 調定額 38,984千円 賦課割合 31.26%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 780世帯 平等割額 19,810円 調定見込額 税額 15,452千円 軽減額 825千円 調定額 14,627千円 賦課割合 11.74%</p> <p>合計 税額 172,503千円 超過額等 44,784千円 調定額 124,719千円 収納率 99.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分 退職被保険者等分 17年度予算額 21,381千円</p> <p>所得割 課税標準 752,111千円 税率 1.10% 調定見込額 税額 9,913千円 超過額 41千円 調定額 9,872千円 賦課割合 45.71%</p> <p>資産割 課税標準 28,818千円 税率 8.76% 調定見込額</p>	<p>・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 17年度予算額 44,598千円 調定見込額 371,652千円</p> <p>収納率 12.00% 収入見込額 44,598千円</p> <p>・介護納付金分納繰越分 一般被保険者分 17年度予算額 3,945千円 調定見込額 26,303千円 収納率 15.00% 収入見込額 3,945千円</p> <p>・医療給付費現年課税分 退職被保険者等分 17年度予算額 161,396千円</p> <p>所得割 課税標準 1,318,385千円 税率 6.0% 調定見込額 税額 79,103千円 超過額 3,138千円 調定額 75,965千円 賦課割合 61.0%</p> <p>資産割 課税標準 63,996千円 税率 39.0% 調定見込額 税額 24,958千円 超過額 970千円 調定額 23,988千円 賦課割合 61.0%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 1,913人 均等割額 21,500円 調定見込額 税額 41,130千円 軽減額 2,709千円 調定額 38,421千円 賦課割合 39.0%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 1,080世帯 平等割額 25,000円 調定見込額 税額 27,000千円 軽減額 1,520千円 調定額 25,480千円 賦課割合 39.0%</p> <p>合計 税額 172,191千円 超過額等 8,337千円 調定額 163,854千円 収納率 98.5%</p> <p>・介護納付金分現年課税分 退職被保険者分 17年度予算額 15,277千円</p> <p>所得割 課税標準 624,819千円 税率 1.1% 調定見込額 税額 6,873千円 超過額 417千円 調定額 6,456千円 賦課割合 52.6%</p> <p>資産割 課税標準 23,114千円 税率 7.9% 調定見込額 税額 1,826千円 超過額 111千円</p>	<p>賦課割合 9.1% 被保険者均等割 課税標準 1,373人 均等割額 6,000円 調定見込額 税額 8,235千円 軽減額 606千円 調定額 7,629千円 賦課割合 24.7%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 1,037世帯 平等割額 6,000円 調定見込額 税額 6,225千円 軽減額 543千円 調定額 5,682千円 賦課割合 18.4%</p> <p>合計 税額 33,869千円 超過額等 2,984千円 調定額 30,885千円 収納率 85.0%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 17年度予算額 9,000千円 調定見込額 78,370千円</p> <p>収納率 11.4% 収入見込額 8,934千円</p> <p>・介護納付金分納繰越分 一般被保険者分 17年度予算額 400千円 調定見込額 6,624千円 収納率 6.00% 収入見込額 397千円</p> <p>・医療給付費現年課税分 退職被保険者等分 17年度予算額 60,594千円</p> <p>所得割 課税標準 465,246千円 税率 6.5% 調定見込額 税額 30,241千円 超過額 530千円 調定額 29,684千円 賦課割合 48.3%</p> <p>資産割 課税標準 24,528千円 税率 40.0% 調定見込額 税額 9,811千円 超過額 104千円 調定額 9,707千円 賦課割合 15.7%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 656人 均等割額 25,200円 調定見込額 税額 16,530千円 軽減額 887千円 調定額 15,643千円 賦課割合 25.3%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 280世帯 平等割額 25,900円 調定見込額 税額 7,258千円 軽減額 461千円 調定額 6,797千円</p>	<p>・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 17年度予算額 9,613千円 調定見込額 92,261千円</p> <p>収納率 10.42% 収入見込額 9,613千円</p> <p>・介護納付金分納繰越分 一般被保険者分 17年度予算額 560千円 調定見込額 5,374千円 収納率 10.43% 収入見込額 560千円</p> <p>・医療給付費現年課税分 退職被保険者等分 17年度予算額 45,917千円</p> <p>所得割 課税標準 435,982千円 税率 5.7% 調定見込額 税額 24,851千円 超過額 742千円 調定額 24,109千円 賦課割合 66.9%</p> <p>資産割 課税標準 17,707千円 税率 39.5% 調定見込額 税額 6,994千円 超過額 41千円 調定額 6,953千円 賦課割合 66.9%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 630人 均等割額 18,500円 調定見込額 税額 11,655千円 軽減額 1,056千円 調定額 10,599千円 賦課割合 33.1%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 261世帯 平等割額 20,000円 調定見込額 税額 5,220千円 軽減額 500千円 調定額 4,720千円 賦課割合 33.1%</p> <p>合計 税額 48,720千円 超過額等 2,339千円 調定額 46,381千円 収納率 99.0%</p> <p>・介護納付金分現年課税分 退職被保険者分 17年度予算額 3,368千円</p> <p>所得割 課税標準 134,352千円 税率 0.85% 調定見込額 税額 1,142千円 超過額 0千円 調定額 1,142千円 賦課割合 47.4%</p> <p>資産割 課税標準 4,770千円 税率 9.87% 調定見込額 税額 471千円 超過額 0千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
6	国民健康保険税の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<p>調定額 13,554千円 賦課割合 52.95%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 16,888人 均等割額 5,100円 調定見込額</p> <p>税額 86,128千円 軽減額 3,125千円 調定額 83,003千円 賦課割合 47.05%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 12,259世帯 平等割額 5,400円 調定見込額</p> <p>税額 66,199千円 軽減額 2,443千円 調定額 63,756千円 賦課割合 47.05%</p> <p>合計 税額 340,039千円 超過額等 21,877千円 調定額 318,162千円 収納率 98.00%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 17年度予算額 24,000千円 調定見込額 188,383千円 収納率 12.74% 収入見込額 24,000千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 17年度予算額 3,000千円 調定見込額 12,626千円 収納率 23.76% 収入見込額 3,000千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 資格賦課計算 納税通知書発行</p>	<p>税額 2,924千円 超過額 2,28千円 調定額 2,896千円 賦課割合 13.41%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 904人 均等割額 7,200円 調定見込額</p> <p>税額 6,509千円 軽減額 162千円 調定額 6,347千円 賦課割合 29.39%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 581世帯 平等割額 4,400円 調定見込額</p> <p>税額 2,556千円 軽減額 74千円 調定額 2,482千円 賦課割合 11.49%</p> <p>合計 税額 21,902千円 超過額等 305千円 調定額 21,597千円 収納率 99.00%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 退職被保険者等分 17年度予算額 1千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 退職被保険者等分 17年度予算額 1千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC IPX7300 保守 NEC 資格賦課計算 納税通知書発行</p>	<p>調定額 1,715千円 賦課割合 52.6%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 904人 均等割額 4,700円 調定見込額</p> <p>税額 4,249千円 軽減額 173千円 調定額 4,076千円 賦課割合 47.4%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 643世帯 平等割額 5,300円 調定見込額</p> <p>税額 3,408千円 軽減額 145千円 調定額 3,263千円 賦課割合 47.4%</p> <p>合計 税額 16,356千円 超過額等 846千円 調定額 15,510千円 収納率 98.5%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 17年度予算額 1,238千円 調定見込額 6,882千円 収納率 18.0% 収入見込額 1,238千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 17年度予算額 129千円 調定見込額 717千円 収納率 18.0% 収入見込額 129千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS2 保守 NEC 資格賦課計算 納税通知書発行</p>	<p>賦課割合 10.7%</p> <p>合計 税額 63,813千円 超過額等 1,982千円 調定額 61,831千円 収納率 98.0%</p> <p>・介護納付金分現年課税分退職被保険者分 17年度予算額 6,427千円</p> <p>所得割 課税標準 224,667千円 税率 1.05% 調定見込額</p> <p>税額 2,359千円 超過額 0千円 調定額 2,359千円 賦課割合 35.6%</p> <p>資産割 課税標準 10,886千円 税率 7.0% 調定見込額</p> <p>税額 762千円 超過額 0千円 調定額 762千円 賦課割合 11.5%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 361人 均等割額 6,000円 調定見込額</p> <p>税額 2,166千円 軽減額 79千円 調定額 2,087千円 賦課割合 31.5%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 246世帯 平等割額 6,000円 調定見込額</p> <p>税額 1,476千円 軽減額 58千円 調定額 1,418千円 賦課割合 21.4%</p> <p>合計 税額 6,763千円 超過額等 137千円 調定額 6,626千円 収納率 97.0%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 17年度予算額 150千円 調定見込額 2,279千円 収納率 6.5% 収入見込額 148千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 17年度予算額 1千円 調定見込額 2,14千円 収納率 0.5% 収入見込額 1千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー (一括処理時にはオフコンを併用) 保守 日本電子計算(株) 資格賦課計算 納税通知書発行</p>	<p>調定額 471千円 賦課割合 47.4%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 266人 均等割額 3,900円 調定見込額</p> <p>税額 1,037千円 軽減額 68千円 調定額 969千円 賦課割合 52.6%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 192世帯 平等割額 4,600円 調定見込額</p> <p>税額 883千円 軽減額 63千円 調定額 820千円 賦課割合 52.6%</p> <p>合計 税額 3,533千円 超過額等 131千円 調定額 3,402千円 収納率 99.0%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 17年度予算額 150千円 調定見込額 925千円 収納率 16.2% 収入見込額 150千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 17年度予算額 7千円 調定見込額 7千円 収納率 100.0% 収入見込額 7千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー 保守 日本電子計算(株) 資格賦課計算 納税通知書発行</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	証明手数料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課・収納課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	相模原市手数料条例・	城山町手数料条例・	津久井町手数料徴収条例	相模湖町手数料条例	藤野町手数料条例
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	30千円	1千円	1千円	1千円	1千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険資格証明手数料及び納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明書は国民健康保険課窓口のみ発行。 1ヶ年度で300円の手数料。 証明書項目は、「納付すべき税額」「納付済額」、「納期限未到来額」、「未納額」で必要年度別に記載。</p> <p>【電算システムの概要】</p> <p>機種NEC クライアントサーバー 保守NECフィールドینگ 納税通知書の発行</p>	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明書は収納課窓口で発行。 1ヶ年度で300円の手数料。 証明項目は、「納付すべき税額」、「納付済額」、「納期限未到来額」、「未納額」で、必要年度別に記載。</p>	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険資格証明手数料及び納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明書は一般会計で税務課及び各支所が窓口で発行。 1ヶ年度で300円の手数料。 証明書項目は、「納付すべき税額」「納付済額」、「納期限未到来額」、「未納額」で必要年度別に記載。</p> <p>【電算システムの概要】</p> <p>機種 東芝クライアントサーバー 保守 日本電子計算（株） 納税通知書の発行</p>	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明は一般会計で税務課にて発行。 1ヶ年度300円の手数料。 証明書項目は、「納付すべき税額」「納付済額」、「未納税額」で必要年度別に記載。</p> <p>国民健康保険資格証明手数料 1件100円</p> <p>【電算システムの概要】</p> <p>機種 東芝クライアントサーバー 保守 日本電子計算（株） 納税通知書の発行</p>	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明は一般会計で税務課にて発行。 1ヶ年度300円の手数料。 証明書項目は、「納付すべき税額」「納付済額」、「未納税額」で必要年度別に記載。</p> <p>国民健康保険資格証明手数料 1件100円</p> <p>【電算システムの概要】</p> <p>機種 東芝クライアントサーバー 保守 日本電子計算（株） 納税通知書の発行</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	各種国民健康保険組合補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課 国民健康保険法*	町民課	健康福祉課	健康福祉課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	3,489千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 県内の国民健康保険組合（7組合）に対して、国民健康保険法第75条（都道府県及び市町村は、国民健康保険事業に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる）に基づき、補助金を交付するもの。</p> <p>【補助金の概要】 相模原市における各種国保組合への補助金助成は、昭和54年度から開始された。本市の補助金交付の算定根拠として、各種国保組合被保険者が毎年、保険料算定のため組合に提出する課税証明手数料（100円）分を組合員数に乘じた額を補助することとした。 平成7年度からは、県下各市町村の補助金交付状況等をふまえ、250円へ増額変更を行い、現在に至っている。</p> <p>【補助基準】 当該年度の4月1日現在において本市に住所を有する者、若しくはその従事者に単備を乗じた額 補助金額 = 当該年度4月1日現在の被保険者数 × 250円 (建設連合国民健康保険組合神奈川支部は125円)</p> <p>【参考】 積算根拠 神奈川県建設連合国民健康保険組合 組合員数8,450 × 250円 神奈川県医師国民健康保険組合 組合員数870 × 250円 神奈川県歯科医師国民健康保険組合 組合員数860 × 250円 神奈川県建設業国民健康保険組合 組合員数2,168 × 250円 神奈川県薬剤師国民健康保険組合 組合員数205 × 250円 神奈川県食品衛生国民健康保険組合 組合員数1,260 × 250円 建設連合（神奈川支部）国民健康保険組合 組合員数296 × 125円**</p>	<p>該当なし</p> <p>*平成15年度で終了。</p> <p>【参考】 ・平成15年度の補助金交付実績 神奈川県建設連合国民健康保険組合 組合員数288 × 150円 = 43,200円</p>	<p>該当なし</p> <p>*平成15年度で終了。</p> <p>【参考】 ・平成15年度の補助金交付実績 神奈川県建設連合国民健康保険組合 組合員数850 × 150円 = 127,500円</p>	<p>該当なし</p> <p>平成16年度で終了 【参考】平成16年度補助実績なし。</p>	<p>該当なし</p> <p>*平成15年度で終了。</p> <p>【参考】 ・平成15年度の補助金交付実績 神奈川県建設連合国民健康保険組合 組合員数85人 × 150円 = 12,750円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	診療報酬明細書点検嘱託員経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	相模原市診療報酬明細書点検嘱託員設置要綱・				
歳出予算額（平成17年度）	18,925千円	1,088千円	1,374千円	1,521千円	2,013千円
歳入予算額（平成17年度）	30千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民健康保険の医療費適正化を図ることを目的に、専門的な知識を要するレセプトの内容審査・点検体制の更なる充実を図るため、有資格者や経験のある診療報酬明細書点検嘱託員（平成9年度から非常勤特別職）の任用に要する経費</p> <p>【特定財源の内訳】 ・労働保険被保険者負担金 30千円 【17年度予算の積算内訳】 ・報酬 17,179千円 非常勤特別職員報酬 嘱託員報酬 8人×日給8,800円×244日 ・共済費 1,334千円 社会保険料 1,332,112円 社会保険料常勤4人分1,160,352円 労働保険料常勤4人分 171,760円 ・旅費 298千円 報酬明細書点検嘱託員研修旅費 連合会研修（横浜） 2,420円×12人=29,040円 県研修（関内） 2,580円×12人=30,960円 診療報酬明細書点検嘱託員旅費237,280千円 ・需用費53千円 参考図書 95,930円 診療報酬明細書点検事務用消耗品 18,000円</p>	<p>該当なし ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書点検を委託。 【特定財源の内訳】 ・一般会計繰入金 1,088千円 【17年度予算の積算内訳】 委託料 1,088千円 積算根拠 72,509件×15円</p>	<p>該当なし ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書点検を委託。 委託料 1,485千円 積算根拠 99,000件×15円</p>	<p>該当なし ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書点検を、民間専門業者に診療報酬明細書点検及び配列を委託。 委託料984千円 積算21円×3,900件×12月</p>	<p>該当なし ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会及び民間専門業者に診療報酬明細書点検を委託。 国保連合会委託料 456千円 民間専門業者委託料 1,557千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
10	国民健康保険団体連合会負担金	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法・	国民健康保険法	国民健康保険法・	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額（平成17年度）	7,270千円	414千円	237千円	237千円	275千円	275千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	414千円	525千円	237千円	275千円	275千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1市=100,000円 被保険者割（各市町村の被保険者により算出） 7,169,450円 保険者割100,000+被保険者割 7,169,450=7,269,450円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 ・国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関すること 国保に関する調査研究 その他必要な事業</p>	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1町=100,000円 被保険者割（各市町村の被保険者により算出） 9,092人×34円50銭= 313,674円 合計（保険者割+被保険者割） 413,674円</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 414千円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 ・国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関すること 国保に関する調査研究 その他必要な事業</p>	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1町=100,000円 被保険者割 422,625円 診療施設割 2,000円 保険者割100,000+被保険者割 422,625+診療施設2,000 =524,625円</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 525千円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 ・国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関すること 国保に関する調査研究 その他必要な事業</p>	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1町=100,000円 被保険者割 133,308円 診療施設割 2,000円 保険者割100,000円+被保険者割 133,308+診療施設2,000円 =235,308円</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 237千円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 ・国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関すること 国保に関する調査研究 その他必要な事業</p>	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1町=100,000円 被保険者割 172,500円 診療施設割 2,000円 保険者割100,000円+被保険者割 172,500+診療施設2,000円 =274,500円</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 275千円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 ・国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関すること 国保に関する調査研究 その他必要な事業</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名				
11	保険税収納率向上特別対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	国民健康保険課 相模原市国民健康保険収納推進員設置要綱	町民課・収納課 城山町国民健康保険税を滞納している世帯に係る・被保険者等の取扱いに関する要綱	保険年金課 津久井町国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する要綱	町民課	町民課・税務課 藤野町国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する要綱
歳出予算額（平成17年度）	65,151千円	0（一般会計から歳出）	747千円	0千円	229千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成4年度から事務費負担中、人件費及び助産費補助金が一般財源化されたことに伴い新設された国民健康保険特別対策費補助金のうち、「保険税収納率向上特別対策事業」に対して補助金が交付されたものである。 主として、収納推進員による保険税未収納分徴収を進めるほか、サーバを利用した滞納整理を推進し、収納率向上を図る。</p> <p>【内容】 国民健康保険収納率向上特別対策事業 ・ 収納率向上対策本部会議の設置 ・ 休日納税相談 年6回 ・ 休日臨戸訪問 年3回（管理職2回） ・ 夜間納税相談 年3回（12日） ・ 夜間臨戸訪問 年1回（6日） ・ 滞納整理強化月間 年3回 ・ 滞納世帯に短期被保険者証を交付している期間 6月 ・ 短期被保険者証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。 【17年度予算の積算内訳】 ・ 報酬 45,216千円 未納分徴収給 18,720,000円 訪問調査給@300円×86,400件 = 25,920,000円 口座振替推進給@1,000円×576 = 576,000円 ・ 共済費 6,048千円 ・ 旅費 963千円 収納推進員 863,000円 遠隔地滞納整理 100,000円 ・ 需用費 1,188千円 ・ 使用料及び賃借料（サーバー端末機借料） 6,381千円 ・ 委託料 5,355千円 滞納整理支援システム更新機器設置委託 1,785千円 滞納整理支援システム修正委託 3,570千円 ・ コンビニ納付及び電子納付システム開発経費 22,638千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC 保守 NEC フィールディング ・ 欠損判定</p>	<p>【目的】 平成4年度から事業費負担中、人件費及び助産費補助金が一般財源化されたことに伴い新設された国民健康保険特別対策費補助金のうち「保険税収納率向上特別対策」に対して、補助金が交付されたものである。 主として、収納課による保険税未納者の個人情報管理を行い、徴収を進めるほか、サーバを利用した滞納整理を行い収納率の向上を図る。</p> <p>【内容】 国民健康保険収納率向上特別対策事業 ・ 夜間来庁納付約束のみ夜間対応 ・ 滞納世帯に短期被保険者証を交付している。期間 6月及び12月 ・ 短期被保険者証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。 短期証・資格者証の詳細は要綱どおり 【17年度予算の積算内訳】 ・ 委託料 滞納管理システム保守業務委託 108,150円×12ヶ月 = 1,297,800円</p>	<p>【目的】 平成4年度から事務費負担中、人件費及び助産費補助金が一般財源化されたことに伴い新設された国民健康保険特別対策費補助金のうち、「保険税収納率向上特別対策事業」に対して補助金が交付されたものである。 主として、収納対策特別班による保険税未収納分徴収を進めるほか、サーバを利用した滞納整理を推進し、収納率向上を図る。</p> <p>【内容】 国民健康保険収納率向上特別対策事業 ・ 収納対策会議設置 ・ 夜間臨戸訪問、電話催告等 ・ 夜間徴収及び夜間窓口開設 ・ 滞納世帯に短期被保険者証を交付している期間 1月、3月、6月 ・ 短期被保険者証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。 短期証・資格証の詳細は要綱どおり 【17年度予算の積算内訳】 ・ 委託料 570千円 滞納管理システム保守管理委託料 542,400円×1.05 = 569,520円 ・ 使用料及び賃借料 177千円 滞納管理システムクライアント備上料 14,000円×1台×12月×1.05 = 176,400円</p>	<p>【目的】 滞納整理システムの活用により、税務課収納班と町民課国保担当が保険証交付と併せて、臨戸を中心として滞納額の収納に当る。又、部課長と収納部門担当でチーム編成をした特別収納班を編成し、全庁体制で収納の強化を図る。</p> <p>【内容】 国民健康保険収納率向上特別対策事業 ・ 収納対策会議設置 ・ 夜間臨戸訪問、電話催告等 ・ 滞納世帯に短期被保険者証を交付している期間 1月、3月、6月 ・ 短期被保険者証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。 短期証・資格証の詳細は要綱どおり 【17年度予算の積算内訳】 ・ 徴収費 徴収車の維持管理費 219千円 通送料 10千円 （滞納管理システムの運行費は税務課が対応）</p>	<p>【目的】 滞納管理システムの活用により、税務課収納班と町民課国保担当が保険証交付と併せて、臨戸を中心として滞納額の収納に当る。又、部課長と収納部門担当でチーム編成をした特別収納班を編成し、全庁体制で収納の強化を図る。 主として、収納課による保険税未納者の個人情報管理を行い、徴収を進めるほか、サーバを利用した滞納整理を行い収納率の向上を図る。 国民健康保険収納率向上特別対策事業 ・ 夜間臨戸訪問、電話催告等 ・ 滞納世帯に短期被保険者証を交付している。期間 1月、3月、6月 ・ 短期被保険者証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。 短期証・資格証の詳細は要綱どおり 【17年度予算の積算内訳】 ・ 徴収費 徴収車の維持管理費 219千円 通送料 10千円 （滞納管理システムの運行費は税務課が対応）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	運営協議会経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法・	国民健康保険法	国民健康保険法・	国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額（平成17年度）	506千円	219千円	188千円	155千円	313千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	219千円	188千円	155千円	313千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 一部負担金 保険料の賦課割合 給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の選任（任期2年、定数13名） 公益代表各種団体から推薦4名 被保険者代表被保険者の中から市長が選任（2名は公募）4名 保険医代表4名 被用者保険等被保険者を代表する委員1名 <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬 5,04千円 運営協議会委員報酬 12,600千円×40人 = 504,000円 旅費 2千円 会長研修会旅費 1,000円×1人 = 1,000円 会長研修会随行旅費 1,000円×1人 = 1,000円 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 一部負担金 保険料の賦課割合 給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の選任（任期2年、定数6名） 公益代表各種団体から2名 被保険者代表被保険者の中から町長が選任2名 保険医代表2名 <p>【参考事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員任期は、平成17年12月16日まで <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬 2,15千円 会長 年額 37,500円 委員 年額 35,500円×5名 = 177,500円 交際費 10千円 需用費 2千円 消耗品費（事務用品代） 役務費 2千円 通信運搬費（会議通知等） <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会計繰入金 219千円 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 一部負担金 保険料の賦課割合 給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の選任（任期2年、定数12名） 被保険者を代表する委員4名 保険医又は保険薬剤師を代表する委員4名 公益を代表する委員4名 <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬 179千円 運営協議会委員報酬 178,800円 会長 8,000円×2回×1人 = 16,000円 委員 7,400円×2回×11人 = 162,800円 旅費 9,320円 運協出席旅費（交通費支給該当者分） 4,660円×1人×2回 = 9,320円 <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会計繰入金 188千円 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 一部負担金 保険料の賦課割合 給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の選任（任期2年、定数6名） 被保険者を代表する委員2名 保険医又は保険薬剤師を代表する委員2名 公益を代表する委員2名 <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬 130千円 会長年額 34,000円 委員年額 32,000円 ただし、議員の場合は1回につき1,100円 旅費 3千円 2,200円×1回 需用費 22千円 国保新聞購読料 4,250円×5部 <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会計繰入金 155千円 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 一部負担金 保険料の賦課割合 給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の選任（任期2年、定数9名） 被保険者を代表する委員3名 保険医又は保険薬剤師を代表する委員3名 公益を代表する委員3名 <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬 281千円 会長年額 35,700円 委員年額 30,600円 旅費 22千円 需用費 10千円 <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会計繰入金 313千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	療養給付費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法・	国民健康保険法	国民健康保険法・	国民健康保険法・	国民健康保険法・
歳出予算額（平成17年度）	28,683,582千円	1,137,900千円	1,495,369千円	437,700千円	461,110千円
歳入予算額（平成17年度）	17,57,360千円	649,238千円	922,234千円	252,324千円	269,686千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間（治ゆ、中止、死亡）まで。</p> <p>【特定財源の概要】 （一般被保険者療養給付費） 一般被保険者療養給付費等負担金 6,287,879千円 特別調整交付金 150,000千円 普通調整交付金 52,950千円 一般被保険者療養給付費補助金 8,000千円 財政調整交付金 698,876千円 一般被保険者療養給付費繰入金 866,639千円 一般被保険者療養給付費繰入金 252,283千円 合計 8,316,627千円 （退職被保険者等療養給付費） （現年度分）9,262,733千円 【17年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養給付費） 17年度予算額 18,385,610千円 （支出内訳） 被保険者 148,800人 件数 1,570,033件 保険者負担額 18,385,610,000円 保険者負担額（1件当り）11,710円 保険者負担額（1人当り）123,559円 受診率 10.55 ・1件当たり保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 17年度一般被保険者見込み総件数（老健対象者を除く）1,570,033件 ・1人当たり保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 一般被保険者数 17年度一般被保険者（老健対象者を除く）見込み 5,801人 ・受診率 = 件数 ÷ 平均被保険者数 （退職被保険者等療養給付費） 17年度予算額 10,297,972千円</p>	<p>【目的】 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間（治ゆ、中止、死亡）まで。</p> <p>【特定財源の内訳】 （一般被保険者療養給付費） 一般被保険者療養給付費等負担金 298,495千円 国運営強化事業促進対策費補助金 20,208千円 普通調整交付金 1,977千円 合計 320,680千円 （退職被保険者等療養給付費） 療養給付費負担金（現年度分） 328,558千円 【17年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養給付費） 17年度予算額 721,920千円 （支出内訳） 被保険者 5,801人 件数 56,006件 保険者負担額 721,920,000円 保険者負担額（1件当り）12,890円 保険者負担額（1人当り）124,448円 受診率 9.65 ・1件当たり保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 17年度一般被保険者見込み総件数（老健対象者を除く）56,006件 ・1人当たり保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 一般被保険者数 17年度一般被保険者（老健対象者を除く）見込み 5,801人 ・受診率 = 件数 ÷ 平均被保険者数 （退職被保険者等療養給付費） 17年度予算額 415,980千円 （支出内訳） 被保険者 1,792人 件数 31,7415件</p>	<p>【目的】 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間（治ゆ、中止、死亡）まで。</p> <p>【特定財源の内訳】 （一般被保険者療養給付費） 一般被保険者療養給付費等負担金 359,474千円 普通調整交付金 49,943千円 一般会計繰入金 110,333千円 基金繰入金 27,450千円 合計 547,200千円 （退職被保険者等療養給付費） （現年度分）446,670千円 【17年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養給付費） 17年度予算額 1,027,390千円 （支出内訳） 被保険者 10,000人 件数 68,044件 保険者負担額 911,698,739円 保険者負担額（1件当り）13,399円 保険者負担額（1人当り）91,169円 受診率 6.8 ・1件当たり保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 17年度一般被保険者見込み総件数（老健対象者を除く）68,044件 ・1人当たり保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 一般被保険者数 17年度一般被保険者（老健対象者を除く）見込み 10,000人 ・受診率 = 件数 ÷ 平均被保険者数 （退職被保険者等療養給付費） 17年度予算額 446,670千円 （支出内訳） 被保険者 2,000人 件数 30,751件</p>	<p>【目的】 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間（治ゆ、中止、死亡）まで。</p> <p>【特定財源の内訳】 （一般被保険者療養給付費） 一般被保険者療養給付費等負担金 109,583千円 普通調整交付金 8,000千円 一般会計繰入金 36,766千円 国運営強化促進対策補助金 1,000千円 合計 155,349千円 （退職被保険者等療養給付費） （現年度分）96,594千円 【17年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養給付費） 諸収入 2,11千円 合計 96,975千円 【17年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養給付費） 17年度予算額 285,000千円 （支出内訳） 被保険者 2,321人 件数 19,430件（H16年報C表） 保険者負担額 285,000,000円 保険者負担額（1件当り）14,668円 保険者負担額（1人当り）122,792円 受診率 8.37 ・1件当たり保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 17年度一般被保険者見込み総件数（老健対象者を除く）19,430件 ・1人当たり保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 一般被保険者数 17年度一般被保険者（老健対象者を除く）見込み 2,544人 ・受診率 = 件数 ÷ 平均被保険者数 （退職被保険者等療養給付費） 17年度予算額 153,966千円</p>	<p>【目的】 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間（治ゆ、中止、死亡）まで。</p> <p>【特定財源の内訳】 （一般被保険者療養給付費） 一般被保険者療養給付費等負担金 119,473千円 一般会計繰入金 17,316千円 合計 136,789千円 （退職被保険者等療養給付費） （現年度分）132,897千円 【17年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養給付費） 17年度予算額 307,144千円 （支出内訳） 被保険者 2,582人 件数 22,278件（H16年報C表） 保険者負担額 307,144,000円 保険者負担額（1件当り）13,787円 保険者負担額（1人当り）118,956円 受診率 ・1件当たり保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 17年度一般被保険者（老健対象者を除く）見込み 2,582件 ・1人当たり保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 一般被保険者数 17年度一般被保険者（老健対象者を除く）見込み 2,544人 ・受診率 = 件数 ÷ 平均被保険者数 （退職被保険者等療養給付費） 17年度予算額 153,966千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	療養給付費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>(支出内訳)</p> <p>被保険者42,300人 件数782,997件 保険者負担額 10,297,972,000円 保険者負担額(1件当り)13,152円 保険者負担額(1人当り)243,451円 受診率 18.51</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 17年度退職被保険者等見込み総件数 782,997件 ・1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者数 17年度退職被保険者等数見込み 42,300人 ・受診率 = 件数 ÷ 平均被保険者数 	<p>保険者負担額 415,980,000円 保険者負担額(1件当り) 13,241円</p> <p>保険者負担額(1人当り) 232,132円 受診率 17.53</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 17年度退職被保険者等見込み総件数 31,415件 ・1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者数 17年度退職被保険者等数見込み 1,792人 ・受診率 = 件数 ÷ 平均被保険者数 	<p>保険者負担額 415,980,000円 保険者負担額(1件当り)13,241円 保険者負担額(1人当り)232,132円 受診率 17.53</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 17年度退職被保険者等見込み総件数 31,415件 ・1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者数 17年度退職被保険者等数見込み 1,792人 ・受診率 = 件数 ÷ 平均被保険者数 	<p>(支出内訳)</p> <p>被保険者653人 件数 10,838件(H16年報C表) 保険者負担額 152,700,000円 保険者負担額(1件当り)14,089円 保険者負担額(1人当り)233,844円 受診率 16.60</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 17年度退職被保険者等見込み総件数 10,838件 ・1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者数 17年度退職被保険者等数見込み 638人 ・受診率 = 件数 ÷ 平均被保険者数 	<p>(支出内訳)</p> <p>被保険者638人 件数 10,258件(H16年報F表) 保険者負担額 153,966,000円 保険者負担額(1件当り)15,009円 保険者負担額(1人当り)241,326円 受診率 16.08</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 17年度退職被保険者等見込み総件数 10,258件 ・1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者数 17年度退職被保険者等数見込み 638人 ・受診率 = 件数 ÷ 平均被保険者数

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	療養費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法・ *	国民健康保険法	国民健康保険法
歳入予算額（平成17年度）	479,960千円	17,770千円	15,693千円	3,700千円	3,603千円
歳入予算額（平成17年度）	256,416千円	6,214千円	8,287千円	1,964千円	1,926千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1 療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2 緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合が必要であると認めるとき 3 被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるとき（主として旅行中の急病）その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 （一般被保険者療養費） 一般被保険者療養給付費等負担金 2,640千円 国保運営強化事業促進対策費補助金 23千円 （退職被保険者療養費） 療養給付費交付金（現年度分）3,551千円</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養費） 17年度予算額 337,447千円 被保険者数 148,800人 件数 47,974件 保険者負担額 337,447千円 保険者負担額1件当たり 7,034円 保険者負担額1人当たり 2,268円 （退職被保険者療養費） 17年度予算額 142,513千円 被保険者数 42,300人 件数 16,878件 保険者負担額 142,513千円 保険者負担額1件当たり 8,444円 保険者負担額1人当たり 3,369円</p>	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1 療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2 緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合で、必要があると認めるとき 3 被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるとき（主として旅行中の急病）その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 （一般被保険者療養費） 療養給付費負担金 2,640千円 国保運営強化事業促進対策費補助金 23千円 （退職被保険者等） 療養給付費交付金（現年度分）3,551千円</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養費） 17年度予算額 10,920千円 被保険者数 5,801人 件数 1,516件 保険者負担額 10,920千円 保険者負担額1件当たり 7,203円 保険者負担額1人当たり 1,882円 （退職被保険者等療養費） 17年度予算額 6,850千円 被保険者数 1,792人 件数 762件 保険者負担額 6,850千円 保険者負担額1件あたり 8,990円 保険者負担額1人あたり 3,823円</p>	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1 療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2 緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合で必要があると認めるとき 3 被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるとき（主として旅行中の急病）その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 （一般被保険者療養費） 一般被保険者療養給付費等負担金 4,035千円 一般会計繰入金 1,320千円 （退職被保険者療養費） 療養給付費交付金（現年度分）4,283千円</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養費） 17年度予算額 11,410千円 被保険者数 10,000人 件数 1,884件 保険者負担額 14,998,333円 保険者負担額1件当たり 7,961円 保険者負担額1人当たり 1,450円 （退職被保険者療養費） 17年度予算額 4,283千円 被保険者数 2,000人 件数 663件 保険者負担額 5,269,846円 保険者負担額1件当たり 7,948円 保険者負担額1人当たり 2,635円</p>	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1 療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2 緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合で必要があると認めるとき 3 被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるとき（主として旅行中の急病）その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 （一般被保険者療養費） 一般被保険者療養給付費等負担金 1,245千円 その他一般会計繰入金 125千円 （退職被保険者療養費） 療養給付費交付金（現年度分）594千円</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養費） 17年度予算額 2,500千円 被保険者数 2,321人 件数 569件 保険者負担額 2,500千円 保険者負担額1件当たり 4,394円 保険者負担額1人当たり 1,077円 （退職被保険者療養費） 17年度予算額 1,200千円 被保険者数 653人 件数 165件 保険者負担額 1,200千円 保険者負担額1件当たり 7,273円 保険者負担額1人当たり 1,838円</p>	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1 療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2 緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合で必要があると認めるとき 3 被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるとき（主として旅行中の急病）その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 （一般被保険者療養費） 一般被保険者療養給付費等負担金 2,498千円 （退職被保険者療養費） 療養給付費交付金（現年度分）1,105千円</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養費） 17年度予算額 2,498千円 被保険者数 2,582人 件数 437件 保険者負担額 2,498千円 保険者負担額1件当たり 5,716円 保険者負担額1人当たり 967円 （退職被保険者療養費） 17年度予算額 1,105千円 被保険者数 638人 件数 130件 保険者負担額 1,105千円 保険者負担額1件当たり 8,500円 保険者負担額1人当たり 1,732円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	診療報酬審査支払手数料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法・	国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額（平成17年度）	111,068千円	4,880千円	1,984千円	1,984千円	2,722千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料</p> <p>国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を国保連合会に設置し、審査委員（185人）は、県知事が委嘱する。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <p>支出内訳</p> <p>被保険者数（一般+退職）191,100人 （被保険者数は、老健給付対象者を除いた数） 件数（一般+退職）2,417,882件 審査手数料総額111,068,000円</p>	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料</p> <p>国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を神奈川県国民健康保険団体連合会に設置し、審査委員（185人）は、県知事が委嘱する。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <p>支出内訳</p> <p>被保険者数（一般+退職）7,593人 *被保険者数は、老健給付対象者を除いた数 件数（一般+退職）74,772件 件審査手数料総額4,880,000円</p>	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料</p> <p>国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を国保連合会に設置し、審査委員（185人）は、県知事が委嘱する。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <p>支出内訳</p> <p>被保険者数（一般+退職）9,700人 （被保険者数は、老健給付対象者を除いた数） 件数（一般+退職）124,800件 審査手数料総額5,616,800円</p>	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料</p> <p>国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を国保連合会に設置し、審査委員（185人）は、県知事が委嘱する。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <p>支出内訳</p> <p>被保険者数（一般+退職）2,974人 （被保険者数は、老健給付対象者を除いた数） 件数（一般+退職）35,400件 審査手数料総額1,984,000円</p>	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料</p> <p>国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を国保連合会に設置し、審査委員（185人）は、県知事が委嘱する。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <p>支出内訳</p> <p>被保険者数（一般+退職）3,220人 （被保険者数は、老健給付対象者を除いた数） 件数（一般+退職）71,628件 審査手数料総額2,722,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	高額療養費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	国民健康保険法 国民健康保険法	町民課 国民健康保険法	保険年金課 国民健康保険法・ 津久井町高額療養費貸付基金条例・	町民課 国民健康保険法・ 相模湖町国民健康保険高額医療費資金貸付条例	町民課 国民健康保険法
歳出予算額（平成17年度）	2,374,871千円	125,810千円	153,240千円	47,000千円	41,901千円
歳入予算額（平成17年度）	2,214,643千円	66,624千円	127,095千円	33,207千円	35,370千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養に係る一部負担金等の自己負担限度額が合算対象基準額以上のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。 さらに、平成13年1月1日に国保法が改正され負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分するとともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者高額療養費 一般被保険者療養給付費等負担金 730,870千円 一般被保険者高額療養費交付金 1,008,764千円 合計 1,739,634千円</p> <p>・退職被保険者等高額療養費 現年度分 1,007,741千円</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者高額療養費 17年度予算額 1,923,342千円 (支出内訳) 被保険者(若人) 148,800人 件数 21,044件 保険者負担額 1,923,342,000円 1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者等数 ・退職被保険者等高額療養費 17年度予算額 1,198,194千円 (支出内訳) 被保険者 42,300人 件数 12,713件 保険者負担額 1,198,194,000円 1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数</p>	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養にかかる一部負担金の自己負担限度額が合算対象基準額異常のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。 さらに、平成13年1月1日に国民健康保険法が改正され、負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分するとともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者高額療養費 一般被保険者療養給付費等負担金 33,284千円 高額療養費共同事業負担金 合計 20,134千円 53,418千円</p> <p>・退職被保険者等高額療養費 療養給付費交付金(現年度分) 13,206千円</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者高額療養費 17年度予算額 80,020千円 (支出内訳) 被保険者(若人) 5,801人 件数 824件 保険者負担額 80,020,000円 1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 被保険者数(老健該当者を除く) ・退職被保険者等高額療養費 17年度予算額 45,790千円 (支出内訳) 被保険者等数 1,792人 件数 456件 保険者負担額 45,790,000円</p>	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養に係る一部負担金等の自己負担限度額が合算対象基準額以上のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。 さらに、平成13年1月1日に国保法が改正され負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分するとともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者高額療養費 一般被保険者療養給付費等負担金 54,492千円 一般被保険者高額療養費交付金 17,459千円 一般会計繰入金 合計 12,972千円 84,923千円</p> <p>・退職被保険者等高額療養費 現年度分 39,600千円</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者高額療養費 17年度予算額 113,640千円 (支出内訳) 被保険者(若人) 10,000人 件数 1,057件 保険者負担額 113,640,000円 1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者等数 ・退職被保険者等高額療養費 17年度予算額 39,600千円 (支出内訳) 被保険者 2,000人 件数 395件</p>	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養に係る一部負担金等の自己負担限度額が合算対象基準額以上のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。 さらに、平成13年1月1日に国保法が改正され負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分するとともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者高額療養費 一般被保険者療養給付費等負担金 13,699千円 一般被保険者高額療養費交付金 10,000千円 一般会計繰入金 合計 1,750千円 25,449千円</p> <p>・退職被保険者等高額療養費 現年度分 7,758千円</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者高額療養費 17年度予算額 35,000千円 (支出内訳) 被保険者(若人) 2,321人 件数 345件(H16年報) 保険者負担額 35,000,000円 1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 101,449円 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者等数 15,080円 ・退職被保険者等高額療養費 17年度予算額 12,000千円 (支出内訳) 被保険者 653人</p>	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養にかかる一部負担金の自己負担限度額が合算対象基準額異常のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。 さらに、平成13年1月1日に国民健康保険法が改正され、負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分するとともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者高額療養費 一般被保険者療養給付費等負担金 10,541千円 高額療養費共同事業負担金 合計 12,052千円 22,593千円</p> <p>・退職被保険者等高額療養費 療養給付費交付金(現年度分) 12,777千円</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者高額療養費 17年度予算額 27,099千円 (支出内訳) 被保険者(若人) 2,582人 件数 452件 保険者負担額 27,099,000円 1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者数(老健該当者を除く) ・退職被保険者等高額療養費 17年度予算額 14,802千円 (支出内訳) 被保険者等数 638人 件数 303件 保険者負担額 14,802,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名					
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会					
事務事業番号	事務事業名	協議ランク					
16	高額療養費	A協議会 B幹事会 C専門部会					
			相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者等数</p> <p>受領委任払制度を実施 一部負担金の支払いが困難な人に限って適用されるもので、自己負担限度額だけを医療機関へ支払い、被保険者が申請して受けとるべき高額療養費に相当する金額を保険者（市）が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 資格の判定 滞納有無の判定 対象者の判定</p>	<p>1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 被保険者等数</p> <p>受領委任払制度を実施 一部負担金の支払いが困難な人に限って適用されるもので、自己負担限度額だけを医療機関へ支払い、被保険者が申請して受け取るべき高額療養費に相当する金額を保険者（町）が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>（参考） 16年度 実績 全 1,280件 110,695,613円 のうち 62件 7,541,694円</p> <p>高額療養費資金貸付を実施 【目的】 国民健康保険法第57条の2の規定による高額療養費の支給を受けることが見込まれる者の属する世帯の世帯主に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】 基金の額 2,000千円 貸付額 高額療養費支給見込み額の9割 利息 無利息 16年度実績 なし 16年度未現在 1件 25千円 16年度未現在高 3,140,094円 *現在、受領委任払が主流になっていて、貸付は休止に近い状態である。</p>	<p>保険者負担額 39,600,000円 1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者等数</p> <p>受領委任払制度は実施していない。 高額医療費資金貸付を実施している。 【目的】 国民健康保険法第57条の2の規定による高額医療費の支給を受けることが見込まれる者属する世帯の世帯主に対し、高額医療費の支給を受けるまでの間、当該医療費の支給にかかる療養に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】 基金の額 5,000千円 貸付額は、高額療養費支給見込額の範囲以内 平成16年度貸付件数 70件 平成16年度貸付額 11,719千円</p>	<p>件数 188件（H16年報） 保険者負担額 12,000,000円 1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者等数</p> <p>受領委任払制度は実施していない。 高額医療費資金貸付を実施している。 【目的】 国民健康保険法第57条の2の規定による高額医療費の支給を受けることが見込まれる者属する世帯の世帯主に対し、高額医療費の支給を受けるまでの間、当該医療費の支給にかかる療養に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】 基金の額 3,000千円 貸付額は、高額療養費支給見込額の10分の8 平成16年度貸付件数 4件 平成16年度貸付額 3,903千円</p>	<p>1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者等数</p> <p>受領委任払制度及び高額医療費資金貸し付けは実施していない。</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会		
事務事業番号 17	事務事業名 移送費		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額（平成17年度）	1,500千円	80千円	100千円	2千円	60千円
歳入予算額（平成17年度）	830千円	33千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者移送費 一般被保険者療養給付費等負担金 3 8 0 千円 ・退職被保険者移送費 現年度分 4 5 0 千円</p> <p>【17年度予算額】 一般被保険者移送費 1,000千円 退職被保険者等移送費 500千円</p>	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者移送費 療養給付費等負担金 20千円 ・退職被保険者等移送費 療養給付費交付金 10千円</p> <p>【17年度予算額】 一般被保険者移送費 50千円 退職被保険者等移送費 30千円</p>	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【17年度予算額】 一般被保険者移送費 50千円 退職被保険者等移送費 50千円</p>	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【17年度予算額】 一般被保険者移送費 1千円 退職被保険者等移送費 1千円</p>	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【17年度予算額】 一般被保険者移送費 30千円 退職被保険者等移送費 30千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	出産育児一時金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法、相模原市国民健康条例	国民健康保険法、城山町国民健康保険条例	国民健康保険法・津久井町国民健康条例・津久井町国民健康保険出産費貸付基金条例・	国民健康保険法・相模湖町国民健康保険条例	国民健康保険法・藤野町国民健康保険条例
歳出予算額（平成17年度）	363,900千円	15,000千円	15,000千円	3,900千円	6,000千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	10,000千円	10,000千円	2,600千円	4,000千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】平成6年国保法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付 【17年度予算の積算内訳】300千円×1,213件</p> <p>受領委任払い制度を実施 出産費の支払いが困難な人によって適用されるもので、被保険者が申請して受けとるべき出産育児一時金（30万円）の受領を病院等へ委任し、出産費に相当する金額を保険者（市）が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>【参考】16年度実績全1,220件366,000千円のうち 310件 93,000千円を受領委任払い</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 資格の判定 滞納有無の判定 対象者の判定</p>	<p>【目的】平成6年、国民健康保険法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付。 【17年度予算の積算内訳】300千円×50件 【特定財源の内訳】一般会計繰入金10,000千円</p> <p>受領委任払い制度を実施 出産費の支払いが困難な人によって適用されるもので、被保険者が申請して受け取るべき出産育児一時金の受領を病院等へ委任し、出産費に相当する金額を保険者（町）が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>【参考】16年度実績 全58件 17,400千円のうち 14件 4,200千円を受領委任払い</p>	<p>【目的】平成6年国保法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付 【17年度予算の積算内訳】300千円×50件 【特定財源の内訳】一般会計繰入金10,000千円</p> <p>出産費貸付制度を実施 国民健康保険税の世帯の被保険者の申請により受けとるべき出産育児一時金（30万円）の10分の8の範囲以内で、資金を貸付することにより、被保険者の福祉の向上に寄与する制度。</p> <p>・基金の額1,000千円 ・平成16年度貸付件数10件 ・平成16年度貸付金額2,360千円</p>	<p>【目的】平成6年国保法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付 【17年度予算の積算内訳】300千円×13件 【特定財源の内訳】一般会計繰入金2,600千円</p> <p>受領委任払い制度を実施 国民健康保険税の未納のない世帯の被保険者の申請により受けとるべき出産育児一時金（30万円）の受領を病院等へ委任し、出産費に相当する金額を保険者（市）が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>【参考】16年度実績 全20件6,000千円のうち 1件 300千円を受領委任払い</p>	<p>【目的】平成6年国保法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付 【17年度予算の積算内訳】300千円×20件 【特定財源の内訳】一般会計繰入金 4,000千円</p> <p>【参考】16年度実績 全19件 5,700千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	葬祭費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法・ 相模原市国民健康保険条例・	国民健康保険法、城山町国民健康保険条例	国民健康保険法・ 津久井町国民健康保険条例・	国民健康保険法・ 相模湖町国民健康保険条例	国民健康保険法・ 藤野町国民健康保険条例
歳出予算額（平成17年度）	184,400千円	6,400千円	7,800千円	3,540千円	3,000千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し8万円が支給される。 被保険者の死亡に対する現金給付 【17年度予算の積算内訳】 @ 80千円×2,305件</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 資格の判定 滞納有無の判定 対象者の判定</p>	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し8万円を支給する。 被保険者の死亡に対する現金給付 【17年度予算の積算内訳】 80千円×80件</p>	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し6万円が支給される。 被保険者の死亡に対する現金給付 【17年度予算の積算内訳】 @ 60千円×130件</p>	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し6万円が支給される。 被保険者の死亡に対する現金給付 【17年度予算の積算内訳】 @ 60千円×59件</p>	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し6万円が支給される。 被保険者の死亡に対する現金給付 【17年度予算の積算内訳】 @ 60千円×50件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	精神・結核医療付加金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法、 相模原市国民健康保険条例				
歳出予算額（平成17年度）	41,194千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成7年7月に「精神保健法」が改正されたことに伴い、従来の当該公費負担医療にかかる一部負担金免除の相模原市国民健康保険条例を廃止し、任意給付としての付加金制度を創設したものの。</p> <p>【内容】 被保険者（老人保健医療の対象者を除く）が、精神または結核の公費負担医療（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める措置入院及び通院医療、結核予防法に定める命令入所及び適正医療）を受療した場合には、医療機関の窓口において一部費用を支払う必要がない。 これは、受療した被保険者の診療費用について、公費（県費）負担以外の部分につき、精神・結核医療付加金として、本市がその被保険者に代わって直接医療機関へ支払う。 なお、医療機関の窓口で、これらの公費負担医療に係る一部負担金を被保険者が支払った場合は、申請に基づき当該一部費用相当額の精神・結核医療付加金を世帯主に支給する。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 被保険者数（一般+退職）老健を除く 191,100人 件数46,176件 給付費総額41,194,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名				
21	老人保健拠出金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	国民健康保険課 老人保健法	町民課 老人保健法	保険年金課 老人保健法	町民課 老人保健法	町民課 老人保健法
根拠法令等					
歳入予算額（平成17年度）	11,188,161千円	400,470千円	572,049千円	205,434千円	173,929千円
歳入予算額（平成17年度）	3653555千円	200,215千円	239,056千円	108,835千円	60,444千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来からの制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。</p> <p>なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。</p> <p>拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第1102号）が平成14年10月1日施行され、平成14年10月1日から、上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。</p> <p>【特定財源の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療費拠出金 <li style="padding-left: 20px;">老人保健医療費拠出金負担金 <li style="padding-left: 40px;">3,653,555千円 <p>【17年度予算の精算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療費拠出金 <li style="padding-left: 20px;">11,070,776千円 <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般（老人） 36,000人 加入割合 15.9% 医療費拠出金 11,070,776,000円 ・老人保健事務費拠出金 <li style="padding-left: 20px;">117,385千円 <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般（老人） 36,000人 加入割合 15.9% 事務費拠出金 117,385,000円 <p>【参考】</p> <p>事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>	<p>【内容】</p> <p>老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来からの制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。</p> <p>なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。</p> <p>拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102条）が平成14年10月1日施行され、同日から上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療費拠出金 <li style="padding-left: 20px;">老人保健医療費拠出金負担金 <li style="padding-left: 40px;">130,615千円 <li style="padding-left: 20px;">療養給付費等負担金 <li style="padding-left: 40px;">69,600千円 <li style="padding-left: 20px;">合計 <li style="padding-left: 40px;">200,215千円 <p>【17年度予算の精算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療費拠出金 <li style="padding-left: 20px;">396,138千円 <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般（老人） 1,499人 加入割合 16.5% 医療費拠出金 396,138,000円 ・老人保健事務費拠出金 <li style="padding-left: 20px;">4,332千円 <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般（老人） 1,499人 加入割合 16.5% 事務費拠出金 4,332,000円 <p>【参考】</p> <p>事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>	<p>【内容】</p> <p>老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来からの制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。</p> <p>なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。</p> <p>拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第1102号）が平成14年10月1日施行され、平成14年10月1日から、上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養給付費負担金 <li style="padding-left: 20px;">169,408千円 ・一般会計繰入金 <li style="padding-left: 20px;">34,025千円 ・基金繰入金 <li style="padding-left: 20px;">16,800千円 ・県負担金 <li style="padding-left: 20px;">18,823千円 <p>【17年度予算の精算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療費拠出金 <li style="padding-left: 20px;">566,050千円 <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般（老人） 1,989人 加入割合 16.4% 医療費拠出金 566,050,000円 ・老人保健事務費拠出金 <li style="padding-left: 20px;">5,999千円 <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般（老人） 1,989人 加入割合 16.4% 事務費拠出金 5,999,000円 <p>【参考】</p> <p>事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>	<p>【老人医療拠出金制度の概要】</p> <p>老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来からの制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。</p> <p>なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。</p> <p>拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第1102号）が平成14年10月1日施行され、平成14年10月1日から、上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養給付費負担金 <li style="padding-left: 20px;">68,042千円 ・一般会計繰入金 <li style="padding-left: 20px;">8,111千円 ・療養給付費交付金 <li style="padding-left: 20px;">32,682千円 <p>【17年度予算の精算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療費拠出金 <li style="padding-left: 20px;">202,788千円 <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般（老人） 940人 加入割合 24.02% 医療費拠出金 202,787,515円 ・老人保健事務費拠出金 <li style="padding-left: 20px;">2,646千円 <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般（老人） 940人 加入割合 24.02% 事務費拠出金 2,645,037円 <p>【参考】</p> <p>事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>	<p>【老人医療拠出金制度の概要】</p> <p>老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来からの制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。</p> <p>なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。</p> <p>拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第1102号）が平成14年10月1日施行され、平成14年10月1日から、上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養給付費負担金 <li style="padding-left: 20px;">60,444千円 <p>【17年度予算の精算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療費拠出金 <li style="padding-left: 20px;">173,929千円 <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般（老人） 982人 加入割合 23.37% 医療費拠出金 173,928,688円 ・老人保健事務費拠出金 <li style="padding-left: 20px;">2,270千円 <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般（老人） 982人 加入割合 23.37% 事務費拠出金 2,369,253円 <p>【参考】</p> <p>事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	介護納付金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法
歳出予算額（平成17年度）	3,409,241千円	146,028千円	215,572千円	58,982千円	60,228千円
歳入予算額（平成17年度）	1,734,985千円	47,636千円	132,848千円	23,592千円	25,325千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。 支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。 納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当り負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。 【17年度予算の積算内訳】 2号被保険者数 73,300人 介護納付金額 3,409,241千円 【特定財源の内訳】 介護納付金負担金 1,734,985千円</p>	<p>【内容】 医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。 支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。 納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当り負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。 【17年度予算の積算内訳】 介護納付金額 146,028千円 2号被保険者数 3,183人 【特定財源の内訳】 療養給付費負担金 47,466千円 普通調整交付金 170千円 合計 47,636千円</p>	<p>【内容】 医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。 支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。 納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当り負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。 【17年度予算の積算内訳】 介護納付金額 215,572千円 2号被保険者数 4,269人 【特定財源の内訳】 療養給付費負担金 77,606千円 一般会計繰入金 24,626千円 基金繰入金 5,750千円 療養給付金 16,243千円 県調整交付金 8,623千円</p>	<p>【内容】 医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。 支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。 納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当り負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。 【17年度予算の積算内訳】 介護納付金額 58,982千円 2号被保険者数 1,272人 【特定財源の内訳】 療養給付費負担金 23,592千円</p>	<p>【内容】 医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。 支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。 納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当り負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。 【17年度予算の積算内訳】 介護納付金額 60,228千円 2号被保険者数 1,434人 【特定財源の内訳】 療養給付費負担金 24,091千円 一般会計繰入金 1,234千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	高額医療費共同事業医療費拠出金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,008,764千円	40,271千円	58,204千円	17,840千円	17,219千円
歳入予算額（平成17年度）	504380千円	32,216千円	58,204千円	7,804千円	8,608千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から平成17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について80万円を超える額から70万円を超える額に拡充が図られた。</p> <p>実施主体は、県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当たり70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業医療費拠出金（国庫） 252,190千円 高額医療費共同事業医療費拠出金（県） 252,190千円 合計504,380千円</p>	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から平成17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について「80万円を超える額」から「70万円を超える額」に拡充が図られた。</p> <p>実施主体は、神奈川県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当たり70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業医療費拠出金 32,216千円</p>	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から平成17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について80万円を超える額から70万円を超える額に拡充が図られた。</p> <p>実施主体は、県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当たり70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業交付金 58,204千円</p>	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から平成17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について80万円を超える額から70万円を超える額に拡充が図られた。</p> <p>実施主体は、県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当たり70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業医療費拠出金（国庫） 4,460千円 高額医療費共同事業医療費拠出金（県） 3,344千円 合計7,804千円</p>	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から平成17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について80万円を超える額から70万円を超える額に拡充が図られた。</p> <p>実施主体は、県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当たり70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業国庫負担金 4,304千円 高額医療費共同事業県負担金 4,304千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	退職者医療共同事業拠出金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	50千円	5千円	5千円	1千円	5千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	5千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職者高額医療費共同事業医療費拠出金 <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <p>国保連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、16年度と同額を見込み名目計上。 2,951件×単価6.5円=拠出金19,181円</p> <p>【参考】</p> <p>退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費 社会保険庁が所有する年金受給者データを国保連合会を通じて、参照するための経費。 国保連合会が作成する年金受給者一覧表の作成件数の実績に応じて拠出する。</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職者高額医療費共同事業医療費拠出金 <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <p>神奈川県国民健康保険団体連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、同額を見込み名目計上。 700件×単価6円=4,200円</p> <p>【特定財源】</p> <p>職員給与費等繰入金 5千円</p> <p>【参考】</p> <p>退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費 社会保険庁が所有する年金受給者データを神奈川県国民健康保険団体連合会を通じて、参照するための経費。 神奈川県国民健康保険団体連合会が、作成する年金受給者一覧表の件数に応じて拠出する。</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職者高額医療費共同事業医療費拠出金 <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <p>国保連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、16年度と同額を見込み名目計上。 258件×単価8円×2回=4,128円</p> <p>【参考】</p> <p>退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費 社会保険庁が所有する年金受給者データを国保連合会を通じて、参照するための経費。 国保連合会が作成する年金受給者一覧表の作成件数の実績に応じて拠出する。</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職者高額医療費共同事業医療費拠出金 <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <p>国保連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、16年度と同額を見込み名目計上。 56件×単価6.5円=364円</p> <p>【参考】</p> <p>退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費 社会保険庁が所有する年金受給者データを国保連合会を通じて、参照するための経費。 国保連合会が作成する年金受給者一覧表の作成件数の実績に応じて拠出する。</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職者高額医療費共同事業医療費拠出金 <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <p>国保連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、16年度と同額を見込み名目計上。 500件×単価10円=5,000円</p> <p>【参考】</p> <p>退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費 社会保険庁が所有する年金受給者データを国保連合会を通じて、参照するための経費。 国保連合会が作成する年金受給者一覧表の作成件数の実績に応じて拠出する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会			
事務事業番号 25	事務事業名 健康診査等委託事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	10,991千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 30歳代の加入者を対象とした健康審査(費用1,000円)保険税の未納がない世帯の人が対象。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 需用費67千円 健康診査票70.0円×950枚 =66,500円 委託料10,924千円 ・健康審査等委託の内訳 一般審査 800人×@11,768円(消費税込み) =9,280,000円 精密検査料400人×@2,170円(消費税込み) =868,000円 精密検査指導料400人×@1,100円(消費税込み1,155円)=462,000円 事務費(考察料)313,320円 合計 10,923,320円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	人間ドック助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	相模原市国民健康保険人間ドック事業実施要綱	城山町国民健康保険人間ドック事業実施要綱	津久井町国民健康保険一日人間ドック施設運営要綱	相模湖町国民健康保険短期人間ドック施設運営要綱	藤野町国民健康保険短期人間ドック施設運営要綱
歳出予算額（平成17年度）	99,037千円	5,023千円	7,536千円	900千円	2,000千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	1,442千円	900千円	250千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 40歳以上の被保険者を対象として、人間ドック検診料の一部助成を実施。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費 37千円 消耗品費 37千円 ・委託料 99,000千円 人間ドック助成委託（市内8医療機関に委託） 4,500人×22,000円 =99,000,000円 <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 対象者の判定</p>	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 満35歳以上72歳未満の被保険者（老健対象者を除く）を対象者として、人間ドック検査料の一部助成を実施。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費 3千円 消耗品費 ・役務費 20千円 通信運搬費 ・委託料 5,000千円 人間ドック受検料助成（4指定医療機関） 250人×20,000円 =5,000,000円 	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 35歳以上の被保険者を対象として、人間ドック検診料の一部助成を実施。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費 16千円 印刷製本費 16千円 ・役務費 20千円 通信運搬費 20千円 ・委託料 7,500千円 人間ドック助成委託（町内外3医療機関に委託） 300人×25,000円 =7,500,000円 <p>【特定財源の内訳】 国保運営強化事業促進補助金（県支出金） 1,442千円</p>	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 人間ドックを利用しようとする日の前年度から年間を通じて相模湖町の被保険者で、35歳以上の被保険者（老人保健法による医療受給対象者は除く。）を対象として、人間ドックの検診料の一部助成を実施。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 750千円 町外2医療機関に委託 50人×15,000円 =750,000円 ・負担金補助及び交付金 150千円 契約医療機関外受検者 10人×15,000円 =150,000円 <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 900千円</p>	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 人間ドックを利用しようとする日の前年度から年間を通じて藤野町町の被保険者で、35歳以上の被保険者（老人保健法による医療受給対象者は除く。）を対象として、人間ドックの検診料の一部助成を実施。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック助成委託 20,000円×100名 <p>【特定財源の内訳】 運営強化事業費（県補助金）250千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
27	疾病分類調査委託事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	500千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>疾病分析の国民健康保険事業運営上の基礎資料とするため、医科分については毎年5月分の診療報酬明細書を全件調査し、柔道施術分については、3か月分（11月・2月・8月分）の療養費支給申請書の抽出を行いそれぞれの内容分析を実施。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <p>委託料500千円</p> <p>疾病分類調査委託 416,430円</p> <p>柔道施術疾病分類調査委託83,160円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名				
28	国民健康保険事業に係る限度額適用・標準負担額減額の認定	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法・ 国民健康保険法施行規則	国民健康保険法、国民健康保険法施行規則	国民健康保険法・ 国民健康保険法施行規則・ ・ ・	国民健康保険法・ 国民健康保険法施行規則・	国民健康保険法・ 国民健康保険法施行規則・
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>< 70歳未満 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が市民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付される。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 <p style="text-align: right;">過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院 1日当たりの食事代 500円</p> <p>< 70歳以上 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」が交付される。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 ・自己負担限度額 <p>市民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が市民税非課税の場合の自己負担限度額 外來（個人ごと） 8,000円 外來＋入院（世帯） 24,600円 世帯主と加入者全員が市民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 外來（個人ごと） 8,000円 外來＋入院（世帯） 15,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事代 <p>市民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が市民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数 90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院1日当たりの食事代 500円</p> <p>世帯主と加入者全員が市民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合1日当たりの食事代 300円</p>	<p>【内容】</p> <p>< 70歳未満 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」を交付する。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額780円）の負担額が次のように軽減される。 <p style="text-align: right;">過去12ヶ月の入院日数 入院1日当たりの食事代 90日まで 650円 90日を超えたとき 500円</p> <p>< 70歳以上 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」を交付する。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額780円）の負担額が軽減される。 ・自己負担限度額 <p>町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合の自己負担限度額 外來（個人ごと） 8,000円 外來＋入院（世帯） 24,600円 世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合の自己負担限度額 外來（個人ごと） 8,000円 外來＋入院（世帯） 15,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事代 <p>町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数 入院1日当たりの食事代 90日まで 650円 90日を超えたとき 500円</p> <p>世帯主と加入者全員が町民税非課税で、いずれの人も一定基準以下の場合、入院1日当たりの食事代 300円</p>	<p>【内容】</p> <p>< 70歳未満 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付される。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 <p style="text-align: right;">過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院 1日当たりの食事代 500円</p> <p>< 70歳以上 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」が交付される。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 ・自己負担限度額 <p>町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合の自己負担限度額 外來（個人ごと） 8,000円 外來＋入院（世帯） 24,600円 世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 外來（個人ごと） 8,000円 外來＋入院（世帯） 15,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事代 <p>町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院1日当たりの食事代 500円</p> <p>世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合1日当たりの食事代 300円</p>	<p>【内容】</p> <p>< 70歳未満 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付される。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 <p style="text-align: right;">過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院 1日当たりの食事代 500円</p> <p>< 70歳以上 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」が交付される。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 ・自己負担限度額 <p>町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合の自己負担限度額 外來（個人ごと） 8,000円 外來＋入院（世帯） 24,600円 世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 外來（個人ごと） 8,000円 外來＋入院（世帯） 15,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事代 <p>町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院1日当たりの食事代 500円</p> <p>世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合1日当たりの食事代 300円</p>	<p>【内容】</p> <p>< 70歳未満 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付される。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 ・自己負担限度額 <p>町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合の自己負担限度額 外來（個人ごと） 8,000円 外來＋入院（世帯） 24,600円 世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 外來（個人ごと） 8,000円 外來＋入院（世帯） 15,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事代 <p>町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院1日当たりの食事代 500円</p> <p>世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合1日当たりの食事代 300円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	国民健康保険事業に係る一部負担金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法、城山町国民健康保険条例	国民健康保険法第42条・	国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 濫受診の防止と保険財政に対する負担の軽減を意図して採用されている制度であり、被保険者は療養の給付に要する費用の一部を負担する。 一部負担の方法は、療養の給付に要する費用の一定率を負担させる方法を取り、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満の乳幼児 = 2割 ・ 3歳以上70歳未満の人 = 3割 ・ 高齢受給者証のある人 = 1割（所得の状況により2割） 	<p>【目的】 濫受診の防止と保険財政に対する負担の軽減を意図して採用されている制度であり、被保険者は療養の給付に要する費用の一部を負担する。 一部負担の方法は、療養の給付に要する費用の一定率を負担させる方法を取り、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満の乳幼児 2割 ・ 3歳以上70歳未満の人 3割 ・ 高齢受給者証のある人 1割（所得の状況により2割） 	<p>【目的】 濫受診の防止と保険財政に対する負担の軽減を意図して採用されている制度であり、被保険者は療養の給付に要する費用の一部を負担する。 一部負担の方法は、療養の給付に要する費用の一定率を負担させる方法を取り、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満の乳幼児 = 2割 ・ 3歳以上70歳未満の人 = 3割 ・ 高齢受給者証のある人 = 1割（所得の状況により2割） 	<p>【目的】 濫受診の防止と保険財政に対する負担の軽減を意図して採用されている制度であり、被保険者は療養の給付に要する費用の一部を負担する。 一部負担の方法は、療養の給付に要する費用の一定率を負担させる方法を取り、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満の乳幼児 = 2割 ・ 3歳以上70歳未満の人 = 3割 ・ 高齢受給者証のある人 = 1割（所得の状況により2割） 	<p>【目的】 濫受診の防止と保険財政に対する負担の軽減を意図して採用されている制度であり、被保険者は療養の給付に要する費用の一部を負担する。 一部負担の方法は、療養の給付に要する費用の一定率を負担させる方法を取り、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満の乳幼児 = 2割 ・ 3歳以上70歳未満の人 = 3割 ・ 高齢受給者証のある人 = 1割（所得の状況により2割）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	国民健康保険事業に係る特定疾病に係る認定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則
歳出予算額（平成17年度）	(注)高額療養費総予算額に含まれる。	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高度な治療を著しく長期間に渡って継続しなげなければならないため1か月の自己負担限度額を1万円とし、それを超える分について高額療養費を現物給付することにより、本人の負担を軽減させる。</p> <p>【内容】 次の3つの病気にあてはまる人に特定疾病療養受療証を発行する。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害又は先天性血液凝固因子障害（いわゆる血友病） ・抗ウイルス剤を与えている後天性免疫不全症候群（H i v感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）</p>	<p>【目的】 高度な治療を著しく長期間に渡って継続しなげなければならないため1ヶ月の自己負担限度額を1万円とし、それを超える分について高額療養費を現物給付することにより、本人の負担を軽減させる。</p> <p>【内容】 次の3つの病気のいずれかにあてはまる人に特定疾病療養受療証を発行する。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害又は先天性血液凝固因子障害（いわゆる血友病） ・抗ウイルス剤を与えている後天性免疫不全症候群（H i v感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）</p>	<p>【目的】 高度な治療を著しく長期間に渡って継続しなげなければならないため1か月の自己負担限度額を1万円とし、それを超える分について高額療養費を現物給付することにより、本人の負担を軽減させる。</p> <p>【内容】 次の3つの病気にあてはまる人に特定疾病療養受療証を発行する。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害又は先天性血液凝固因子障害（いわゆる血友病） ・抗ウイルス剤を与えている後天性免疫不全症候群（H i v感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）</p>	<p>【目的】 高度な治療を著しく長期間に渡って継続しなげなければならないため1か月の自己負担限度額を1万円とし、それを超える分について高額療養費を現物給付することにより、本人の負担を軽減させる。</p> <p>【内容】 次の3つの病気にあてはまる人に特定疾病療養受療証を発行する。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害又は先天性血液凝固因子障害（いわゆる血友病） ・抗ウイルス剤を与えている後天性免疫不全症候群（H i v感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）</p>	<p>【目的】 高度な治療を著しく長期間に渡って継続しなげなければならないため1か月の自己負担限度額を1万円とし、それを超える分について高額療養費を現物給付することにより、本人の負担を軽減させる。</p> <p>【内容】 次の3つの病気にあてはまる人に特定疾病療養受療証を発行する。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害又は先天性血液凝固因子障害（いわゆる血友病） ・抗ウイルス剤を与えている後天性免疫不全症候群（H i v感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	被保険者資格の認定及び被保険者証等の交付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	国民健康保険課 国民健康保険法施行規則	町民課 国民健康保険法施行規則	保険年金課 国民健康保険法施行規則	町民課 国民健康保険法施行規則・	町民課 国民健康保険法施行規則・
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となること義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定をしなければならない（法第6条の適用除外者除く）。 また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務付けられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員（国保加入者を要件としない）の者が、写真付証明書等（運転免許証・パスポート・市民証、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）により、窓口にてその本人と確認できる場合。 加入者が写真付証明書等（運転免許証・パスポート・市民証等障害者手帳、雇用保険受給資格証等）等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証（現に有効な既交付済国民健康保険被保険者証を原則）を持参した場合。（ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送） (2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、返信用封筒を渡し郵送にて返還させる。</p> <p>2 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、書留（配達記録郵便）にて送付する。</p>	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となること義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定をしなければならない（法第6条の適用除外者除く）。 また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務付けられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員（国保加入者を要件としない）の者が、写真付証明書等（運転免許証・パスポート・障害者手帳、雇用保険受給資格証等）により、窓口にてその本人と確認できる場合。 加入者が写真付証明書等（運転免許証、パスポート、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証（現に有効な既交付済国民健康保険被保険者証を原則）を持参した場合。（ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送） (2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、返信用封筒を渡し郵送にて返還させる。</p> <p>2 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、配達記録郵便にて有効期限1週間前に届けることができるように送付する。</p>	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となること義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定をしなければならない（法第6条の適用除外者除く）。 また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務付けられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員（国保加入者を要件としない）の者が、証明書等（運転免許証・パスポート・障害者手帳、雇用保険受給資格証等）により、窓口にてその本人と確認できる場合。 加入者が証明書等（運転免許証・パスポート、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証（現に有効な既交付済国民健康保険被保険者証を原則）を持参した場合。（ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送） (2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、返信用封筒を渡し郵送にて返還させる。</p> <p>2 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、書留（配達記録郵便）にて送付する。</p> <p>【電算システムの概要】 機種 N E C</p>	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の資格の認定をしなければならない（法第6条の適用除外者除く）。 また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務付けられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員（国保加入者を要件としない）の者が、証明書等（運転免許証・パスポート・障害者手帳、雇用保険受給資格証等）により、窓口にてその本人と確認できる場合。 加入者が証明書等（運転免許証・パスポート、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証（現に有効な既交付済国民健康保険被保険者証を原則）を持参した場合。（ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送） (2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、返信用封筒を渡し郵送にて返還させる。</p> <p>2 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、書留（配達記録郵便）にて送付する。</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー</p>	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の資格の認定をしなければならない（法第6条の適用除外者除く）。 また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務付けられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員（国保加入者を要件としない）の者が、証明書等（運転免許証・パスポート・障害者手帳、雇用保険受給資格証等）により、窓口にてその本人と確認できる場合。 加入者が証明書等（運転免許証・パスポート、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証（現に有効な既交付済国民健康保険被保険者証を原則）を持参した場合。（ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送） (2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、返信用封筒を渡し郵送にて返還させる。</p> <p>2 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、書留（配達記録郵便）にて送付する。</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー 保守 日本電子計算（株）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	被保険者資格の認定及び被保険者証等の交付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【電算システムの概要】</p> <p>機種 NEC ACOS4 保守 NEC 対象者の抽出 保険証の発行</p>	<p>【電算システムの概要】</p> <p>機種 NEC IPX7300 保守 NEC 対象者の抽出 保険証の発行</p> <p>【参考】</p> <p>平成17年10月の保険証更新の経費</p> <p>被保険者証印刷（一般） $7,000 \text{ 枚} \times 22.85 = 159,950 \text{ 円}$</p> <p>被保険者証印刷（退職） $2,000 \text{ 枚} \times 57.60 \text{ 円} = 115,200 \text{ 円}$</p> <p>被保険者証封筒印刷 $5,300 \text{ 枚} \times 10.50 \text{ 円} = 55,650 \text{ 円}$</p> <p>被保険者証郵送料 $5,000 \text{ 件} \times 260 \text{ 円} = 1,300,000 \text{ 円}$</p>	<p>保守 NEC 対象者の抽出</p>	<p>保守 日本電子計算（株） 資格認定 被保険者証の発行</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	国民健康保険診療所管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等			津久井町国民健康保険診療所条例・津久井町国民健康保険診療所規則・津久井町国民健康保険診療所の使用料及び手数料・徴収条例・津久井町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例	相模湖町国民健康保険診療施設条例・相模湖町国民健康保険診療施設施行規則・相模湖町国民健康保険施設の使用量及び手数料関する条例・相模湖町国民健康保険施設の使用量及び手数料に関する条例施行規則	藤野町国民健康保険診療所条例・藤野町国民健康保険診療所施行規則・藤野町国民健康保険診療所の使用料及び手数料に関する条例・藤野町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例・藤野町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する規則
歳出予算額（平成17年度）			57,800千円	94,891千円	55,000千円
歳入予算額（平成17年度）			11,893千円	0千円	8,127千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 国民健康保険の被保険者に対し、療養の給付を行なうため、診療施設を津久井町青根に設置。</p> <p>【内容】 ・健康診断及び健康相談 ・療養の指導及び相談 ・診察 ・薬剤又は治療材料の投与及び支給 ・処置、手術及びその他の治療 ・保健事業</p> <p>【16年度決算】 年間診療日数 250日 年間診療人数 6,012人 （1日当たり26.0人） 年間診療収入 42,944千円 （1日当たり172千円）</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 7,000千円 事業勘定繰入金 4,893千円 （半径4キロ以内に医療機関が無いため、国からへき地診療施設に指定されており、調整交付金でへき地診療分の補助金を交付されている。当該補助金は、国保事業勘定会計で受け国保診療所勘定に繰出している。）</p> <p>【診療所使用料】 診療 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第72号）により算定した額。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により、給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。 被保険者証等を提出しない者の一般診療 同上（診療）の算定額に150/100を乗じて得た額</p> <p>死体の処置 1体につき4,200円</p> <p>健康診断</p>	<p>【目的】 一般患者の診療及び本町における保健施設の中核として、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</p> <p>【内容】 ・健康診断及び健康相談 ・療養の指導及び相談 ・診察 ・薬剤又は治療材料の投与及び支給 ・処置、手術及びその他の治療</p> <p>【16年度決算見込】 年間診療日数 190日 年間診療人数 9,021人 （1日当たり47.4人） 年間診療収入 95,665千円 （1日当たり503千円）</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 0千円</p> <p>【診療所使用料】 診療 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）により算定した額及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）により算定した額。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により、給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。 被保険者証等を提出しない者の一般診療 同上（診療）の算定額に150/100を乗じて得た額 死体の処置 1体につき4,380円 往診車の使用料 相模湖町の区域内 300円 相模湖町の区域外 片道2キロメートル以下 300円 片道2キロメートルを超えるとき 300円に、2キロメートルを超える片道の往診距離2キロメートル（2キロメートル未満の端数があるときは、それを2キロメートルとして計算する。）につき150</p>	<p>【目的】 一般患者の診療及び本町における保健施設の中核として、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</p> <p>【内容】 ・健康診断及び健康相談 ・療養の指導及び相談 ・診察 ・薬剤又は治療材料の投与及び支給 ・処置、手術及びその他の治療</p> <p>【16年度決算】 年間診療日数 240日 年間診療人数 4,509人 （1日当たり18.8人） 年間診療収入 51,118千円 （1日当たり213千円）</p> <p>【特定財源】 一般会計繰入金 8,127千円</p> <p>【診療所使用料】 診療 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）により算定した額及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）により算定した額。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により、給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。被保険者証等を提出しない者の一般診療 同上（診療）の算定額に150/100を乗じて得た額 往診車の使用料 片道2 Km以下 800円・片道2キロメートルを超え1 Km増すごとに100円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
32	国民健康保険診療所管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p style="text-align: center;">1件につき1,050円</p> <p>往診車の使用料 次により算出した額とその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額とする。</p> <p>片道2キロメートルまで300円 片道4キロメートルまで400円 片道4キロメートル以上2キロメートル増すごと（端数切上げ）300円</p> <p>その他 健康診断において特別の経費を要したときは、診療報酬点数表（乙）により算定した額</p> <p>【診療所手数料】</p> <p>普通診断書 1通につき1,570円 特別診断書 1通につき4,200円 死亡診断書 1通につき3,150円 死体検案書 1通につき3,150円 証明書 1通につき1,050円</p> <p>【医療機器】</p> <p>平成17年度予算</p> <p>医療事務システム保守管理委託料 158千円 医療事務機械器具借上料 64千円</p> <p>【電算システムの概要】</p> <p>機種 NEC 保守 NEC</p>	<p style="text-align: center;">円の割合による金額を加算した金額</p> <p>容器使用料</p> <p>投薬ビン 30円 点眼ビン 30円 軟こうつば（小）20円 軟こうつば（大）30円</p> <p>【診療所手数料】</p> <p>死亡診断書 1通につき2,930円 普通診断書 1通につき1,480円 死体検案書 1通につき2,930円 特別の様式による診断書 1通につき4,380円 証明書 1通につき990円</p> <p>【医療機器】</p> <p>平成17年度予算</p> <p>内視鏡・携帯用気管支ファイバースコープ・超音波診断装置・高周波手術装置・ハルスオキシメーター リース料 1,966千円 医療事務システム保守管理委託料 216千円 医療事務機器リース料704千円</p>	<p>容器使用料</p> <p>投薬ビン 60mm・100mm 50円 投薬ビン 200mm 100円 軟こうつば（小）50円 軟こうつば（大）50円 点眼ビン 50円</p> <p>【診療所手数料】</p> <p>死亡診断書 1通につき3,000円 普通診断書 1通につき1,500円 特別の様式による診断書 1通につき4,500円</p> <p>円</p> <p>証明書 1通につき1,000円</p> <p>【医療機器等】</p> <p>医療事務機器リース料 512千円 医療事務機器保守点検委託料 211千円 窓口業務委託料 4,070千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	財政調整基金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等		地方自治法、城山町国民健康保険診療報酬等支払準備基金の設置、管理および処分に関する条例	地方自治法・津久井町国民健康保険診療報酬等支払準備基金条例	地方自治法・相模湖町国民健康保険給付費支払準備基金条例	地方自治法・藤野町国民健康保険給付費支払準備基金条例
歳出予算額（平成17年度）		18千円	50,000千円	100千円	1千円
歳入予算額（平成17年度）		18千円	50千円	30千円	1千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】国民健康保険給付費支払の財源に不足を生じた時の財源に充てるため設置。</p> <p>【内容】国民健康保険給付費支払の財源が不足する場合、基金の全部又は一部を財源として処分する。</p> <p>【基金の現在高】平成16年度末現在高 31,678,614円</p> <p>【特定財源の内訳】基金利子 18,000円</p>	<p>【目的】国民健康保険給付費支払の財源に不足を生じた時の財源に充てるため設置。</p> <p>【内容】国民健康保険給付費支払の財源が不足する場合、基金の全部又は一部を財源として処分する。</p> <p>【基金の現在高】平成16年度末現在高 52,820千円</p> <p>【特定財源の内訳】基金利子 50,000円</p>	<p>【目的】国民健康保険給付費支払の財源に不足を生じた時の財源に充てるため設置。</p> <p>【内容】国民健康保険給付費支払の財源が不足する場合、基金の全部又は一部を財源として処分する。</p> <p>【基金の現在高】平成16年度末現在高 27,459,000円</p> <p>【特定財源の内訳】基金利子 30,000円</p>	<p>【目的】国民健康保険給付費支払の財源に不足を生じた時の財源に充てるため設置。</p> <p>【内容】国民健康保険給付費支払の財源が不足する場合、基金の全部又は一部を財源として処分する。</p> <p>【基金の現在高】平成16年度末現在高 26,459千円</p> <p>【特定財源の内訳】基金利子 1,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	医療費通知		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	5,024千円	892千円	1,256千円	350千円	334千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	500千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知回数 年6回 ・通知件数 1回約15,400件 年間約92,400件 ・通知対象 抽出による ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局の別、入院・通院の日数、医療費の額 <p>【電算システムの概要】 機種NEC ACOS4 保守NEC 対象者の抽出</p>	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国民健康保険事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知回数 年5回 ・通知件数 1回につき約2,000件 年間約10,100件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額 <p>【特定財源の内訳】 特別調整交付金 500千円</p>	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知回数 年6回 ・通知件数 1回約2,500件 年間約15,000件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額 	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知回数 年6回 ・通知件数 1回約903件 年間約5,416件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額 	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知回数 年6回 ・通知件数 1回約960件 年間約5,760件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名				
35	調整交付金				
協議ランク					
A協議会 B幹事会 C専門部会					
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	国民健康保険課 国民健康保険法、算定政令	町民課 国民健康保険法、算定政令	保険年金課 国民健康保険法、算定政令*	町民課 国民健康保険法、算定政令	町民課 国民健康保険法、算定政令
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	200,000千円	26,708千円	26,313千円	16,828千円	1千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを賅うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】 ・普通調整交付金 当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に賅うことを旨として交付。 ・特別調整交付金 災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成16年度決算見込み】 ・普通調整交付金 374,833,000円 ・特別調整交付金 276,781,000円 特別調整交付金交付状況 11年度 354,840,000円 12年度 322,564,000円 13年度 325,951,000円 14年度 313,750,000円 15年度 317,500,000円 10年度は特別事情分は交付されず。 算定6令第4条抜粋 第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。 第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。 第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。 調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>	<p>【目的】 国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを賅うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】 ・普通調整交付金 当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に賅うことを旨として交付。 ・特別調整交付金 災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成16年度決算見込み】 ・普通調整交付金 26,208,000円 ・特別調整交付金 34,489,000円 特別調整交付金交付状況 11年度 9,643,000円 12年度 5,086,000円 13年度 12,000,000円 14年度 5,500,000円 15年度 0円 算定政令第4条抜粋 第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。 第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。 第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。 調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>	<p>【目的】 国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを賅うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】 ・普通調整交付金 当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に賅うことを旨として交付。 ・特別調整交付金 災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成16年度決算見込み】 ・普通調整交付金 74,669,000円 ・特別調整交付金 13,647,000円 特別調整交付金交付状況 11年度 12,724,000円 12年度 3,989,000円 13年度 20,612,000円 14年度 12,976,000円 15年度 6,341,000円 算定政令第4条抜粋 第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。 第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。 第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。 調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>	<p>【目的】 国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを賅うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】 ・普通調整交付金 当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に賅うことを旨として交付。 ・特別調整交付金 災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成16年度決算】 ・普通調整交付金 25,121,000円 ・特別調整交付金 2,380,000円 特別調整交付金交付状況 10年度 1,330,000円 11年度 10,837,000円 12年度 2,69,000円 13年度 1,120,000円 14年度 2,473,000円 15年度 2,530,000円 算定政令第4条抜粋 第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。 第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。 第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。 調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
36	第三者行為	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法、民法	国民健康保険法、民法	国民健康保険法、民法	国民健康保険法、民法	国民健康保険法、民法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	20千円	2千円	110千円	2千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に国民健康保険課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（市）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 一般被保険者保険給付費賠償金 <給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。> 45,000,000円 退職被保険者等保険給付費賠償金 12,000,000円</p> <p>平成16年度累計 ・一般被保険者 賠償金 378件 保険者負担額 66,997,034円 ・退職被保険者 賠償金 51件 保険者負担額 10,868,462円</p>	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に国民健康保険課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（市）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 一般被保険者保険給付費賠償金 <給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。> 10,000円 退職被保険者等保険給付費賠償金 10,000円</p> <p>平成16年度累計 ・一般被保険者 賠償金 10件 保険者負担額 3,008,516円 ・退職被保険者等 賠償金 0件 保険者負担額 0円</p>	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に町民課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（町）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 一般被保険者第三者納付金 <給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。> 1,000円 退職被保険者等第三者納付金 1,000円</p> <p>平成16年度累計 ・一般被保険者 賠償金 5件 保険者負担額 4,436,822円 ・退職被保険者 賠償金 1件 保険者負担額 511,445円</p>	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に町民課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（町）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 一般被保険者第三者納付金 <給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。> 100,000円 退職被保険者等第三者納付金 10,000円</p> <p>平成16年度累計 ・一般被保険者 賠償金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者 賠償金 0件 保険者負担額 0円</p>	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に町民課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（町）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 一般被保険者第三者納付金 <給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。> 1,000円 退職被保険者等第三者納付金 1,000円</p> <p>平成16年度累計 ・一般被保険者 賠償金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者 賠償金 0件 保険者負担額 0円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
37	不当利得	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	民法	民法	民法・ .	民法	民法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	19,000千円	2千円	2千円	20千円	2千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、市へ返還してもらつた。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がおくられるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。 【17年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者保険給付費返納金 （不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。） 14,000,000円 ・退職被保険者保険給付費返納金 5,000,000円</p> <p>平成16年度累計 ・一般被保険者 戻入 3,206件 保険者負担額 22,493,325円 返納金 2,966件 保険者負担額 24,532,267円 ・退職被保険者 戻入 215件 保険者負担額 2,006,031円 返納金 313件 保険者負担額 8,425,554円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ASOS4 保守 NEC 対象者の抽出</p>	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、町へ返還してもらつた。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がおくられるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。 【17年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者保険給付費返納金 （不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。） 1,000円 ・退職被保険者等保険給付費返納金 1,000円</p> <p>平成16年度累計 ・一般被保険者 戻入 0件 保険者負担額 0円 返納金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者等 戻入 0件 保険者負担額 0円 返納金 0件 保険者負担額 0円</p>	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、町へ返還してもらつた。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がおくられるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。 【17年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者返納金 （不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。） 1,000円 ・退職被保険者保険給付費返納金 1,000円</p> <p>平成16年度累計 ・一般被保険者 戻入 0件 保険者負担額 0円 返納金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者 戻入 1件 保険者負担額 3,900円 返納金 0件 保険者負担額 0円</p>	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、町へ返還してもらつた。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がおくられるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。 【17年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者返納金 （不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。） 1,000円 ・退職被保険者保険給付費返納金 1,000円</p> <p>平成16年度累計 ・一般被保険者 戻入 0件 保険者負担額 0円 返納金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者 戻入 0件 保険者負担額 0円 返納金 0件 保険者負担額 0円</p>	

協議第24号

介護保険事業の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	介護保険料の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課・収納課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法、市介護保険条例	介護保険法、町介護保険条例	介護保険法、町介護保険条例	介護保険法、町介護保険条例	介護保険法、町介護保険条例
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	3,512,974千円	132,395千円	160,829千円	65,616千円	68,628千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 市内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） 第1号被保険者が属する世帯の世帯主及び第1号被保険者の配偶者</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.47 17,300円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.72 26,600円 世帯全員が市民税非課税 第3段階 1.00 36,900円 本人が市民税非課税 第4段階 1.25 46,100円 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 1.50 55,400円 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上1000万円未満 第6段階 2.00 73,800円 本人が市民税課税で合計所得金額が1000万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・6月1日～ 6月30日 第2期・・・7月1日～ 7月31日 第3期・・・8月1日～ 8月31日 第4期・・・9月1日～ 9月30日 第5期・・・10月1日～ 10月31日 第6期・・・11月1日～ 11月30日 第7期・・・12月1日～ 12月25日 第8期・・・1月1日～ 1月31日 第9期・・・2月1日～ 2月末日 第10期・・・3月1日～ 3月31日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 第1・第2段階で収入が生活保護基準以下、預貯金が100万円以下の者・・・第1段階の2分の1に減額</p> <p>6 平成16年度決算見込 3,235,886千円</p>	<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 町内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） 第1号被保険者が属する世帯の世帯主及び第1号被保険者の配偶者</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.50 17,880円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.75 26,820円 世帯全員が住民税非課税 第3段階 1.00 35,760円 本人が住民税非課税 第4段階 1.25 44,700円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 1.50 53,640円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・7月1日～ 7月31日 第2期・・・8月1日～ 8月31日 第3期・・・9月1日～ 9月30日 第4期・・・10月1日～ 10月31日 第5期・・・11月1日～ 11月30日 第6期・・・12月1日～ 12月25日 第7期・・・1月1日～ 1月31日 第8期・・・2月1日～ 2月末日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 第1・第2段階で収入が生活保護基準以下、預貯金が100万円以下の者・・・第1段階の2分の1に減額</p> <p>6 平成16年度決算見込 124,382千円</p>	<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 町内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） 第1号被保険者が属する世帯の世帯主及び第1号被保険者の配偶者</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.50 16,200円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.75 24,300円 世帯全員が住民税非課税 第3段階 1.00 32,400円 本人が住民税非課税 第4段階 1.25 40,500円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 1.50 48,600円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・7月16日～ 7月31日 第2期・・・8月16日～ 8月31日 第3期・・・9月1日～ 9月30日 第4期・・・10月1日～ 10月31日 第5期・・・11月1日～ 11月30日 第6期・・・12月1日～ 12月25日 第7期・・・1月1日～ 1月31日 第8期・・・2月1日～ 2月末日 第9期・・・3月1日～ 3月31日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 独自減免は規定なし。</p> <p>6 平成16年度決算見込 160,703千円</p>	<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 町内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） 第1号被保険者が属する世帯の世帯主及び第1号被保険者の配偶者</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.50 16,200円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.75 24,300円 世帯全員が住民税非課税 第3段階 1.00 32,400円 本人が住民税非課税 第4段階 1.25 40,500円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 1.50 48,600円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・7月16日～ 7月31日 第2期・・・8月16日～ 8月31日 第3期・・・9月1日～ 9月30日 第4期・・・10月1日～ 10月31日 第5期・・・11月1日～ 11月30日 第6期・・・12月1日～ 12月25日 第7期・・・1月1日～ 1月31日 第8期・・・2月1日～ 2月末日 第9期・・・3月1日～ 3月31日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 第1・第2段階で収入が生活保護基準以下の者・・・当該対象者の保険料額の2分の1に減額</p> <p>6 平成16年度決算見込 64,321千円</p>	<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 町内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） 第1号被保険者が属する世帯の世帯主及び第1号被保険者の配偶者</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.50 16,200円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.75 24,300円 世帯全員が住民税非課税 第3段階 1.00 32,400円 本人が住民税非課税 第4段階 1.25 40,500円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 1.50 48,600円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・4月15日～ 4月30日 第2期・・・6月15日～ 6月30日 第3期・・・8月15日～ 8月31日 第4期・・・10月15日～ 10月31日 第5期・・・12月15日～ 12月25日 第6期・・・2月15日～ 2月末日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 独自減免は規定なし</p> <p>6 平成16年度決算見込 67,898千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																					
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会																																					
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																					
8	訪問介護サービス利用者負担助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																																					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																		
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																																		
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業実施要綱 ・ 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業実施要綱 ・ 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業実施要綱 ・ 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業実施要綱 ・ 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業実施要綱 ・ 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱 																																		
歳出予算額（平成17年度）	6,207千円	246千円	350千円	130千円	281千円																																		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																		
【事務事業の内容】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">1 目的</td> <td style="width: 16.6%;">保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。</td> <td style="width: 16.6%;">1 目的</td> <td style="width: 16.6%;">保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。</td> <td style="width: 16.6%;">1 目的</td> <td style="width: 16.6%;">保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。</td> <td style="width: 16.6%;">1 目的</td> <td style="width: 16.6%;">保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。</td> <td style="width: 16.6%;">1 目的</td> <td style="width: 16.6%;">保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。</td> </tr> <tr> <td>2 事業の内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 <li style="text-align: right;">利用者負担3% </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 <li style="text-align: right;">利用者負担3% </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 <li style="text-align: right;">利用者負担3% </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 <li style="text-align: right;">利用者負担3% </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担3% </td> </tr> <tr> <td>3 平成16年度認定者数（実績）</td> <td style="text-align: right;">高齢者 197人 障害者 69人</td> <td style="text-align: right;">高齢者 2人 障害者 3人</td> <td style="text-align: right;">高齢者 5人 障害者 5人</td> <td style="text-align: right;">高齢者 7人 障害者 1人</td> <td style="text-align: right;">高齢者 3人 障害者 2人</td> </tr> <tr> <td>4 平成16年度決算見込</td> <td style="text-align: right;">7,091千円</td> <td style="text-align: right;">165千円</td> <td style="text-align: right;">327千円</td> <td style="text-align: right;">305千円</td> <td style="text-align: right;">239千円</td> </tr> <tr> <td>5 その他</td> <td>本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。</td> <td>本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。</td> <td>本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。</td> <td>本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。</td> <td>本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。</td> </tr> </table>					1 目的	保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。	1 目的	保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。	1 目的	保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。	1 目的	保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。	1 目的	保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。	2 事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 <li style="text-align: right;">利用者負担3% 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 <li style="text-align: right;">利用者負担3% 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 <li style="text-align: right;">利用者負担3% 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 <li style="text-align: right;">利用者負担3% 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担3% 	3 平成16年度認定者数（実績）	高齢者 197人 障害者 69人	高齢者 2人 障害者 3人	高齢者 5人 障害者 5人	高齢者 7人 障害者 1人	高齢者 3人 障害者 2人	4 平成16年度決算見込	7,091千円	165千円	327千円	305千円	239千円	5 その他	本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。	本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。	本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。	本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。	本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。
1 目的	保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。	1 目的	保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。	1 目的	保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。	1 目的	保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。	1 目的	保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。																														
2 事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 <li style="text-align: right;">利用者負担3% 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 <li style="text-align: right;">利用者負担3% 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 <li style="text-align: right;">利用者負担3% 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 <li style="text-align: right;">利用者負担3% 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者。 <li style="text-align: right;">利用者負担3% 																																		
3 平成16年度認定者数（実績）	高齢者 197人 障害者 69人	高齢者 2人 障害者 3人	高齢者 5人 障害者 5人	高齢者 7人 障害者 1人	高齢者 3人 障害者 2人																																		
4 平成16年度決算見込	7,091千円	165千円	327千円	305千円	239千円																																		
5 その他	本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。	本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。	本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。	本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。	本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。																																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
20	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	社会福祉法人利用者負担助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	国 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱	国 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱		国 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱	国 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱
歳出予算額（平成17年度）	3,708千円	64千円		0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円		0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得で特に生計困難である者に対して、利用者負担を減免する場合に、その一部を助成する。</p> <p>2 事業の内容 ○減免対象事業 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム ○申請者 助成金の申請者は社会福祉法人 ○減免対象者及び減免の割合 市民税非課税世帯のうち、特に生計困難である者 利用者負担額の1/2程度 ○助成の範囲 減免した総額が利用者負担総額の1%を超えた部分の1/2の範囲内</p> <p>3 16年度決算見込 ○負担金補助及び交付金 427千円 認定者の数 31人</p>	<p>1 目的 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得で特に生計困難である者に対して、利用者負担を減免する場合に、その一部を助成する。</p> <p>2 事業の内容 ○減免対象事業 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム ○申請者 助成金の申請者は社会福祉法人 ○減免対象者及び減免の割合 町民税非課税世帯のうち、特に生計困難である者 利用者負担額の1/2程度 ○助成の範囲 減免した総額が利用者負担総額の1%を超えた部分の1/2の範囲内</p> <p>3 16年度決算見込 ○なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>1 目的 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得で特に生計困難である者に対して、利用者負担を減免する場合に、その一部を助成する。</p> <p>2 事業の内容 ○減免対象事業 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム・小規模生活単位型指定介護老人福祉施設・一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設 ○申請者 助成金の申請者は社会福祉法人 ○減免対象者及び減免の割合 町民税非課税世帯のうち、特に生計困難である者 利用者負担額の1/2程度 ○助成の範囲 減免した総額が利用者負担総額の1%を超えた部分の1/2の範囲内</p> <p>3 16年度決算見込 平成12年度より実績なし。</p>	<p>1 目的 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得で特に生計困難である者に対して、利用者負担を減免する場合に、その一部を助成する。</p> <p>2 事業の内容 減免対象事業 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム 申請者 助成金の申請者は社会福祉法人 減免対象者及び減免の割合 町民税非課税世帯のうち、特に生計困難である者 利用者負担額の1/2程度 助成の範囲 減免した総額が利用者負担総額の1%を超えた部分の1/2の範囲内</p> <p>3 16年度決算見込 なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
20	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	訪問入浴サービス利用者負担助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	市 訪問入浴利用者負担助成事業実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	1,961千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1 目的 介護保険施行以前、市では入浴サービス利用者に独自の助成を行い、利用者負担なしとしていたが介護保険への移行により、利用者負担が導入されるため、低所得世帯の激変緩和策として利用者負担を10%から5%とするもの。</p> <p>2 事業の内容 ○対象者 訪問入浴サービス利用者で、生計中心者が市民税非課税世帯 ○助成内容 利用者負担を軽減する5%部分について、市で助成する。</p> <p>3 平成16年度決算見込 ○認定者数 40人 1,091千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	介護サービス適正実施指導事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	国 高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱	国 高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱			
歳出予算額（平成17年度）	3,596千円	542千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	405千円			
【事務事業の内容】	<p>1 目的 介護保険制度が導入され、これまで行政措置によって提供されていたサービスが利用者と事業者の契約による利用に切り替わったことから保険者としてサービスの質の向上・確保に努める。</p> <p>2 事業の内容 (1) 介護相談員の派遣（市内介護保険施設） 施設に介護相談員が訪問し、利用者の相談に応じ、利用者と施設職員との橋渡し役としてサービスの改善を行う。 平成16年度末 12人</p> <p>(2) 介護支援専門員支援事業（市内在勤対象者約110人） 介護支援専門員（ケアマネジャー）がその役割を十分に果たすことがサービスの向上に不可欠であり、その人材確保と育成を支援していく。</p> <p>(3) 介護サービス評価制度助成事業 評価事業を実施した事業者に、費用の一部を助成する。</p> <p>3 平成16年度決算見込 (1) 介護相談員の派遣 1,794千円 (2) 介護支援専門員支援事業 729千円 (3) 介護サービス事業者等支援事業 220千円 合 計 2,743千円</p>	<p>1 目的 介護保険制度が導入され、これまで行政措置によって提供されていたサービスが利用者と事業者の契約による利用に切り替わったことから保険者としてサービスの質の向上・確保に努める。</p> <p>2 事業の内容 介護相談員の派遣（郡内介護保険施設） 施設に介護相談員が訪問し、利用者の相談に応じ、利用者と施設職員との橋渡し役としてサービスの改善を行う。 平成16年度末 3人</p> <p>3 平成16年度決算見込 介護相談員の派遣 542千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
20	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	介護認定審査会		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法、市介護保険条例等	介護保険法、町介護保険条例等	介護保険法、町介護保険条例等	介護保険法、町介護保険条例等、相模湖町藤野町介護認定審査会設置規約	介護保険法、町介護保険条例等、相模湖町藤野町介護認定審査会設置規約
歳出予算額（平成17年度）	74,755千円	2,893千円	4,033千円	3,367千円	3,379千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成17年度事業の内容 内容.....介護認定審査会の運営に要する経費 条例委員定数.....180人以内（17年度.....150人） 合議体数.....30合議体（南北各15部会） -合議体定数5人 委員の任期.....2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13. 4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15. 4.1 ~ H17.3.31 第4期 H17. 4.1 ~ H19.3.31</p> <p>3 平成16年度事業の概要 開催日.....毎週火曜日～金曜日 開催時間.....午後1時30分～3時30分 開催場所.....北部 市役所第3別館 南部 南合同庁舎 開催回数.....604回（北部 303回 南部 301回） 審査・判定件数.....15,793件 合議体数.....30（南北各15部会） 委員数.....150人（医師40、看護師30、施設代表30、その他50）</p> <p>4 平成17年度事業費の内訳 ○報酬 73,887千円 非常勤特別職員報酬 審査会開催件数年19回×30部会 （部会長会議、委嘱式、研修を含む。） 医師・歯科医師 @30,000円 その他委員 @19,000円 ○報償費 195千円 委員研修講師謝礼 ○旅費 346千円 審査会委員旅費 ○需用費 153千円 消耗品費 ○使用料及び賃借料 174千円 審査会会場使用料、委嘱式会場賃借料</p>	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成17年度事業の内容 内容.....介護認定審査会の運営に要する経費 条例委員定数.....8人以内（17年度.....8人） 委員の任期.....2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13. 4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15. 4.1 ~ H17.3.31 第4期 H17. 4.1 ~ H19.3.31</p> <p>3 平成16年度事業の概要 開催日.....月2回開催（隔週開催） 開催時間.....午後1時15分と3時から 開催場所.....町保健福祉センター3階会議室 開催回数.....24回 審査・判定件数.....586件 合議体数.....1 委員数.....8人（医師3、歯科医師2、保健師1、社会福祉士1、介護福祉士1）</p> <p>4 平成17年度事業費の内訳 ○報酬 2,408千円 認定審査会委員報酬 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 ○旅費 84千円 費用弁償、普通旅費 ○需用費 31千円 消耗品費、食糧費 ○役務費 370千円 電話料、郵便料、手数料</p>	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成17年度事業の内容 内容.....介護認定審査会の運営に要する経費 条例委員定数.....9人以内（17年度.....9人） 合議体数.....2合議体 -合議体定数5人 委員の任期.....2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13. 4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15. 4.1 ~ H17.3.31 第4期 H17. 4.1 ~ H19.3.31</p> <p>3 平成16年度事業の概要 開催日.....月2～3回（第2・第4木曜日） 開催時間.....午後1時00分～3時30分 開催場所.....町役場 開催回数.....26回 審査・判定件数.....782件 合議体数.....2 委員数.....9人（医師6、保健師1、施設代表1、その他1）</p> <p>4 平成17年度事業費の内訳 ○報酬 3,438千円 認定審査会委員報酬 審査会開催件数 年30回×2部会 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 ○旅費 186千円 審査会委員旅費 ○需用費 169千円 消耗品費、燃料費、食料費 ○役務費 240千円 郵便料</p>	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成17年度事業の内容 内容.....介護認定審査会の運営に要する経費 条例委員定数.....10人以内（17年度.....8人） 合議体数.....2合議体 -合議体定数5人 委員の任期.....2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13. 4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15. 4.1 ~ H17.3.31 第4期 H17. 4.1 ~ H19.3.31</p> <p>3 平成16年度事業の概要 開催日.....月2～3回（月曜日） 開催時間.....午後1時15分～3時30分 開催場所.....町役場 開催回数.....26回 審査・判定件数.....403件 合議体数.....2 委員数.....8人（医師2、保健師1、施設代表2、看護師2、その他1）</p> <p>4 平成17年度事業費の内訳 ○報酬 1,414千円 認定審査会委員報酬 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 ○共済費 138千円 臨時職員保険料 ○賃金 1,432千円 非常勤職員賃金 ○旅費 77千円 審査会委員旅費 ○需用費 174千円 消耗品費、燃料費 ○役務費 88千円 郵便料 ○委託料 44千円 機器保守委託 審査会を藤野町と共同設置のため事業費は1/2を計上しています。</p>	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成17年度事業の内容 内容.....介護認定審査会の運営に要する経費 条例委員定数.....10人以内（17年度.....8人） 合議体数.....2合議体 -合議体定数5人 委員の任期.....2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13. 4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15. 4.1 ~ H17.3.31 第4期 H17. 4.1 ~ H19.3.31</p> <p>3 平成16年度事業の概要 開催日.....月2～3回（月曜日） 開催時間.....午後1時15分～3時30分 開催場所.....町役場 開催回数.....26回 審査・判定件数.....336件 合議体数.....2 委員数.....8人（医師2、保健師1、施設代表2、看護師2、その他1）</p> <p>4 平成17年度事業費の内訳 報酬 1,414千円 認定審査会委員報酬 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 共済費 137千円 臨時職員保険料 賃金 1,432千円 非常勤職員賃金 旅費 88千円 審査会委員旅費 需用費 175千円 消耗品費、燃料費、修繕料 役務費 89千円 郵便料、電話、手数料 委託料 44千円 機器保守委託</p> <p>* 審査会を相模湖町と共同設置のため事業費は1/2を計上しています。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	要介護認定事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法、市条例	介護保険法、町条例	介護保険法、町条例	介護保険法、町条例、相模湖町・藤野町介護認定審査会設置規約	介護保険法、町条例、相模湖町・藤野町介護認定審査会設置規約
歳出予算額（平成17年度）	159,863千円	3,604千円	5,992千円	3,275千円	2,257千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成17年度の事業内容 内容...要介護認定事務に要する経費 認定調査に係る経費 主治医意見書に係る経費 認定システムに係る経費 申請者数...14,890件（予定）</p> <p>3 平成16年度の事業概要 申請者数.....16,396件（新規3,698件、更新11,847件、変更851件） 認定調査 直営調査 4,773件（常勤2,500件、非常勤2,273件） 委託調査 11,102件（在宅7,746件、施設3,356件） 委託単価 在宅 @5,250円 施設 @3,150円 主治医意見書...15,790件（在宅11,018件、施設4,772件） 認定システム...認定支援システム保守委託 認定支援システムバージョンアップ</p> <p>4 平成17年度事業費の内訳 ○報酬 17,160千円 認定調査員報酬 ○報償費 45千円 認定調査員研修講師謝礼 ○旅費 438千円 費用弁償、普通旅費 ○需用費 5,570千円 消耗品費、印刷製本費 ○役務費73,137千円 電話料、郵便料、手数料 ○委託料61,864千円 認定調査事務委託、認定システム保守委託、主治医意見書記入研修会委託 ○使用料及び賃借料 1,649千円 認定調査時駐車料、認定支援システム機器リース料</p>	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成17年度の事業内容 内容...要介護認定事務に要する経費 認定調査に係る経費 主治医意見書に係る経費 申請者数...550件（予定）</p> <p>3 平成16年度の事業概要 申請者数.....632件（新規145件、更新467件、変更20件） 認定調査 直営調査 421件（常勤421件、非常勤0件） 委託調査 228件（在宅84件、施設144件） 委託単価 在宅 @4,200円 施設 @3,150円 主治医意見書...572件（在宅386件、施設186件）</p> <p>4 平成17年度事業費の内訳 賃金 3,604千円 ○旅費 7千円 普通旅費 ○需用費 61千円 消耗品費 ○役務費 2,490千円 郵便料、手数料 ○委託料 494千円 認定調査事務委託 ○使用料及び賃借料 3千円 駐車場使用料</p>	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成17年度の事業内容 内容...要介護認定事務に要する経費 認定調査に係る経費 主治医意見書に係る経費 申請者数...1,000件（予定）</p> <p>3 平成16年度の事業概要 申請者数.....847件（新規226件、更新586件、変更35件） 認定調査 直営調査 673件（常勤・非常勤の区別は不明） 委託調査 138件（在宅・施設の区別は不明） 委託単価 在宅 @3,150円 施設 @3,150円 主治医意見書...814件（在宅577件、施設237件）</p> <p>4 平成17年度事業費の内訳 ○旅費 12千円 特別旅費（現任研修） ○需用費 159千円 消耗品費、燃料費 ○役務費 5,144千円 電話料、郵便料、主治医意見書作成料、手数料 ○委託料 674千円 認定調査事務委託 ○使用料及び賃借料 3千円 認定調査時駐車料</p>	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成17年度の事業内容 内容...要介護認定事務に要する経費 認定調査に係る経費 主治医意見書に係る経費 申請者数...400件（予定）</p> <p>3 平成16年度の事業概要 申請者数.....400件（新規114件、更新266件、変更20件） 認定調査 直営調査 290件（常勤59件・非常勤231件） 委託調査 71件（在宅1件・施設70件） 委託単価 在宅 @3,150円 施設 @3,150円 主治医意見書...403件（在宅290件、施設113件）</p> <p>4 平成17年度事業費の内訳 ○賃金 1,037千円 認定調査員賃金 ○旅費 23千円 普通旅費 ○役務費 1,940千円 意見書作成料、郵便料 ○需用費 23千円 消耗品費 ○委託料 252千円 認定調査事務委託 * 審査会を藤野町と共同設置のため賃金・旅費・需用費・委託料以外の事業費は1/2を計上しています。</p>	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成17年度の事業内容 内容...要介護認定事務に要する経費 認定調査に係る経費 主治医意見書に係る経費 申請者数...400件（予定）</p> <p>3 平成16年度の事業概要 申請者数.....364件（新規90件、更新259件、変更15件） 認定調査 直営調査 289件（常勤289件・非常勤0件） 委託調査 55件（在宅0件・施設55件） 委託単価 在宅 @3,150円 施設 @3,150円 主治医意見書...352件（在宅229件、施設123件）</p> <p>4 平成17年度事業費の内訳 旅費 37千円 普通旅費 役務費 1,968千円 意見書作成料、郵便料 委託料 252千円 認定調査事務委託 * 審査会を相模湖町と共同設置のため委託料と旅費・賃金以外の事業費は1/2を計上しています。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	介護(支援)サービス等給付事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法、市介護保険条例	介護保険法、市介護保険条例	介護保険法	介護保険法、町介護保険条例	介護保険法、町介護保険条例
歳出予算額(平成17年度)	17,980,000千円	846,162千円	916,000千円	383,962千円	428,100千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>○介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <p>1 自宅で受けるサービス (1)訪問介護(ホームヘルプサービス) (2)訪問入浴介護 (3)訪問看護 (4)訪問リハビリテーション (5)居宅療養管理指導</p> <p>2 通所して受けるサービス (1)通所介護(デイサービス) (2)通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>3 短期入所するサービス (1)短期入所生活介護 (2)短期入所療養介護</p> <p>4 入所先を自宅とみなすサービス (1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) (2)特定施設入所者生活介護</p> <p>5 その他自宅で受けられるサービス (1)福祉用具の貸与・購入費の支給 (2)住宅改修費の支給 (3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</p> <p>6 施設サービス (1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (2)介護老人保健施設 (3)介護療養型医療施設</p> <p>7 平成17年度事業費の内訳 (1)居宅介護(支援)サービス等給付費 8,300,953千円 (2)施設介護サービス等給付費 8,492,476千円 (3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 50,161千円 (4)居宅介護(支援)住宅改修費 182,336千円 (5)居宅介護(支援)サービス計画等給付費 811,580千円 (6)介護報酬審査支払手数料 26,620千円 (7)高額介護(居宅支援)サービス費 115,874千円</p> <p>○平成16年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 15,786,172千円</p>	<p>○介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <p>1 自宅で受けるサービス (1)訪問介護(ホームヘルプサービス) (2)訪問入浴介護 (3)訪問看護 (4)訪問リハビリテーション (5)居宅療養管理指導</p> <p>2 通所して受けるサービス (1)通所介護(デイサービス) (2)通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>3 短期入所するサービス (1)短期入所生活介護 (2)短期入所療養介護</p> <p>4 入所先を自宅とみなすサービス (1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) (2)特定施設入所者生活介護</p> <p>5 その他自宅で受けられるサービス (1)福祉用具の貸与・購入費の支給 (2)住宅改修費の支給 (3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</p> <p>6 施設サービス (1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (2)介護老人保健施設 (3)介護療養型医療施設</p> <p>7 平成17年度事業費の内訳 (1)居宅介護(支援)サービス等給付実績 341,803千円 (2)施設介護サービス等給付費 453,537千円 (3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 2,252千円 (4)居宅介護(支援)住宅改修費 6,939千円 (5)居宅介護(支援)サービス計画等給付費 35,090千円 (6)介護報酬審査支払手数料 1,500千円 (7)高額介護(居宅支援)サービス費 5,641千円</p> <p>○平成16年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 700,617千円</p>	<p>○介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <p>1 自宅で受けるサービス (1)訪問介護(ホームヘルプサービス) (2)訪問入浴介護 (3)訪問看護 (4)訪問リハビリテーション (5)居宅療養管理指導 (4)訪問リハは実績なし</p> <p>2 通所して受けるサービス (1)通所介護(デイサービス) (2)通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>3 短期入所するサービス (1)短期入所生活介護 (2)短期入所療養介護</p> <p>4 入所先を自宅とみなすサービス (1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) (2)特定施設入所者生活介護</p> <p>5 その他自宅で受けられるサービス (1)福祉用具の貸与・購入費の支給 (2)住宅改修費の支給 (3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</p> <p>6 施設サービス (1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (2)介護老人保健施設 (3)介護療養型医療施設</p> <p>7 平成17年度事業費の内訳 (1)居宅介護(支援)サービス等給付 307,450千円 (2)施設介護サービス等給付費 545,460千円 (3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 3,800千円 (4)居宅介護(支援)住宅改修費 11,500千円 (5)居宅介護(支援)サービス計画等給付費 40,540千円 (6)介護報酬審査支払手数料 1,500千円 (7)高額介護(居宅支援)サービス費 5,750千円</p> <p>○平成16年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 791,705千円</p>	<p>○介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <p>1 自宅で受けるサービス (1)訪問介護(ホームヘルプサービス) (2)訪問入浴介護 (3)訪問看護 (4)訪問リハビリテーション (5)居宅療養管理指導</p> <p>2 通所して受けるサービス (1)通所介護(デイサービス) (2)通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>3 短期入所するサービス (1)短期入所生活介護 (2)短期入所療養介護</p> <p>4 入所先を自宅とみなすサービス (1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) (2)特定施設入所者生活介護</p> <p>5 その他自宅で受けられるサービス (1)福祉用具の貸与・購入費の支給 (2)住宅改修費の支給 (3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</p> <p>6 施設サービス (1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (2)介護老人保健施設 (3)介護療養型医療施設</p> <p>7 平成17年度事業費の内訳 (1)居宅介護(支援)サービス等給付費 120,000千円 (2)施設介護サービス等給付費 245,000千円 (3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 900千円 (4)居宅介護(支援)住宅改修費 2,500千円 (5)居宅介護(支援)サービス計画等給付費 12,000千円 (6)介護報酬審査支払手数料 900千円 (7)高額介護(居宅支援)サービス費 3,000千円</p> <p>○平成16年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 353,143千円</p>	<p>○介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <p>1 自宅で受けるサービス (1)訪問介護(ホームヘルプサービス) (2)訪問入浴介護 (3)訪問看護 (4)訪問リハビリテーション (5)居宅療養管理指導</p> <p>2 通所して受けるサービス (1)通所介護(デイサービス) (2)通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>3 短期入所するサービス (1)短期入所生活介護 (2)短期入所療養介護</p> <p>4 入所先を自宅とみなすサービス (1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) (2)特定施設入所者生活介護</p> <p>5 その他自宅で受けられるサービス (1)福祉用具の貸与・購入費の支給 (2)住宅改修費の支給 (3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</p> <p>6 施設サービス (1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (2)介護老人保健施設 (3)介護療養型医療施設</p> <p>7 平成17年度事業費の内訳 (1)居宅介護(支援)サービス等給付費 133,567千円 (2)施設介護サービス等給付費 276,553千円 (3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 856千円 (4)居宅介護(支援)住宅改修費 2,141千円 (5)居宅介護(支援)サービス計画等給付費 14,983千円 (6)介護報酬審査支払手数料 600千円 (7)高額介護(居宅支援)サービス費 2,300千円</p> <p>平成16年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 395,777千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 介護保険事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 26	事務事業名 財政安定化基金拠出金	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法
歳出予算額（平成17年度）	15,833千円	614千円	851千円	351千円	412千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県が設置する財政安定化基金に対して、国・県・市がそれぞれ3分の1づつ負担する。</p> <p>(2) 標準給付費の0.1%を、第1号被保険者保険料を財源として拠出する。</p> <p>2 基金設置の目的</p> <p>(1) 通常の努力をもってなお生じる保険料収納状況の悪化により介護保険財政に不足が生じる場合、当該財政不足額の2分の1を交付する。</p> <p>(2) 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 平成16年度決算見込 15,833千円</p> <p>4 平成17年度拠出額 15,833千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県が設置する財政安定化基金に対して、国・県・町がそれぞれ3分の1づつ負担する。</p> <p>(2) 標準給付費の0.1%を、第1号被保険者保険料を財源として拠出する。</p> <p>2 基金設置の目的</p> <p>(1) 通常の努力をもってなお生じる保険料収納状況の悪化により介護保険財政に不足が生じる場合、当該財政不足額の2分の1を交付する。</p> <p>(2) 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 平成16年度決算見込 614千円</p> <p>4 平成17年度拠出額 614千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県が設置する財政安定化基金に対して、国・県・町がそれぞれ3分の1づつ負担する。</p> <p>(2) 標準給付費の0.1%を、第1号被保険者保険料を財源として拠出する。</p> <p>2 基金設置の目的</p> <p>(1) 通常の努力をもってなお生じる保険料収納状況の悪化により介護保険財政に不足が生じる場合、当該財政不足額の2分の1を交付する。</p> <p>(2) 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 平成16年度決算見込 851千円</p> <p>4 平成17年度拠出額 851千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県が設置する財政安定化基金に対して、国・県・町がそれぞれ3分の1づつ負担する。</p> <p>(2) 標準給付費の0.1%を、第1号被保険者保険料を財源として拠出する。</p> <p>2 基金設置の目的</p> <p>(1) 通常の努力をもってなお生じる保険料収納状況の悪化により介護保険財政に不足が生じる場合、当該財政不足額の2分の1を交付する。</p> <p>(2) 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 平成16年度決算見込 351千円</p> <p>4 平成17年度拠出額 351千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県が設置する財政安定化基金に対して、国・県・町がそれぞれ3分の1づつ負担する。</p> <p>(2) 標準給付費の0.1%を、第1号被保険者保険料を財源として拠出する。</p> <p>2 基金設置の目的</p> <p>(1) 通常の努力をもってなお生じる保険料収納状況の悪化により介護保険財政に不足が生じる場合、当該財政不足額の2分の1を交付する。</p> <p>(2) 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 平成16年度決算見込 412千円</p> <p>4 平成17年度拠出額 412千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
20	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	介護保険給付費支払準備基金積立金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	市 介護保険給付費支払準備基金条例	町 介護保険給付費支払基金条例	町 介護保険給付費支払基金条例	町 介護保険給付費支払基金条例	町 介護保険給付費支払基金条例
歳出予算額（平成17年度）	500千円	400千円	131千円	12千円	878千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 事業内容</p> <p>(1)目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2)積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3)処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p>平成16年度末 491,341千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1)目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2)積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3)処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p>平成16年度末 417千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1)目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2)積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3)処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p>平成16年度末 138,085千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1)目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2)積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3)処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p>平成16年度末 51,342千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1)目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2)積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3)処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p>平成16年度末 64,341千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
20	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	介護保険事業計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	288千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする市の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>第3期の策定はH17年度に実施予定</p>	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする町の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>第3期の策定はH17年度に実施予定</p>	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする町の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>第3期の策定は、H17年度に実施予定</p>	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする町の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>第3期の策定はH17年度に実施予定</p>	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする町の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>第3期の策定はH17年度に実施予定</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
20	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	被保険者資格の管理及び被保険者証の交付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	523千円	0千円	0千円	54千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月前月の20日以降本人送付</p> <p>○転入者・転居者 1日～10日 11日以降本人送付 11日～20日 原則21日以降本人送付 21日～末日 原則1日以降本人送付</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後1日～2日位で本人送付</p> <p>現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月の月上旬に本人送付</p> <p>○転入者・転居者 転入者は届出日の翌日または翌々日に本人送付転居者は届出時に被保険者証の修正または差替え</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後1日～2日位で本人送付</p> <p>現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月の月末に本人送付</p> <p>○転入者・転居者 異動票に基づき、随時本人へ送付</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後1日～2日位で本人送付</p> <p>現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月前月の20日以降に本人送付</p> <p>○転入者・転居者 即時交付</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後、即時交付</p> <p>現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>65歳到達者 到達月の前月末に本人送付</p> <p>転入者・転居者 異動票に基づき、随時本人へ送付</p> <p>被保険者証の再交付 申請後、即時交付</p> <p>現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	訪問看護サービス利用者負担助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等		町 介護保険訪問看護利用者負担金助成事業実施要綱			
歳出予算額（平成17年度）		34千円			
歳入予算額（平成17年度）		0千円			
【事務事業の内容】	該当なし	<p>1 目的 医療管理が必要な方にとって訪問看護サービスは病状の悪化を防ぐとともに、利用意向がありながら利用が少ないため、サービスの増進と低所得者対策を目的とするもの。</p> <p>2 事業の内容 対象者 訪問看護サービス利用者のうち町民税非課税世帯の方 助成内容 利用者負担額の2分の1を町で助成する</p> <p>3 平成16年度決算見込 認定者数 1人 24千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
32	介護保険利用者負担額助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等			町 介護保険利用者負担額助成事業実施要綱		
歳出予算額（平成17年度）			200千円		
歳入予算額（平成17年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	1 事業内容 生活保護基準額の120%以下の者について、住宅改修、福祉用具購入を除く居宅サービス費を助成する。 別途、貯金、資産保有に関する基準有り 2 利用者負担 10% 3% 3 実績 平成13年度施行以来、実績なし。	該当なし	該当なし

協議第25号

保健衛生事業の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	保健衛生功労者表彰事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市保健衛生功労者表彰要綱				
歳出予算額（平成17年度）	161千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 事業目的 永年にわたり市の保健衛生事業に従事し、公衆衛生の向上や学校保健の進展などに寄与した者・団体及び施設に対し、その功労を顕彰することを目的とする。</p> <p><対象者> 医師、歯科医師、薬剤師、助産師、看護師、獣医師、理容師、美容師、学校医・歯科医、市民健康づくり運動普及員など地域医療、保健衛生事業、献血運動の推進に功労のあった個人、団体又は施設。</p> <p>2. 平成16年度の事業の概要 受賞者内訳（実績） 保健衛生事業の推進に功労のあった方 19名、5施設 相模原市非常勤職員等として功労のあった方 17名 献血運動の推進に功労のあった方 1事業所 計 36名 5施設 1事業所</p> <p>3. 事業費内訳（千円） 報償費： 6 委員謝礼 需用費： 145 消耗品費、印刷製本費 使用料及び賃借料： 10 市民会館使用料 盆裁賃借料</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

事務事業現況調査

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	市民健康づくり運動推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市健康づくり普及員設置運営要綱	健康しろやま普及員設置要綱	健康づくり普及員設置要綱・健康づくり普及員連絡会規約	健康さがみこ推進員設置要綱	ふじのまち健康普及員設置要綱
歳出予算額（平成17年度）	6,615千円	688千円	635千円	100千円	279千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	100千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><楽しむ健康づくり推進事業></p> <p>【事業概要】 保健医療計画『みんな元気』さがみはら健康プラン21』の推進を図る一環として、市民が身近な場所ですくすく取り組める健康づくりを普及する</p> <p>【事業内容】 個人、家庭、地域社会が一体となって気軽に楽しく健康づくりに取り組む「市民総ぐるみ健康づくり運動」を市民と行政のパートナーシップにより推進するため、市民のボランティア組織「さがみはら市民健康づくり会議」へ事業委託し、地域に根ざした健康づくりを市民の立場から効果的に推進する。</p> <p>【委託内容】 1.健康づくりに係る啓発活動 2.気軽にできる運動の推進 3.栄養・食生活改善の推進 4.健康づくり地域モデル事業の実施</p> <p>【事業費】 委託料 1,700千円</p> <p><健康づくり普及員経費></p> <p>【名称】 相模原市健康づくり普及員連絡会</p> <p>【団体の目的】 健康づくり運動を地域に根ざしたものと推進するための、地域のリーダーとなる。</p> <p>【活動内容等】 会議の開催、事業の実施、研修、普及啓発等</p> <p>【自治体との関わり】 市の委嘱団体・3年任期 養成講座にて健康づくり普及員を新規養成</p> <p>【組織の状況】 市が委嘱</p> <p>【役員構成】 会長1・副会長2・会計2・書記2・会員43名</p> <p>【事業費】 報償費 486千円 需用費 1,143千円 委託料 3,286千円</p>	<p><地域健康づくり事業></p> <p>【事業概要】 町民の健康づくりの意識と知識の普及を図るため、地区で実施する。</p> <p>【事業内容】 健康ウォークや健康教室等手軽にできる健康づくりの普及・啓発事業推進する。</p> <p>【事業費】 委託料 300千円</p> <p><健康しろやま普及員活動事業></p> <p>補助団体</p> <p>【名称】 健康しろやま普及員連絡会</p> <p>【団体の目的】 健康づくり運動を地域に根ざしたものと推進するための、地域のリーダーとなる。</p> <p>【活動内容等】 会議の開催、事業の実施、研修、普及啓発等</p> <p>【自治体との関わり】 町の委嘱団体・2年任期</p> <p>【組織の状況】 12地区の自治会長の推薦により町が委嘱</p> <p>【役員構成】 会長1・副会長1・書記1・会員48名</p> <p>委託料</p> <p>【名称】 地域健康づくり事業委託料</p> <p>【目的】 健康づくり運動を地域に根ざしたものとすため、各種の事業を実施する。</p> <p>【内容等】 事業活動経費</p> <p>【金額】300千円</p> <p>【その他特記事項】 事業費（千円） 報償費310(普及員謝礼240/講師謝礼70) 賃金9 需用費40(消) 役務費29</p>	<p><地区健康なまちづくり行動計画推進事業></p> <p>【事業概要】 町保健計画『つくい芽生芽木プラン21』の推進を図ることを目的に町民主体の組織を設置、活動を支援する。</p> <p>【事業内容】 小学校区別健康なまちづくり行動計画の推進に関すること 地区内の既存組織と連携・協調に関すること その他保健計画の理念に基づき会員間で合意が得られた活動に関することを主体的に実施していけるよう支援する。</p> <p>【事業方法】 ・町健康づくり推進協議会（平成17年度設置予定） ・地区健康づくり推進会議(7小学校区別9部会を設置し部会別の活動を夫々実施すると共に各部会代表からなる代表者会議を実施)</p> <p>【事務局】 健康福祉課健康支援係</p> <p>【事業費】 H17予算：需要費195千円（消耗品費63千円、印刷製本費132千円） (H16実績：町一般会計...157千円 消耗品費54千円、印刷製本費103千円)</p> <p><健康づくり普及員事業></p> <p>補助団体</p> <p>【名称】 健康づくり普及員連絡会</p> <p>【団体の目的】 コミュニティにおいて健康づくり運動を展開、推進する。</p> <p>【活動内容等】 12地区ごとに普及員が主体に健康づくり活動を実施 H16年度 69回/950名参加 H17年度 60～70回/800～900名 普及員連絡会活動が自主的な活動を推進するために、普及員相互の連絡調整を図ることを目的に、地区代表委員会・全体会・役員研修会を実施 H16年度 17回/288名、H17年度 14回/270名 普及員自身が自らの役割を認識し、活動を主体的に展開するために必要な情報、知識、技術・体験から得ることを目的に養成講座を実施。1コース3日間 平成16年度実績：参加者数37名 延63名。 平成17年度：参加者数40名 延80名 その他に会議の開催、事業の実施、普及員だより発行等</p> <p>【組織の状況】 62自治会（各自治会1～2名）</p>	<p><健康さがみこ推進員活動事業></p> <p>H15より新推進員養成（子育て支援）</p> <p>【名称】 健康さがみこ推進員</p> <p>【団体の目的】 住民が自ら健康を守り、推進するという地域に根ざした健康づくり運動を展開するため、健康づくりの運動の推進としてさがみこ健康推進員を設置する。</p> <p>町の子どもとその家族の心と身体の健康づくり、子育て支援活動などを含む、健康づくりの活動を担うものとする。</p> <p>【活動内容等】 (1)健康づくり運動の普及、啓蒙 (2)健康づくりに関する情報の収集及び提供 (3)保健事業への参加及び協力</p> <p>平成16年度人数：11名 平成16年4月から2名加わり11名 ・平成16年度連絡会4回のべ30人参加 ・保健事業へ協力53回のべ86人参加</p> <p>【予算額】 活動謝礼 60千円 育成講師謝礼 40千円</p>	<p><地域巡回食生活改善事業></p> <p>【事業概要】 介護予防及び医療費対策として、藤野町に多い高血圧・脳卒中を予防するための食生活改善の推進をはかる。</p> <p>【事業内容】 教育委員会・社会福祉協議会・まちづくり課等の各イベント会場を利用し、食生活改善推進団体の協力を得て食生活改善について普及啓発を実施。</p> <p>【事業費】 E・5-7 健康教育事業にて計上</p> <p><ふじのまち健康普及員活動事業></p> <p>【名称】 ふじのまち健康普及員</p> <p>【団体の目的】 住民が自ら健康を守り育てるための地域に根ざした健康づくり運動を推進する。</p> <p>【事業内容】 会議の開催、研修会の実施、事業の実施、普及啓発等</p> <p>【人員】 35～40人（うち会長1名、副会長4名、書記4名）</p> <p>【事業費】 活動謝礼 175千円 講師謝礼 40千円 需要費 20千円 役務費 23千円 使用料 0千円 負担金 21千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会			
事務事業番号 9	事務事業名 市民健康づくり運動推進事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【金額】802千円 【その他特記事項】 事業費（千円） 報償費4,550(普及員謝礼4,520/講師謝礼30) 需用費70(消)</p>		<p>推薦により町長が委嘱 2年任期(再任を妨げず) 【役員構成】 (会員83名) 会長1・副会長1・会計1・書記2</p> <p>補助金 【名称】 健康普及員連絡会補助金 【目的】 健康づくり運動を地域に根ざしたものとすため、各種の事業を実施する。 【内容等】 事業活動補助費</p> <p>【金額】 H17予算300千円 その他特記事項：事業費（千円）140千円 H17予算内訳 普及員養成講座 講師謝礼80千円 消耗品費26千円 役員費34千円</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	健康づくりのつどい開催事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等			健康増進法 老人保健法		
歳出予算額（平成17年度）	850千円		267千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円（ただしテーマにより老健教育事業補助金対象としている）		
【事務事業の内容】	<p><健康づくりのつどい> 【目的】 市民の健康づくり運動についての意識の高揚を図ることを目的として「健康づくりのつどい」を開催する。</p> <p>【内容等】 市民のボランティア組織「さがみはら市民健康づくり会議」へ事業委託し、市民健康づくり推進月間の核事業として10月下旬に実施。 健康づくりのきっかけになるよう健康相談や健康チェックコーナーなどを行う。</p> <p>【金額】委託料850千円 【その他特記事項】 平成16年度はNHK健康フェアと同時開催</p>	該当なし	<p><つどい健康フォーラム21> 【主催】 津久井町（事務局：健康福祉課健康支援係） 【主管】 つどい健康フォーラム21実行委員会 【団体の目的】 保健計画を推進していく為に、関係者だけでなく一般市民・関係機関・行政等が合意形成を図り、協働で取組む関係づくりを目的にフォーラムを開催する。</p> <p>【活動内容等】 つどい健康フォーラム21の開催 【組織の状況】 平成16年度は各地区の健康づくり推進会議より代表をもって組織。平成17年度は町健康づくり推進協議会に属する団体より選出していく予定。 実行委員組織の設置・育成・活動支援を実施 【役員構成】 実行委員長1名、副実行委員長2名 【予算】 平成16年度実績：141千円 町一般会計より：141千円 （報償費120千円 需用費21千円） 平成17年度予算：207千円（一般会計より） （報償費150千円、消耗品費28千円、食糧費1千円、通信費28千円） テーマによって老人保健健康教育事業補助金対象経費</p> <p><3万人健康ウォーク> 【主催】 3万人健康ウォーク実行委員会 【町との関係】 事務局：健康福祉課健康支援係 実行委員の育成・活動支援を必要に応じ実施。 かながわ健康財団の協力を得ている。（謝礼） 【団体の目的】 継続した健康ウォークイベント事業を通して、身体・健康づくりにとどまらず、自然や人との繋がりを深め、一人ひとりが自分らしくいきいきと健やかに暮らせる町づくりを推進する。また、実行委員を組織し、町民レベルで横の繋がりを深めることを通し、協働で取組む体制づくりを構築する。</p> <p>【活動内容等】 3万人健康ウォークの開催 実行委員会の開催</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	健康づくりのつどい開催事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p>【組織の状況】 平成15年度、町ウォークリーダー研修修了者より賛同者を募り企画検討委員を組織、検討を重ね実行委員会を設立。平成16年度以後、主旨に賛同し、一緒に活動を希望する人を随時加え、会員の拡大を図る。</p> <p>【役員構成】 実行委員長1名、副実行委員長2名、会計1名、書記1名</p> <p>【予算】 平成16年度実績：71千円 町一般会計より：71千円 （報償費44千円 需要費27千円） 老人保健健康教育事業補助金対象経費</p> <p>平成17年度予算 町一般会計：60千円 報償費44千円 消耗品費16千円 （別に県国保連補助金として 報償費90千円、消耗品費10千円 計100千円）</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	在宅ケア連携事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	2,824千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【名称】 相模原市在宅ケア対策事業補助金</p> <p>【補助対象】 相模原市医師会</p> <p>【目的】 在宅療養者に対する適切な医療体制の充実を図る</p> <p>【事業概要】 在宅療養者から医療機関等に関する相談に応じる在宅ケア連携室の運営や病院、診療所等医療機関相互の連携体制等の調査研究を行う相模原市医師会の在宅ケア事業に対し補助を行うもの。</p> <p>【予算額】 負担金、補助及び交付金 2,794千円</p> <p>【名称】 訪問看護等連絡会議</p> <p>【事業概要】 在宅療養者に関わる訪問看護師等を対象に、より質の高い在宅サービスの提供を図るため、連絡会議や研修を実施する。</p> <p>【予算額】 講師謝礼 @15千円×2時間=30千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	献血推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	1,381千円	11千円	0千円	16千円	24千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【概要】 医療に必要な血液を献血により確保するため、献血思想の普及を図り、もって地域住民の健康と福祉に寄与する。</p> <p>【事業内容】 企業・各種団体（ライオンズクラブ等）の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。 平成17年度（計画） 実施会場 114 配車台数 93 平成16年度（実績） 実施会場 113 配車台数 95 献血実績（人） 200ml：365、400ml：4118、成分：14</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 1,381千円 消耗品費（献血広報用消耗品 1,381千円）</p>	<p>【概要】 医療に必要な血液を献血により確保するため、血液の重要性と献血に対する住民の理解を深めるとともに、献血思想の普及啓発を図る。</p> <p>【事業内容】 企業等の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。 平成17年度（計画） 実施会場 3 配車台数 2 平成16年度（実績） 実施会場 8 配車台数 4 献血実績（人） 200ml：14、400ml：158、成分：0</p> <p>【事業費の内訳】 旅費2 普通旅費 需用費 消耗品（献血協力者記念品9千円）</p>	<p>【概要】 医療に必要な血液を献血により確保するため、献血思想の普及を図り、もって地域住民の健康と福祉に寄与する。</p> <p>【事業内容】 企業等の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。 平成17年度（計画） 実施会場 8 配車台数 5 平成16年度（実績） 実施会場 8 配車台数 4 献血実績（人） 200ml：17、400ml：162、成分：0</p> <p>【事業費の内訳】 消耗品費（献血協力者記念品70千円） 事業費については、神奈川県日本赤十字支部より支出。</p>	<p>【概要】 医療に必要な血液を献血により確保するため、献血思想の普及を図り、もって地域住民の健康と福祉に寄与する。</p> <p>【事業内容】 各種団体（帝京大学薬学部等）の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。 平成17年度（計画） 実施会場 2 配車台数 2 平成16年度（実績） 実施会場 2 配車台数 2 献血実績（人） 200ml：0、400ml：49、成分：0</p> <p>【事業費の内訳】 消耗品費（献血協力者記念品16千円）</p>	<p>【概要】 医療に必要な血液を献血により確保するため、献血思想の普及を図り、もって地域住民の健康と福祉に寄与する。</p> <p>【事業内容】 各種団体（ふじの温泉病院等）の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。 平成17年度（計画） 実施会場 1 配車台数 1 平成16年度（実績） 実施会場 1 配車台数 1 献血実績（人） 200ml：21 400ml：21 成分：0</p> <p>【事業費の内訳】 消耗品費（献血協力者記念品24千円）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	栄養改善事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課・中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	健康増進法	健康増進法	健康増進法	健康増進法	健康増進法
歳出予算額（平成17年度）	5,515千円	436千円	193千円	189千円	269千円
歳入予算額（平成17年度）	160千円	0千円	0千円	120千円	0千円
	<p>【事業概要】 栄養改善思想の普及・啓発を図るため、地域における栄養改善の推進者として食生活推進員を養成する（食生活改善推進員養成講座の開催）とともに、地域において市民向けに生活習慣病予防の調理講習会を食生活改善推進団体「わかな会」に委託し実施する。 また特定給食施設等に対する巡回指導、特定給食施設等従事者に講習会を実施する。 <中央保健センター> 【事業内容】 ・食生活改善推進員養成講座 年15回実施 【予算額】2,604千円 【事業費内訳】 賃金：非常勤賃金（栄養士）（254人分） 1,872千円 報償費：30千円 需要費：消耗品費・印刷製本費・賄材料費 90千円 委託料：600千円 （内訳） 栄養表示普及啓発講習会実施委託 年17回 調理講習会実施委託（障害者対象） 年1回 調理講習会実施委託（高齢者世帯） 年18回 生活習慣病予防調理講習会実施委託 年24回 特定財源【名称】保健事業負担金（国・県） 【金額】160千円 【補助率】1/3・1/3 <地域保健課> 【事業内容】 ・特定給食施設等講習会 年2回実施 ・特定給食施設等個別指導 年間実施 ・栄養表示推進事業等 【予算額】2,911千円 【事業費内訳】 賃金：非常勤賃金（栄養士）（10人分） 148千円 報償費：45千円 需要費：消耗品費・印刷製本費：135千円 委託料：2,553千円 （内訳） 事務作業等委託料 5千円 システム開発委託料 2,400千円 食生活改善推進員現任研修実施委託（4回） 58千円 食生活改善推進員ブロック別研修 実施委託（1回） 90千円 負担金、補助及び交付金：30千円</p>	<p>【事業概要】 栄養改善思想の普及・啓発を図るため、地域における栄養改善の推進者として食生活推進員を養成する（食生活改善推進員養成講座の開催）と共に、地域において町民向けに生活習慣病予防の栄養改善教室の調理を食生活改善推進団体城山支部に委託し実施する。 【事業内容】 ・食生活改善推進員養成講座 年15回実施 ・地域食生活改善推進事業 年1回 ・栄養改善教室 年13回 【予算額】75 【事業費内訳】 賃金 71千円 非常勤賃金（栄養士）（13人分） 報償費 30千円 需要費 65千円 消耗品費・印刷製本費・賄材料費 委託料：230千円 食生活改善地区組織活動委託料 負担金 40千円 食生活改善推進員養成講座負担金 【特記事項】 食生活改善推進員養成講座は、毎年津久井郡四町の持ち回りで合同で講座を開催している。（16年度は津久井町が担当。）講座の事業費については各町40千円ずつの負担であり、担当町に対して支出している。 津久井保健福祉事務所業務のため該当なし</p>	<p>【事業概要】 地域における食生活改善推進員の養成を目的として、必要な知識と実践のための技術を習得する。（津久井郡四町食生活改善推進員養成講座） また、食生活改善を地域で推進するための活動を助成する。 【事業内容】 ・食生活改善推進員養成講座 年15回 ・各種食生活改善推進事業 4回 ・町食生活改善推進団体助成金 ・津久井町栄養士連絡会 予定回数 5回 【金額】193千円 【事業費内訳】 需用費：消耗品費・賄材料費 61千円 ・食生活改善推進事業 賃金：非常勤栄養士賃金（6回分） 42千円 需用費：消耗品費 20千円 負担金、補助及び交付金 70千円 【特記事項】 食生活改善推進員養成講座の事業費については、津久井郡四町で各町40千円ずつ負担する。 *食生活改善推進事業費として予算計上し、健康教育で使用 <糖尿病教室> 年5回 報償費：謝礼 38千円 内訳 医師 30千円×1回 住民 3千円×2回 08回 2千円×1回 需用費：消耗品費 15千円 賄材料費 8千円 <<健康教育に再掲>></p>	<p>【事業概要】 地域における食生活改善推進員の養成を目的として、必要な知識と実践のための技術を習得する。（津久井郡四町食生活改善推進員養成講座） また、食生活改善推進団体「津久志会」の協力を得て生活習慣病予防の料理教室を実施する。 【事業内容】 ・食生活改善推進員養成講座 年15回 ・食生活改善栄養指導 4回 ・町食生活改善推進団体助成金 【金額】189千円 【事業費内訳】 賃金（栄養士） 13千円 需用費 5千円 報償費 10千円 食生活改善推進員養成講座 報償費 100千円 需用費 61千円 【特記事項】 食生活改善推進員養成講座の事業費については、津久井郡四町で各町40千円ずつ負担する。 津久井保健福祉事務所業務のため該当なし</p>	<p>【事業概要】 地域における食生活改善推進員の養成を目的として、必要な知識と実践のための技術を習得する。（津久井郡四町食生活改善推進員養成講座） また、地域において町民向けに食生活改善のための事業を食生活改善推進団体「津久志会」に委託して実施する。 【事業内容】 ・食生活改善推進員養成講座 年15回 ・地域巡回食生活改善事業 年6回 ・食生活改善推進事業委託 【事業費内訳】 ・養成講座 40千円 ・地域巡回食生活改善事業 報償費 33千円 需用費 90千円 使用料 6千円 ・食生活改善推進事業委託 委託料 100千円 津久井保健福祉事務所業務のため該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	病院・診療所等指導事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	医療法 あん摩指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 柔道整復師法 等				
歳出予算額（平成17年度）	3,109千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 医療法等の規定に基づき病院、診療所等の許可、規制指導を行い、地域医療の向上を図るもの。</p> <p>（対象施設） 病院 3 0 医科診療所339 歯科診療所309 助産所16 衛生検査所 4 施術所（あんま、はり、きゅう、柔道整復）567</p> <p>【事業内容】 病院、衛生検査所、介護老人保健施設等への立入検査 各法令に基づく許可事務、届出相談業務</p> <p>【事業の実績】（平成16年度） 立入検査 病院 3 0 衛生検査所 4 介護老人保健施設 7 有床診療所 2 許可、届出等 病院 1 9 3 医科診療所 1 4 7 歯科診療所 9 6 助産所 6 衛生検査所 2 歯科技工所 8 あはき 5 2 柔道整復 3 7</p> <p>衛生検査所の立入検査には、精度管理専門委員3名が同行している。</p> <p>【事業費の内訳】 報酬 2 6 7 0千円 報償費 1 6千円 旅費 2 8 6千円 需用費 1 2 4千円</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	保健衛生統計調査事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	統計法、人口動態調査令、国民生活基礎調査規則、医療法、介護保険法、母体保護法、地域保健法他関係法令、地方自治法				
歳出予算額（平成17年度）	3,720千円				
歳入予算額（平成17年度）	3,720千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 保健衛生に関する基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省からの委託により保健衛生統計調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口動態調査 ・病院報告 ・医療施設動態調査 ・地域保健・老人保健事業報告 ・衛生行政報告例 ・国民生活基礎調査 ・介護サービス施設、事業所調査 ・医師、歯科医師、薬剤師調査 ・21世紀成年者縦断調査 ・人口問題基本調査 ・患者調査 ・受領行動調査 ・中高年縦断調査（仮称） <p>【事業の内容】（平成16年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活基礎調査（毎年） ・国民生活基礎調査（15地区）、21世紀成年者縦断調査（12地区） ・介護サービス施設、事業所調査（毎年） ・介護老人保健施設（9施設）、介護療養型医療施設（12施設）、訪問看護ステーション（12施設）、居宅サービス事業所（2施設） ・三師調査（業務従事者届含む。隔年実施） ・月例報告：医療施設動態調査、病院報告、人口動態調査 ・年度報告：衛生行政報告例、地域保健・老人保健事業報告 <p>【事業費の内訳】（千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <歳入> 保健衛生統計調査委託費：3,720 <歳出> 報酬：2,007 非常勤特別職員報酬 報償費：67 謝礼 旅費：40 需用費：1,527 消耗品費 役務費：79 郵便料 	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名													
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会													
事務事業番号	事務事業名	協議ランク													
18	国民健康・栄養調査等事業	A協議会 B幹事会 C専門部会													
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町										
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課										
根拠法令等	健康増進法				健康増進法										
歳出予算額（平成17年度）	884千円				0千円										
歳入予算額（平成17年度）	853千円				0千円										
【事務事業の内容】	<p>【事業説明】 健康増進法の規定に基づき、国民の食品摂取量、栄養素等摂取量の実態を把握するとともに、栄養と健康の関係を明らかにし、広く健康増進対策等に必要基礎資料を得ることを目的とする調査を実施する。調査は、無作為に抽出された全国で300ヶ所の調査区を対象としてその調査区内の世帯及び世帯員について実施する。</p> <p>平成16年度実績</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象 2調査区 23世帯 ・ 調査時期 平成16年11月 <p>【経費内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金：非常勤（栄養士・看護師） 22人分 157千円 ・ 旅費 3千円 ・ 需用費 443千円 消耗品費 国民栄養調査用消耗品 歩数計：75個、キッチンスケール：23個 調査協力者記念品 医薬材料費 ・ 委託料：血液検査業務委託（16人分）63千円 ・ 使用料及び賃借料 3千円 <p>特定財源</p> <p>【名称】国民健康・栄養調査委託金（国）</p> <p>【内容等】健康増進法に基づく、国民健康・栄養調査に係る事務費</p> <p>【金額】669千円</p> <p>【補助率】10/10</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。										
					<p>ただし、藤野町の脳卒中の標準化死亡比が高いため、脳卒中発症と関連が深い生活習慣について調査し、町民にとって重点的に改善すべき生活習慣の内容を明らかにするため下記の事業を町単独で実施（5年後再調査予定）。</p> <p>【事業内容】</p> <p>アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脳卒中を発症した人と発症していない人の生活習慣を比較する。 <p>町民栄養調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象 S地区 100世帯 F地区 60世帯 <p>平成15年度末に調査し、平成16年度に集計分析中。</p> <p>【事業費内訳】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>平成15年度</td> <td style="text-align: right;">220千円</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td style="text-align: right;">96千円</td> </tr> <tr> <td>役務費（郵便料）</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> </table>	平成15年度	220千円	報償費	96千円	役務費（郵便料）	0千円	平成16年度	0千円	平成17年度	0千円
平成15年度	220千円														
報償費	96千円														
役務費（郵便料）	0千円														
平成16年度	0千円														
平成17年度	0千円														

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	保健所情報化推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	13,218千円	0千円	0千円	1,248千円	41千円
歳入予算額（平成17年度）	82千円	0千円	0千円	1,248千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>保健所業務情報システム 次の15のサブシステムからなるシステムの運用・維持（結核予防対策、精神保健福祉対策、難病対策、機能訓練事業、保健指導相談日計、環境衛生施設管理、環境衛生営業管理、クリニック、衛生検査、犬の登録管理、手数料管理、医事管理、薬事管理、食品衛生管理、健康度評価）。マイクロソフトアクセスで作成したシステム。</p> <p>システム保守委託を行っている。 機器の構成 サーバー5台、ネットワークハードディスク2台、クライアント87台、プリンター10台（機器はメンテナンスリース） W I S H（厚生労働総合情報システム）インターネットを利用した厚生労働省のシステムで公衆衛生予防や全国的な保健統計へ情報提供を行う。</p> <p>平成16年度実績（単位：千円） 事業費計 21,966 需用費 1,489 役務費 74 委託料 11,349 使用・賃借料 9,054</p>	<p>津久井保健福祉事務所が作成した基本健康診査事業のデータ入力用ソフト（MSアクセス）に平成15年度からのデータ入力を職員が行っている</p>	<p>予算計上し、情報システムの運用管理を行っている事業の該当はなし</p> <p>基本健康診査事業は、15年度より保健所と4町の協力で、アクセスで作成した入力フォームによりデータ入力を行っている。 健康教育該当者の抽出や、健康課題の分析などに使っている。 基本健康診査の問診票が健康度評価のAO票同様なので、必要により相談・教育の該当者として抽出。</p> <p>入力は保健係と健康支援係での手入力</p>	<p>健康管理システム（ヘルセンオール）を運用するためのコンピューターリース及び維持管理をおこなっている。（国保会計） 機器の構成：クライアント2台、プリンター1台</p> <p>平成16年度実績 使用料及び賃借料 1,248千円 平成17年度予算 使用料及び賃借料 1,248千円</p>	<p>【事業概要】 基本健康診査事業は、14年度分から保健所と4町の協力により、アクセスで作成したシステム受診者データを入力している。</p> <p>【事業費】 臨時職員等賃金 41千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																															
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会																																															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																															
21	総合保健医療センター維持管理補修事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																																															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																												
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																																												
根拠法令等																																																	
歳出予算額（平成17年度）	198,831千円	36,062千円	5,874千円																																														
歳入予算額（平成17年度）	3,867千円	0千円	0千円																																														
【事務事業の内容】	<p>相模原市総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）の施設管理・維持補修を行うもの。延べ床面積 20,978.74㎡（A館8階建 B館5階建）メディカルセンターなどがあり、夜間も開館している施設の性格等を考慮し、警備・設備については、総合管理委託を採用している。その他については、清掃業務委託、植栽管理委託、一般廃棄物及び紙類等リサイクル処分委託、機械警備委託、自家用電気工作物保守業務管理、ペットボトルリサイクル処分委託、施設諸室の行事案内・予約等のシステムである管理情報システムの機器保守及びプログラム保守、機器リースを行っている。</p> <p>16年度実績（単位：千円）</p> <p>維持管理費</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>事業計</td><td style="text-align: right;">188,795</td></tr> <tr><td>需用費</td><td style="text-align: right;">64,540</td></tr> <tr><td>役務費</td><td style="text-align: right;">343</td></tr> <tr><td>委託料</td><td style="text-align: right;">121,676</td></tr> <tr><td>使用・賃借</td><td style="text-align: right;">2,143</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td style="text-align: right;">92</td></tr> <tr><td>負担金・補助</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> </table> <p>修繕費</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>事業計</td><td style="text-align: right;">1,381</td></tr> <tr><td>需用費</td><td style="text-align: right;">1,381</td></tr> </table>	事業計	188,795	需用費	64,540	役務費	343	委託料	121,676	使用・賃借	2,143	備品購入費	92	負担金・補助	5	事業計	1,381	需用費	1,381	<p>保健福祉センター維持管理事業費</p> <p>【内容】 保健福祉センター建物・設備・その他全般の機能を維持し、管理する。</p> <p>平成17年度予算額（歳出）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>需用費（消耗品費・燃料費・食料費・高熱水費・備品修繕費・施設修繕費等）</td><td style="text-align: right;">(9,287千円)</td></tr> <tr><td>役務費（通信運搬費・手数料・災害保険料）</td><td style="text-align: right;">(428千円)</td></tr> <tr><td>委託料（総合管理業務・その他設備保守等）</td><td style="text-align: right;">(25,438千円)</td></tr> <tr><td>使用料及び賃借料</td><td style="text-align: right;">(869千円)</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td style="text-align: right;">(40千円)</td></tr> </table> <p>保健福祉センターの概要</p> <p>【構造】 鉄筋コンクリート造 地上3階</p> <p>【規模】 敷地面積 6,940㎡ 延床 2,808㎡</p>	需用費（消耗品費・燃料費・食料費・高熱水費・備品修繕費・施設修繕費等）	(9,287千円)	役務費（通信運搬費・手数料・災害保険料）	(428千円)	委託料（総合管理業務・その他設備保守等）	(25,438千円)	使用料及び賃借料	(869千円)	備品購入費	(40千円)	<p>津久井町保健センターの施設管理・維持補修を行うもの。（2階建） 清掃業務、機械警備、自家用電気工作物保守業務管理、エレベーター保守、自動ドア保守等の委託中心</p> <p>17年度予算（単位：千円）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>維持管理費</td><td style="text-align: right;">5,874</td></tr> <tr><td>事業計</td><td style="text-align: right;">5,874</td></tr> <tr><td>委託料</td><td style="text-align: right;">2,892</td></tr> <tr><td>役務費</td><td style="text-align: right;">117</td></tr> <tr><td>使用・賃借</td><td style="text-align: right;">30</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,835</td></tr> </table>	維持管理費	5,874	事業計	5,874	委託料	2,892	役務費	117	使用・賃借	30	備品購入費	0	修繕費	0	その他	2,835	該当なし	該当なし
事業計	188,795																																																
需用費	64,540																																																
役務費	343																																																
委託料	121,676																																																
使用・賃借	2,143																																																
備品購入費	92																																																
負担金・補助	5																																																
事業計	1,381																																																
需用費	1,381																																																
需用費（消耗品費・燃料費・食料費・高熱水費・備品修繕費・施設修繕費等）	(9,287千円)																																																
役務費（通信運搬費・手数料・災害保険料）	(428千円)																																																
委託料（総合管理業務・その他設備保守等）	(25,438千円)																																																
使用料及び賃借料	(869千円)																																																
備品購入費	(40千円)																																																
維持管理費	5,874																																																
事業計	5,874																																																
委託料	2,892																																																
役務費	117																																																
使用・賃借	30																																																
備品購入費	0																																																
修繕費	0																																																
その他	2,835																																																

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
42	墓地等紛争調停委員会	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	環境防災課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例				
歳出予算額（平成17年度）	90千円				0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】</p> <p>相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づく墓地等申請予定者（拡張申請予定者を含む）と近隣住民との紛争調停にあたり、市長が必要と認め調停を行う際に、墓地等紛争調停委員会に諮問し、意見を聞くもの</p> <p>委員 3名（弁護士、学識経験者、市OB）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調査

合併協議事項番号		合併協議事項		専門部会名		
21		保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号		事務事業名		協議ランク		
43		保健医療計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
地域保健課		保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等						
歳出予算額（平成17年度）		19千円	0千円	290千円	163千円	0千円（地域福祉課分に計上）
歳入予算額（平成17年度）		0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】		<p>国の「健康日本21」、「かながわ健康プラン21」及び「相模原市21世紀総合計画」との整合性を踏まえ、平成12年に「さがみはら健康都市宣言」を行うとともに、21世紀の健康づくりの道標となる『相模原市保健医療計画-みんな元気「さがみはら健康プラン21」-』を平成14年度から22年度までの9か年計画を策定した。</p> <p>本計画は、「さがみはら健康都市宣言」を基本理念に、生活習慣病やその原因となる生活習慣病の課題に対し、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」や「休養・こころの健康づくり」について健康目標を定めるとともに、健康目標達成に向けた保健医療諸施策の推進方策等について定めています。</p> <p>基本理念 健康を自らつくり、みんなで支え合う「健康都市」さがみはら-個人家庭地域が一体となった生涯にわたる健康づくり-</p> <p>基本目標 健康づくりの実践により、生涯にわたる健康づくりを進めます</p> <p>基本目標 安心して暮らせるよう、社会全体で支援していく環境づくりを進めます</p> <p>基本目標 適切な医療サービスを受けられるよう、医療体制の整備を進めます</p> <p>基本目標 健康目標の達成のために、より良い生活習慣への改善を進めます</p> <p>【予算内訳】 学識経験者謝礼 @15000×2人×6回 消耗品 10千円</p>	<p>国の「健康日本21」、「かながわ健康プラン21」を推奨し、21世紀にふさわしい「健康な町しるやま」をめざし、前計画の「健やかさがこだまする城山町」を築くことを継承し、平成13年度から22年度までの10か年計画を策定した。</p> <p>本計画は、「自らの健康は自らつくる」を基本理念に、基本方向を（1）町民一人ひとりが自主的な健康の保全を図る。健康づくり運動の推進（2）生涯にわたる一貫した保健・医療・福祉サービスの体制の確立・充実（3）早世と障害を予防し、生活の質を高め、より豊かな生涯づくりを推進するものである。</p> <p>基本理念 ・町民の主体性の確立 この計画は、町民の能力を重視する。従来の専門家主導の健康づくりから、町民の主体性を優先し、町民自身のセルフケア能力を高めるための支援を行う。</p> <p>・環境整備の重視 健康づくりは、個人の努力のみで実現できるものではなく、社会環境、地域資源の開発が必要である。町民が自分の健康に気をくばり、主体的な健康づくり推進ができるよう、環境の整備を行う。</p> <p>・町民の自主的参加 健康づくりは、町民が行政に依存せず、自分たちの役割を自覚し、行動する過程を重視することが大切である。町民を含む関係者が、科学的な事実に基づき、効果的な事業を選択し、地域の健康特性や健康に関連した地域資源の配置を明確にするなど、健康づくりの経過を共有する。</p>	<p>健康増進法及び「健康日本21」、「健やか親子21」を踏まえ、ヘルスプロモーションの視点にたった21世紀の健康づくりの道標となる『津久井町保健計画-ついで芽生芽木プラン21-』を平成15年度から24年度までの10か年計画を策定した。</p> <p>本計画は、基本理念のもと「行政行動計画」と町民による「地区健康なまちづくり行動計画」の2本立てとし、それぞれに「目指す姿」「指標目標」「数値目標」、「自分・家族・地域・行政・関係機関ができること」を定めています。</p> <p>基本理念 「子どもからお年寄りまで、津久井の全ての人たちが自分らしくいきいきと健やかに暮らせるよう、一人ひとりが自然や人とのつながりを育み、支えあう環境を目指し、協働で取り組む」 ライフステージ別目指す姿 ＜妊娠・出産期＞ 主体的に妊娠・出産にのぞめる ＜乳幼児期＞ すべての子どもが愛されている安心感やからだのよさを感じ、心地よく生活している ＜学童・思春期＞ 自分のことを大切に思え、セルフコントロールできる ＜青少年期＞ 生活や生き方から健康を振り返る機会を持つ ＜高齢期＞ 自分が築いてきた地域の中で、いきいきと充実した毎日を送る ＜障害・在宅療養児者＞ 心のバリアフリーを感じ、元気に気持ちよく過ごせる 小学校区別に地区健康なまちづくり行動計画 7地区9部会別に策定 計画の推進体制 ＜町行政計画推進体制＞ ・津久井町保健計画推進1委員会の設置・その年度の課題に応じ専門部会を設置。「母子保健部会」「歯科保健部会」「糖尿病対策部会」「心の健康づくり部会」を開催 ＜地区健康なまちづくり行動計画推進体制＞ 町健康づくり推進協議会を設置。地区健康づくり推進会議、普及員、自治会、責改連等地域の健康づくりに向けて取り組んでいる組織団体の連携を深め計画の推進を図る。</p> <p>平成17年度予算 委員等謝礼 288千円 費用弁償 2千円</p>	<p>国の「健康日本21」、「かながわ健康プラン21」及び「第4次総合計画」・「東北地区保健医療計画」との整合性を踏まえ、平成14・15年に「健康さがみこ21計画」を策定した。</p> <p>この計画は他の障害者計画・高齢者計画・介護保険計画...子育て支援計画...保健医療福祉連携システム計画と共に相模湖町総合保健福祉計画に位置づけられています。平成16年度から25年度までの10年間を計画期間としています。</p> <p>本計画は、「地域と共に自分らしい健康づくりをめざして」を基本理念に、早世と健康上の障害を予防することによって、町民の健康寿命を延長し、町民一人ひとりが「生活の質」を高め、心豊かに生活できる活力ある相模湖の実現をめざします。</p> <p>8つの重点領域（栄養と食生活・運動習慣づくり・休養とこころの健康づくり・健康診査と疾病予防・適正体重・歯と口の健康・たばこ・アルコール）ごとにめざす目標を定めています。</p> <p>基本方針1 一次予防の重視 基本方針2 町民主体の健康づくり 基本方針3 健康づくり支援のための環境づくり 基本方針4 具体的な目標や目安となる指標の設定</p> <p>【会議】 保健・医療・福祉連携システム推進会議（年3回） 【予算内訳】 保健・医療・福祉連携システム推進会議（国保会計120千円） 医師・歯科医師10千円×2人×3回=60千円 その他委員 5千円×4人×3回=60千円</p>	<p>【目的】 藤野町の総合計画の基本理念である「安心で質の高い暮らしを作るふれあいの地域社会」をめざした「藤野町保健福祉総合計画」を策定した。</p> <p>【内容】 計画の位置づけ 「藤野町第4次総合計画」の保健福祉部門の計画として、次の図が定めた法や指針を町レベルで実施するための計画として位置づける。</p> <p>「母子保健計画」「新エンゼルプラン」「新障害者プラン」「すこやか親子21」「次世代育成支援計画」「健康日本21」「健康増進法」「老人保健事業第4次計画」「地域福祉計画」「ゴールドプラン21」</p> <p>計画の柱 乳幼児期から青年期の保健福祉計画 障害者保健福祉計画 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>計画の期間 乳幼児期から青年期。平成12～21年度（平成15～16年度に中間見直し中） 障害者 平成12～21年度（平成13～14年度に改定した。） 高齢者 平成15～19年度（平成13～14年度に改定した。）</p> <p>会議 計画の策定及び進行管理のため、毎年委員会及び部会を開催。 委員会 年1～2回 部会 年3～4回×3部会</p> <p>【事業内訳】 地域福祉課3-17「地域福祉計画」に計上。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																																																																											
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会																																																																																																																											
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																																																																											
45	医師等医療関係従事者の免許事務	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																																																											
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																																																																								
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																																																																																																																								
根拠法令等	医師法・歯科医師法・薬剤師法・臨床検査技師法、衛生検査技師等に関する法律・理学療法士法及び作業療法士法・診療放射線技師法・視能訓練士法・歯科技工士法・保健師助産師看護師法・栄養士法・死体解剖保存法																																																																																																																												
歳出予算額（平成17年度）	0千円																																																																																																																												
歳入予算額（平成17年度）	0千円																																																																																																																												
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>医療関係従事者の免許について、県への經由事務を行う。</p> <p>免許事務取扱い件数・</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th></th> <th>登録申請</th> <th>籍訂正</th> <th>再交付</th> <th>登録抹消 免許返納</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>医師</td><td>67</td><td>15</td><td>3</td><td>0</td><td>85</td></tr> <tr><td>歯科医師</td><td>8</td><td>5</td><td>1</td><td>0</td><td>14</td></tr> <tr><td>薬剤師</td><td>79</td><td>44</td><td>2</td><td>0</td><td>125</td></tr> <tr><td>診療放射線技師</td><td>11</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>14</td></tr> <tr><td>診療エックス線技師</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>臨床検査技師</td><td>57</td><td>19</td><td>1</td><td>0</td><td>77</td></tr> <tr><td>衛生検査技師</td><td>17</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>18</td></tr> <tr><td>理学療法士</td><td>20</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>26</td></tr> <tr><td>作業療法士</td><td>18</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>20</td></tr> <tr><td>視能訓練士</td><td>7</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>9</td></tr> <tr><td>歯科技工士</td><td>7</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>9</td></tr> <tr><td>保健師</td><td>86</td><td>48</td><td>0</td><td>0</td><td>134</td></tr> <tr><td>助産師</td><td>4</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>11</td></tr> <tr><td>看護師</td><td>225</td><td>210</td><td>14</td><td>0</td><td>449</td></tr> <tr><td>栄養士</td><td>197</td><td>18</td><td>6</td><td>0</td><td>221</td></tr> <tr><td>准看護師</td><td>45</td><td>39</td><td>19</td><td>0</td><td>103</td></tr> <tr><td>受胎調節実地指導員</td><td>4</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td></tr> <tr><td>死体解剖資格認定</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr> <tr><td>合計</td><td>854</td><td>419</td><td>49</td><td>0</td><td>1322</td></tr> </tbody> </table>		登録申請	籍訂正	再交付	登録抹消 免許返納	合計	医師	67	15	3	0	85	歯科医師	8	5	1	0	14	薬剤師	79	44	2	0	125	診療放射線技師	11	2	1	0	14	診療エックス線技師	0	0	0	0	0	臨床検査技師	57	19	1	0	77	衛生検査技師	17	1	0	0	18	理学療法士	20	6	0	0	26	作業療法士	18	2	0	0	20	視能訓練士	7	2	0	0	9	歯科技工士	7	0	2	0	9	保健師	86	48	0	0	134	助産師	4	7	0	0	11	看護師	225	210	14	0	449	栄養士	197	18	6	0	221	准看護師	45	39	19	0	103	受胎調節実地指導員	4	1	0	0	5	死体解剖資格認定	2	0	0	0	2	合計	854	419	49	0	1322	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。
	登録申請	籍訂正	再交付	登録抹消 免許返納	合計																																																																																																																								
医師	67	15	3	0	85																																																																																																																								
歯科医師	8	5	1	0	14																																																																																																																								
薬剤師	79	44	2	0	125																																																																																																																								
診療放射線技師	11	2	1	0	14																																																																																																																								
診療エックス線技師	0	0	0	0	0																																																																																																																								
臨床検査技師	57	19	1	0	77																																																																																																																								
衛生検査技師	17	1	0	0	18																																																																																																																								
理学療法士	20	6	0	0	26																																																																																																																								
作業療法士	18	2	0	0	20																																																																																																																								
視能訓練士	7	2	0	0	9																																																																																																																								
歯科技工士	7	0	2	0	9																																																																																																																								
保健師	86	48	0	0	134																																																																																																																								
助産師	4	7	0	0	11																																																																																																																								
看護師	225	210	14	0	449																																																																																																																								
栄養士	197	18	6	0	221																																																																																																																								
准看護師	45	39	19	0	103																																																																																																																								
受胎調節実地指導員	4	1	0	0	5																																																																																																																								
死体解剖資格認定	2	0	0	0	2																																																																																																																								
合計	854	419	49	0	1322																																																																																																																								

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	結核診査協議会経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法 結核診査協議会条例（市）				
歳出予算額（平成17年度）	2,302千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法第48条第1項の規定により、市長の諮問に応じ、結核患者に対する従業禁止及び入所命令並びに結核医療費の公費負担申請に関する事項を審議する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 6名（結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者4名及び医療以外の学識経験を有する者2名を市長が任命する。） ・任期 2年 ・開催 原則月2回 ・委員報酬 1回につき 19,000円 	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	結核定期健康診断・予防接種事業	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法 結核予防法の施行に関する規則（市） 結核健康診断事業補助金交付要綱	結核予防法	結核予防法	結核予防法	結核予防法
歳出予算額（平成17年度）	28,014千円	1,566千円	746千円	964千円	695千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期的結核健康診断及び第13条に基づく乳児に対するBCG接種を行う。</p> <p>【内容】 定期的健康診断（胸部X線検査） 神奈川県結核予防会に委託して実施している。乳児のBCG接種 医師や看護師を非常勤特別職職員として委嘱し、市内の公共施設において集団予防接種（一部個別接種）を行っている。 結核健康診断補助金（中核市事務） 結核予防法第56条の規定に基づく学校や福祉施設が実施する定期健康診断費用の補助。 ・国の定めた基準単価×実施人数×補助率2/3</p> <p>【参考】 定期的健康診断 ・平成17年度実施回数 46回 ・平成17年度予算額 3,070,000円 ・平成16年度受診者数 5,182人 乳児のBCG接種 ・嘱託医報酬 延316人×31,300円 ・技術補助員報酬 延566人×4,600円 ・事務補助員報酬 延214人×2,450円 ・医薬材料費（BCG77等） 6,742,000円（いずれも平成17年度予算額） ・平成17年度実施時期 5～9月、11～3月（ボリオ実施月の4月・10月を除く毎月） ・平成17年度実施会場 30日 延72会場 ・平成17年度接種予定者数 6,000人（平成16年度BCG接種者数 6,596人） 結核健康診断補助金 ・平成17年度予算額 5,000,000円 ・平成16年度決算額 8,439,317円 （学校13校23,467人 福祉施設12施設707人） 【電算システム（予防接種システム）の概要】 機能 予防接種記録の履歴管理、各種統計作成、個別接種分医療機関支払処理 説明 システムのデータは、保健所内のサーバーで管理。データ更新・検索等の作業は、各担当者のパソコンで可能。</p>	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期的結核健康診断及び第13条に基づく乳児に対するBCG接種を行う。</p> <p>【内容】 定期的健康診断（胸部X線検査） 神奈川県結核予防会に委託して実施している。乳児のBCG接種 医師や看護師を非常勤特別職職員として雇用し、保健福祉センターにおいて集団予防接種を行っている。 津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 津久井郡医師会の肺疾患研究事業に対しての助成（助成金40,000円）</p> <p>【参考】 定期的健康診断 ・平成17年度実施回数 5回 ・平成17年度予算額 368,000円 ・平成16年度受診者数 300人 乳児のBCG接種 ・医師報酬 延22人×31,300円 ・技術補助員賃金 延22人×5,100円 ・事務補助員賃金 延22人×2,670円 ・医薬材料費（BCG77等） 319,000円（いずれも平成17年度予算額） ・平成17年度実施時期 8月を除く毎月1回 ・平成17年度実施会場 保健福祉センター ・平成17年度接種予定者数 200人（平成16年度BCG接種者数 287人） 津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成17年度予算額 40,000円 平成16年度決算額 40,000円 【電算システム（予防接種システム）の概要】 該当なし</p>	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期的結核健康診断及び第13条に基づく乳児に対するBCG接種を行う。</p> <p>【内容】 定期的健康診断（胸部X線検査） 神奈川県厚生農業協同組合連合会に委託して実施している。乳児のBCG接種 医師や非常勤看護師を雇用し、町内の公共施設において集団予防接種を行っている。</p> <p>【参考】 定期的健康診断 ・平成17年度予算 予算は 25のがん検診事業を含む。 ・平成16年度受診者数 305人 乳児のBCG接種 ・医師委託 延12人×31,300円 ・技術補助員賃金 延24人×4,500円 ・医薬材料費（BCG77等） 244,000円（いずれも平成17年度予算額） ・平成17年度実施時期 毎月1回 ・平成17年度実施会場 延12会場 ・平成17年度接種予定者数 220人（平成16年度BCG接種者数 203人） 津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成17年度予算額 40,000円 平成16年度決算額 40,000円 【電算システム（予防接種システム）の概要】 該当なし</p>	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期的結核健康診断及び第13条に基づく乳児に対するBCG接種を行う。</p> <p>【内容】 定期的健康診断（胸部X線検査） 神奈川県結核予防会に委託して実施している。乳児のBCG接種 医師や看護師を雇用し、町役場において集団予防接種を行っている。</p> <p>【参考】 定期的健康診断 ・平成17年度実施回数 6回 ・平成17年度予算額 375,000円 ・平成16年度受診者数 547人 乳児のBCG接種 ・医師報酬 延10人×31,300円 ・技術補助員賃金 延10人×4,500円 ・事務補助員賃金 延6人×2,400円 ・医薬材料費（BCG77等） 151,000円（いずれも平成17年度予算額） ・平成17年度実施時期 8月、2月を除く毎月1回 ・平成17年度実施会場 町役場（平成16年度BCG接種者数 71人） 津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成17年度予算額 40,000円 平成16年度決算額 40,000円 【電算システム（予防接種システム）の概要】 機能 予防接種記録の履歴管理、各種統計作成</p>	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期的結核健康診断及び第13条に基づく乳児に対するBCG接種を行う。</p> <p>【内容】 定期的健康診断（胸部X線検査） 京浜保健衛生協会に委託して実施している。乳児のBCG接種 平成17年度から委託医療機関における個別接種として実施している。</p> <p>【参考】 定期的健康診断 ・平成17年度実施回数 2回 ・平成17年度予算額 192,500円 ・平成16年度受診者数 624人 乳児のBCG接種 ・委託料 331,275円 ・印刷製本費 3,150円 ・医薬材料費（BCG77等） 167,369円（いずれも平成17年度予算額） ・平成17年度接種予定者数 50人（平成16年度BCG接種者数 75人） 津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成17年度予算額 40,000円 平成16年度決算額 40,000円 【電算システム（予防接種システム）の概要】 該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	結核定期外健康診断事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法 保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（国）				
歳出予算額（平成17年度）	1,371千円				
歳入予算額（平成17年度）	141円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法の規定により、結核予防上特に必要があると認められる場合に対象者及び期日を指定して定期外の健康診断を行う。</p> <p>【内容】 管理検診 結核登録者に対する精密検査。 家族検診 結核患者の家族及び同居者に対する定期外検診。 接触者集団検診 結核患者との接触者に対する定期外検診。</p> <p>【参考】 《平成16年度事業実績（来所者実数）》 管理検診 11人（保健所10人、医療機関1人） 家族検診 270人（保健所254人、医療機関16人） 接触者集団検診 144人（保健所135人、医療機関9人）</p> <p>【特定財源】 ・名称 疾病予防対策事業費等補助金（結核予防対策事業費） ・内容 定期外検診に対する国庫補助金 ・金額 141千円 ・補助率 1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	結核医療扶助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法 結核医療費国庫負担（補助）金交付要綱（国） 結核予防法の施行に関する規則（市）				
歳出予算額（平成17年度）	55,035千円				
歳入予算額（平成17年度）	40,276千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法第34条及び第35条並びに第41条の規定により、結核医療に要した医療費に対し、公費負担を行う。</p> <p>【内容】 公費負担にあたっては、患者からの公費負担申請に基づき、結核診査協議会への諮問を経て、その適否を決定し、第34条申請者に対しては医療に要した費用の95%、第35条申請者には全額公費負担を行い、緊急時の特例として第41条の規定に基づく療養費を支給する。</p> <p>【参考】 平成16年度決算額 ・第34条分（一般患者） 2,349千円（支払件数 延1,360件） ・第35条分（従業禁止・命令入所患者） 36,218千円（支払件数 延284件） 患者数（平成16年12月31日現在） ・第34条関係 119人 ・第35条関係 16人</p> <p>【特定財源】 結核医療費国庫負担金 ・内容 第35条の医療費に対する国庫負担金 ・金額 38,917千円（平成17年度予算額） ・補助率 3/4 結核医療費国庫補助金 ・内容 第34条の医療費に対する国庫補助金 ・金額 1,359千円（平成17年度予算額） ・補助率 1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	結核患者管理指導事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法 結核対策特別促進事業実施要綱（国）				
歳出予算額（平成17年度）	720千円				
歳入予算額（平成17年度）	225千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核患者であって、病状把握が困難な者について、保健師の訪問や医療機関からの情報提供により、情報を入手することによって、患者管理の適正化を図る。</p> <p>【内容】 定期病状調査 結核登録者のうち、医療費公費負担制度や管理検診制度により病状の把握が困難な者について医療機関から病状の報告書の提出を依頼する。 訪問指導 服薬継続の支援及び感染源の追及、周囲への感染予防のため、保健師による訪問指導を行う。</p> <p>【参考】 定期病状調査 ・単価 報告書1件につき3,000円 ・平成16年度実施件数 120件 ・平成17年度予定件数 150件 訪問指導 ・平成16年度訪問指導件数 訪問218件、面接172件、電話559件 （保健師3名で対応）</p> <p>【特定財源】 ・名称 結核対策特別促進事業補助金（一般対策事業分） ・内容 地域の実情に応じた結核対策事業（定期病状調査）に対する国庫補助金 ・金額 225千円（平成17年度予算額） ・補助率 1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	結核対策特別促進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法 結核対策特別促進事業実施要綱（国）				
歳出予算額（平成17年度）	319千円				
歳入予算額（平成17年度）	120千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国の結核対策特別促進事業補助金実施要綱に基づき、地域の実情に応じた結核対策の一層の充実を図る。</p> <p>【内容】 特別対策事業 外国籍市民結核健康診断 保健所において年1回実施。 ・平成16年度受診者数 13人（4か国） ホームレス結核健康診断 神奈川県結核予防会に委託し、年1回実施。 ・平成16年度受診者数 16人 一般対策事業 結核診査協議会委員等公開研修会 結核診査協議会委員等を対象とした県主催の研修会。年1回実施。 ・平成16年度参加者数 6人 結核医療事業従事者研修会 指定医療機関の職員等を対象とした市主催の研修会。年1回実施。 ・平成16年度参加者数 77人</p> <p>【参考】 外国籍市民結核健康診断 翻訳・通訳費用、医薬材料費等 76,000円 ホームレス結核健康診断 神奈川県結核予防会委託料 120,000円 結核診査協議会委員等公開研修会 講師謝礼、委員出席謝礼、旅費 92,740円 結核医療事業従事者研修会 講師謝礼 30,000円</p> <p>【特定財源】 ・名称 結核対策特別促進事業補助金 ・内容 地域の実情に応じた結核対策事業に対する国庫補助金 ・金額 120千円（平成17年度予定額） ・補助率 特別対策事業10/10、一般対策事業1/2 平成16年度から100,000円未満の事業については、補助対象外となった。</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	結核児童療育給付事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法 身体障害児費及び結核児童療育費国庫負担金交付要綱（国） 結核児童療育給付に関する規則（市）				
歳出予算額（平成17年度）	489千円				
歳入予算額（平成17年度）	292千円				
【事務事業の内容】	【目的】 長期の療養を必要とする結核児童に対し、指定療育機関に入院させ、併せて学校教育を受けさせることにより、心身両面にわたる健全な育成を図る。 【内容】 医療費、学習用品、日用品の給付。 平成17年度の事業内容 ・医療費 1人×6月×60,000円 ・学習用品 1人×6月×2,810円 ・日用品 1人×6月×18,510円 平成16年5月1日現在、対象者なし。 【参考】 平成16年度は、給付実績なし。 【特定財源】 結核児童療育費国庫負担金 ・内容 結核児童への療育給付に係る国庫負担金 ・金額 195千円（平成17年度予算額） ・補助率 1/2 結核児童療育給付自己負担金 ・内容 結核児童の扶養者の所得に応じて徴収する自己負担金 ・金額 97千円（平成17年度予算額） （1人×6月×16,200円）		津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし		津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし
				津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	感染症診査協議会経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 相模原市感染症診査協議会条例				
歳出予算額（平成17年度）	228千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により、市長の諮問に応じ、一類感染症の患者(疑似症、無症状病原体保有者、二類感染症の患者(一部疑似症を含む))が入院した後、72時間を超える入院が必要な時は、10日以内の期間を定めた入院勧告及び入院期間の延長に関する必要な事項を審議する。</p> <p>【内容】 二類感染症の患者(一部疑似症を含む)が発生し、かつ必要であると認めるときに開催する 平成16年度実績 未実施 委員・6名で組織。非常勤特別職。 内 訳・感染症指定医療機関の医師(相模原協同病院医師) 2名 ・感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(市医師会推薦医師) 2名 ・医療以外の学識経験を有する者(市人権擁護委員) 2名 任 期 2年 報 酬 1回 19,000円 開 催 必要に応じて随時</p> <p>【参考】 平成17年度予算額 感染症診査協議会委員報酬 228,000円 ・単価19,000円×2回×6人 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第2項に、二以上の保健所について一の協議会を置くことができると規定されているため、負担増はないと見込まれる。</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	感染症予防対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	7,413千円	0千円	30千円	3千円	212千円
歳入予算額（平成17年度）	690千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21、27、37条等の規定により、感染症発生時における対応及び感染症に関する正しい知識の普及啓発を実施する。また、二類（コレラ、細菌性赤痢、腸チフスなど）感染症患者の入院施設（旧伝染病隔離病舎）として借上げている病棟等相当分の土地賃借料を負担する。</p> <p>【内容】 平成16年度実績 感染症発生時の対応 ・発生状況 12名 二類感染症 5名（バラチフス1件、細菌性赤痢 4件）、三類感染症 7名（腸管出血性大腸菌感染症7件） ・当該患者家族、接触者等の対応として検便検査（市衛生試験所にて実施）17名 感染症患者（一類、二類感染症患者（一部疑似症含む））の移送 1件 感染症入院患者（一類、二類感染症患者（一部疑似症含む））の医療費負担 28,904円 / 1件 感染症の病原体に汚染された場所の消毒未実施 旧伝染病隔離病舎土地賃借料支払い 5,119,200円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 感染症患者移送委託 180,000円 ・単価45,000円 / 回 × 4回 感染症入院患者（二類感染症患者）の医療費負担 162,000円 感染症発生家屋消毒委託 98,700円 ・単価 24,675円 / 件 × 4件 浸水家屋消毒委託189,000円 ・単価47,250円 / 日 × 4日 重症急性呼吸器症候群発生家屋消毒委託 546,000円 ・単価 136,500円 / 件 × 4件 感染症発生家屋ねずみ等駆除委託630,000円 ・単価 157,500円 / 件 × 4件 旧伝染病隔離病舎土地賃借料 5,119,200円</p> <p>【特定財源】 ・名称 保健事業費等負担金（感染症予防事業、感染症患者入院医療費） ・内容 感染症法により政令市が行う事業に対する国庫補助金 ・金額 690千円（平成17年度予算額） ・補助率 1/2・3/4</p>	<p>【目的】 感染症法に基づき、正しい知識の普及啓発とまん延を防止する。</p> <p>【内容】 感染症法「消毒その他措置」に係る市町村の役割を行う。 平成16年度未実施</p> <p>【参考】 平成17年度予算 なし （平成17年度からは、消毒行為が発生した時点で予備費対応とする。）</p>	<p>【目的】 感染症発生時、感染の予防や、まん延を防止するため保健所の指導の下、消毒を行う。</p> <p>【内容】 感染症法「消毒その他措置」に係る市町村の役割を行う。 平成16年度未実施</p> <p>【参考】 平成17年度予算 需用費 30千円</p>	<p>【目的】 感染症発生時、感染の予防や、まん延を防止するため保健所の指導の下、消毒を行う。</p> <p>【内容】 消毒液の購入・消毒業務の委託 平成16年度未実施</p> <p>【参考】 17年度予算 需用費 2千円 委託料 1千円</p>	<p>【目的】 感染症発生時、感染の予防や、まん延を防止するため保健所の指導の下、消毒を行う。</p> <p>【内容】 消毒液の購入・消毒業務の委託（ベストコントロール協会と協定している。） 平成16年度未実施</p> <p>【参考】 平成17年度予算 需用費（消耗品） 75千円 委託費 137千円</p> <p>学校感染症対策要綱 学校で0-157が発生した場合の対応マニュアルを作成し、教育委員会と共有している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	感染症発生動向調査事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額(平成17年度)	4,663千円				
歳入予算額(平成17年度)	2,167千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条から第16条の規定により、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査を行い、その情報を関係機関に還元する。また、さらに広く感染症発生情報を収集する市医師会サーベイランス事業に対し補助を実施する。</p> <p>【内容】・ 平成16年度実績 1～5類感染症患者発生届出の受理 当該患者発生医療機関からの報告 38件 5類感染症のうち28疾患についての患者数報告書(週報及び月報)の受理 29医療機関からの報告約1,500件 患者定点謝礼決算額 1,450,000円 5類感染症のうち14疾患についての病原体検査実施(検査の実施は、県衛生研究所) 当該病原体の提出を依頼している医療機関(4箇所)からの検体提出 55件 病原体定点謝礼決算額 105,000円 病原体検査手数料決算額 542,620円 情報の還元(年間65回・42箇所)(協力医療機関等へ郵送にて送付) 還元郵便料決算額 220,585円 市医師会の感染症サーベイランス事業補助 325,000円</p> <p>【参考】 平成17年度予算額 患者定点謝礼 1,500,000円 ・単価 50,000円×30定点(機関) 病原体定点謝礼 240,000円 ・単価 5,000円×12月分×4定点 病原体検査手数料 2,230,600円 ・単価26,080円(ウイルス)・1,150円(細菌) 還元郵便料 245,700円 ・単価 90円×65回発送(52週分(週報)及び12月分(月報))×42定点(機関) 市医師会同事業補助 325,000円 ・単価 50,000円×13医療機関×1/2</p> <p>【特定財源】 ・名称 保健事業費等負担金 (感染症発生動向調査事業) ・内容 感染症法により政令市が行う事業に対する国庫補助金 ・金額 2,167千円(平成17年度予算額) ・補助率 1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	エイズ予防対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額（平成17年度）	1,609千円			70千円	
歳入予算額（平成17年度）	804千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 H I V 感染予防及びエイズ患者やH I V 感染者に対する差別、偏見の解消を図るため、エイズに関する正しい知識の普及啓発を実施。</p> <p>【内容】（16年度実績） エイズ予防講習会の開催（市医師会と共催） 年1回</p> <p>エイズ予防啓発冊子等の配布 ・市関係機関窓口、中・高・大学等に配布 各種イベントにおけるエイズ啓発コーナーの開設 ・桜まつり（2日間） ・健康づくりのつどい（2日間） ・大学祭等（2日）</p> <p>地域依頼健康教室の開催（保健師を派遣） ・小・中・専門学校等 10回 参加人数1,308人 「エイズデーかながわ」（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市と共催）への参画</p> <p>【参考】（17年度予算） 総事業費 1,609千円 特定財源 （名称）エイズ対策促進事業補助金 （金額）835千円 充当先 エイズ予防対策事業費 804千円 職場研修費 31千円 （補助率）1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	<p>【目的】 H I V 感染予防及びエイズ患者やH I V 感染者に対する差別、偏見の解消を図るため、エイズに関する正しい知識の普及啓発を実施。</p> <p>【内容】（16年度実績） 町内中学校（2校）の3年生を対象に講師を派遣 2回 125人</p> <p>【参考】（17年度予算） 総事業費 70千円 特定財源 （名称）育児等健康支援事業費補助金 （補助率）基準額に対し 県2/3</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	21		合併協議事項		保健衛生事業の取扱い	専門部会名	保健所部会			
事務事業番号	17		事務事業名		集団予防接種事業	協議ランク	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市		城山町		津久井町	相模湖町	藤野町			
担当課名	保健予防課		保健推進課		健康福祉課	こども課	健康福祉課			
根拠法令等	予防接種法、相模原市予防接種問題協議会運営要綱、相模原市予防接種助成金交付要綱		予防接種法		予防接種法	予防接種法	予防接種法			
歳出予算額（平成17年度）	29,712千円		820千円		804千円	269千円	277千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円		0千円	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づいて、定期の予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を公民館等の会場で実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 名称 予防接種システム （開発アプリケーション：Microsoft Access） 機能 ・予防接種記録の履歴管理（平成8年度から） ・各種統計作成 ・個別接種分医療機関支払処理（金額積算、支払明細書作成） 説明 システムのデータは保健所内のサーバで管理。データ更新・検索等の作業は各担当者のパソコンで可能。 接種記録の登録に際しては予診票を委託業者にパンチ依頼。納品されたデータFDをシステムでエラーチェックし、システムへ登録を行う。 ホストコンピュータで管理する住民記録からデータを取得し、月3回異動処理を行う。</p> <p>【参考】 平成17年度の事業 ・実施時期 年2回（上期：4月 下期：10月） ・予定人数 13,000人 ・実施会場 19会場（延84会場） ・嘱託医報酬 延580人×31,300円 ・技術補助員報酬 延816人×4,600円 ・事務補助員報酬 延300人×2,450円 ・会場事務補助員賃金 1,201,200円 ・ワクチン購入費 700本×6,972円 平成16年度の実績 ・接種者数 上期：5,759人 下期：5,489人 合計：11,248人 ・使用ワクチン数 541本</p>		<p>【目的】 予防接種法に基づき、定期の予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を保健福祉センターで実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 ○ 該当なし</p> <p>【参考】 平成17年度の事業 ・実施時期 年2回（上期：4月 下期：10月） ・予定人数 440人 ・実施会場 1会場（延6会場） ・医師報酬 延14人×31,300円 ・技術補助員賃金 延14人×5,100円 ・事務補助員賃金 延18人×2,670円 ・ワクチン購入費 23本×6,972円 平成16年度の実績 ・接種者数 1回目：207人 2回目：162人 合計：369人 ・使用ワクチン数 22本</p>		<p>【目的】 感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づいて、定期の予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を保健センターで実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 該当なし</p> <p>【参考】 平成17年度の事業 ・実施時期 年2回（上期：4月 下期：9月） ・予定人数 360人 ・実施会場 1会場（延6会場） ・医師委託 延18人×31,300円 ・技術補助員賃金 延6人×4,500円 ・技術補助員賃金 延19人×4,000円 ・ワクチン購入費 18本×6,972円 平成16年度の実績 ・接種者数 上期：176人 下期：153人 合計：329人 ・使用ワクチン数 17本</p>		<p>【目的】 感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づいて、定期の予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を町役場で実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 名称 ヘルセンオール 機能 ・予防接種記録の履歴管理（平成元年度から） ・各種統計作成</p> <p>【参考】 平成17年度の事業 ・実施時期 年2回（上期：4月 下期：10,11月） ・予定人数 200人 ・実施会場 1会場（延3会場） ・医師委託 延6人×31,300円 ・技術補助員賃金 延6人×4,500円 ・事務補助員賃金 延4人×2,400円 ・ワクチン購入費 7本×6,972円 平成16年度の実績 ・接種者数 上期：43人 下期：37人 合計：80人 ・使用ワクチン数 5本</p>		<p>【目的】 感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づいて、定期の予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を中央町民センターで実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 該当なし</p> <p>【参考】 平成17年度の事業 ・実施時期 年2回（上期：4月 下期：10月） ・予定人数 130人 ・実施会場 1会場（延4会場） ・医師委託 延6人×31,300円 ・看護師賃金 延6人×5,550円 ・事務員賃金 延4人×2,340円 ・ワクチン購入費 37,385円 ・印刷製本費 8,820円 平成16年度の実績 ・接種者数 上期：62人 下期：69人 合計：131人 ・使用ワクチン数 6本</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	個別予防接種事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課・こども課	健康福祉課
根拠法令等	予防接種法 相模原市予防接種問題協議会運営要綱 相模原市予防接種助成金交付要綱 結核予防法	予防接種法 城山町予防接種費用助成要綱	予防接種法	予防接種法 相模湖町予防接種助成要綱	予防接種法 藤野町予防接種費用助成要綱
歳出予算額（平成17年度）	724,894千円	22,740千円	22,631千円	7,237千円	9,760千円
歳入予算額（平成17年度）	225千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法及び結核予防法等に基づき定期の予防接種を行う。</p> <p>【内容】 三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、高齢者インフルエンザ予防接種及びBCG（集団の日程では6ヶ月を超えてしまう場合）を協力医療機関における個別接種で実施する。</p> <p>委託先 相模原市医師会、市外医療機関、北里大学病院 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした相模原市医師会との調整単価</p> <p>【参考】 平成17年度 接種予定人員 三種混合他：約66,000人 高齢者インフルエンザ：約51,000人 協力医療機関数 三種混合他：141機関（6月1日現在）、高齢者インフルエンザ：247機関（平成16年度実績） 平成17年度 予防接種委託料予算額 712,720千円</p> <p>【相模原市予防接種助成金交付要綱】 特別な理由により、本市の協力医療機関以外で予防接種を受ける方に、支払った予防接種料の全額又は一部を補助するもの。（補助金） ・平成15年度の実績・・・113件</p> <p>【予防接種健康被害救済費補助金】 予防接種を受けたことに起因して健康被害が生じたと国で認定された者に対し、医療費及び医療手当等を給付するもの。（特定財源） ・補助率 国1/2、県1/4、市1/4</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 機能 予防接種接種状況の履歴管理（平成8年度接種分から蓄積） 各種統計作成 協力医療機関への支払明細書の作成 説明 システムのデータは保健所内のサーバで管理。データ更新・検索等の作業は各担当者のパソコンで可能。接種記録の登録に際しては、委託業者に予診票の内容をデータ化依頼。納品されたデータFDをシステムでエラーチェックし、システムへの登録を行う。市のホストコンピュータで管理する住民記録から最新の住民情報を取得し、月3回住民情報の異動処理を行う。</p>	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法に基づき定期の予防接種を行う。</p> <p>【内容】 三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、高齢者インフルエンザ予防接種を町内及び郡内の協力医療機関において個別接種で実施する。</p> <p>委託先 協力医療機関 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした津久井郡医師会との調整単価</p> <p>【参考】 平成17年度 接種予定人員 三種混合他：2,190人 高齢者インフルエンザ：1,300人 協力医療機関数 三種混合他：7機関（6月1日現在）、高齢者インフルエンザ：15機関（平成16年度実績） 平成17年度 予防接種委託料予算額 17,001千円</p> <p>【城山町予防接種費用助成要綱】 特別な理由により、委託先の協力医療機関以外で予防接種を受ける方に、支払った予防接種料の全額又は一部を補助するもの。（補助金） ・平成16年度の実績・・・3件</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 ○該当なし</p>	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法に基づき定期の予防接種を行う。協力医療機関における個別接種で実施することにより、接種を受ける人の健康状態の良好な時期にかりつけの医師による接種を可能とし、健康被害の防止と町民の利便性を図る。</p> <p>委託先 協力医療機関 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした津久井郡医師会との調整単価</p> <p>【参考】 平成17年度 接種予定人員 三種混合他：2,355人 高齢者インフルエンザ：1,800人 協力医療機関数 三種混合他：6機関（6月1日現在）、高齢者インフルエンザ：16機関（平成16年度実績） 平成17年度 予防接種委託料予算額 18,844千円</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 該当なし</p>	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法に基づき定期の予防接種を行う。協力医療機関における個別接種で実施することにより、接種を受ける人の健康状態の良好な時期にかりつけの医師による接種を可能とし、健康被害の防止と町民の利便性を図る。</p> <p>委託先 協力医療機関 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした津久井郡医師会との調整単価</p> <p>【参考】 平成17年度 接種予定人員 三種混合他：893人 高齢者インフルエンザ：950人 協力医療機関数 三種混合他：3機関（6月1日現在） 高齢者 インフルエンザ：24機関（平成16年度実績） 平成17年度 予防接種委託料予算額 7,974千円</p> <p>【藤野町予防接種費用助成要綱】 特別な理由により、委託先の協力医療機関以外で予防接種を受ける方に、支払った予防接種料の全額又は一部を補助するもの。（補助金） ・平成16年度の実績・・・0件</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 ○該当なし</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	特定疾患保健指導事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	難病対策要綱				
歳出予算額（平成17年度）	1,202千円				
歳入予算額（平成17年度）	585千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 長期にわたり療養を必要とする難病患者及び家族に対して、在宅療養支援を行なう。</p> <p>【内容】（平成16年度 実績） ・講演会・相談会 開催回数 5回 参加者数 168人 相談者数 8人 ・患者と家族のつどい 開催回数 1回 ・随時相談 1,314件 電話 348件 ・訪問相談 常勤保健師 125件 非常勤保健師 75件 計 200件 ・事業費 1,009千円 ・財源 名称 難病患者地域支援対策推進事業補助金 372千円 補助率 1/2 名称 特定疾患事務取扱交付金 146千円</p> <p>【参考】 ・特定疾患医療受給者数 2,654人（平成17年3月31日現在） ・保健師 常勤 5人 非常勤 1人（訪問相談） ・事業費 1,202千円（平成17年度） ・財源 名称 難病患者地域支援対策推進事業補助金 439千円 補助率 1/2 名称 特定疾患事務取扱交付金 146千円</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	精神保健相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 母子保健法 老人保健法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	1,801千円	0千円	800千円	0千円	180千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 精神障害者等の治療や社会参加、社会復帰・就労支援及び福祉サービスに関する相談を行う。</p> <p>【内容】 嘱託医による定例相談 ウエルネスさがみはら：月2回 南保健福祉センター：月2回 随時相談 福祉職・保健師による随時相談 法24条調査 警察官通報に対する調査 法32条申請受付事務 通院医療費公費負担制度の申請受付、県への進達 法45条申請受付事務(障害者手帳) 精神障害者保健福祉手帳の申請受付、県への進達、手帳の交付 法33条事務 医療保護入院届等の県への進達 福祉のしおり発行 障害福祉課とともに3障害共通発行</p> <p>【参考】 嘱託医による定例相談 16年度：41回85件 嘱託医報酬単価：31,300円 随時相談 16年度：電話3,372件 来所1,007件 文書 11件 法24条調査 16年度：35件 法32条申請受付事務(公費負担) 16年度：3,681件 法45条申請受付事務(障害者手帳) 平成16年度：1,074件 福祉のしおり発行 16年度：1,000部</p>	<p>【目的】 地域における精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、医療・保健・福祉に関する相談を行う。</p> <p>【内容】 随時相談 保健師による随時相談 授産施設で行う健康相談 保健師が町内の授産施設へ出向き行う 福祉推進課事務職による精神保健福祉関係事務 精神保健福祉法第32条(患者業)関係 精神保健福祉法第45条(障害者手帳)関係 精神医療費(5%負担)助成関係 その他相談及び訪問等</p> <p>【参考】 随時相談 16年度電話101件 文書 1件 面接 72件 授産施設で行う健康相談 16年度年間 6回 延人数31人 福祉推進課分 法32条申請受付事務(公費負担) 平成16年4月1日現在165人 法45条申請受付事務(障害者手帳) 平成16年4月1日現在 47人 平成15年度受付分 法32条関係受付相談事務(公費負担)136件 法45条関係受付相談事務(障害者手帳) 45件 その他(医療費助成、相談等) 161件</p>	<p>【目的】 疾病の有無に関わらず、町民が心の健康を維持増進できる 心の問題を感じた早期に、相談のルートに乗れることで、疾病やその悪化を未然に防ぐ 精神疾患を有する者や精神障害者が安心して在宅生活が送れることを目的に精神保健福祉全般に係る相談を行なう。 随時相談..保健師・福祉職員による カウンセラーによるこころの相談室 保健センターで月2回 年間24回開催 事業カンファレンス年3回 法32条申請受付事務 通院医療費公費負担制度の申請受付、県への進達 法45条申請受付事務(障害者手帳) 精神障害者保健福祉手帳の申請受付、県への進達、手帳の交付 法33条事務 医療機関との入院同意事務</p> <p>【参考】 随時相談(保健師分) 16年度電話113件 文書 2件 面接 46件 法32条申請受付事務(公費負担) 平成16年度 38件 法45条申請受付事務(障害者手帳) 平成16年度 14件 法33条事務 平成16年度 1件</p>	<p>【目的】 地域における精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、医療・保健・福祉に関する相談を行う。</p> <p>【内容】 随時相談 保健師による随時相談 法32条申請受付事務 通院医療費公費負担制度の申請受付、県への進達 法45条申請受付事務(障害者手帳) 精神障害者保健福祉手帳の申請受付、県への進達、手帳の交付 法33条事務 医療機関との入院同意事務</p> <p>【参考】 随時相談(保健師分) 16年度電話113件 文書 2件 面接 46件 法32条申請受付事務(公費負担) 平成16年度 38件 法45条申請受付事務(障害者手帳) 平成16年度 14件 法33条事務 平成16年度 1件</p>	<p>【目的】 精神障害者等の治療や社会参加、社会復帰・就労支援及び福祉サービスに関する相談を行う。</p> <p>【内容】 嘱託医による定例相談、個別相談 年10回</p> <p>【事業費】 障害福祉課10-41「障害者地域作業所運営事業」に計上 ホッと一息相談 カウンセラーによる定例相談 年6回 随時相談 福祉職・保健師による随時相談。 法32条申請受付事務 通院医療費公費負担制度の申請受付、県への進達 法45条申請受付事務(障害者手帳) 精神障害者保健福祉手帳の申請受付、県への進達、手帳の交付</p> <p>【事業費】 180千円</p> <p>【参考】 嘱託医による定例相談 平成16年度8回</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	精神保健集団指導活動事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者に関する法律			
歳出予算額（平成17年度）	336千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の精神障害者に対し生活支援活動を通して、自立と社会参加・社会復帰の促進を図る。また、精神障害者を持つ家族のための教室を行い、病気の知識や関わり方等についての理解を深め、適切な対応ができるよう指導する。</p> <p>【内容】 集団指導教室の開催 家族教室の開催</p> <p>【参考】 集団指導教室の開催 16年度：年間54回、のべ567人参加（料理、書道、話し合い及びスポーツなど） 講師謝礼：50千円 教材等：181千円 会場使用料：15千円 家族教室の開催 16年度：年間9回、のべ207人参加 講師謝礼：50千円</p>	<p>【目的】 精神障害者が気軽に参加できる場をつくり、閉じこもりを予防する。</p> <p>【内容】 集団指導教室（集い）の開催</p> <p>【参考】 集団指導教室（集い）の開催 16年度年間11回 延人数55人（料理、カラオケ、スポーツ、野外活動） 事業費の内訳 報償費 講師謝礼：10千円 需用費 消耗品費：11千円 食料費：3千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	精神保健訪問指導事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神保健障害者福祉に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	260千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 精神障害者本人、家族及び医療機関等から依頼があったケースに対して訪問指導を行う。特に医療中断者等処遇困難なケースに関しては、必要に応じて精神科嘱託医の訪問指導やケース検討会等を開催し適切な指導を実施する。</p> <p>【内容】 福祉職、保健師による訪問指導 精神科嘱託医による訪問指導 ケース検討会の開催</p> <p>【参考】 福祉職、保健師による訪問指導 16年度：739件 精神科嘱託医による訪問指導 16年度：9件 嘱託医報酬単価：31,300円 ケース検討会の開催 16年度：4回</p>	<p>【目的】 精神障害者本人、家族及び医療機関等から依頼があったケースに対して訪問指導を行う。</p> <p>【内容】 保健師による訪問指導</p> <p>【参考】 保健師による訪問指導 16年度 103件</p>	<p>【目的】 指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、健康の保持増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ・心の健康のバランスを崩していたりそのおそれがある場合の生活環境や疾病予防に関する指導・支援 ・窓口や相談に来所した精神疾患を有する者や精神障害者においては、病状・日常生活・家族関係・社会的交流等を把握し、地域で安心し自立に向けた生活をするための医療管理・日常生活・社会生活に関する指導・支援</p> <p>【訪問従事者】 保健師 福祉職員</p> <p>【その他】 関係者による処遇検討会の開催</p> <p>【参考】 保健師による訪問指導 16年度44件 17年度50件 処遇検討会開催 16年度11回 17年度10回</p> <p>精神科医による訪問指導については、津久井保健福祉事務所で実施。</p>	<p>【目的】 精神障害者本人、家族及び医療機関等から依頼があったケースに対して訪問指導を行う。</p> <p>【内容】 保健師による訪問指導</p> <p>【参考】 保健師による訪問指導 16年度52件</p>	<p>【目的】 精神障害者本人、家族及び医療機関等から依頼があったケースに対して訪問指導を行う。特に医療中断者等処遇困難なケースに関しては、必要に応じて精神科嘱託医の訪問指導やケース検討会等を開催し適切な指導を実施する。</p> <p>【内容】 保健師による訪問指導 精神科嘱託医による訪問指導</p> <p>【参考】 保健師による訪問指導 16年度14件 精神科嘱託医による訪問指導 16年度 1件</p> <p>【事業費内訳】 障害福祉課10 - 41「障害者地域作業所運営事業」に計上</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	精神保健普及事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	107千円	60千円	30千円	10千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 医療機関、関係機関、地域作業所等との連携を深め、地域精神保健福祉の推進を図る。また、当事者会や家族会及びボランティアの組織育成及びその活動を支援するとともに、精神保健思想の普及啓発活動を行う。</p> <p>【内容】 普及講演会、公開講座開催 地域作業所、関係機関連絡会議 当事者会、家族会支援 ボランティア育成支援 社会適応訓練事業のための相談及び事業所訪問 16年度：対象者なし</p> <p>【参考】 普及講演会 16年度：5回、161人参加 公開講座 16年度：1回、72人参加 講師謝礼：76千円 地域作業所、関係機関連絡会議 地域作業所運営委員会、地域生活支援センター連絡会議への参加 当事者会、家族会支援 16年度：3団体のべ38回 ボランティア育成支援 16年度：2回 社会適応訓練事業のための相談及び事業所訪問 16年度：対象者なし</p>	<p>【目的】 町民の精神的健康の保持及び増進を図るため、また、精神障害者に対する理解を深めるため正しい知識の普及を行う。また、精神障害者の家族が孤立しないように親睦・情報交換の場をつくり、精神障害者の福祉の増進及び社会復帰を図るための活動を支援する。</p> <p>【内容】 講演会、家族会支援、市民団体支援</p> <p>【参考】 講演会 16年度2回 延107人参加 家族会支援 16年度1団体13回 市民団体支援 16年度1団体5回 精神保健福祉地域交流事業に関する市民団体支援 16年度5回</p>	<p>【目的】 医療機関、関係機関、地域作業所等との連携を深め、地域精神保健福祉の推進を図る。</p> <p>【内容】 普及講演会、公開講座開催（16年度関係機関との共催事業として新規で実施予定） 生活ホーム運営支援（運営会議・入居判定会議等） 家族会支援 実務担当者会議</p> <p>【参考】 生活ホーム運営支援（運営会議・入居判定会議等） 16年度 6回 17年度 6回 家族会支援 16年度 1団体3回 17年度 1団体3回 実務担当者会議 16年度 2回 17年度 1回 精神保健福祉地域交流事業 16年度 1回 90名参加 16年度 1回予定 ・事業費の内訳（17年度） 報償費 講師謝礼30千円 その他、実行委員会に「県精神保健福祉地域交流事業負担金」の交付10万円を受けての実施</p>	<p>【目的】 町民の精神的健康の保持及び増進を図るため、また、精神障害者に対する理解を深めるため正しい知識の普及を行う。また、精神障害者の家族が孤立しないように親睦・情報交換の場をつくり、精神障害者の福祉の増進及び社会復帰を図るための活動を支援する。</p> <p>【内容】 シンポジウム、家族会支援</p> <p>【参考】 「心の病」を考えるつどい 16年度1回 延37人参加 家族会支援 16年度1団体 1 2回</p>	<p>【目的】 医療機関、関係機関、地域作業所等との連携を深め地域精神保健福祉の推進をはかる。また、家族会やボランティアの組織育成及びその活動を支援するとともに精神保健思想の普及啓発活動を行う。</p> <p>【内容】 障害者計画部会開催、地域作業所支援、家族会支援、ボランティア支援、地域作業所開放（たんぼの家）、花まつり、生活ホーム運営支援、ジョブコーチ、社会適応訓練幹旋。</p> <p>【参考】 障害者計画部会開催 16年度 2回 地域作業所相談 16年度 6回+随時 家族会 16年度 12回（うち、1回参加） ボランティア支援 （精神科医との座談会） 16年度 2回 作業所開放（常時） 花まつり 1回 事業費は福祉予算に計上</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	精神障害者社会参加促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	207千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立と社会参加の促進を図るための交流会や地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するための連絡会を行う。</p> <p>【内容】 あじさい交流会 ソフトバレーボール大会開催 地域精神保健福祉連絡協議会</p> <p>【参考】 あじさい交流会 16年度：1回、260名参加 委託料：110千円 地域精神保健福祉連絡協議会 16年度：1回開催 委員謝礼：89千円</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るための地域住民との交流を深める活動を支援する。</p> <p>【内容】 ほのぼの100人運動会 町は後援</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 16年度1回延参加人数159人 (内本町の参加人数41人)</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立と社会参加の促進を図る</p> <p>【内容】 ・ほのぼの100人運動会支援</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 16年度1回、159名参加 平成17年度1回支援</p> <p>地域精神保健福祉連絡協議会については津久井保健福祉事務所にて実施</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るための地域住民との交流を深める活動を支援する。</p> <p>【内容】 ほのぼの100人運動会 町は後援</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 16年度1回延参加人数159人 (内本町の参加人数 31人)</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立と社会参加の促進を図る。</p> <p>【内容】 ・ほのぼの100人運動会（町は後援） ・障害者保健福祉計画部会 (社会参加促進について検討)</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 16年度1回延参加人数159人</p> <p>地域精神保健福祉連絡協議会については、津久井保健福祉事務所にて実施。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	高齢者認知症対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等		介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 城山町家族介護者元気回復事業実施要綱			介護予防・地域支え合い事業実施要綱
歳出予算額（平成17年度）	752千円	216千円	0千円		0千円
歳入予算額（平成17年度）	500千円	161千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高齢者認知症に関する専門医の相談体制を整備するとともに、在宅の痴呆老人及びその介護を行っている家族を支援する。</p> <p style="text-align: center;">保健予防課</p> <p>【内容】 嘱託医による定例相談 ウエルネスさがみはら：月2回 南合同庁舎：月2回 事業は中央保健センターで実施 家族会（友知草の会）の組織育成 役員会等に出席</p> <p>【参考】 嘱託医による定例相談 16年度：24回49件 嘱託医報酬単価：31,300円</p> <p>【特財名称】 保健事業負担金・国及び県</p> <p>【内容等】 高齢者認知症対策事業に対する補助金</p> <p>【金額】 国：250千円 県：250千円</p> <p>【補助率】 国：1/3 県：1/3</p> <p style="text-align: center;">中央保健センター</p> <p>【参考】 事業及び回数等 ・高齢者認知症相談 予定回数24回 延人数49人 ・高齢者認知症家族教室 予定回数10回 延人数199人 ・高齢者認知症予防教室 予定回数12回 延人数188人</p>	<p>【目的】 高齢者等を介護している家族等に対し、介護の一時的開放の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上をはかることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に在住するよう介護高齢者等を介護している家族とする。</p> <p>【事業内容】 介護者相互の交流により介護者の元気回復を図るため、次の事業を実施する。 (1) 宿泊、日帰り旅行等 (2) 施設見学等 (3) その他必要と認めるもの</p>	<p>中央保健センター（N09）に記載（介護家族の「しゃべりば」にて対応） 津久井保健福祉事務所にて『老人性痴呆疾患相談』として実施。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 H13・H14介護予防事業として実施。</p> <p>痴呆予防事業（あいけあ） H14年実績</p> <p>目的 独居高齢者や閉じこもりがちな高齢者に外出の機会を設け、グループ活動等の適度な刺激により痴呆を予防し、進行を遅らせることを目的に実施する。</p> <p>対象者 8人 実績 12回 74人</p>	<p>【目的】 老人性痴呆疾患に関する専門医の相談を行うとともに、在宅痴呆老人及びその介護を行っている家族を支援する。</p> <p>【内容】 嘱託医による相談 年6回 介護者交流事業 年2回 （一泊旅行1回、演芸観賞1回） 介護家族健康相談 保健師による相談 年2回 ホッと一息相談（カウンセラー） 年6回 介護家族健康教室 年2回 痴呆予防事業 生涯現役宣言教室 15地区 のびのびクラブ （地域ふれあいサロン） 15地区</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	高齢者認知症対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>事業費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費 178,000円 <ul style="list-style-type: none"> 老人性痴呆家族教室医師謝礼 @15,000円×2H×2人 同健康運動指導士謝礼 @8,000円×1回×2人 痴呆予防教室作業療法士謝礼(本庁、南) @8,500円×3H×4人 ・需用費 27,000円 消耗品 27,000円 <p>【電算システム】</p> <p>名称 「保健所システム」</p> <p>内容 保健所業務に関する支援システム。</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
26	エイズ検査・相談事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額（平成17年度）	6,491千円				
歳入予算額（平成17年度）	2,704千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 HIV感染の予防及びまん延の防止を図るため、無料・匿名による相談やHIV抗体検査並びに患者・感染者の相談、指導等を実施。</p> <p>【内容】 HIV抗体検査 ・実施回数 48回 （毎週火曜日 午前9時から11時） ・検査件数 401件（16年度実績） ・検査会場 市庁イカセター （1週間後に結果説明） ソレイユさがみ （2週間後に結果説明） 医師・保健師による個別相談 ・HIV抗体検査時に実施 ・相談件数 786件（16年度実績） 電話・窓口相談（随時） ・件数 45件（16年度実績） 【参考】（17年度予算） 総事業費 6,491千円 ・賃金 48回分 2人が交代勤務 202千円 （非常勤看護師） ・需用費 540千円 ・役務費 検査手数料 1,086千円 （県衛生研究所に検査依頼） @ 1,150×750体 863千円 @11,150×20体 223千円 ・委託料 4,620千円 検体搬送委託料 （予防医学協会へ委託） @31,500×48回 土曜検査委託料 （結核予防会へ委託） @124,319×25回</p> <p>特定財源 （名称）性感染症検査等事業補助金 （金額）3,245千円 （補助率）1/2 HIV等抗体検査を実施するために必要な人員 ・医師 1名 ・保健師 1名 ・事務 1名 ・非常勤看護師 1名</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
27	性感染症検査・相談事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額（平成17年度）	2,695千円				
歳入予算額（平成17年度）	716千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 性感染症の予防及びまん延の防止を図り、HIV感染症の予防につなげるため、無料・匿名による相談や性器クラミジア・梅毒の抗体検査並びに患者・感染者の相談、指導等を実施。</p> <p>【内容】（16年度実績） 性器クラミジア・梅毒抗体検査（HIV抗体検査と同時実施） ・実施回数 48回 （毎週火曜日 午前9時から11時） ・検査件数 クラミジア 371件 梅毒 377件（16年度実績）</p> <p>・検査会場 デイケアセンター ・抗体は職員が市衛生試験所に搬送 ・1週間後に結果説明（陽性の場合は医療機関の紹介） 医師・保健師による個別相談（抗体検査時に実施） ・相談件数 クラミジア 734件 梅毒 738件（16年度実績）</p> <p>電話・窓口相談 ・随時</p> <p>【参考】（17年度予算） 総事業費 2,695千円 ・検査用試薬・医療材料費 特定財源 （名称）性感染症検査等実施補助金 （金額）716千円 （補助率）検査費の1/2 クラミジア @1,800×750人 梅毒 @ 110×750人の1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	難病患者等短期入所事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市難病患者等短期入所事業実施要綱	城山町難病患者等短期入所事業実施要綱（仮称）			
歳出予算額（平成17年度）	81千円	102千円			
歳入予算額（平成17年度）	40千円	25千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅難病患者等を介護している家族が疾病等により居宅で介護ができない場合に、当該難病患者等を一時的に施設に入所させることで、難病患者等及び家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 ・平成16年度 実績なし</p> <p>【参考】 ・特定疾患医療受給者数 2,654人（平成17年3月31日現在） ・事業費 81千円（平成17年度） ・財源 名称 難病患者等居宅生活支援事業補助金 40千円 入所日数 5日間 × @16,090 補助率 1/2</p>	<p>【目的】 難病患者等の介護をしている家族が疾病等の理由により、居宅における介護が出来ない場合、一時的に施設を利用することにより、本人及び家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 ・平成17年度から新規事業として予算化</p> <p>【参考】 ・特定疾患医療受給者数 115人（平成17年3月31日現在） ・事業費 102千円（平成17年度） ・財源 難病患者等居宅生活支援事業補助金 25千円 入所日数 7日間 × @14,540 補助率 1/4（国）</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	難病患者等ホームヘルプサービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱	城山町難病患者等ホームヘルプサービス事業実施要綱（仮称）			
歳出予算額（平成17年度）	953千円	289千円			
歳入予算額（平成17年度）	476千円	180千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 難病患者等の家庭にホームヘルパーを派遣し、家事等援助を行なうことで、難病患者等の安定した療養生活の確保を図る。</p> <p>【内容】（平成16年度 実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の介護（食事、排泄、衣類着脱等の介助） ・ 家事援助（調理、洗濯、掃除等の援助） ・ 外出時の付き添い ・ 相談及び助言 ・ 実利用者 8人 <ul style="list-style-type: none"> 家事援助 249回 297時間 身体介護 12回 33時間 ・ 財源 <ul style="list-style-type: none"> 難病患者等居宅生活支援事業補助金 191千円 事業費587,070円 - 204,210円（自己負担額） 補助率 1/2 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームヘルパー 常勤 4人 非常勤 2人 ・ 財源（平成17年度） 難病患者等居宅生活支援事業補助金 476千円 事業費1,252,560円 - 299,080円（自己負担額） 補助率 1/2 	<p>【目的】 日常生活を営むのに支障がある難病患者等のいる家族にホームヘルパーを派遣する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度から新規事業として予算化 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費 289千円（平成17年度） ・ 財源 <ul style="list-style-type: none"> 難病患者等居宅生活支援事業補助金 180千円 身体介護 52時間 家事援助 52時間 計 104時間 補助率 1/4（国） 1/2（県） 	該当なし	<p>身体障害者支援費事業居宅支援の中で実施。 平成16年度 実績なし。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	精神障害者ホームヘルプサービス事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 津久井町精神障害者ホームヘルパー派遣事業運営要綱	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 藤野町精神障害者ホームヘルパー派遣事業要綱
歳出予算額（平成17年度）	1,115千円	1,755千円	646千円	434千円	947千円
歳入予算額（平成17年度）	873千円	98千円	257千円	309千円	706千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、家庭等にホームヘルパーを派遣し、食事等その他の日常生活を営むのに必要なサービスを提供することにより、自立と社会復帰を促進する。</p> <p>【内容】 ホームヘルパーの派遣 直営、常勤4人・非常勤2人で実施 平成17年4月1日現在利用者26人</p> <p>【参考】 ホームヘルパーの派遣 16年度：家事援助1,364回1,274時間15分 16年度：身体介護0回0時間0分</p> <p>【特財名称】 精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金・国及び県</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）に対する補助金</p> <p>【金額】 17年度：国：1,044千円 県：522千円 補助基本額（2,088千円）＝ 家事援助（①1,530×1,200H）＋ 身体介護（④4,020×100H）－ 費用徴収額（150千円）</p> <p>【補助率】 国：1/2 県：1/4</p> <p>【名称】 精神障害者ホームヘルプサービス事業収入</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）にかかる徴収金</p> <p>【金額】 17年度：150千円</p>	<p>【目的】 精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣し、食事及び身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する。</p> <p>【内容】 ホームヘルパーの派遣 民間事業者へ委託方式で実施 平成17年4月1日現在利用者6人</p> <p>【参考】 ホームヘルパーの派遣 16年度身体介護163回196時間 家事援助95回109.5時間</p> <p>【特財名称】 精神障害者居宅介護等事業補助金（国県）</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）に対する補助金</p> <p>【金額】 国：828千円 県：414千円 補助基本額（1,755千円）＝ 家事援助（①1,530×280h）＋ 身体介護（④4,020×330h）</p> <p>【補助率】 国：1/2 県：1/4</p> <p>【名称】 精神障害者ホームヘルプサービス利用料</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）にかかる徴収金</p> <p>【金額】 98千円</p>	<p>【目的】 精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣し、家事の援助、身体の介助等その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ホームヘルパーの派遣 町社会福祉協議会へ委託方式で実施 平成17年4月1日現在利用者6人</p> <p>【参考】 ホームヘルパーの派遣 16年度家事援助111回113時間</p> <p>【特財名称】 精神障害者居宅介護等事業補助金（国県）</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）に対する補助金</p> <p>【金額】 国：151千円 県：75千円 補助基本額（302千円）＝ 家事援助（①1,530×218h）－ 費用徴収額（31千円）</p> <p>【補助率】 国：1/2 県：1/4</p> <p>【名称】 精神障害者ホームヘルパー派遣事業負担金</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）にかかる徴収金</p> <p>【金額】 31千円</p>	<p>【目的】 精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、家庭等にホームヘルパーを派遣し、食事等その他の日常生活を営むのに必要なサービスを提供することにより、自立と社会復帰を促進する。</p> <p>【内容】 ホームヘルパーの派遣 社会福祉協議会へ委託。 非常勤2人で実施 平成17年4月1日現在利用者5人</p> <p>【参考】 ホームヘルパーの派遣 16年度家事援助112回112時間 ヘルパー：非常勤2名</p> <p>【特財名称】 精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金・国及び県</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）に対する補助金</p> <p>【金額】 国：206千円 県：103千円 補助基本額（413千円）＝ 家事援助（①1,530×48H）＋ 身体介護（④4,020×48H）</p> <p>【補助率】 国：1/2 県：1/4</p>	<p>【目的】 精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣し、食事及び身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する。</p> <p>【内容】 ホームヘルパーの派遣 民間事業者へ委託方式で実施 平成17年4月1日現在利用者0人</p> <p>【参考】 ホームヘルパーの派遣 16年度実績なし</p> <p>【特財名称】 精神障害者居宅介護等事業補助金（国県）</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）に対する補助金</p> <p>【予算額】 国：473千円 県：236千円 補助基本額（947千円）＝ 家事援助（①1,530×468h）＋ 移動時間（②2,220×104h）</p> <p>【補助率】 国：1/2 県：1/4</p> <p>【名称】 精神障害者ホームヘルプサービス利用料</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）にかかる徴収金</p> <p>【金額】 対象者が直接事業者へ支払う。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	精神障害者短期入所事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
歳出予算額（平成17年度）	157千円	61千円			
歳入予算額（平成17年度）	117千円	45千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家族等の疾病等のために居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった者について短期間入所させる短期入所事業を実施する。</p> <p>【内容】 短期入所の実施</p> <p>【参考】 16年度：1人・のべ6日利用</p> <p>【特財名称】 精神障害者短期入所事業補助金 【内容等】 精神障害者短期入所事業に対する補助金 【金額】 17年度：117千円 【補助率】 3 / 4</p>	<p>【目的】 家族等の疾病等のために居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった者について短期間入所させる短期入所事業を実施する。</p> <p>【内容】 短期入所の実施</p> <p>【参考】 16年度 利用実績無し</p> <p>【特財名称】 精神障害者短期入所事業補助金 【内容等】 精神障害者短期入所事業に対する補助金 【金額】 45千円 【補助率】 3/4</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	ひきこもり相談・支援事業		A協議会	B幹事会	C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	510千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ひきこもり状態にある者の家族からの相談に対応し、背景にある問題を整理し、家族自身が問題に向き合い、家族関係を修正することを通してひきこもりの解決に向かうことができるよう支援する。</p> <p>【内容】 ひきこもり相談会 平成17年度9回予定 ひきこもり研修会 平成17年度2回予定 自助グループ形成支援 平成17年度12回予定 うちアドバイザーによる支援6回</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	医事・薬事等指導事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生活衛生課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	薬事法、毒物及び劇物取締 麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、あへん法				
歳出予算額（平成17年度）	256千円			10千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>薬事指導事業</p> <p>【目的】 薬事法、毒物及び劇物取締法に基づく薬局、医薬品販売業等の許可、毒物劇物販売業の登録等の許認可及び監視指導を行うことにより、医薬品等の品質及び安全性の確保を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬事法に基づく薬局、医薬品販売業等の許可、監視指導等 ○ 毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物販売業の登録、監視指導等 ○ 麻薬及び向精神薬取締法に基づく免許申請等の経由事務 ○ 薬事講習会の開催 新規薬局開設者等を対象に、専門的知識の普及向上を図ることを目的に実施 <p>薬物乱用防止対策事業</p> <p>【目的】 広域化、低年齢化傾向にある薬物乱用問題に対処するため地域における薬物乱用防止体制の充実強化及び啓発活動の推進を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物乱用防止連絡会の開催 目的...関係団体との連絡調整を行うことにより地域に密着した薬物乱用防止事業に資する ○ 薬物相談薬局研修会の開催 目的...薬物相談薬局の薬剤師を対象に、薬物に対する知識の習得を図る ○ 街頭キャンペーンを中心とする啓発活動 目的...啓発資料の配布、パネル展示、広報車による広報等を行い、市民に対し薬物乱用防止の普及啓発を図る 	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	薬物乱用防止対策事業	薬物乱用防止対策
				<p>【目的】 広域化、低年齢化傾向にある薬物乱用問題に対処するため、町内中学2年生を対象に薬物乱用防止体制の充実強化及び啓発活動の推進を図る。</p> <p>【内容】 町内中学2年生を対象とした薬物乱用防止講演会の開催</p> <p>【実績】 平成16年度 2校 103人</p> <p>【予算】 平成17年度予算 10千円</p>	<p>【目的】 薬物乱用防止の小学校の授業について、講師の派遣など技術支援を行い、薬物依存防止を図る。</p> <p>【内容】 学校出前講座 ・薬物 ・タバコ ・アルコール 町内6校の小学校の要請に応じて対応。</p> <p>【事業費】 思春期保健事業（1-37）の項に計上。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	食品衛生事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生活衛生課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	食品衛生法 神奈川県食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例				
歳出予算額（平成17年度）	6,474千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関係営業施設の許可（政令34業種、県条例に基づく営業）新規約1,000件、更新約1,000件 更新分は食品衛生協会に委託（3,228千円） ・報告営業審査、受理（食品販売業、給食施設等） ・食品関係営業施設監視指導（許可・報告営業施設、緑日・祭礼等） ・食鳥検査法に基づく監視指導 ・食品関係業者（食品衛生責任者）講習会の実施 約80回（食品衛生協会に35回を委託1,056千円） ・食品等の衛生確保 食品等の取去及び検査約400件、違反食品処理、輸入食品衛生対策、苦情処理約150件、試食検査約40件等 ・食中毒対策 食中毒等食品に起因する事件・事故発生時の対応、食中毒予防月間事業の実施による市民・業者への啓発活動 ・食品衛生推進委員、指導員活動補助金（補助金額：118千円） 食品衛生協会が自主的に活動している本事業に対して補助することにより、業者の一層の自主管理の促進を図るもの。 ・食品衛生協会運営事業補助金（補助金額：1,232千円） 食品衛生・公衆衛生の発展に寄与するとともに、協会の円滑な運営を促進するもの。 ・食中毒予防キャンペーン事業補助金（補助金額：280千円） 食品衛生協会が実施している当該事業を支援することにより、公衆衛生・食品衛生の普及・向上を図るもの。 	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし
					<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒対策 0-157発生時に対応。0-157が発生した場合の対応について、要綱を作成。（平成15年度～）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	環境衛生関係営業施設等指導事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生活衛生課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	まちづくり課
根拠法令等	理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法				
歳出予算額（平成17年度）	89千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 理容所、美容所、クリーニング所などの環境衛生関係営業施設等について、各法令の規定に基づき許可又は確認を行うとともに、監視指導等を実施することにより衛生措置基準の遵守を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理容所、美容所、クリーニング所の検査、確認及び監視指導 ○ 旅館、興行場、公衆浴場の許可及び監視指導 ○ 衛生講習会の実施 <p>理容業、美容業を対象に衛生措置基準の遵守等を図ることを目的に実施。</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	生活環境対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生活衛生課	環境防災課	環境課	健康福祉課	まちづくり課
根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 温泉法 水道法等				
歳出予算額（平成17年度）	166千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	生活環境対策 【目的】 特定建築物、水道、家庭用品などについて各法令の規定に基づく各種届出を受理するとともに、監視指導等を実施することにより衛生的な生活環境を確保する 【内容】 ○ 各種届出等の受理 ○ 対象施設の監視指導 ○ 家庭用品の安全確保対策 試買検査の実施により、衣料品等家庭用品に起因する健康被害の発生を防止する ○ シックハウス相談 室内測定用検知管式測定器によるホルムアルデヒド等検知 災害時の給水対策	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	狂犬病予防事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生活衛生課	環境防災課	健康福祉課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	狂犬病予防法	狂犬病予防法	狂犬病予防法	狂犬病予防法	狂犬病予防法
歳出予算額（平成17年度）	32,652千円	729千円	755千円	275千円	278千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	1681千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付 ○ 狂犬病予防定期集合注射の実施 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の抑留、処分業務 ○ 犬の捕獲及び搬送業務 【平成16年度の概要】 ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 28,016頭 登録申請頭数 2,949頭 注射実施頭数 24,507頭 ○ 狂犬病予防定期集合注射委託（相模原市獣医師会） 14日 40会場を実施 ○ 犬の登録、注射促進協力事業委託 ○ 犬の抑留等業務委託（神奈川県） ○ 犬の捕獲等業務委託（日本通運（株）厚木支店） ○ 個別通知発送委託...狂犬病予防注射通知書印刷</p> <p>【事業費内訳】 （報償費） 謝礼 281千円（犬評価人手当） （需用費） 消耗品費 499千円（二重リング等） 印刷製本費 1,291千円（犬鑑札等） （役務費） 郵便料 1,650千円（集合注射お知らせ） （委託料） 事務作業委託料 内訳 2,251千円（集合注射） 2,130千円（促進協力事業） 7,244千円（抑留等委託） 14,133千円（捕獲等委託） 474千円（通知作成委託）</p>	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付 ○ 狂犬病予防定期集合注射の実施 【平成16年度の概要】 ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 1,778頭 登録申請頭数 144頭 注射実施頭数 1,457頭 ○ 狂犬病予防定期集合注射委託（津久井郡獣医師会） 3日 12会場を実施 ○ 犬の登録、注射促進協力事業委託 ○ 犬の登録管理システム保守管理委託</p> <p>【事業費内訳】 （賃金） 臨時雇賃金 45千円（集合注射臨時雇） （旅費） 普通旅費 5千円 （需用費） 消耗品費 150千円（二重リング等） 印刷製本費 45千円（愛犬手帳等） （役務費） 通信運搬費 115千円（集合注射お知らせ及び注射勧告通知） （委託料） 内訳 142千円（促進協力事業） 227千円（システム賃借料）</p>	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付 ○ 狂犬病予防定期集合注射の実施 【平成16年度の概要】 ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 2,694頭 登録申請頭数 229頭 注射実施頭数 2,060頭 ○ 狂犬病予防定期集合注射（津久井郡獣医師会） 4日 26会場を実施 ○ 犬の登録、注射促進協力事業委託 ○ 犬の登録管理システム保守管理委託</p> <p>【事業費内訳】 （賃金） 臨時雇賃金 50千円（集合注射臨時雇） （旅費） 普通旅費 6千円 （需用費） 消耗品費 85千円（二重リング等） 印刷製本費 102千円（愛犬手帳等） （役務費） 通信運搬費 178千円（集合注射お知らせ） （委託料） 内訳 271千円（促進協力事業） 63千円（システム保守管理）</p>	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付 ○ 狂犬病予防定期集合注射の実施 【平成16年度の概要】 ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 815頭 登録申請頭数 73頭 注射実施頭数 642頭 ○ 狂犬病予防定期集合注射委託（津久井郡獣医師会） 3日 21会場を実施 ○ 犬の登録、注射促進協力事業委託 ○ 犬の登録管理システム保守管理委託</p> <p>【事業費内訳】 （賃金） 臨時雇賃金 19千円（集合注射臨時雇） （需用費） 消耗品費 61千円（二重リング等） 印刷製本費 11千円（愛犬手帳等） （役務費） 郵送料 49千円（集合注射お知らせ） （委託料） 内訳 68千円（促進協力事業） 67千円（システム保守管理）</p>	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付 ○ 狂犬病予防定期集合注射の実施 【平成16年度の概要】 ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 873頭 登録申請頭数 73頭 注射実施頭数 698頭 ○ 狂犬病予防定期集合注射委託（津久井郡獣医師会）4日 31会場を実施 犬の登録、注射促進協力事業委託 犬の登録管理システム保守管理委託</p> <p>【事業費内訳】 （賃金） 臨時雇賃金24千円（集合注射臨時雇） （需用費） 消耗品費 60千円（二重リング等） 印刷製本費 30千円（愛犬手帳等） （役務費） 郵送料 55千円（集合注射お知らせ） （委託料） 内訳 46千円（促進協力事業） 63千円（システム保守管理）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	動物愛護事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	生活衛生課	環境防災課	健康福祉課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例				
歳出予算額（平成17年度）	11,820千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 犬・猫不妊去勢手術助成事業</p> <p>【目的】 野犬・野猫の増加を防止するため、市民が飼い犬、飼い猫に行う不妊・去勢手術に対して助成を行う。</p> <p>【内容】 <補助金額> 犬 オス 3,000円/頭 メス 4,000円/頭 猫 オス 2,800円/匹 メス 4,000円/匹</p> <p>【16年度見込み頭数】 犬 オス 200頭 メス 305頭 猫 オス 600頭 メス 1,000頭</p> <p>2. 負傷犬・猫処置事業</p> <p>【目的】 動愛法に基づき、公共の場所で疾病にかかり又は負傷した犬・猫の収容等の処置を行う。</p> <p>【内容】 負傷等した犬、猫の収容等の処置業務を相模原市獣医師会へ委託。 【17年度見込み件数】 120件</p> <p>動物愛護普及事業</p> <p>【目的】 動物の適正な飼養に関する事業等を実施することにより、市民の動物愛護思想の普及・啓発を図る。</p> <p>【内容】 ○ 犬のふん持ち帰り啓発看板の配布 ○ 動物愛護事業の実施 「子犬のしつけ教室」を相模原市獣医師会へ委託 ○ 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき引き取った犬、猫等の抑留及び処分を神奈川県へ委託</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	衛生害虫等駆除事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生活衛生課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額（平成17年度）	2,106千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の媒介原因となる衛生害虫等の苦情相談及び駆除を行うことにより、市民の衛生害虫に対する不快感を取り除き、快適な生活環境の確保に努める。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スズメバチの巣の駆除 ・スズメバチ以外のハチの駆除方法指導 ・ねずみ駆除薬剤の希望者への配布 ・感染症の媒介原因となる衛生害虫発生時の駆除指導等 <p>【概要】</p> <p>はち駆除等実施状況</p> <p style="padding-left: 20px;">駆除件数 138件</p> <p style="padding-left: 20px;">指導件数 921件</p> <p>ねずみ・昆虫等</p> <p style="padding-left: 20px;">苦情・相談処理件数 133件</p> <p>【事業費内訳】</p> <p>（需用費）</p> <p style="padding-left: 20px;">消耗品費 90千円（殺鼠剤等）</p> <p style="padding-left: 20px;">委託料</p> <p>事務作業等委託料</p> <p style="padding-left: 20px;">2,016千円（スズメバチ駆除）</p>	<p>該当なし</p> <p>事業立てはしていないが、衛生害虫等の苦情相談及びスズメバチ等の駆除用の防護服の貸し出しを行い町民の衛生害虫に対する不快感を取り除き、快適な生活環境の確保に努めている。</p>	<p>該当なし</p> <p>スズメバチ等のハチの駆除</p> <p>本町では、害虫等の駆除については管理者の責任において対応していただくことを原則としている。但し、相談等を受けた場合は、専門業者等の紹介を行っている。</p>	<p>該当なし</p> <p>スズメバチ等のハチの駆除</p> <p>本町では、害虫等の駆除については管理者の責任において対応していただくことを原則としている。但し、相談等を受けた場合は、専門業者等の紹介を行っている。</p>	<p>該当なし</p> <p>スズメバチ等のハチの駆除</p> <p>本町では、害虫等の駆除については管理者の責任において対応していただくことを原則としている。但し、相談等を受けた場合は、専門業者等の紹介を行っている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	調理師等免許事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生活衛生課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	食品衛生法				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】 調理師、製菓衛生師、ふぐ包丁師の各免許の経由事務。 これらの免許は県の許可であるが、市保健所が経由事務を行う。 約300件</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																										
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会																										
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																										
7	衛生検査事業		A協議会 B幹事会 C専門部会																										
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																								
担当課名	衛生試験所	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																								
根拠法令等	地域保健法 食品衛生法																												
歳出予算額（平成17年度）	12,537千円																												
歳入予算額（平成17年度）																													
【事務事業の内容】	<p>【目的】 衛生上の試験・検査を行うことを目的とする。</p> <p>【平成16年度事業概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民からの依頼検査 衛生検査手数料の項参照 2 市が行う検査 <ul style="list-style-type: none"> (1) 食品に関する検査（収去検査） <ul style="list-style-type: none"> ・ 細菌検査 423検体 ・ 理化学検査 204検体 (2) 環境衛生に関する検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆浴場の水質検査 26検体 ・ 家庭用品の検査 71検体 (3) 感染症に関する検査 372検体 (4) 食中毒に関する検査 186検体 <p>【平成17年度事業費内訳】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名 称</td> <td style="width: 10%;">事業費（千円）</td> <td style="width: 80%;">説 明</td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td>334</td> <td>社会保険料（非常勤職員等1名）</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>2,841</td> <td>非常勤職員等2名</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>8,265</td> <td>検査用試薬、器具等消耗品</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>497</td> <td>外部検査委託手数料等</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>600</td> <td>検査用備品購入</td> </tr> </table> <p>【平成17年度検査従事職員数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">理化学検査</td> <td style="width: 10%;">5名</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>細菌学検査</td> <td>5名</td> <td></td> </tr> </table>	名 称	事業費（千円）	説 明	共済費	334	社会保険料（非常勤職員等1名）	賃金	2,841	非常勤職員等2名	需用費	8,265	検査用試薬、器具等消耗品	役務費	497	外部検査委託手数料等	備品購入費	600	検査用備品購入	理化学検査	5名		細菌学検査	5名		津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし
名 称	事業費（千円）	説 明																											
共済費	334	社会保険料（非常勤職員等1名）																											
賃金	2,841	非常勤職員等2名																											
需用費	8,265	検査用試薬、器具等消耗品																											
役務費	497	外部検査委託手数料等																											
備品購入費	600	検査用備品購入																											
理化学検査	5名																												
細菌学検査	5名																												

事務事業現況調書

	合併協議事項		専門部会名																																						
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会																																						
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																						
8	衛生試験所維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会																																						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																				
担当課名	衛生試験所	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																																				
根拠法令等	地域保健法 昭和22年9月5日 法律第101号																																								
歳出予算額（平成17年度）	15,597千円																																								
歳入予算額（平成17年度）	0千円																																								
【事務事業の内容】	<p>【目的】 衛生検査施設の維持管理を行う。</p> <p>【衛生検査施設の状況】</p> <p>1 場所 相模原市富士見6-5-8 神奈川県相模原合同庁舎内</p> <p>2 占有面積 406.77㎡ 衛生検査施設は、平成17年度まで神奈川 県から無償供与を受けている。</p> <p>（主要諸室）</p> <table style="font-size: small;"> <tr><td>諸室名称</td><td>面積</td><td>説明（対象）</td></tr> <tr><td>細菌検査室</td><td>40.66㎡</td><td>便の細菌検査など（便）</td></tr> <tr><td>臨床検査室</td><td>25.89㎡</td><td>性感染症の検査（血液）</td></tr> <tr><td>食品細菌検査室</td><td>39.925㎡</td><td>食品中の細菌検査（食品）</td></tr> <tr><td>理化学検査室</td><td>95.72㎡</td><td>添加物等の検査（食品、水）</td></tr> <tr><td>機器分析室</td><td>43.705㎡</td><td>測定機器類を設置</td></tr> <tr><td>その他</td><td>160.87㎡</td><td>事務室、倉庫等</td></tr> </table> <p>【平成17年度事業費の内訳】</p> <table style="font-size: small;"> <tr><td>名称</td><td>事業費（千円）</td><td>説明</td></tr> <tr><td>需用費</td><td>800</td><td>検査機器等修繕費</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>1,328</td><td>機器点検等委託</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>7,649</td><td>検査機器のリース費</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>6,000</td><td>庁舎維持管理費負担金</td></tr> </table>	諸室名称	面積	説明（対象）	細菌検査室	40.66㎡	便の細菌検査など（便）	臨床検査室	25.89㎡	性感染症の検査（血液）	食品細菌検査室	39.925㎡	食品中の細菌検査（食品）	理化学検査室	95.72㎡	添加物等の検査（食品、水）	機器分析室	43.705㎡	測定機器類を設置	その他	160.87㎡	事務室、倉庫等	名称	事業費（千円）	説明	需用費	800	検査機器等修繕費	委託料	1,328	機器点検等委託	賃借料	7,649	検査機器のリース費	負担金	6,000	庁舎維持管理費負担金	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし
諸室名称	面積	説明（対象）																																							
細菌検査室	40.66㎡	便の細菌検査など（便）																																							
臨床検査室	25.89㎡	性感染症の検査（血液）																																							
食品細菌検査室	39.925㎡	食品中の細菌検査（食品）																																							
理化学検査室	95.72㎡	添加物等の検査（食品、水）																																							
機器分析室	43.705㎡	測定機器類を設置																																							
その他	160.87㎡	事務室、倉庫等																																							
名称	事業費（千円）	説明																																							
需用費	800	検査機器等修繕費																																							
委託料	1,328	機器点検等委託																																							
賃借料	7,649	検査機器のリース費																																							
負担金	6,000	庁舎維持管理費負担金																																							

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	保健所衛生検査施設整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	衛生試験所	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	地域保健法				
歳出予算額（平成17年度）	781,049千円				
歳入予算額（平成17年度）	596,477千円				
【事務事業の内容】	<p>1 背景等 平成10年2月に県と締結した覚書により、平成16年度で無償借用期間が終了するために整備するもの。 整備に当たっては、環境検査センター、環境情報センター及び犬の一時抑留施設との合築とする。</p> <p>2 施設の概要 (1) 建物 富士見1丁目5320番地5に所在する旧メディカルセンター（築30年） (2) 規模 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建て 延べ面積 2,920㎡ (3) 工事方法 改築（耐震改修を含む） (4) 利用形態 4つの複合施設として利用</p> <p>3 スケジュール 平成17年度 改修工事、備品等整備、移転 平成18年度 開所（4月）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	保健と福祉のライブラリー事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市保健所及び保健センター条例 相模原市保健所及び保健センター条例施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	9,918千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保健・医学・福祉関係の図書を收藏し、市民に総合的な情報を提供するとともに、視覚障害者が必要とする点字・録音図書等を備えた専門的なライブラリーを設置し、市民の保健福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 市立図書館等と連携しながら、図書の貸し出し等の業務を行っている。なお、管理運営業務は相模原市社会福祉協議会に委託している。</p> <p>【参考】 開室日等 月～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時</p> <p>收藏数 一般図書等 16,217冊 ビデオ等 823本 点字図書等 3,189冊 録音図書等 1,672冊 (平成17年3月末現在)</p> <p>【関係団体・慣行】 名称 「相模原市社会福祉協議会」</p> <p>【電算システム】 名称 「図書館システム」 内容 市立図書館、公民館等の図書室とオンラインで接続しているシステム。</p>	該当なし	<p>該当なし 事業システムとして、図書・ビデオ等貸出し機能は持っていないが保健師の資質向上や事業として在庫の図書・ビデオ等が多少あり、個別で借用希望があった場合、町事業に支障ない範囲で無料にて貸出しすることはある。</p>	該当なし	<p>該当なし 特に事業化はしていないが、教材として管理しているビデオテープの貸し出しを実施している。(貸し出し簿あり)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	健康教育事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法		老人保健法
歳出予算額（平成17年度）	1,370千円	639千円	984（対象経費1-10にもあり）	68千円	525千円
歳入予算額（平成17年度）	712千円	208千円	846千円	68千円	350千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図るため、健康教育を実施する。</p> <p>【参考】個別健康教育 ・高血圧、高脂血症、糖尿病、禁煙 予定回数 270回 延人数 435人 集団健康教育 ・病態別健康教育 予定回数 26回 延人数 600人 ・一般健康教育 予定回数 200回 延人数4,000人 ・介護家族健康教育 予定回数 4回 延人数 100人 事業費の内訳 ・賃金 151,000円 栄養指導補助賃金 151,000円 ・報償費 503,000 医師謝礼 @15,000円×2H×13人 @15,000円×1H×4人 健康運動指導士謝礼@6,000円×1H×2人 臨床心理士謝礼@5,000円×2H×2人 看護士謝礼@1,300円×1H×16人 ・需用費 548,000円 消耗品費 396,000円 物品修繕費 90,000円 医薬材料費 62,000円 ・委託料 168,000円 生活習慣改善健康教室健康運動指導士委託 45,600円 個別健康教育検査委託 121,800円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p> <p>【日報管理システム】 内容 事業報告書の作成と統計事務を支援するシステム。保健所が運用・管理し、保守も行って</p>	<p>【目的】「自らの健康を自らつくる」を基本理念に、生活習慣病を予防するための普及啓発及び壮年期からの健康づくりを推進する。</p> <p>【参考】個別健康教育教室 ・高脂血症教室 5回（9日間）実人数53人 集団健康教育 ・歯周疾患健康教育 予定回数 5回 延人数 100人 ・病態別健康教育 予定回数 14回 延人数 680人 ・一般健康教育 予定回数 75回 延人数 2200人 ・介護家族健康教育 予定回数 1回 延人数 50人 事業費の内訳 ・賃金 268,000円 栄養士賃金 17人 125,300円 歯科衛生士賃金 20人 142,000円 ・報償費 336,000円 講師謝礼 @30,000円×5人 @10,000円×5回×2人 @5,000円×2人 @23,000円×2人 医師謝礼 @30,000円×1人 ・需用費 35,000円 消耗品費 35,000円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p> <p>【日報管理システム】 なし</p>	<p>【目的】心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発する。</p> <p>【内容・16年度実績数】 個別健康教育（高血圧、高脂血症、糖尿病）=（あるけあるけ教室） …自らの健康問題や生活習慣を具体的に振り返りながら、仲間とともに各自が歩くことを通し、継続的に健康を保持増進することを目的に年1コースを実施。 1コース10回 参加者実数 8人 延べ数 68人 集団健康教育 ・歯周疾患健康教育 …歯科衛生士による口腔内チェックに加え、歯の健康の大切さを伝え、セルフケア能力を高めることを目的に実施 1回 16名 ・病態別健康教育（糖尿病教室） …糖尿病の合併症を起さないよう、食事療法・運動療法を実践する人を増やす。 1コース4回+企画委員会8回 参加者実数 14人 延べ数 37人 一般健康教育 …地区における健康づくり活動の実践として健康普及員主催健康講座 8回 参加延べ数 211人 老人会等からの依頼を受けて健康教育 6回 参加延べ数 169人 健康ウォークリーダー研修 …健康ウォークを地域で実践できる人材を育成することで、生活習慣病の一次予防を図り、健康的な地域の形成に繋げることを目的に年1コース実施 1コース3回 参加者実数 40人 延べ数 82人 介護家族健康教育 …家族交流と健康づくりを目的に実施 2回 参加者実数 3人 延べ数 4人</p>	<p>【目的】生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図るため、健康教育を実施する。（グループづくり等）</p> <p>【参考】個別健康教育 ・平成17年度実施 高血圧予防セミナー 1コース（8回） 集団健康教育 ・平成16年度実績 予定回数 4回 延人数 438人 ・骨粗しょう症健康教育 予定回数 9回 延人数 197人 ・一般健康教育 予定回数 29回 延人数 810人 ・介護家族健康教育 該当無し</p> <p>事業費の内訳 国保会計で実施 ・報償費 50千円 講師謝礼 @20,000円×1人 @5,000円×6回 ・需用費 18千円・・・パンフレット等</p>	<p>【目的】痴呆・介護予防・早せ予防のため、健康情報の提供を行うとともに、健康的な生活習慣を定着できる環境を整備する。（グループづくり等）</p> <p>【参考】個別健康教育 ・痴呆（平成16年度から実施：実4人） 集団健康教育 ・働き盛りの健康教室 ミドルエイジのヘルスセミナー1回 マレットゴルフの健康教室 1回 ・生活習慣病予防教室 健康セミナー 2回（1コース） 足腰おたっしや教室 7回（1コース） ・がん集団検診時健康教室 2回 ・骨づくり健康教室 1回 ・健康出前講座 随時 ウォーキング大会1回、地域巡回食生活改善事業、地域ふれあいサロン健康教室は他の項に記載。</p> <p>【事業費内訳】 働き盛りの健康教室（ミドルエイジのヘルスセミナー・マレットゴルフ健康教室） 報償費 講師料： 41千円 需用費 消耗品： 67千円 使用料及び賃借料 3千円 生活習慣病予防教室 報償費 講師料： 84千円 需用費 消耗品： 10千円 役務費 郵便料： 5千円 腰痛対策指導委託料 63千円 使用料及び賃借料 70千円 がん集団検診時健康教室 報償費 35千円 需用費 教材費 30千円 健康出前講座（歯科分は21-27に計上） 報償費 講師料 23千円 需用費 教材費 25千円 役務費 切手代 10千円 個別健康教育 臨時職員賃金 12千円 需用費 教材費 30千円 役務費 17千円 ウォーキング大会 地域保健課1-23「健康増進事業」に予算計上</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	健康教育事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p>【参考】</p> <p>平成17年度 個別健康教育（高血圧、高脂血症、糖尿病）＝ （あるけあるけ教室） 予定回数 1回（12日コース） 延人数 168人 集団健康教育 ・歯周疾患健康教育（再掲） 予定回数 1回 延人数 12人 ・病態別健康教育（糖尿病教室） 予定回数 1コース5回+企画委員会8回 延人数 120人 ・介護家族健康教育 予定回数未定 ・一般健康教育... 地区における健康づくり活動の実践として健康普及員主催健康講座 予定回数 8回 延人数 200人 老人会等からの依頼を受けて健康教育 予定回数11回 延人数400人 ・健康ウォークリーダー研修 予定回数 3回 延人数60人</p> <p>事業費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金 266千円 データ入力事務 141,480円（あるけ） 保健師・看護師 124,200円（あるけ） ・報償費 282千円 医師謝礼 30,000円×1人 30,000円 健康運動指導士謝礼 22,000円×7回 ＝154,000円 臨床心理士謝礼31,000円×1回 31,000円 住民謝礼（5人） 12,000円（あるけの図書券4,000円＋DM教室8,000円） 地区健康づくり講座講師謝礼 5,000円×10人 50,000円 歯科衛生士謝礼 5,000円×1人 5,000円 ・需用費 141千円 消耗品費 81,641千円 指導材料費 11,025円 賄材料費 8,000円 燃料費 30,713円 印刷製本費9,240円 ・役務費 39千円 通信運搬費 38,200円 ・委託料 256千円 体力測定・結果説明 財団委託217,350円 血液検査委託料 38,168円 <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健事業国庫負担金 388千円 保健事業県負担金 388千円 		<p>骨づくり健康教室 1-28地域保健課「骨粗しょう症予防事業」に計上</p> <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金 <p>【日報管理システム】 なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	健康相談事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法		老人保健法
歳出予算額（平成17年度）	1,211千円	77千円	1,247千円	0千円	56千円
歳入予算額（平成17年度）	806千円	77千円	340千円	0千円	36千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 健康管理に資するため、希望者への指導助言を行うとともに、基本健康診査の結果等によって保健指導等が必要な者に対して、必要な相談や指導を実施する。</p> <p>【内容】 予定回数 1,200回、予定延人数 4,700人</p> <p>【参考】 重点健康相談 57回 延人数 470人 ・歯周疾患健康相談 24回 延人数 260人 ・生活習慣改善健康相談 予定回数37回、延人数310人 総合健康相談 予定回数1,098回、延人数4,110人 ・健康相談＜庁内、電話＞ 980回 延人数 400人 ・まつり等健康相談 5回 延人数 100人 ・栄養相談 48回 延人数 175人 事業費の内訳 ・賃金 475,000円 栄養指導補助資金 416,670円 歯科指導補助資金 58,140円 ・需用費 364,000円 消耗品費 274,000円 物品修繕料 90,000円 ・委託料 372,000円 生活習慣改善健康相談健康運動指導士委託</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p>	<p>【目的】 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てる。</p> <p>【内容】 予定回数 39回、予定延人数 530人</p> <p>【参考】 重点健康相談 ・病態別 予定回数8回、延人数150人 介護家族健康相談 予定回数1回、延人数30人 総合健康相談 予定回数30回、延人数350人 事業費の内訳 ・需用費 77千円 消耗品費 72千円 物品修繕料 5千円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p>	<p>【目的】 自分らしい健康観の獲得に向け、個々の生活習慣・生活様式に合わせた具体的な健康相談に応じ、自らの健康管理が行えるよう支援する。</p> <p>【内容】 予定回数 41回 予定延人数 329人</p> <p>【参考】 総称 はつらつ健康相談 予定回数 18回 16年度実績 延98人 （重点健康相談・生活習慣改善健康相談・介護家族健康相談・総合健康相談を含む） 歯周疾患健康相談 1回 10人 心の相談室 予定回数 24回 予定延人数 120人（1回5ケース） 介護者家族のしゃべり場 予定回数 5回 予定延人数 30人 その他健康相談 6回 延人数 100人 栄養相談 19回 延人数 70人</p> <p>【事業費の内訳】 1,247,000円 ・賃金 515,000円 看護師賃金 17日 86,000円 保健師賃金 6日 39,000円 カウンセラー賃金 817,000円 （心の健康相談24回 779,040円） （会議 3回 37,380円） ・謝礼 93,000円 カウンセラー 3日 93,000円 ・旅費 6,000円 ・需用費 103,000円 消耗品費 90,000円 燃料費 13,000円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 170千円 県支出金 保健事業負担金 170千円</p>	<p>【目的】 生活習慣病等健康に関する個別相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、健康管理に役立てる。</p> <p>【内容】 予定回数 27回、予定延人数 280人</p> <p>【参考】 地域巡回健康相談 15回 出張健康相談 随時 介護家族健康相談 2回 心の相談 16回 ・精神科医 10回 ・カウンセラー 6回 （事業費は精神の項に計上）</p> <p>【参考】 相談員賃金 17千円 需用費 教材費 10千円 役務費 10千円 備品購入費 29千円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	機能訓練事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法 介護予防地域支え合い事業実施要綱		老人保健法 介護予防地域支え合い事業実施要綱
歳出予算額（平成17年度）	4,995千円	2,540千円	2,012千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	2,630千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 心身の機能が低下している者であって、医療終了後も継続して機能訓練の必要な者等に対して、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を助け、要介護状態を予防するため、必要な訓練を実施する。</p> <p>【参考】 種類と回数等 ・機能訓練相談 予定回数 59回 延人数 177人 ・機能訓練判定 予定回数 24回 延人数 240人 ・個別訓練 予定回数 99回 延人数 689人 ・集団訓練 予定回数 48回 延人数 960人 ・自主訓練 予定回数 99回 延人数 990人 ・交流会 予定回数 1回 延人数 60人 ・ミニリハ 予定回数160回 延人数 1,400人 従事者 (非常勤) 医師24人 看護師84人 作業療法士102人 言語聴覚士24人 事業費の内訳 ・資金 366,000円 機能訓練判定補助資金(看護師) 101,040円 個別機能訓練補助資金(看護師) 264,030円 ・報償費 4,214,000円 作業療法士謝礼 90人×3H×@8,500円 集団作業療法士謝礼(本庁、南) 12人×3H×@8,500円 判定医師謝礼 24人×1回×@41,700円 言語聴覚士謝礼 24人×3H×@8,500円 ・需用費 410,000円 消耗品費 286,000円、印刷製本費 24,000円、物品修繕料 100,000円 ・役務費 5,000円</p>	<p>【目的】 疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している者に対し、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもりを防止するとともに日常生活の自立を助け、介護を要する状態となることを予防する。</p> <p>【参考】 種類と回数等 ・機能訓練 予定回数 45回 延人数 638人 ・機能訓練判定会議 予定回数 2回 ・在宅機能訓練 予定回数 12回 延人数 29人 従事者 (非常勤) 医師8人 保健師90人 看護師90人 理学療法士59人 送迎運転手90人 (常勤) 保健師136人 事業費の内訳 ・資金 1,316,700円 機能訓練補助資金(保健師) 472,500円 機能訓練補助資金(看護師) 459,000円 機能訓練送迎運転手 385,200円 ・報償費 367,000円 機能訓練医師謝礼 1人×12回×@28,500円 機能訓練判定会議医師謝礼 1人×2回×@12,100円 ・需用費 20,000円 消耗品費 20,000円 ・委託料 1,378,000円 理学療法士派遣業務委託料 機能訓練 45回×@24,600円 在宅機能訓練 12回×@246,000円 機能訓練判定会議 2回×@12,300円</p> <p>【電算システム】 なし</p>	<p>【目的】(17年度見込み) 脳卒中等で障害を抱えてから間もない人を対象に、同じ立場にある仲間と交流する事でその後の生き方・生活方法を考えていける障害受容の場。 【内容及び予定回数】 医師診察 2回/延べ人数20人 健康相談 27回/延べ人数270人 生活リハビリ ・理学療法士による体操 12回/延べ人数120人 ・生活リハビリ研究所研究員による体操と遊びリセッション 8回/延べ人数80人 作業訓練 屋外活動・旅行 1回/延べ人数10人 調理活動 2回/延べ人数20人 自由活動 2回/延べ人数20人 開所/閉所式 2回/延べ人数20人 参加代表者会議 1回/延べ人数3名 【従事者】 (非常勤) 理学療法士12名・生活リハビリ研究所研究員8名・保健師54名・看護師27名・非常勤歯科衛生士1名・医師4名 (常勤) 保健師81名 判定会議(年2回開催)は上記にケアマネ・保健福祉事務所保健師が参加 【事業費の内訳】 資金 821,300円 ・看護師 249,300円 ・歯科衛生士 5,300円 ・保健師 319,500円 ・理学療法士 247,200円 報償費260,000円 ・謝礼 生活リハビリ研究員 220,000円 判定会議委員謝礼 40,000円 需用費 ・消耗品費 17,200円 ・備品修繕費 15,000円 ・指導材料費 18,625円 役務費 ・損害賠償保険料 41,107円 委託料 ・健康診断委託料 62,600円</p>	<p>A型機能訓練はH12年度了しO B会となる。 B型機能訓練はH15年度介護保険の通所リハビリ・通所介護が充実したため終了となる。 H15年度実績 生活リハビリ 【目的】 介護保険対象者で要支援から要介護2までの方に対して、利用者のニーズや身体状況に応じた機能訓練を行い、心身の機能回復及び日常生活の自立を図る。 種類と回数等 (16年度実績) 16年町内に通所介護施設ができ対象者が介護保険の要支援～要介護1の方であり町のB型を中止し通所介護に移行した。 ・B型機能訓練 回数 51回 実人数 13人 延人数 380人 担当者のべ人数 110人 ボランティア 121人 ・機能訓練自主グループ(ごぶしの会) 回数 40回 実人数 8人 延人数 195人 ボランティア 162人 ・機能訓練相談 なし H16年度 機能訓練相談 1回 10人 事業費の内訳 予算無し保健師対応</p>	<p>A型機能訓練は平成12年に介護保険サービスで対応可能になり終了。 B型機能訓練は高齢者福祉の介護予防事業として下記の事業を実施。 【内容】 高齢者を対象にPTによる転倒予防教室を実施。(予算は高齢者福祉に計上) 3会場 16回 【事業費】 介護予防事業で計上 A型の類似事業として老人保健の健康教室の形で以下の事業を実施。 【内容】 足腰の関節痛がある方を対象に温水プールでの水中運動教室を実施。指導はPTと水泳インストラクター。 平成16年度から 年7回 (1コース) 【事業費】 健康教育で計上</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	機能訓練事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p> <p>【電算システム】 名称 「保健所システム」(機能訓練) 内容 機能訓練に係る保健所業務を支援するシステム。</p>		<p>りはびりす《高齢者生活支援事業 自主活動》 【内容】 機能訓練会を卒業したのち、自主活動を支援 平成17年度予定回数 60回 参加者人員 8名 延人数472名 【予算】 保健師賃金 12,500円×60日=750,000円 損害賠償保険料 2,610円×10人=26,100円 利用者の移送は社会福祉協議会に委託事業として 運営している。</p> <p>HANA《生きがい活動支援事業 自主活動》 【内容】 機能訓練会卒業後、『お菓子作り』の自主活動 を希望するものが、参加。 平成16年度実施回数22回 参加人員7名 延人数 130人(うち65才以上1名・介護保険対象者6名) 【予算】 平成16年度は国保連合会「健康増進等に関する モデル事業」より助成 利用者の移送は社会福祉協議会に委託事業して 運営している</p> <p>自立する障害者の会支援《自主活動》 保健師の人的支援実施 【電算システム】 なし</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
11	訪問指導事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法			老人保健法 介護保険、地域支え合い事業実施要綱
歳出予算額（平成17年度）	5,198千円	105千円	179千円	254千円	259千円	
歳入予算額（平成17年度）	3,452千円	62千円	162千円	0千円	91千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活習慣病や要介護状態の予防、介護家族の健康管理のため訪問指導が必要な方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が家庭訪問により専門的な指導・助言を行う。</p> <p>【参考】 訪問予定人数 保健師 実人数860人 延人数1,500人 栄養士 実人数 150人 延人数 200人 理学療法士 実人数 50人 延人数 96人 歯科衛生士 実人数 30人 延人数 30人 作業療法士 実人数 16人 延人数 24人 事業費の内訳 ・ 資金 5,119,000円 訪問指導業務補助金（保健師） 3,915,960円 訪問指導業務補助金（歯科衛生士） 87,680円 訪問指導業務補助金（栄養士） 1,115,135円 ・ 需用費 79,000円 消耗品費 44,000円 物品修繕料 16,000円 医薬材料費費 19,000円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p> <p>【電算システム】 名称 「保健福祉業務システム」 内容 保健福祉業務に関するシステム。</p> <p>名称 「成人健康管理システム」 内容 基本健康診査の事後指導及び保健指導に係るシステム。</p> <p>名称 「健康度評価管理システム」 内容 健康度評価に関するシステム。</p>	<p>【目的】 生活習慣病や要介護状態の予防、介護家族の健康管理のため訪問指導が必要な方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が家庭訪問により専門的な指導・助言を行う。</p> <p>【参考】 16年訪問予定人数 保健師 実人数 450人 延人数650人 看護師 実人数 1人 延人数12人 栄養士 実人数 1人 延人数 6人 理学療法士 実人数 20人 延人数 35人 歯科衛生士 実人数 5人 延人数5人 事業費の内訳 ・ 資金 98千円 （看護師） 65千円 （栄養士） 17千円 （歯科衛生士） 16千円 ・ 需用費 7千円 消耗品費 4千円 医薬材料費 3千円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 31千円 県支出金 保健事業負担金 31千円</p>	<p>【目的】 生活習慣病や要介護状態の予防、介護家族の健康管理のため訪問指導が必要な方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が家庭訪問により専門的な指導・助言を行う。</p> <p>【内容】（平成16年度実績） 訪問回数 （常）保健師 実61件 延90件 （介護保険認定調査訪問除く） （常）栄養士 実8件 延 13件</p> <p>【参考】 平成17年度訪問予定 延人数 125人 常勤保健師 延人数 100人 常勤栄養士 延人数 15人 非常勤理学療法士 延人数 5人 非常勤歯科衛生士 延人数 5人</p> <p>事業費の内訳 ・ 資金 179千円 歯科衛生士 27千円 理学療法士 103千円 ・ 旅費 16千円 ・ 需用費 22千円 消耗品費 22千円 備品修繕費 11千円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業費国庫負担金 81千円 県支出金 保健事業費県負担金 81千円</p>	<p>【目的】 寝たきりや生活習慣病等の予防及び健康の保持増進を図るため、在宅療養者や基本健診の結果等で指導が必要な方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が家庭訪問により専門的な指導・助言を行う。</p> <p>介護保険認定調査訪問を含む。</p> <p>【参考】 訪問リハビリはH15年度で終了 訪問リハビリのH15年度実績 47日 実人数39人 延人数247人 保健師訪問 16年度 実人数 239人 延人数 401人</p> <p>H17年訪問予定人数 保健師 実人数 200人 延人数350人 栄養士 実人数 6人 延人数 6人 歯科衛生士 実人数 6人 延人数 6人</p> <p>事業費の内訳 ・ 資金 38千円 訪問指導業務補助金（歯科衛生士） 19千円 訪問指導業務補助金（栄養士） 19千円 ・ 需用費 消耗品費 8千円 その他 208千円</p>	<p>【目的】 生活習慣病予防や介護予防のために訪問指導が必要な対象に、保健師、理学療法士が家庭を訪問し、必要な相談・助言を行う。介護保険認定調査を含む。</p> <p>【参考】 ・ 訪問リハビリ 16年度 30件（実16件） 保健師による訪問 16年度 66件（実20件）</p> <p>【事業費内訳】 ・ 需用費 衛生材料 10千円 燃料費 70千円 修繕費（車両） 30千円 ・ 役務費 自動車保険料 27千円 ・ 負担金補助及び交付金 84千円 ・ 公課費 38千円 理学療法士の報償費は福祉の項に計上（介護予防）</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	母子健康教育事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法
歳出予算額（平成17年度）	2,761千円	1,608千円	2,556千円	570千円	2,066千円
歳入予算額（平成17年度）	731千円	117千円	285千円	56千円	73千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 妊産婦や乳幼児を対象にした各種の健康事業を実施する。</p> <p>【参考】 事業及び回数等（H16年度実績） ・ハローマザークラス（母親・父親教室） 実施回数 36回 延人数 2,932人 ・赤ちゃんセミナー（離乳食講習会） 実施回数 24回 人数1,399人 ・元気Kidsの食育セミナー（子どもの生活習慣予防教室） 実施回数 20回 延人数329人 ・親子で歯っぴいちゃんじ大作戦（むし歯予防教室） 実施回数 36回 人数1,677人 ・びよびよ教室（乳児健診等の事後指導教室） 実施回数 7回 延人数86人 ・ひばり教室（1歳6か月児健診等の事後指導教室） 実施回数 48回 延人数1,049人 ・つばさクラブ（3歳6か月児健診等の事後指導教室） 実施回数 24回 延人数369人 ・ふれあい親子サロン 実施回数 253回 延人数29,534人 ・おやこひだまり相談室 実施回数 47回 延144人</p> <p>事業費内訳 ・賃金 1,187,000円 保健師 90人 724,050円 保育士 107人 383,400円 歯科衛生士 79,380円 ・報償費 1,047,000円 ・需用費 445,000円 ・役務費 82,000円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 母子保健事業補助金</p> <p>【電算システム】 名称 「日報管理システム」 内容 事業報告書の作成と統計事務を支援するシステム。運用・管理及び保守は保健所職員が行っている。</p>	<p>【目的】 心身の健やかな成長のためのライフステージのテーマに沿った学習機会を提供し、親同士の交流を図りながら育児支援を行う。</p> <p>【参考】 事業及び回数等 ・母親父親教室 予定回数20回 延人数150人（見込み） ・赤ちゃんすくすくセミナー（離乳食講習会） 予定回数6回 延人数100人 ・1歳かみかみセミナー（幼児食講習会） 予定回数6回 延人数100人 ・乳児学級（育児に関する講演会） 予定回数2回 延人数60人 ・赤ちゃんサロン（乳児の親同士の交流会） 予定回数12回 延人数200人 ・インファントマッサージ教室（4か月児健診事後指導教室） 予定回数24回 延人数120人 ・ひよこ教室（幼児健診事後指導教室） 予定回数44回 延人数600人 ・おかあさんの会（乳幼児健診事後指導教室） 予定回数11回 延人数30人 ・乳幼児健康相談 予定回数12回 延人数700人 ・親子のすくすく相談（個別心理相談） 予定回数12回 延人数48人</p> <p>事業費内訳 ・賃金 1,297,980円 保健師 67人 519,000円 保育士 111人 517,400円 栄養士 24人 133,200円 助産師 12人 68,400円 事務員 12人 36,480円 歯科衛生士 4人 22,200円 ・報償費 721,400円</p> <p>【特定財源】 県保健衛生費補助金 育児支援等健康支援事業費補助金</p> <p>【電算システム】 なし。</p>	<p>【目的】 妊産婦や乳幼児を対象にした各種の健康事業を実施する。</p> <p>【参考】 事業及び回数等 《16年度実績》 ・マタニティクラス（母親・父親教室） 実施回数：18回 延人数：168名 ・マタニティクラス08会 実施回数：3回 延人数：42名 ・母乳教室 実施回数：9回 延人数：77名 ・離乳食教室 実施回数：6回 延人数（母20名・子23名） ・育児教室 実施回数：46回 延人数：920名 ・あそびの広場 実施回数：22回 延人数：405名 ・子育てサロン…別のところに掲載 ・妊産婦・乳幼児相談 実施回数：12回 延人数：456名 ・母乳相談 実施回数：6回 延人数：22名</p> <p>【事業費内訳】 ・賃金 1,750,490円 保健師：157,200円/助産師：37,500円 看護師：70,800円/保育士：1,074,530円 心理相談員：380,760円/事務：29,700円 ・報償費 504,000円 助産師：144,000円/料理研究家：30,000円 心理相談員：100,000円/大学講師：150,000円 ・歯科衛生士：18,000円/その他：62,000円 ・旅費 2760円 ・需要費 229,761円 消耗品：121,143円/食料費：1,029円 印刷製本費：14,238円 指導材料費：91,652円 ・役務費 64,460円 手数料：26,460円/保険料：38,000円</p> <p>【特定財源】 育児等健康支援事業費補助金 保健事業自己負担金</p>	<p>【目的】 妊産婦や乳幼児を対象にした各種の健康事業を実施する。</p> <p>【参考】 事業及び回数等（平成16年度実績） ・マザークラス（子育てグループ支援） 回数6回 実110人 延110人 ・母親・父親教室 回数6回 実13人 延28人 ・子育て相談 回数18回 実31人 延31人 ・子育てトーク 回数12回 実130人 延453人 ・親子教室 回数48回 実24人 延688人 ・幼稚園の食育事業 回数1回 実24人 延24人 ・子育て指導者研修 回数1回 実27人 延27人 ・地域子育てワーキング 回数2回 実29回 延29回 ・発達相談 回数30回 実43人 延58人 ・育児相談（歯科検診時） 回数12回 実142人 延151人</p> <p>【事業費内訳】 ・賃金 1,583,860円 心理相談員 14人 245,600円 臨時職員 233人 1,376,660円 ・報償費 150,500円 ・需用費 168,000円 ・役務費 19,360円 ・負担金補助及び交付金 80,500円 ・備品購入費 21,000円</p> <p>【特定財源】 県保健衛生費補助金（児童環境づくり基盤整備事業）</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	乳幼児健康診査の実施		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法	母子保健法		母子保健法	母子保健法
歳出予算額（平成17年度）	組織改正により事業番号30に記載	* 地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上		地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上	地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上
歳入予算額（平成17年度）	組織改正により事業番号31に記載	* 地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上		地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上	地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上
【事務事業の内容】	<p>【目的】 乳幼児の健康増進と疾病の早期発見を図り適切な指導を行う。</p> <p>【内容】 4か月児健康診査 予定回数 84回 1歳6か月児歯科健康診査 予定回数 60回 2歳6か月児歯科健康診査 予定回数 60回 3歳6か月児健康診査 予定回数 72回 乳幼児経過検診 予定回数 18回</p> <p>【システムの概要】 事業報告書の作成と統計事務を支援するシステム。運用・管理、保守は保健所職員が行っている。</p> <p>【特記事項】 今年度から組織替え（地域保健課の一部が中央保健センターに統合）により事務事業調書（30）に詳細は記載。</p>	<p>【目的】 乳幼児の心身の健康状態を把握し、生活習慣・保育状況の確認を通して総合的な育児支援を行う。</p> <p>【内容】 4か月児健康診査 予定回数6回 10か月児健康診査 予定回数6回 1歳6か月児健康診査 予定回数6回 3歳児健康診査 予定回数6回 3歳10か月児視聴覚健診 予定回数6回</p> <p>【システムの概要】 システムなし。</p> <p>【特記事項】 予算計上はすべて保健推進課で一括している。</p>	<p>乳幼児健康診査については、全て地域保健課（No.32 乳幼児健康診査事業）に記載している。</p>	<p>【目的】 乳幼児の成長、発達を診査し、母子の健康と育児支援を行う。</p> <p>【内容】 4か月児健康診査 予定回数6回 10か月～お誕生日前健康診査 予定回数4回 1歳6か月児健康診査 予定回数4回 3歳6か月児健康診査 予定回数3回 3歳6か月児健診時、視聴覚アンケート回収</p> <p>【システムの概要】 システムなし。</p>	<p>【目的】 乳幼児の心身の成長発達を見守り、母子の健康と育児支援を行う。</p> <p>【内容】 ・4～5か月児健康診査 予定回数 6回 ・9～10か月児健康診査 予定回数 6回 （H17より4～5か月児と9～10か月児健康診査は同日開催） ・1歳6か月児歯科健康診査 予定回数 6回 ・3歳児健康診査 予定回数 6回 ・3歳6か月児視聴覚検診 予定回数 一次 3回 二次 3回</p> <p>【システムの概要】 システムなし。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	栄養改善指導の実施	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	中央保健センター 健康増進法 老人保健法 母子保健法	保健推進課 健康増進法 老人保健法 母子保健法	健康福祉課 健康増進法 老人保健法 母子保健法	こども課 母子保健法	健康福祉課 健康増進法 老人保健法 母子保健法
歳出予算額（平成17年度）	予算は地域保健課		予算は健康福祉課保健係、健康支援係		他に計上
歳入予算額（平成17年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子、成人、高齢者の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子、成人、高齢者の栄養に関する健康教育、健康相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】 健康診査事業 4か月児健康診査 予定回数72回 1歳6か月児歯科健康診査 予定回数60回 2歳6か月児歯科健康診査 予定回数60回 3歳6か月児歯科健康診査 予定回数72回 乳幼児経過検診 予定回数20回</p> <p>母子健康教育事業 ハローマザークラス 予定回数12回 赤ちゃんセミナー 予定回数48回 元気kidsの食育セミナー 予定回数10回 地区教育（子ども） 未定</p> <p>健康教育事業 生活習慣改善教室 予定回数4回 素敵にやせるための教室 予定回数5回 個別健康教育 予定回数18回</p> <p>健康相談事業 栄養相談 予定回数48回 親子サロン 予定回数69回 生活習慣改善健康相談 予定回数26回</p> <p>ヘルスアセスメント事業 ヘルスアセスメントB 予定訪問回数300件</p> <p>母子・成人・高齢者家庭訪問 家庭訪問 予定訪問回数100件</p> <p>【電算システム】 名称 「日報管理システム」 内容 事業報告書の作成と統計を支援するシステム。 名称 「成人健康管理システム」 内容 基本健康診査の事後指導及び保健指導に係るシステム。</p> <p>【特記事項】 予算は地域保健課で計上している。</p>	<p>【目的】 母子、成人、高齢者の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子、成人、高齢者の栄養に関する健康教育、健康相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】 健康診査事業 4か月児健康診査 予定回数6回 10か月児健康診査 予定回数6回 1歳6か月児健康診査 予定回数6回 3歳児健康診査 予定回数6回</p> <p>母子健康教育事業 母親父親教室 予定回数4回 育児教室 予定回数2回 赤ちゃんすくすくセミナー 予定回数6回 1歳かみかみセミナー 予定回数6回</p> <p>健康教育事業 糖尿病教室 予定回数5回 個別健康教育 予定回数12回 健康づくり教室 予定回数12回 男の料理教室OB会育成 予定回数6回 骨づくりセミナー 予定回数2回 糖尿病教室08会 予定回数6回 地区教育 未定</p> <p>健康相談事業 乳幼児健康相談 予定回数6回 地区健康相談 未定</p>	<p>【目的】 母子、成人、高齢者の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子、成人、高齢者の栄養に関する健康教育、健康相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】 健康診査事業 4か月児健康診査 予定回数6回 10か月～お誕生日前健康診査 予定回数4回 9か月児健康診査 予定回数6回 1歳6か月児健康診査 予定回数4回 3歳6か月児健康診査 予定回数6回</p> <p>母子健康教育事業 マタニティクラス 予定回数3回 食べてすくすく元気っ子！ 予定回数8回 育児教室 予定回数1回 地区教育（子ども） 未定</p> <p>健康教育事業 糖尿病教室 予定回数5回 個別健康教育 予定回数8回 地区教育 未定</p> <p>健康相談事業 妊産婦・乳幼児健康相談 予定回数12回 はつらつ健康相談 予定回数12回 生活習慣改善健康相談 予定回数6回</p> <p>母子・成人・高齢者家庭訪問 家庭訪問 予定訪問回数30件</p> <p>【特記事項】 予算は健康福祉課保健係・健康支援係で計上している。</p>	<p>【目的】 母子の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子の栄養に関する健康教育、健康相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】 健康診査事業 4か月児健康診査 予定回数6回 10か月～お誕生日前健康診査 予定回数4回 1歳6か月児健康診査 予定回数4回 3歳6か月児健康診査 予定回数3回</p> <p>母子健康教育事業 母親教室 予定回数3回 お誕生日教室 予定回数4回 乳幼児育児相談 予定回数9回 幼児試食会 予定回数1回</p> <p>家庭訪問 成人家庭訪問 予定訪問回数3件</p> <p>食生活改善栄養指導事業 親子の料理教室 予定回数1回 お正月料理教室 予定回数1回</p> <p>成人健康教育事業 高血圧セミナー 予定回数6回</p> <p>【電算システム】 なし</p> <p>【特記事項】 予算は他の項にて計上。</p>	<p>【目的】 母子、成人の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子、成人の栄養に関する健康教育、相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】 健康診査事業 4～5か月児健康診査 予定回数6回 9～10か月児健康診査 予定回数6回 1歳6か月児健康診査 予定回数6回 3歳児健康診査 予定回数6回</p> <p>母子健康教育事業 子育てトーク 予定回数12回 育児教室 予定回数1回 食育事業 予定回数4回</p> <p>成人健康教育事業 成人習慣病予防事業 予定回数2回 がん集団健診時健康教育 予定回数2回 骨づくり教室 予定回数1回 地域巡回食生活改善事業 予定回数6回 働き盛りの健康教室 予定回数1回</p> <p>【電算システム】 なし</p> <p>【特記事項】 予算は他の項にて計上。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	健康度評価事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法		老人保健法
歳出予算額（平成17年度）	5,346千円	64千円	0千円		
歳入予算額（平成17年度）	3,326千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 個人の生活習慣行動や社会・生活環境等の分析と基本健康診査等の結果から、個人の健康度を評価し適切な保健・福祉サービスへの参加に繋げることにより、生活習慣病予防と高齢者が要介護状態になることを予防する。</p> <p>【内容】 生活習慣病予防(A票) 基本健康診査の受診者のうち、以下の対象に『生活習慣質問票A』を送付する。 返送された内容を『健康度評価管理システム』に入力し、アドバイス票を出力する。 結果を本人に返送または、面接により返却し、適切な保健事業を案内する。 生活機能低下予防(B票) 当該年度70歳以上の市民全員に『生活習慣質問票B』を送付、返送された内容を『健康度評価管理システム』に入力し、要介護状態に移行するリスクを評価する。その結果を本人に返送し、適切な保健・福祉事業を紹介する。虚弱高齢者（要介護状態に移行するリスクが高いと判定された者）については、保健師等が電話や訪問等で積極的に保健指導・事業参加勧奨を行う。</p> <p>【参考】 A票対象者 基本健康診査の結果、保健師要指導の指示のあった者 同、異常なしのうち、40、50歳の者 同、要指導者のうち、40、45、50、55、60歳の者 平成17年度対象者見込みは、2,600人 返送見込み 1,170人 B票対象者 平成17年度対象者見込みは、約6,000名 返送見込み 4,500人</p> <p>【電算システム】 名称 「健康度評価管理システム」 内容 質問票回答データに基づく健康度評価及びアドバイス票出力に関する総合システム。</p>	<p>【目的】 個人の生活習慣行動や社会・生活環境等の分析と基本健康診査等の結果から、個人の健康度を評価し適切な保健・福祉サービスへの参加に繋げることにより、生活習慣病を予防する。</p> <p>【内容】 生活習慣病予防(A票) 基本健康診査受診者のうち、結果が異常なし、または要指導の40～64歳の者に対しA票（城山町用に改変）を送付し、返送者に対して個別アドバイス及び適切な保健事業の案内を送付する。</p>	<p>16年度予算計上なし</p> <p>【目的】 個人の生活習慣行動や社会・生活環境等の把握を行うとともに、その評価等をもとに生活習慣改善に係る指導を実施する事により対象者個人の必要性に応じた計画的かつ総合的なサービスの提供に資する事を目的とする。</p> <p>【内容】 生活習慣病予防(A票) 基本健康診査の問診票(A0)アクセスデータ入力より条件抽出をして保健事業を紹介。 健康相談来所者に実施し面接相談によりがんばる項目決める。 生活機能低下予防(B票) ・民生委員の訪問活動時に『生活機能アセスメント票』を活用し調査を行う。民生委員から保健師に返送された内容により、要フォロー者をピックアップする。虚弱高齢者（要介護状態に移行するリスクが高いと判定された者）については、保健師等が在宅支援センターと連携を持ちながら、電話や訪問等で保健指導・事業参加勧奨を行う。 ・保健師による地区健康講座実施時に『生活機能アセスメント票』を活用し調査を行う。リスクが高いと判定された者については、保健師等が電話や訪問等で保健指導・事業参加勧奨を行う。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	口腔衛生事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	地域保健法	地域保健法	老人保健法	地域保健法	地域保健法
歳出予算額（平成17年度）	6,100千円	49千円	6千円	162千円	5千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	162千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 健康状態や生活環境などを総合的に考慮した歯科保健支援を必要とする乳幼児や在宅療養者等に対し、歯科保健指導や予防処置を行うとともに、歯科保健の啓発のために学校等巡回指導を実施する。また、歯科衛生士の資質の向上を図るため研修を行う。</p> <p>【事業内容】 在宅療養者等訪問口腔衛生事業 重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業 在宅歯科衛生士研修会 歯科巡回指導 特別歯科相談</p> <p>【事業費内訳】単位千円 賃金（5,055） ・ サブライ室看護師 （@8,890+400）×406名+ （年休付与分@8,890×9名） ・ 歯科衛生士（歯科巡回指導） （@5,715+400）×163名 ・ 歯科健診補助職員（受付、誘導） （@2,050+400）×84名 報償費（108） ・ 在宅歯科衛生士研修会講師謝礼 @45,000×1回 ・ 歯科医師謝礼（乳幼児歯科健診） @31,300×2回 需用費（657） ・ 消耗品費 歯科健診業務用消耗品（ペーパータオル、 タオル等） オートクレーブ（滅菌消毒機）用記録用紙 ・ 医薬材料費 歯科健診業務用医薬品（手袋、歯鏡、ヒビ テン、フロアール等） 役務費（20） ・ 手数料 委託料（260） オートクレーブ保守委託</p>	<p>【事業概要】 健康状態や生活環境などを総合的に考慮した歯科保健支援を必要とする幼児（保育所・幼稚園年長児）に対し、歯科保健指導の啓発のために巡回指導を実施する。</p> <p>【事業内容】 町立保育所・幼稚園巡回歯科保健指導</p> <p>【事業費内訳】単位千円 賃金（44） ・ 歯科衛生士 （@5,100+300）×8回 需用費（5） ・ 医薬材料費 歯科健診業務用医薬品（手袋、レッドコー ト等）</p>	<p>重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業（歯科フォロー検診）については、町該当無し（一般市事務）。保健福祉事務所主体にて実施。平成16年度受診数は184人（対象数は228人）保健相談数は延べ43人。予防薬剤は本町母子歯科健診における医薬材料費にて一括購入されたものを使用。</p> <p>歯科健康講座：年に1回予定、延べ11人。歯周疾患や口腔ケアについて集団教育と個別歯科相談を行う。 賃金 6,000円 老人保健健康相談事業経費対象</p>	<p>【事業概要】 歯科健康教育事業として実施。健康状態や生活環境などを含めた歯科保健支援を必要とする幼児（町立保育園・町立幼稚園）、学童（町立小学校3、5年生）に対し、歯科保健指導の啓発のために巡回指導を実施する。</p> <p>また、津久井保健福祉事務所の協力を得て、障害児（通園事業）に対し、歯科保健指導や予防処置を実施する。</p> <p>【事業内容】 幼児歯科教室 4園 各園 年2回 学校歯科教室 3校 各校 年1回 通園事業歯科健診 年3回</p> <p>【事業費内訳】単位千円 報償費（157） ・ 歯科衛生士 @5,800×27人 需用費（5） ・ 医薬材料費 5,000円</p> <p>* 国保会計 * 通園事業歯科健診については、保健福祉事務所で予算計上</p>	<p><フォロー 歯科検診> 【目的】 幼児歯科検診のう蝕ハイリスク児のフォローとして歯科検診および相談を実施し、う蝕の重症化予防をはかる。</p> <p>【事業内容】 津久井保健福祉事務所と町がタイアップし、歯科医師による検診と歯科衛生士によるフッ素やサハライド塗布および歯科衛生相談を実施。 回数：年6回 【事業費】 需要費 5千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	保健所一般健康相談事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市保健所及び保健センター条例 相模原市保健所及び保健センター条例施行規則 相模原市保健所一般健康相談事業実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	5,210千円				
歳入予算額（平成17年度）	230千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 血液検査・尿検査・胸部X線検査等を行い、検査結果に基づき医師・保健師等による健康相談を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・実施場所：ウエルネスさがみはら ・実施回数：年24回（原則毎週水曜日・隔週で検査・相談を実施） ・実施人数：年1,200人（1回あたり50人）</p> <p>【事業費内訳】 報酬：非常勤特別職員報酬 24回×③1,300円×1人＝752千円 旅費：費用弁償24回×①1,000円×1人＝24千円 需要費：254千円 （消耗品費・物品修繕料・医薬材料費） 委託料 4,180千円 一般健康相談血液検査業務委託 一般健康相談実施委託</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【金額】230千円 【補助率】1/3・1/3</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	健康増進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法				老人保健法 介護予防地域支え合い事業実施要綱
歳出予算額（平成17年度）	16,615千円	4,045千円	0千円	138千円	75千円
歳入予算額（平成17年度）	4,196千円	24千円	0千円	138千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 高齢期の身体活動の維持、中高年の生活習慣病に着目し、身体活動の実践等を中心とした健康増進事業を健康教育の一環として実施するもの。また虚弱高齢者の介護予防のために、鍛えたい筋肉を効率よく安全に鍛えることができる機器を用いた筋力トレーニングを実施する。</p> <p>【事業内容】（対象者） 基本健康診査、職域の健康診査等により、生活習慣の改善に運動が必要とされた原則40歳以上の人、及び健康度評価事業のアセスメントの結果、転倒等のリスクが高く、筋力のトレーニングを必要とする人など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動プログラム作成コース：年間48回実施（有料・体力測定手数料 1千円） ・運動習慣定着コース：年間34回実施（10日間コース） ・運動体験教室：年間36回実施（2日間コース） ・高齢者健康増進教室：年間18回実施（4日間コース） ・高齢者筋力トレーニング事業：年間3回実施（24日間コース） <p>【事業費内訳】 需用費 517千円 消耗品費 測定機器用消耗品 311千円 健康増進マニュアル 12千円 健康増進用消耗品 85千円 高齢者筋力用消耗品 14千円 機器類修繕 95千円 委託料 13,907千円 施策事業委託料 健康増進事業運営委託 13,200千円 高齢者筋力向上トレーニング事業運営委託 707千円 使用料及び賃借料 463千円 高齢者用筋力向上トレーニング機器使用料 463千円 報償費 1,728千円 医師謝礼（平日）⑧31,000円×24回、 （夜間）⑧39,100円×1.2回 （休日）⑧42,300円×12回 特定財源 名称 保健事業費負担金（国・県） 金額 4,196千円 補助金 1/3・1/3</p>	<p>【目的】 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てる。</p> <p>【内容】 予定回数 39回、予定延人数 530人</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎的数値】 重点健康相談 ・病態別 予定回数8回、延人数150人 介護家族健康相談 予定回数1回、延人数30人 総合健康相談 予定回数30回、延人数350人 事業費の内訳 ・需用費 77千円 消耗品費 72千円 物品修繕料 5千円</p> <p>特定財源 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p> <p>いきいき体操教室開催事業</p> <p>【目的】 寝たきりや痴呆を予防する為、体操や健康相談を実施し、老後の健康を保持する。</p> <p>【事業内容】 毎週水曜日と火曜日に年齢や身体の状態によりクラス分けをして実施。参加者は自動血圧計で血圧と脈を測定し、その後、保健師による健康相談、運動トレーニング指導士によるリズム体操、ゲームストレッチ体操を約1時間実施。</p> <p>【対象】 町内に住民登録されている60歳以上の者。 虚弱高齢者 賃金 876千円 報償費 3,083千円 需要費 9千円</p>	<p>生涯学習課事業に抱き合わせて実施。予算計上なし。 健康福祉課の役割：保健師・管理栄養士が講師として健康教育を実施。</p> <p>概要 【事業概要】 運動、スポーツ活動をきっかけに生活習慣を見直し、主体的で、積極的な健康づくりを推進することで町民の生活習慣病や筋力低下による転倒が原因となる寝たきりを予防する。 生涯学習課部門と健康支援部門と協力体制を確立し健康を保つ環境づくりをすすめる町民の健康づくり活動を推進する。</p> <p>【事業内容】（対象者） ・原則20歳から65歳の町民希望者 ・基本健康診査等により、生活習慣の改善に運動が効果的と思われる人</p> <p>・健康のための運動講座 年間1回 11日コース （ヨガ・エアロ・ハイキング・調理実習・健康講話・体力測定）</p> <p>対象者：20歳から79歳までの町民希望者 ・津久井町健康づくり講座 年間1回 1日コース（体力測定・健康講話）</p>	<p>【事業概要】 高齢期の寝たきり予防、中高年の健康づくりのための運動実践と事業効果判定のために体力測定を行う。</p> <p>【事業内容】 平成17年度事業予定 健康体操（太極拳） 8回1コース 体力測定 年3回</p> <p>平成16年度実績 3B体操教室 6回 45人参加 体力測定 3回 43人</p> <p>【事業費】 平成17年度予算額 報償費 110千円 賃金 28千円</p> <p>国保会計で実施</p>	<p>【事業概要】 高齢期身体活動の維持、中高年の生活習慣病予防を視点とした、健康増進事業を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・足腰おたっしや教室 7回1コース ・転倒骨折予防事業 4日間1コース（2会場） 8日間1コース（1会場）</p> <p>・生命の貯蓄体操普及事業（随時） 平成11年度から実施、平成12年度から自主組織化。初級者教室は町が開催。 ・ウォーキングマップ配布（平成11年度に作成。残20冊） ・ウォーキング大会 1回</p> <p>【事業費】 介護予防及び健康教育に計上</p> <p><ウォーキング大会> 報償費（講師料） 32千円 需用費（記念品等） 30千円 負担金補助（保険料） 10千円 役務費（郵便料） 3千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	基本健康診査事業	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法 国保健事業実施要領 相模原市基本健康診査実施要領	老人保健法 保健事業実施要領(国)	老人保健法 保健事業実施要領(国)	老人保健法 保健事業実施要領(国)	老人保健法 保健事業実施要領(国)
歳出予算額(平成17年度)	1,147,732千円	33,387千円	49,270千円	15,270千円	11,066千円
歳入予算額(平成17年度)	280,610千円	11,268千円	15,826千円	6,020千円	3,827千円
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 近年の疾病動向を踏まえ、保健対策上重要な課題である心臓病、脳卒中等の循環器疾患及び肝疾患の予防及び早期発見を図り、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結び付けるため、市医師会加入の協力医療機関において実施する。 また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない市民(肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けたことのある節目年齢外対象者。) ・通知等：(1)過去3年間に受診歴のある人 (4月末に受診券を送付) (2)受診歴のない140歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者 (4月、8月に受診券を送付) ・想定対象者：106,112人 ・受診予定者：49,560人(受診率46.7%) 【予算額】1,147,732千円 【事業費内訳】 需用費：2,362千円 消耗品費：60千円 印刷製本費：2,302千円 委託料：1,145,370千円 事務作業等委託料 基本健診受診券封入封かん作業委託 1,913千円 基本健診等受診券通知封かん作業委託 2,084千円 施策事業委託料 基本健康診査委託 1,108,652千円 確定診断検査委託 32,721千円 特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【内容等】 【金額】280,610千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 生活習慣病等の疾患の早期発見を図り、必要者に対し栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に結び付けるため、郡医師会に加入する町内医療機関の協力の下、各医療機関において実施する。 また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない町民(肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けた節目年齢該当外の人。) ・通知等：町内に住所を有する40歳以上の者全員に対し5月下旬に受診券を送付。 ・受診券送付数：12,584人 ・受診予定者：2,100人(受診率16.7%) 【予算額】33,387千円 【事業費内訳】 需用費： 印刷製本費：197千円 委託料： 基本健康診査業務委託料：33,190千円 (基本健康診査分：27,030千円) (肝炎検査分：6,160千円) 特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【内容等】 【金額】33,387千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 生活習慣病等の疾患の早期発見を図り、必要者に対し栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に結び付けるため、郡医師会に加入する町内医療機関の協力の下、各医療機関において実施する。 また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。併せてB型肝炎検査も実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない町民(肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けた節目年齢該当外の人。) ・通知等：町内に住所を有する40歳以上の者全員に対し8月下旬に受診券を送付。 ・想定対象者：8,391人 ・受診予定者：3,200人(受診率38.1%) 【予算額】49,270千円 【事業費内訳】 需用費： 印刷製本費：160千円 消耗品費：10千円 印刷製本費：150千円 委託料： 基本健康診査業務委託料：48,346千円 (基本健康診査分：47,275千円) (肝炎検査分：1,071千円) 旅費(普通旅費)：4千円 役務費：760千円 特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【内容等】 【金額】15,826千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 近年の疾病動向を踏まえ、保健対策上重要な課題である心臓病、脳卒中等の循環器疾患及び肝疾患の予防及び早期発見を図り、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結び付けるため、郡医師会加入の町内協力医療機関において実施する。 また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない町民(肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けた節目年齢該当外の人。) ・想定対象者：2,995人 ・受診予定者：1,000人(受診率33.4%) 【予算額】15,270千円 【事業費内訳】 需用費：58千円 消耗品費：21千円 印刷製本費：37千円 委託料：15,212千円 施策事業委託料 基本健康診査委託 15,212千円 特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【内容等】 【金額】6,020千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 近年の疾病動向を踏まえ、保健対策上重要な課題である心臓病、脳卒中等の循環器疾患及び肝疾患の予防及び早期発見を図り、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結び付けるため、郡医師会加入の町内協力医療機関において実施する。 また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない町民(肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けた節目年齢該当外の人。) ・通知等：平成17年度から実施 ・平成16年度受診者：550人(受診率17.5%) 【予算額】11,066千円 【事業費内訳】 需用費：172千円 印刷製本費：172千円 役務費 (勤奨通知八ガキ)151千円 委託料： 基本健康診査業務委託料：10,743千円 (基本健康診査分：10,543千円) (肝炎検査分：200千円) 特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【内容等】 【金額】3,827千円 【補助率】1/3・1/3</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
26	がん検診事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市施設検診実施要綱 相模原市集団検診実施要綱		津久井町施設検診実施要綱		
歳出予算額（平成17年度）	435,269千円	7,767千円	8,000千円	5,120千円	2,873千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><がん施設検診事業> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を相模原市医師会に委託し、市の協力医療機関及びメディカルセンターにおいて実施する。 【事業内容】 検診項目：胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん 対象者：40歳以上の市民（子宮がん、乳がんについては30歳以上の女性） 【予算額】 351,296千円 【事業費内訳】 需用費：3,685千円 消耗品費 喀痰細胞診容器 681千円 印刷製本費 検診用帳票・実施結果票等 3,004千円 委託料：347,611千円 施策事業委託料 胃がん施設検診委託 96,301千円 子宮がん施設検診委託 98,922千円 乳がん施設検診委託 53,172千円 肺がん施設検診委託 69,016千円 大腸がん施設検診委託 30,200千円</p> <p><がん集団検診事業> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を検診機関に委託し、市内公共施設・小学校などにおいて検診車等により実施する。 【事業内容】 健診項目：胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん 対象者：40歳以上の市民（子宮がんについては30歳以上の女性、乳がんについては40歳以上の女性） 【予算額】 62,623千円 【事業費内訳】 賃金：非常勤賃金(200人分) 780千円 報償費：委員謝礼(9人分) 114千円 旅費：非常勤費用弁償 45千円 需要費：消耗品等 583千円 役務費：手数料・保険料等 33千円 委託料：集団検診委託料 60,994千円 使用料及び賃借料 48千円 公課費 26千円</p>	<p><がん検診事業（施設、集団検診及び精密検査受診連絡事務）> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療に結びつけるため、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、喀痰細胞診検診を実施する。また、「精密検査を要する」と結果が出た者については、精密検査を受診した医療機関から報告書の提出を受ける事により検査結果の把握を行うとともに町保健師による適切な事後指導を実施する。 【事業内容】 ・施設検診 郡医師会に加入する町内の医療機関のうち検診実施が可能な医療機関。 検診項目：子宮がん・乳がん 対象者：子宮がん・・・25歳以上の町民 乳がん・・・40歳以上の町民 ・集団検診 検診事業を検診機関に委託し、町保健福祉センターにおいて検診車等を用いて実施。 （平成17年度は年5回実施。） 検診項目：胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・肺がん・喀痰細胞診 対象者：胃がん・・・40歳以上の町民 大腸がん・・・40歳以上の町民 肺がん・・・40歳以上の町民 喀痰細胞診・・・40歳以上の町民 子宮がん・・・25歳以上の町民 乳がん(エコー)・・・30歳以上の町民 乳がん(マンモグラフィ) 40歳以上の町民 ・精密検査連絡事務手数料 「精密検査を要する」と結果が出た者の、精密検査の結果を報告してもらう事に対する事務手数料を負担する。 項目：全てのがん検診項目 対象：精密検査対象者のうち精密検査を受けた者。 【予算額】 7,767千円 【事業費内訳】 印刷製本費 検診票印刷等 103千円 役務費：手数料 24千円 精密検査連絡手数料</p>	<p><がん施設検診事業> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を津久井町医師会に委託し、町内及び郡内の協力医療機関において実施する。 【事業内容】 検診項目：子宮がん・乳がん 対象者：30歳以上の女性（子宮がんについては20歳以上） 【予算額】 1,304千円 【事業費内訳】 需用費：消耗品等 51千円 委託料：子宮がん施設検診委託 882千円 乳がん施設検診委託 371千円</p> <p><がん集団検診事業> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を検診機関に委託し、町内公共施設などにおいて検診車等により実施する。 【事業内容】 健診項目：胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん 対象者：40歳以上の町民（子宮がんについては20歳以上、乳がんについては30歳以上の女性） 【予算額】 6,664千円 【事業費内訳】 需要費：消耗品 4千円 委託料：集団検診委託料 6,660千円</p> <p><がん検診精密検査等経費> 【事業概要】 がん(施設・集団)検診の受診結果が、「精密検査を要する」となった者について、精密検査を受診した医療機関からの報告書の提出を受け、精密検査の受診結果の正確な把握と、それに基づく適切な事後指導を実施する。 【事業内容】 ・精密検査予定者数 施設検診 30人 集団検診 118人 【予算額】 32千円 【事業費内訳】 役務費 手数料 32千円</p>	<p><がん施設検診事業> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を津久井町医師会に委託し、郡内協力医療機関において実施する。 【事業内容】 検診項目：子宮がん・乳がん 対象者：子宮がん 20歳以上の女性(隔年) 乳がん 40歳以上の女性(隔年) 【予算額】 94千円 【事業費内訳】 委託料：238千円 施策事業委託料 子宮がん施設検診委託 203千円 乳がん施設検診委託 35千円</p> <p><がん集団検診事業> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を検診機関に委託し、町内公共施設において検診車等により実施する。 【事業内容】 健診項目：胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん 対象者：40歳以上の町民（乳がんについては40歳以上の女性、子宮がんについては20歳以上の女性） 【予算額】 4,869千円 【事業費内訳】 賃金：看護師賃金(1人分) 29千円 需要費：印刷代 204千円 役務費：郵送料 298千円 委託料：集団検診委託料 4,367千円 <がん検診精密検査等経費> 【事業概要】 がん(施設・集団)検診の受診結果が、「精密検査を要する」となった者について、精密検査を受診した医療機関からの報告書の提出を受け、精密検査の受診結果の正確な把握と、それに基づく適切な事後指導を実施する。 【事業内容】 ・精密検査予定者数 60人 【予算額】 13千円 【事業費内訳】 報償費 がん検診精検結果連絡手数料 60件 13千円</p>	<p><がん検診事業（施設、集団検診及び精密検査受診連絡事務）> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療に結びつけるため、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、喀痰細胞診検診を実施する。また、「精密検査を要する」と結果が出た者については、精密検査を受診した医療機関から報告書の提出を受ける事により検査結果の把握を行うとともに町保健師による適切な事後指導を実施する。 【事業内容】 施設検診 郡医師会に加入する町内の医療機関のうち検診実施が可能な医療機関。 検診項目：子宮がん・乳がん 対象者：子宮がん・・・20歳以上の女性 乳がん・・・40歳以上の女性 集団検診 検診事業を検診機関に委託し、町民センターにおいて検診車等を用いて実施。 （平成16年度は年2回実施。） 検診項目 ・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・肺がん・喀痰細胞診 対象者 ・胃がん・・・40歳以上の町民 ・大腸がん・・・40歳以上の町民 ・肺がん・・・40歳以上の町民 ・喀痰細胞診・40歳以上の町民 ・子宮がん・・・20歳以上の女性 ・乳がん・・・40歳以上の女性 精密検査連絡事務手数料 「精密検査を要する」と結果が出た者の精密検査の結果を報告してもらう事に対する事務手数料を負担する。 項目：全てのがん検診項目 対象：精密検査対象者のうち精密検査を受けた者。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
27	成人歯科保健対策推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市成人歯科健康診査実施要領				健康福祉課 老人保健法
歳出予算額（平成17年度）	9067千円	287千円	40千円	40千円	52千円
歳入予算額（平成17年度）	254千円	0千円	0千円	0千円	8千円
【事務事業の内容】	<p>補助団体 【名称】 相模原歯科医師会</p> <p>補助金 【名称】 高齢者よい歯のコンクール事業補助金 高齢者等歯科保健医療事業補助金 【金額】 高齢者よい歯のコンクール事業補助金 600千円 高齢者等歯科保健医療事業補助金 2,256千円</p> <p>概要 【事業概要】 国において提唱・推進されている「8020運動」の本市における具体化を図るため、日頃から歯科健診などを受ける機会に恵まれない成人を対象に健診を実施し歯科保健対策を推進するとともに、歯科医師会が実施する歯科保健啓発活動の充実を図るため補助を行う。</p> <p>【事業内容】 ・成人歯科健康診査の実施 対象者：40歳～50歳の市民 実施機関：相模原歯科医師会加入の協力医療機関 ・「高齢者よい歯のコンクール」開催への助成 相模原歯科医師会が実施する「高齢者よい歯のコンクール」の開催に対し、座間市とともに人口比率に応じた助成を行う。 ・高齢者等歯科保健医療事業に対する助成 要介護高齢者を寝たきりにさせないために、介護予防に視点を置いた口腔ケアや市民に広く歯周疾患の予防などを理解してもらうための教育活動など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。</p> <p>【予算額】 9,067千円 【事業費内訳】 需要費 印刷製本費 成人歯科健診帳票等 180千円 委託料 成人歯科健診委託 1100件 6,031千円 負担金、補助及び交付金 2,856千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【金額】254千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>補助団体 【名称】 津久井郡歯科医師会</p> <p>助成金 【名称】 要介護者歯科診療助成金 【内容】 要介護高齢者の介護予防を目的に口腔ケアを行う在宅訪問歯科指導など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 40千円</p> <p>以前、県の補助事業であった「在宅寝たきり老人歯科診療」について、県では事業を終了しているが郡歯科医師会では事業の継続をしたい旨の要望があり、現在でも町の単独事業として継続している。）</p> <p>事業名：歯磨きサロン</p> <p>概要 【事業概要】 保健福祉センターで行われる集団がん検診の際にがん検診受診者及び一般成人を対象にした歯周疾患指導等を実施。 【予算額】 247千円 【事業費内訳】 賃金 142千円 非常勤職員賃金（歯科衛生士） 報償費 100千円 講師謝礼 需用費 5千円 消耗品費（資料代） 当初は東京歯科大学の先生からモデル事業として事業実施を依頼され事業が始まった。現在ではモデル事業自体は終了しているが事業終了せずに継続して行っている。</p>	<p>補助団体 【名称】 津久井郡歯科医師会</p> <p>助成金 【名称】 訪問歯科推進事業協議会補助金 【内容】 要介護高齢者の介護予防を目的に口腔ケアを行う在宅訪問歯科指導など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 40千円</p>	<p>補助団体 【名称】 津久井郡歯科医師会</p> <p>助成金 【名称】 要介護者歯科診療助成金 【内容】 要介護高齢者の介護予防を目的に口腔ケアを行う在宅訪問歯科指導など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 40千円</p>	<p>補助団体 【名称】 津久井郡歯科医師会</p> <p>助成金 【名称】 要介護者歯科診療助成金 【内容】 要介護高齢者の介護予防を目的に口腔ケアを行う在宅訪問歯科指導など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 40千円</p> <p>事業名：がん集団検診時歯科教室</p> <p>概要 【事業概要】 中央町民センターにおいて行われる集団がん検診の際に、がん検診受診者を対象に歯周疾患及び歯予防について、歯科衛生士による指導を実施。 【事業費内訳】 報償費 12千円 歯科衛生士 特定財源 【名称】保健事業（国・県） 【金額】8千円 【補助率】1/3・1/3</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	骨粗しょう症予防事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法 相模原市骨粗しょう症予防事業実施要綱	老人保健法	老人保健事業		老人保健法
歳出予算額（平成17年度）	5,132千円	130千円	218千円		125千円
歳入予算額（平成17年度）	234千円	0千円	0千円		80千円
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 高齢者が健康で質の高い生活を送るため、ねたきりの原因の第2位となっている骨折の主要因の骨粗しょう症を予防し、ねたきり等要介護状態になることを防止するとともにねたきり者の減少を図る。</p> <p>【事業内容】 対象者：35歳～70歳の市民 実施会場：ウェルネスさがみはら・南メディカルセンター・シティプラザはしもと 実施内容：骨密度の測定及び測定結果に基づく事後指導 実施予定回数：年12回 実施予定人員：年2400人（200人×12回） 費用：有料（骨密度測定手数料）1回700円 【事業費内訳】 骨密度測定委託料 （@420千円+@15千円）×12か月×1.05＝5,481千円 ・需用費 20千円 消耗品費 20千円</p> <p>特定財源 【名称】 保健事業負担金（国・県） 【金額】 234千円 【補助率】 1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 骨粗しょう症による骨折からの寝たきりを防ぐため自らの健康づくりのきっかけを与え方法を身につける。さらに、日常生活の中の身近なところから「歩く」ことでの健康づくりを勧める。</p> <p>【事業内容】 骨づくりセミナー 対象者：町内在住在勤の女性、年齢不問 実施会場：城山町保健福祉センター 実施内容：骨密度の測定、栄養及び運動指導 実施予定回数：年1回（2日間） 実施予定人員：30名 健康ウォーク 対象者：町民 実施会場：町内及び近隣 実施内容：ヘルスチェック、ウォーク 実施予定回数：年11回 実施予定人員：年220人（20人×11回）</p> <p>【事業費内訳】 骨づくりセミナー 骨密度測定委託料 80千円×1.05＝84千円 栄養士賃金 11千円 健康運動士謝礼 25千円 健康ウォーク 消耗品費 10千円</p>	<p>【事業概要】 あるけあるけ教室の中で骨密度測定を実施している。自らの健康問題や生活習慣を具体的に振り返りながら各自が歩くことや仲間を通して、継続的に健康を保持増進する。体力測定や骨密度測定により自分自身の体を知り生活習慣予防に努める。</p> <p>【事業内容】 対象者：概ね60歳までの町民 実施会場：保健センター 実施内容：骨密度の測定及び測定結果に基づく事後指導 実施予定回数：年1回 実施予定人員：年1回、30人</p> <p>【事業費内訳】 骨密度測定委託料（神奈川健康財団） 218千円 老人保健健康教育事業経費対象</p> <p>特定財源 【名称】 保健事業負担金（国・県） 【金額】 老人保健事業健康教育 【補助率】 1/3・1/3</p>	該当なし	<p>骨作り健康教室 【事業概要】 要介護の原因第2位の骨折の主要因である骨粗しょう症を予防し、介護予防をはかる。</p> <p>【事業内容】 対象者：一般町民（定員30人） 実施会場：藤野町中央町民センター 実施内容：骨密度測定及び測定結果に基づく事後指導（運動・栄養）</p> <p>【事業費内訳】 賃金 6千円 需用費 5千円 役務費 4千円 骨密度測定委託料（30人分）80千円 加速度脈波委託料 半日 30千円</p> <p>特定財源 【名称】 保健事業負担金（国・県） 【金額】 80千円 【補助率】 1/3・1/3</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	生活習慣病対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	24,171千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>補助団体 【名称】相模原市医師会</p> <p>補助金 【名称】 地域住民検診事業補助金 成人病栄養相談指導事業補助金 【金額】24,171千円</p> <p>【事業概要】 相模原市医師会が実施するがん検診に係る精度管理等の事業（地域住民検診事業）、栄養相談及び食事指導事業（成人病栄養相談指導事業）に対し助成を行う。 また、循環器疾患やがん等生活習慣病の予防を図るため、市民を対象とした講演会を実施する。</p> <p>【事業内容】 地域住民検診事業 がん一次検診（胃・子宮・乳・肺）、がん精密検査（胃・子宮・乳・肺・大腸）に係る精度管理に関して、相模原市医師会が実施する、読影判定・検診部会などの事業に補助を行う。 成人病栄養相談指導事業 高血圧、糖尿病及び肥満などの疾患を有する者に医師会が実施する栄養相談及び食事指導事業に対し補助を行う。</p> <p>【予算額】 24,171千円</p> <p>【事業費内訳】 報償費： @15千円×2時間 = 30千円 負担金、補助及び交付金 地域住民検診事業補助金 23,848千円 成人病栄養相談事業補助金 293千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	母子健康手帳交付事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法
歳出予算額（平成17年度）	2,066千円	61千円	63千円	13千円	23千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子の健康管理の保持増進に役立てる。</p> <p>【事業内容】 対象者 市内に居住する妊婦 配付先 戸籍住民課、各出張所、保健福祉総合相談課、南保健福祉総合相談課、中央保健センター、南保健センター</p> <p>【平成16年度事業概要】 交付数 6,236冊 外国語版交付数 63冊（英語24冊、中国8冊、ポルトガル4冊、タガログ17冊、韓国6冊、スペイン語4冊）</p> <p>【事業費の内訳】 報償費 120千円 翻訳謝礼 @20,000×6回 需用費 1,946千円 消耗品費 外国語版母子健康手帳@788×100冊 母子健康手帳@130.2×7,000冊 母子健康手帳袋@41×7,000袋 印刷製本費 妊婦健康診査受診票 先天性代謝異常症検査申込書 出生連絡票 ほほえみ（副読本）</p>	<p>【目的】 母子の健康の保持増進のため、妊娠・出産・育児を通して一貫した健康管理に役立てる。</p> <p>【事業内容】 対象者 町内に居住する妊婦 交付場所 保健福祉センター保健推進課</p> <p>【平成16年度事業概要】 交付数 202冊 外国語版交付数 2冊（英語）</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 61千円 消耗品費 母子健康手帳@178.5円×250冊 外国語版母子手帳@1,575円×10冊</p>	<p>【目的】（保健師による相談も実施） 主体的意識の動機付けの場となり、必要な情報を得ることで安心感を体験できる。また、見通しを持った妊娠生活を過ごし、主体的な出産を支えていく。 妊婦の現状や不安など問題を明らかにし、施策につなげる妊婦のニーズ把握を行なう。</p> <p>【事業内容】 ・対象者 町内在住の妊婦 ・配布先 健康福祉課 各支所（串川・鳥屋・青野原・青根）</p> <p>【平成16年度事業概要】 ・交付数 170冊 ・外国語版交付数 3冊（韓国1冊、中国2冊）</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 消耗品費 母子健康手帳交付時事務用品@4,987円 外国語版母子健康手帳 750×10冊×1.05+送料735=8,610円 （H17年度は在庫があるため予算計上せず） パンフレット@57,600円 <H16年度実績参考> 印刷製本費 母子健康手帳@1,298円×200冊×1.05=272,580円 母子健康手帳カバー@165円×150枚×1.05=25,987円 妊婦健康診査受診票（@2,600円×5冊） ×2種類×1.05=27,300円</p>	<p>【目的】 母子の健康管理の保持増進に役立てるとともに、安心して妊娠期間を過ごせるよう交付時に妊婦の健康と生活について相談を行う。</p> <p>【事業内容】 対象者 町に住民登録又は外国人登録されている妊婦</p> <p>【平成16年度事業概要】 交付数 47冊 外国語版交付数 1冊（英語1冊）</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 12,549円 消耗品費 外国語版母子健康手帳@788×3冊 母子健康手帳@178.5円×50冊 母子健康手帳袋（100袋入り） @1,260円×1袋</p>	<p>【目的】（保健師による相談も実施） 母子の健康管理を役立てる。 妊婦の健康相談と保健師との信頼関係づくり。 妊婦のアンケートにより、妊婦の心身の健康や喫煙等の把握と共に、継続フォローが必要な虐待ハイリスク者を把握する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者 町内在住の妊婦 ・交付先 健康福祉課</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 23千円 消耗品費 母子健康手帳@210×75冊 外国語版母子健康手帳@900×2冊 母子健康手帳用カバー@37×70枚 母子手帳セット用ポリ袋@200×12袋</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名				
31	妊婦健康診査事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法
歳出予算額（平成17年度）	99,261千円	3,366千円	2,888千円	689千円	1094千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p>【事業の内容】 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け（母子健康手帳の交付を受けた者を含む）、受診日において、市内に住所を有するもの。</p> <p><平成17年度受診予定者数> 協力医療機関分 1回目 6,100人 2回目 5,600人 協力機関以外で受けた場合の助成分 1回目 10人 2回目 10人</p> <p>検査内容 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p>【平成16年度の事業の概要】 受診状況実績 対象者数 382人 受診者数 308人 受診率 80.6%</p> <p>【事業費の内訳】 委託料 妊婦健康診査委託料 3,365,400円 1回目 @9,688.5円 200件 1,937,700円 事務費含む 2回目 @7,138.5円 200件 1,427,700円 事務費含む</p> <p>需用費 消耗品費 事務用消耗品 20,000円</p> <p>委託料 施策事業委託料 妊婦健康診査委託 99,076,000円 1回目 @9,688.5円 6,100件 59,099,850円 事務費含む 2回目 @7,138.5円 5,600件 39,975,600円 事務費含む</p> <p>負担金、補助金及び交付金 運営費等補助金 妊婦健康診査助成 1回目 @9,510円 10件 2回目 @6,960円 10件</p>	<p>【目的】 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p>【事業の内容】 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け（母子健康手帳の交付を受けた者を含む）、受診日において、町内に住所を有するもの。</p> <p><平成17年度受診予定者数> 協力医療機関分 1回目 200人 2回目 200人</p> <p>検査内容 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p>【平成16年度の事業の概要】 受診状況実績 対象者数 382人 受診者数 308人 受診率 80.6%</p> <p>【事業費の内訳】 委託料 妊婦健康診査委託料 3,365,400円 1回目 @9,688.5円 200件 1,937,700円 事務費含む 2回目 @7,138.5円 200件 1,427,700円 事務費含む</p> <p>需用費 印刷製本費 27,300円</p> <p>委託料 妊婦健康診査委託料 2,860,590円 1回目 @9,688.5円 170件 1,647,045円 事務費含む 2回目 @7,138.5円 170件 1,213,545円 事務費含む</p>	<p>【目的】 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p>【事業の内容】 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け（母子健康手帳の交付を受けた者を含む）、受診日において、町内に住所を有するもの。</p> <p><平成17年度受診予定者数> 協力医療機関分 1回目 170人 2回目 170人</p> <p>検査内容 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p>【平成16年度の事業の概要】 受診状況実績 対象者数 360人 受診者数 285人 受診率 79.2%</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 印刷製本費 27,300円</p> <p>委託料 妊婦健康診査委託料 688,883円 1回目 @9,688.5円 35件 339,097円 事務費含む 2回目 @7,138.5円 49件 349,786円 事務費含む</p>	<p>【目的】 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p>【事業の内容】 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け（母子健康手帳の交付を受けた者を含む）、受診日において、町内に住所を有するもの。</p> <p><平成17年度受診予定者数> 協力医療機関分 1回目 40人 2回目 40人 協力医療機関以外で受けた場合の助成 実施なし</p> <p>検査内容 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p>【平成16年度の事業の概要】 受診状況実績 対象者数 47人 受診者数 49人 受診率 104.2%</p> <p>【事業費の内訳】 委託料 妊婦健康診査委託料 688,883円 1回目 @9,688.5円 35件 339,097円 事務費含む 2回目 @7,138.5円 49件 349,786円 事務費含む</p>	<p>【目的】 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p>【事業の内容】 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け（母子健康手帳の交付を受けた者を含む）、受診日において、町内に住所を有するもの。</p> <p><平成17年度受診予定者数> 協力医療機関分 1回目 80人 2回目 80人 協力医療機関以外で受けた場合の助成 実施なし</p> <p>検査内容 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p>【平成16年度の事業の概要】 受診状況実績 対象者数 63人 受診者数 61人 受診率 96.8%</p> <p>【事業費の内訳】 委託料 妊婦健康診査委託料 1,093,754円 1回目 @9,688.5円 65件 629,752円 事務費含む 2回目 @7,138.5円 65件 464,002円 事務費含む</p> <p><平成17年度受診予定者数> 協力医療機関分 1回目 65人 2回目 65人</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
32	乳幼児健康診査事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法		母子保健法
歳出予算額（平成17年度）	184,672千円	3,832千円	4,664千円	1,470千円	2,519千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	500千円	15千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>目的 乳児の健康増進を図るとともに、疾病の早期発見を図り、適切な指導を行うことを目的として健康診査を行う。</p> <p>事業内容 1) 4か月児健康診査（集団） 市内3会場で実施 6回/月 未受診者については個別に通知対応 2) 8か月児健康診査（個別） 協力医療機関で実施 未受診者については個別に通知対応 3) 1歳児健康診査（個別） 協力医療機関で実施 4) 1歳6か月児健康診査（医科）（個別） 協力医療機関で実施 5) 1歳6か月児健康診査（歯科）（集団） 市内3会場で実施 5回/月 医科、歯科共未受診者については個別に通知対応 6) 2歳6か月児歯科健康診査（集団） 市内3会場で実施 5回/月 （希望者にフッ素塗布） 7) 3歳6か月児健康診査（集団） 市内3会場で実施 6回/月 （医科・歯科・視聴覚検査） 未受診者については個別に通知対応 8) 乳幼児精密健康診査 *乳幼児精密健康診査に係る経費については母子保健事業に計上 9) 乳幼児経過検診 市内2会場で実施 20回/年</p> <p>事業費の内訳 報 酬 非常勤特別職員報酬 医師報酬 ① 31,300 × 452人 = 14,148千円 心理相談員報酬 ① 13,200 × 2人 × 60回 = 1,584千円 ② 13,200 × 4人 × 72回 = 3,801千円 5,385千円 視覚検査員報酬 ① 13,200 × 1人 × 72回 951千円 委託料 施設事業委託料（健康診査委託料） 163,198千円</p>	<p>【目的】 乳幼児の心身の健康状態を把握し、生活習慣・養育状況の確認を通して総合的な育児支援を行う。</p> <p>【事業内容】 1) 4か月児健康診査（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 2) 10か月児健康診査（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 3) 1歳6か月児健康診査（医科/歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 4) 2歳児歯科健康診査（歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 5) 2歳6か月児歯科健康診査（歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 6) 3歳児健康診査（医科・歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 7) 3歳10か月児歯科・視聴覚健康診査（歯科・視聴覚検査）（集団） 8) 乳幼児精密健康診査 *乳幼児精密健康診査に係る経費については母子保健事業に計上 9) 乳幼児経過健康診査 なし</p> <p>【事業費の内訳】 賃金 非常勤職員賃金 医師賃金 ② 28,500 × 48人 1,368千円 報償費 心理指導士謝礼 ① 17,000 × 12回 = 204千円 委託料 視聴覚検査委託 367千円 醫工コー検査委託 433千円 需用費 消耗品費 22千円 役務費 10千円 *中央保健センター「母子保健事業」欄にも計上</p> <p>【特定財源】 ・国庫負担金 母子保健衛生負担金 250千円 ・県費負担金 母子保健衛生負担金 250千円</p>	<p>特記事項 乳幼児健康診査についての予算は、全てこの地域保健課で計上している（中央保健センター No.16「母子保健事業」及びNo.18「乳幼児健康診査の実施」についての内容を含む）。</p> <p>【目的】 1. 親の育児力を高める。 子どものことや自分のことなど、今抱えている悩みや心配が解消できるように支援する。 今の子どもの発達を理解した上で、発達を促す手がかりがつかめるように支援する。 2. 健康を阻害する因子の早期発見、適正な医療と回復の援助を行う。</p> <p>【内容】 乳幼児健康診査等に係る非常勤職員（事務職、保育士、保健師、栄養士、看護師）の賃金及び需用費等</p> <p>【事業内容】 ・ 4か月児健康診査 ・ 9か月児健康診査 ・ 1歳6か月児健康診査 ・ 2歳6か月児歯科健康診査 ・ 3歳6か月児健康診査 ・ 乳幼児経過検診</p> <p>【参考】 開催回数 ・ 4か月児健康診査 予定回数 6回 ・ 9か月児健康診査 予定回数 6回 ・ 1歳6か月児健康診査 予定回数 6回 ・ 2歳6か月児歯科健康診査 予定回数 6回 ・ 3歳6か月児健康診査 予定回数 6回 ・ 乳幼児経過検診 予定回数 12回</p> <p>非常勤職員 ・ 乳幼児健診補助（事務職） 30人 ・ 乳幼児健診補助（保健師） 54人 ・ 乳幼児健診補助（看護師） 30人 ・ 乳幼児健診補助（保育士） 12人 ・ 乳幼児健診補助（歯科衛生士） 72人 ・ 乳幼児健診補助（歯科助手） 18人</p>	<p>【目的】 乳幼児の発育、発達を診査し、母子の健康と育児支援を図る。</p> <p>【事業内容】 1) 4か月児健康診査（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 2) 10か月～お誕生前健康診査（集団） 町内1会場で実施 4回/年 未受診者については個別通知 3) 1歳6か月児健康診査（医科/歯科）（集団） 町内1会場で実施 4回/年 未受診者については個別通知 4) 2歳児歯科健康診査（歯科）（集団） 町内1会場で実施 4回/年 未受診者については個別通知 5) 2歳6か月児歯科健康診査（歯科）（集団） 町内1会場で実施 4回/年 未受診者については個別通知 6) 3歳6ヶ月児健康診査（医科・歯科） 視聴覚検査アンケート回収（集団） 町内1会場で実施 3回/年 未受診者については個別通知 7) 乳幼児精密健康診査 *乳幼児精密健康診査に係る経費については母子保健事業に計上 8) 乳幼児経過健康診査 なし</p> <p>【事業費の内訳】 医師賃金 ② 28,500 × 9回 = 257千円 医師委託料 ② 28,500 × 8回 = 228千円 歯科医師賃金 ② 26,500 × 11回 = 292千円 心理相談員賃金 ③ 3,000 × 4時間 × 7回 = 84千円 3歳6か月児視聴覚検査委託料 84千円 需用費 95千円 役務費 21千円 *中央保健センター「母子保健事業」欄にも計上</p> <p>【特定財源】 ・ 国庫負担金 母子保健衛生負担金 0千円 ・ 県費負担金 母子保健衛生負担金 0千円</p>	<p>【目的】 乳幼児の心身の健康状態を把握し、生活習慣・養育状況の確認を通して総合的な育児支援を行う。</p> <p>【事業内容】 1) 4か月児健康診査（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 2) 10か月児健康診査（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 3) 1歳6か月児健康診査（医科/歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 4) 2歳児歯科健康診査（歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 5) 2歳6か月児歯科健康診査（歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 6) 3歳児健康診査（医科・歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 7) 3歳6か月児視聴覚健康診査（視聴覚検査）（集団） *乳幼児精密健康診査に係る経費については母子保健事業に計上 9) 乳幼児経過健康診査 なし</p> <p>【事業費の内訳】 賃金 非常勤職員賃金 医師賃金 ② 28,500 × 6人 171千円 歯科医師賃金 ② 26,500 × 18人 477千円 心理相談員賃金 ① 14,000 × 12人 168千円 非常勤職員 715千円 需用費 消耗品費 85千円 役務費 49千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名									
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会									
事務事業番号	事務事業名	協議ランク									
32	乳幼児健康診査事業	A協議会 B幹事会 C専門部会									
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町						
【事務事業の内容】	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">旅費 費用弁償</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">606千円</td> </tr> <tr> <td>需用費 医薬材料費</td> <td style="text-align: right;">126千円</td> </tr> <tr> <td>負担金、補助及び交付金</td> <td style="text-align: right;">258千円</td> </tr> </table>	旅費 費用弁償	606千円	需用費 医薬材料費	126千円	負担金、補助及び交付金	258千円		<p>【事業費の内訳】</p> <p>賃金 2,405千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師 26,500 × 18回 477千円 ・ 心理相談員 (5,000 × 5時間 + 1340) × 12回 317千円 (30,000円 + 1730円) × 12回 381千円 ・ 非常勤職員 1,230千円 <p>需用費 375千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費・医薬材料費 205千円 印刷製本費 170千円 <p>役務費 48千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信運搬費（未受診通知） 7千円 クリーニング代 27千円 はかり検定料14千円 <p>委託料 1,836千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託に伴う医師賃金 28,500 × 48人 1,368千円 ・ 視聴覚検査委託料 370千円 ・ 精密健康診査委託料 98千円 <p>< 特定財源 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 育児等健康支援事業費補助金 15千円 		<p>委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師委託料@28,500 × 12人 342千円 視聴覚検査委託 135千円 腎工コ一検診委託 347千円 精密健康診査委託 30千円 <p>* 中央保健センター「母子保健事業」欄にも計上</p> <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子保健衛生費国庫負担金 0円 母子保健衛生費県費負担金 0円 育児等健康支援事業費補助金 0円
旅費 費用弁償	606千円										
需用費 医薬材料費	126千円										
負担金、補助及び交付金	258千円										

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
33	歯の衛生週間歯科保健事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,062千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】</p> <p>歯科保健に対する正しい知識の普及と意識の向上を図ることを目的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期日 6月4日から10日の歯の衛生週間に前後する日曜日に、実施する。 ・対象者 市内在住、在勤の乳幼児から成人まで <p>（委託料） 施策事業委託料（相模原歯科医師会へ） 1,062千円</p>	該当なし	該当なし	<p>該当なし （口腔衛生事業として6月に幼児歯科教室を実施している。）</p>	<p>該当なし 6月に保育所、幼稚園にて歯科教室を実施。 予算は歯科保健に計上。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	妊産婦新生児訪問指導事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法
歳出予算額（平成17年度）	4,876千円	334千円	312千円	0千円	82千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 妊産婦の妊娠、分娩、産褥期における健康増進及び新生児の発育並びに育児不安等に対応するため、母子訪問相談員、保健師の家庭訪問により保健指導を実施する。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 訪問指導を必要と認める生後6週間以内の第1子を持つ産婦、新生児及び妊婦</p> <p>(2) 訪問内容 日常生活指導、相談 疾病の早期発見 新生児の発育、栄養状態及び生活環境に関する指導</p> <p>【事業概要】 訪問予定数 1,350 世帯 平成16年度訪問人数 2,282 人 所内指導 315人</p> <p>【事業費内訳】 非常勤特別職員報酬 4,815千円 母子訪問相談員報酬 @10,700×450人 母子訪問相談員費用弁償 @1,000×50人 需用費 11千円 消耗品費 11千円</p> <p>【電算システム】 名称 乳幼児管理システム 内容 乳幼児健康診査結果のデータベース化による統計管理及び保健指導に必要な情報の管理、指導計画支援</p> <p>名称 日報管理システム 内容 事業報告書の作成と統計事務を支援</p>	<p>【目的】 親子の心身の健康状態の把握と、育児に関する適切な保健情報の提供により、育児不安の軽減を図る。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 訪問指導を必要とする妊婦、及び新生児と産婦の全数</p> <p>(2) 訪問内容 親子の健康状態の観察 エジンバラ式産後うつチェックシート記入 育児環境・養育環境の把握 育児相談 予防接種相談</p> <p>他</p> <p>【事業概要】 訪問予定数 200世帯 平成16年度訪問件数 126人</p> <p>【事業費内訳】 非常勤職員賃金 278千円 助産師賃金 85,250円×50人 需用費 56千円 消耗品費 2千円 印刷製本費 54千円</p>	<p>【目的】 妊産婦並びに新生児の健康を守るため、保健師・助産師が妊産婦及び新生児を家庭訪問し、日常生活全般の保健指導を行い、母子保健の向上を図る</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 初妊婦の訪問希望者 第1子の産婦及び新生児 第2子以降の母乳教室参加産婦及び新生児</p> <p>(2) 訪問内容 母の日常生活全般の指導 母体の回復に関する生活指導 新生児の発育・栄養状態や適切な養育環境に関する指導 疾病の早期発見</p> <p>【事業概要】 平成17年度訪問人数（延べ） 130件</p> <p>【事業費内訳】 ・賃金 294千円 指導員（保健師・助産師）賃金 2,300円×120件=276千円 会議時賃金 18千円 ・謝礼 アドバイザー15千円 ・需用費 3千円 消耗品 3千円</p>	<p>【目的】 妊産婦の妊娠、分娩、産褥期における健康増進及び新生児の発育並びに育児不安等に対応するため、保健師の家庭訪問により保健指導を実施する。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 第1子及び訪問指導を必要と認める新生児、乳児及び妊産婦</p> <p>(2) 訪問内容 日常生活相談、育児相談 児の発育、栄養状態及び生活環境に関する指導 予防接種、健診の相談 その他</p> <p>【事業概要】 平成16年度訪問人数 46 人 予算計上なし</p>	<p>【目的】 妊産婦の妊娠、分娩、産褥期における健康増進及び新生児の発育並びに育児不安等に対応するため、母子訪問相談員、保健師及び助産師の家庭訪問により保健指導を実施する。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 訪問指導を必要と認める生後6週間以内の第1子を持つ産婦、新生児及び妊婦</p> <p>(2) 訪問内容 日常生活指導、相談 疾病の早期発見 新生児の発育、栄養状態及び生活環境に関する指導 虐待ハイリスク者のフォロー</p> <p>【事業概要】 訪問予定数 70 世帯 平成15年度事業実績 64 世帯</p> <p>【事業費内訳】 助産師 83,000円×24人 需用費 10,000円</p> <p>【電算システム】 名称 乳幼児管理システム 内容 事業報告書の作成と統計事務を支援</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	母子保健事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法
歳出予算額（平成17年度）	26,567千円	32千円（乳幼児健康診査事業計上）	0千円	1,542千円	30千円
歳入予算額（平成17年度）	1,124千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子保健事業推進に係る費用及び乳幼児健康診査全般の経費を一括計上し、事業を円滑に実施する。 なお、国からの委託事業である「環境サーベイランス事業」経費を含む。</p> <p>【平成16年度事業の内容】 ・乳幼児健康診査の補助等に係る非常勤職員の賃金等 ・母子保健事業推進協議会経費 協議会開催予定 2回 協議会委員数 13人 ・乳幼児健康診査の精密健康診査に係る経費 ・環境サーベイランス事業の経費 3歳6か月児健康診査の際、大気汚染と呼吸器系の疾病との関係をアンケート調査</p> <p>【事業費の内容】</p> <p>賃金 非常勤職員賃金 （乳幼児健康診査事務補助等）10,901,245円 （環境サーベイランス事務）480,000円 報償費 母子保健事業推進協議会委員謝礼 ①12,600×2回×10人=252,000円 旅費 21千円 需用費 消耗品費 431千円 印刷製本費 1,943千円 物品修繕料 50千円 医薬材料費 917千円 役務費 郵便料 3,683千円 傷害保険料 507千円 クリーニング代 348千円 委託料 事務作業委託料 3,345千円 施設事業委託料 （各種精密健康診査）1,394千円 使用料及び賃借料 母子保健システム機器使用料等 1,994千円 負担金、補助及び交付金 運営費等補助金 50千円</p>	<p>【目的】 母子保健事業推進に係る費用及び乳幼児健康診査全般の経費を一括計上し、事業を円滑に実施する。</p> <p>【平成17年度事業の内容】 ・乳幼児健康診査の補助等に係る非常勤職員の賃金等 ・乳幼児健康診査の精密健康診査に係る経費</p> <p>【事業費の内容】</p> <p>賃金 非常勤職員賃金 （乳幼児健康診査事務補助等）2752,000円 報償費 心理指導士謝礼 204千円 旅費 21千円 需用費 消耗品費 10千円 医薬材料費 12千円 役務費 手数料 16千円 委託料 乳幼児精密健康診査委託料 70千円 腎エコー検診委託 433千円</p>	<p>・『母子保健事業推進協議会』については、地域保健課の『保健医療計画』に記載</p> <p>・『乳幼児健康診査の補助にかかわる非常勤職員の賃金』 ・『精密健康診査にかかわる経費』 については、地域保健課の『乳幼児健康診査事業』に記載</p>	<p>【目的】 母子保健事業推進に係る費用及び乳幼児健康診査全般の経費を一括計上し、事業を円滑に実施する。</p> <p>【平成17年度事業の内容】 ・乳幼児健康診査の補助等に係る非常勤職員の賃金等 ・乳幼児健康診査の精密健康診査に係る経費</p> <p>【事業費の内容】</p> <p>賃金 非常勤職員賃金 乳幼児健康診査事務補助等579千円 心理相談員賃金3000×4時間×7回=84千円 需用費 消耗品費 95千円 役務費 14千円 委託料 乳幼児精密健康診査委託料 15千円 視聴覚検査委託 84千円 妊婦健康診査委託 671千円</p>	<p>乳幼児期から青年期の保健福祉計画部会</p> <p>【目的】 保健・福祉・医療・教育等の連携による乳幼児期から青年期の保健福祉の推進をはかるため、「乳幼児期から青年期の保健福祉計画」の策定、進行、管理、その他必要な事項について協議する。</p> <p>【事業内容】 計画書の期間：10年（平成12～21年度） 中間見直し：平成15～16年度 会議開催回数：毎年3～4回 部会の親会議：藤野町保健福祉推進委員会</p> <p>【事業内訳】 3・17地域福祉課「地域福祉計画策定事業」に計上</p> <p>地域子育てワーキング</p> <p>【目的】 地域全体で子育て支援ができるように、住民が主体的に考え活動し、連携していける場の提供。</p> <p>【事業内容】 民生委員・教育委員会・学校との連携による講演会やシンポジウムの開催。</p> <p>【事業費内訳】 報償費 20千円 需用費 10千円</p> <p>腎エコー検診（平成10年度開始）</p> <p>【目的】 腎臓や尿管の奇形や障害を早期に発見し、慢性腎疾患を予防する。</p> <p>【事業内容】 対象：概ね満1才未満の児。 方法：4～5ヵ月児健診の際に検査票を交付し、町内の医療機関で検査を実施。</p> <p>【事業内訳】 （乳幼児健康診査事業に計上） 検査票の印刷は、在庫で補っている。</p> <p>・『精密健康診査にかかわる経費』については、地域保健課1～32『乳幼児健康診査事業』に記載</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	母子保健事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【特定財源】</p> <p>国庫支出金 環境保健サーベイランス調査 委基金</p> <p>【電算システム】</p> <p>名称 乳幼児管理システム 内容 乳幼児健康診査結果のデータベース化による統計管理及び保健指導に必要な情報管理、指導計画支援</p> <p>名称 日報管理システム 内容 事業報告書の作成、統計事務を支援</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	慢性疾患児保健指導事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法				
歳出予算額（平成17年度）	458千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 疾病により長期にわたり療養を必要とする児童等について適切な療養を確保するため、その問題及び療養の状況に応じた適切な指導を行い、日常生活における健康保持、増進及び福祉の向上を図る。そのための講演会、相談会を開催する。</p> <p>【内容】 慢性疾患予防講演会 テーマ：アレルギー疾患など 会場：ウエルネスさがみはら、南保健福祉センター、橋本公民館など 回数：8回 講師謝礼：37,500円/回（8人分） 保育士謝礼：2,625円/回（40人分） 周知方法：広報さがみはら、市ホームページ</p> <p>未熟児教室 対象：出生体重がおおむね2000g未満のお子さんとその家族 内容：座談会、親子遊びなど 会場：ウエルネスさがみはら、大野南公民館など 回数：本庁地区、南地区各2回 保育士謝礼：2,625円/回（2人分） 周知方法：広報さがみはら、ちらし</p> <p>多胎児教室 対象：双子、三つ子のお子さまとその家族 内容：座談会、親子遊びなど 会場：ウエルネスさがみはらなど 回数：本庁地区、南地区各1回 保育士謝礼：2,625円/回（18人分） 周知方法：広報さがみはら、ちらし</p> <p>慢性疾患児訪問指導 対象：慢性疾患により長期療養が必要である児および家族 従事者：歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士など</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	<p>町該当なし （保健福祉事務所実施）</p> <p>（内容） 慢性疾患予防講演会 町該当なし （保健福祉事務所実施）</p> <p>未熟児教室 町該当なし 年間2000g未満未熟児出生数 H13：1人 H14：4人 H16：5人</p> <p>多胎児教室 平成15年度 初めて保健福祉事務所と共催で実施。 1回 主体は保健福祉事務所。 町保健師1名協力・町予算0円</p> <p>慢性疾患児訪問指導 町該当なし （保健福祉事務所実施）</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
37	思春期保健事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	子ども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法		
歳出予算額（平成17年度）	151千円	80千円	652千円	123千円	178千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 思春期に関する正しい知識の普及・啓発を図ることを目的に健康教育や思春期セミナー等を開催する。また、思春期の様々な課題に対応するため、思春期保健担当者連絡会を開催する。</p> <p>【内容】 思春期保健セミナー テーマ：思春期特有の第二次性徴に関する内容や性教育。 会場：ウェルネスさがみはら、南保健福祉センター 回数：年2回 講師謝礼：30,000円/回 周知方法：広報、チラシ等 赤ちゃんふれあい体験教室 目的：思春期の子ども達に赤ちゃんふれあい機会を与え、育児のイメージを広げると共に生命の大切さを理解する。 会場：ウェルネスさがみはら、南保健福祉センター、橋本公民館 回数：年3回 対象：市内在住・在学の中学生・高校生 周知方法：広報、市内中学校・高等学校へチラシ 高校生のためのピア・カウンセリング講座 目的：性に関する正しい知識を持った看護学生から高校生に向けて伝え、語り合う性教育。 会場：市内高等学校 回数：年1回 周知方法：学校輪番制で行う為周知しません。 講師謝礼：@10,000円×2時間 思春期相談 目的：思春期に関する様々な悩みや相談に応じる。 受付日時：電話は平日8:30～17:00まで 面接希望の場合は要予約 思春期保健担当者連絡会 目的：思春期の様々な課題への対策を図る。 メンバー：産婦人科医師、精神科医師、警察、PTA法務局、小学校・中学校・高等学校養護教諭、市学校関係機関等の代表。委員長は保健所長が務める。 回数：年2回 委員謝礼：医師のみ@12,600円×2人×2回 *消耗品費：教室関係で使用 20,000円</p>	<p>【目的】 思春期に関する正しい知識の普及・啓発を図ることを目的に主に児童・生徒の保護者や地域住民に対して健康教育を実施する。</p> <p>【内容】 思春期講座（保護者向け） テーマ：思春期の子どもを持つ保護者や地域住民を対象とした性や人権に対する健康教育 会場：城山町保健福祉センター 回数：年2回 講師謝礼：40,000円/回 周知方法：広報、チラシ等</p>	<p>C A Pワークショップ 平成16年度実施状況： 全校（小7校・中5校）の小学3年、中学1年を対象に実施。子どもワークショップの前に、大人、教職員を対象に大人ワークショップを実施。</p> <p>・子どもワークショップ（希望校に実施） 小学校3校 5クラス 中学校4校 10クラス ・大人ワークショップ 10回 会場 小学校・中学校</p> <p>回数：24回 延べ人数：1,008名 おとな・65名 小学生・285名 中学生・実人員329名、延べ658名 周知方法：広報・ちらし等</p> <p>平成17年度予算： 講師謝礼： C A P644,400円 消耗品：5,140円 印刷製本費：2,000円 <他課から講師謝礼 205,580円> 思春期保健セミナー 町該当なし （ただし、町内小中学校より、町保健師へ性教育の講師等依頼があった時に、可能な限り協力している）</p> <p>赤ちゃんふれあい体験教室 町該当なし 対象：町在住・在学の 中学生：5校 約1100人 高校生：1校 約600人</p> <p>高校生のためのピア・カウンセリング講座 町該当なし</p>	<p>【目的】 思春期に関する正しい知識の普及・啓発を図ることを目的に健康教育を開催。</p> <p>【事業内容】 たばこの防止教育 年1回、町内小学校（3ヶ所）小学6年生 報償費：15,000円</p> <p>アルコール防止教育 年1回、町内中学校（2ヶ所）中学2年生 報償費：10,000円</p> <p>薬物乱用防止教育 年1回、町内中学校（2ヶ所）中学2年生 報償費：5,000円 健康福祉課の医事業事等指導事業にも該当</p> <p>エイズ教育 年1回、町内中学校（2ヶ所）中学3年生 報償費：80,000円 健康福祉課のエイズ予防対策事業に該当</p> <p>需用費：5千円</p> <p>・県費負担金 育児等健康支援事業費補助金 8千円</p>	<p>【目的】 思春期の子どもたちが思春期の心と体について理解し、生涯健康に過ごすための知識や力を身につけることを支援する。 学校等出前講座</p> <p>【事業の内容】 学校教育の一環として、学校の要望に応じて保健師や必要な専門職を派遣する。</p> <p>【事業実績】 平成15年度 食育・幼稚園1回 小学校5回 歯科・幼稚園2回 保育所1回 小学校1回 性教育・小学校2回 薬物・小学校1回 タバコ・小学校1回</p> <p>【事業費内訳】 報償費 70千円 需用費 30千円 役務費 2千円 使用料及び賃借料 10千円</p> <p>心の健康講座 【事業の内容】 中学校の生徒、保護者、教員を対象に思春期の心の特徴と心の健康について講演会を実施。（中学校及びPTAと当該で共催）</p> <p>【事業実績】 平成15年度 1回 参加者：中学生351人、保護者60人、教員</p> <p>【事業内訳】 講師謝礼：60,000円/回 役務費 郵便料 3千円 運搬料 3千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
38	特定不妊治療費助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター 国その他－市要綱	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	12,037千円				
歳入予算額（平成17年度）	6,018千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 不妊治療を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【事業の内容】 助成対象者：市内に住民登録・外国人登録があり、特定不妊治療を行っている夫婦 所得要件：夫及び妻の前年の所得の合計額が650万円未満 助成対象の治療法：配偶者間の体外受精及び顕微授精（上記以外での治療法では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの。） 助成額及び助成期間：特定不妊治療に要した費用に対し、1年度あたり10万円を限度に通算2年間とする。</p> <p>助成方法：償還払い 助成対象医療機関：指定医療機関 【平成17年度事業費の内訳】</p> <p>旅費 普通旅費 一般旅費 15,480円</p> <p>需用 消耗品費 事務用消耗品 10,000円</p> <p>役務費 郵便料 郵便料 10,960円</p> <p>扶助費 扶助費 特定不妊治療助成費 12,000,000円</p> <p>〔特定財源〕 国庫補助金母子保健衛生費補助金 6,018千円</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。 県からの依頼に基づき、平成16年度10月から申請書交付やピーアール開始。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	未熟児養育事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法				
歳出予算額（平成17年度）	37,100千円				
歳入予算額（平成17年度）	22231千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子保健法に基づき、未熟児の養育医療の給付及び訪問指導を行う。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 未熟児 (2) 治療を行う機関 指定養育医療機関 (3) 公費負担の内容 健康保険等社会保険の給付の自己負担分のうち全部又は一部を負担</p> <p>【事業実績】 平成16年度養育医療申請件数 167 件 訪問指導件数 437 件</p> <p>【事業費内訳】 需用費 36千円 印刷製本費 未熟児訪問連絡票 役務費 64千円</p> <p>手数料 社会保険支払基金診査手数料 国民健康保険団体連合会診査手数料 37,000千円 扶助費 養育医療費</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 母子保健衛生費負担金14,969千円 未熟児養育医療自己負担金 7,262千円</p> <p>【電算システム】 名称 医療援護システム 養育医療の受付、決定及び支払管理を行っている。</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
40	育成医療事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法第20条第1項 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)				
歳出予算額(平成17年度)	24,100千円				
歳入予算額(平成17年度)	11,000千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生まれつき又は病気などで身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。</p> <p>【事業内容】 基準等 (1) 対象 ・保護者が相模原市に居住する18歳未満の児童 (2) 治療を行う医療機関 指定育成医療機関 (3) 公費負担の内容 健康保険等社会保険の給付の自己負担分のうち全部又は一部を負担</p> <p>【事業費内訳】 需用費 消耗品費 システム用消耗品 30千円 役務費 社会保険支払基金審査手数料等 70千円 扶助費 育成医療費 24,000千円</p> <p>【特定財源】 国庫補助金 障害障害者援護費及び結核児童療養費国庫負担金 11,000千円</p> <p>【電算システム】 名称 医療援護システム 育成医療の受付、決定及び支払管理を行っている。</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
41	小児慢性特定疾患医療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市小児特定疾患治療研究事業実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	153,004千円				
歳入予算額（平成17年度）	35,635千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 特定の疾病を持つ児童に対し、適切な医療を受けながら健全に育成していけるよう必要な医療の給付を行う。</p> <p>【事業内容】 基準等 (1) 治療を行う医療機関 市長が本事業を行うに相当と認められる医療機関に本事業を委託する。</p> <p>(2) 対象年齢 18歳未満の児童（継続の場合は、20歳まで延長可）</p> <p>(3) 公費負担の内容 健康保険等社会保険の給付の自己負担分が対象</p> <p>【事業費の内訳】</p> <p>報償費 小児特定疾患協議会 診査部会委員謝礼 ①16,000×14回 224,000円</p> <p>旅費 普通旅費 16,000円</p> <p>需用費 消耗品費 83,000円 物品等修繕料 50,000円</p> <p>役務費 郵便料 942,000円 手数料 社会保険支払基金審査支払 手数料等 1,264,000円</p> <p>委託料 システム入力データ作成委託 425,000円</p> <p>扶助費 150,000,000円</p> <p>【特定財源】 国庫補助金 小児慢性特定疾患治療研究事業 国庫補助金 35,635千円</p> <p>【電算システム】 名称 医療援護システム 小児特定疾患の受付、決定及び支払 管理を行っている</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	地域保健医療審議会事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市附属機関の設置に関する条例 相模原市地域保健医療審議会規則				
歳出予算額（平成17年度）	504千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域保健及び地域医療に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</p> <p>【概要】 委員数 20人 内訳 (1) 医療関係団体 6人 (2) 公共的団体 10人 (3) 公募 4人 任期 2年 委員報酬 1回 12,600円 審議会開催 不定期（年2回程度） 予算積算内訳 地域保健医療審議会委員報酬 12,600円×20人×2回=504,000円</p> <p>【平成16年度実績】 審議会開催回数 2回 主な審議内容 (1) 第12回審議会（7月5日開催） ア 健康度評価事業について（報告） (2) 第13回審議会（12月8日開催） ア 小児医療費助成事業の見直しについて（諮問） その他 公募委員選考委員会を1回開催（6月11日） (1) 公募委員4人を選考 (2) 選考委員は保健関係1人、医療関係1人、市職員1人 (3) 選考委員報酬 1回 10,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い				専門部会名 保健福祉部会
事務事業番号 12	事務事業名 急病診療事業				協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	地域医療課 休日急病医科診療所運営費補助金交付要綱 相模原口腔保健センター運営費補助金交付要綱 休日夜間急患調剤薬局運営費補助金交付要綱 相模原市急病診療事業実施要綱 外科系救急医療体制支援事業補助金交付要綱 休日柔道整復施設所運営費補助金交付要綱	保健推進課・(広域行政組合管理課) 津久井郡広域行政組合理約 津久井郡急病診療所条例	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
歳出予算額(平成17年度)	1,079,520千円	68,046千円			
歳入予算額(平成17年度)	23,268千円	4,885千円			
【事務事業の内容】	<p>1 休日急病医科診療事業 予算額186,434千円</p> <p>【目的】 休日における市民の急病に対する医療の確保を図るため、相模原メディカルセンター及び相模原南メディカルセンターで急病診療を実施する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 社団法人相模原市医師会 内容 休日(日曜日、祝祭日、年末年始)における初期救急医療機関の確保 診療時間等</p> <p>1) 相模原メディカルセンター急病診療所 ・診療時間 午前9時から午後5時 ・診療科目 内科、外科等</p> <p>2) 相模原南メディカルセンター急病診療所 ・診療時間 午前9時から午後5時 ・診療科目 内科、外科、眼科、耳鼻科等</p> <p>診療体制</p> <p>1) 相模原メディカルセンター急病診療所 ・休日 医師2人、看護師2人、事務員2人 ・12月29日 医師2人、看護師3人、事務員2人 ・12月30日から1月3日 医師2人、看護師3人、事務員3人 ・さくらまつり 医師1人、看護師1人、事務員1人</p> <p>2) 相模原南メディカルセンター急病診療所 ・休日 医師4人、看護師4人、事務員2人 ・12月29日から1月3日 医師4人、看護師5人、事務員3人</p> <p>補助金積算内訳</p> <p>1) 相模原メディカルセンター ア 総事業費 178,955千円 イ 診療収入その他の収入 77,961千円 ウ 補助基本額(ア-イ) 100,994千円 エ 補助金額 100,994千円</p> <p>2) 相模原南メディカルセンター ア 総事業費 151,601千円 イ 診療収入その他の収入 66,161千円</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>1 津久井郡急病診療所委託事業 予算額 22,703千円</p> <p><目的> 休日(日曜、祝祭日、年末年始)に発生した急病患者に対して、適正な医療を確保するため社団法人津久井郡医師会に業務を委託する。</p> <p><対象> 郡民 73,256人</p> <p><内容> 津久井郡急病診療所における一次応需診療 ア 診療時間 8時45分から12時 12時45分から16時 19時から22時 イ 診療科目 内科・小児科 ウ 診療体制 医師1人・看護師2人 事務員1人</p> <p>【特定財源】 小児救急医療対策費補助金(県補助金)</p> <p><内容> 一部事務組合が行う小児救急事業補助</p> <p><補助金額> 補助単価×時間/日×日数×補助率 16,388円×3時間×71日×1/2=1,745千円</p> <p>2 広域耳鼻咽喉科救急医療事業 予算額 112千円</p> <p><目的> 休日(日曜、祝祭日、年末年始)に発生した急病患者に対して、必要な医療を確保するため相模原市と覚書を締結し、診療の依頼をする。</p> <p><対象> 郡民 73,256人</p> <p><内容> 休日の耳鼻咽喉科救急診療依頼 ア 診療時間 休日等 9時から17時 イ 診療体制 相模原南メディカルセンターによる。</p>	津久井郡広域行政組合で業務実施のため該当なし。	津久井郡広域行政組合で業務実施のため該当なし。	津久井郡広域行政組合で業務実施のため該当なし。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
12	急病診療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<p>ウ 補助基本額（ア-イ） 85,440千円 エ 補助金額 85,440千円</p> <p>【補助金の概要】 名称 休日急病医科診療所運営費補助金交付要綱 補助率 メディカルセンター毎に、総事業費から診療収入、県補助金、雑入、その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>【特定財源】 名称及び内容 ・広域耳鼻咽喉科救急医療事業 1,058千円 相模原南メディカルセンターで休日に行われる耳鼻科診療に対する負担金 対象市町：大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、津久井町、城山町、藤野町、相模湖町</p> <p>【社団法人相模原市医師会の概要】 目的 医道を高揚し、医学術の発達及び普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 活動内容等 1) 医道の高揚に関する事業 2) 医学の振興及び医学教育に関する事業 3) 公衆衛生の啓発及び学校保健に関する事業 4) 地域の保健、医療及び福祉の増進に関する事業 5) 急病診療に関する事業 6) 訪問看護に関する事業 7) 保険医療の充実に関する事業 8) 医療経営の改善に関する事業 9) 医療従事者の育成に関する事業 10) その他 役員構成 会長1人、副会長2人又は3人、理事 13人以上19人以下、監事2人又は3人 組織の状況 会員数513人、事務局長1人、職員45人 市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>2 休日急患歯科診療事業 予算額16,222千円</p> <p>【目的】 休日における歯科の急患に対する医療の確保を図るため、相模原口腔保健センター内で休日急患歯科診療を実施する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 社団法人相模原歯科医師会 内容 休日（日曜日、祝祭日、年末年始）の昼間における急患歯科診療所の確保 診療時間等 相模原口腔保健センター休日急患歯科診療所 ・診療時間 午前9時から午後5時 診療体制 1) 休日・連休 歯科医1人、助手1人、事務員1人 2) 5月連休 歯科医2人、助手2人、事務員1人</p>					

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	急病診療事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>3) 年末年始 歯科医2人、助手3人、事務員2人</p> <p>4) 1月4日 歯科医2人、助手2人、事務員2人</p> <p>補助金積算内訳</p> <p>1) 総事業費 26,850千円</p> <p>2) 診療収入その他の収入 10,628千円</p> <p>3) 補助基本額(1-2) 16,222千円</p> <p>4) 補助金額 16,222千円</p> <p>【補助金の概要】</p> <p>名称 相模原口腔保健センター運営費補助金交付要綱</p> <p>補助率 補助対象事業に係る総事業費から診療収入、県補助金、雑入その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>3 休日夜間急患調剤事業 予算額78,795千円</p> <p>【目的】 休日及び夜間における急病患者(休日歯科の患者を含む)に対する調剤投薬の確保を図るため、相模原メディカル調剤薬局及び相模原南メディカル調剤薬局を運営する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 社団法人相模原市薬剤師会</p> <p>内容 休日(日曜日、祝祭日、年末年始)及び毎夜間における急患調剤薬局の確保 開設時間等</p> <p>1) 休日 午前9時から午後5時</p> <p>2) 夜間 午後8時から午後11時(休日は午後5時から、平日は1か所午後7時から)</p> <p>診療体制</p> <p>1) 相模原メディカル調剤薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日 薬剤師3人、事務員1人 ・連休 薬剤師3人、事務員2人 ・年末年始 薬剤師4人、事務員3人 ・さくらまつり 薬剤師1人、事務員1人 ・平日夜間 薬剤師1人、事務員1人 ・土曜日夜間 薬剤師1人、事務員1人 ・休日夜間 薬剤師2人、事務員1人 ・連休夜間 薬剤師2人、事務員1人 ・年末年始夜間 薬剤師3人、事務員3人 <p>2) 相模原南メディカル調剤薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日 薬剤師2人、事務員1人 ・連休 薬剤師3人、事務員2人 ・年末年始 薬剤師4人、事務員3人 ・平日夜間 薬剤師1人、事務員1人 ・土曜日夜間 薬剤師1人、事務員1人 	<p>事業としては実施していないが、津久井郡急病診療所において院内処方を実施している。</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
12	急病診療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間 薬剤師1人、事務員1人 ・連休夜間 薬剤師1人、事務員1人 ・年末年始夜間 薬剤師2人、事務員3人 補助金積算内訳 1) 相模原メディカル調剤薬局 ア 総事業費 84,865千円 イ 調剤収入その他の収入 34,803千円 ウ 補助基本額(ア-イ) 50,062千円 エ 補助金額 47,965千円 2) 相模原南メディカル調剤薬局 ア 総事業費 52,504千円 イ 調剤収入その他の収入 20,948千円 ウ 補助基本額(ア-イ) 31,556千円 エ 補助金額 30,830千円 【補助金の概要】 名称 休日夜間急患調剤薬局運営費補助金交付要綱 補助率 薬局毎の総事業費から調剤収入、雑入その他の収入を控除した額の10割以内 【社団法人相模原市薬剤師会の概要】 目的 薬剤師及び薬学又は薬業に関係のある者の倫理的かつ学術的水準を高めるとともに薬学及び薬業の進歩発展を図り、これらに関する事業及び福祉・介護に関する事業を行い、もって地域住民に対する厚生福祉の増進に寄与することを目的とする。 活動内容等 1) 薬学及び薬業の進歩発展 2) 薬剤師の職能 3) 公衆衛生の普及指導 4) 薬事衛生の改善 5) 救急医薬品の備蓄並びに優良医薬品及び医療材料の普及及び流通の適正化 6) 保険医療 7) 献血の推進 8) 居宅介護支援 9) 休日・夜間急患調剤薬局の管理運営 10) その他 役員構成 会長1人、副会長3人、理事15人以上20人以内、監事2人 組織の状況 会員数258人(内、津久井14人)、事務長1人、職員5人 市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。 4 夜間急病診療事業 予算額193,242千円 【目的】 夜間における市民の急病に対する医療の確保を図るための初期救急医療機関を確保する。 【事業の内容】 委託契約の相手先 社団法人相模原市医師会 内容 1) 初期救急医療機関の確保 ア 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所 内科系と内科系以外とに区分して確保					
			3 夜間急病診療委託事業 予算額 35,145千円 <目的> 夜間に発生した急病患者に対して、適正な医療を確保するため、社団法人津久井郡医師会に業務を委託する。 <対象> 郡民 73,256人 <内容> 郡内在宅当番医制による一次応需診療 ア 診療時間 19時から22時 イ 診療体制 医師1人・看護師1人 事務員1人			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
12	急病診療事業	A協議会	B幹事会	C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<p>イ 有床医療機関 内科系を確保</p> <p>2) コール医療機関(特殊な疾病等の診療に対応)の確保 286医療機関(医師会加盟医療機関) 診療体制</p> <p>1) 相模原メディカルセンター急病診療所 ・内科系 医師1人、看護師1人、事務員1人 ・内科系以外 医師1人、看護師1人</p> <p>2) 相模原南メディカルセンター急病診療所 ・内科系 医師1人、看護師1人、事務員1人 ・内科系以外 医師1人、看護師1人</p> <p>3) 有床医療機関 ・内科系 医師1人、看護師1人</p> <p>診療時間</p> <p>1) 内科系</p> <p>ア 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所 午後8時から午後11時(休日は午後5時から、平日は1カ所午後7時から)</p> <p>イ 有床医療機関 午後7時から翌日午前9時(土曜・休日は午後5時から)</p> <p>2) 内科系以外</p> <p>ア 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所(いずれか1カ所) 午後8時から午後11時(年末年始は午後5時から)</p> <p>イ コール医療機関 午後7時から翌日午前9時(土曜・休日は午後5時から)</p> <p>委託料積算</p> <p>1) 委託料 184,039,160円 2) 消費税 9,201,958円 3) 計 193,241,118円 4) 内訳</p> <p>ア 相模原メディカルセンター急病診療所 66,189,300円 イ 相模原南メディカルセンター急病診療所 68,501,100円 ウ 初期終夜 71,515,800円 エ コール医療機関 1,580,000円 オ 応援医 161,400円 カ 事務局費 8,532,200円 (合計額から診療収入見込額32,440,640円を控除)</p> <p>5 病院群輪番制運営事業 予算額182,568千円</p> <p>【目的】 土曜日・休日及び夜間における入院治療を必要とする急病患者に対する医療の確保を図るための二次救急医療機関を確保する。</p> <p>【事業の内容】 委託契約の相手先 社団法人相模原市医師会 内容</p> <p>1) 二次救急医療機関(有床医療機関のうちから1日1カ所)の確保</p>	<p>【特定財源】 初期救急医療確保対策費補助金(県補助金)</p> <p><内容> 夜間一次応需医療にかかる診療報酬補助</p> <p><補助金額> 補助単価×診療日数×補助率 32,775円×294日×1/3=3,211千円</p>	<p>4 広域病院群輪番制運営事業 予算額 8,285千円</p> <p><目的> 夜間及び休日(日曜、祝祭日、年末年始)に発生した入院、手術等を要する急病患者に対して、必要な医療を確保するため、相模原市と協定を締結し、診療の依頼をする。</p> <p><対象> 郡民 73,256人</p> <p><内容> 二次応需患者(入院、手術を要する急病患者)相模原市(相模原市医師会)への診療依頼</p> <p>ア 診療時間 毎夜間 19時から翌日9時 休日等 9時(土曜日は13時から)17時</p> <p>イ 診療体制 相模原市医師会による。</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
12	急病診療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<p>2) 二次救急補助医療機関(有床医療機関のうちから1日1か所。ただし、津久井赤十字病院の当番日は1日2か所)の確保</p> <p>3) コール医療機関(初期及び二次救急医療機関での対応が困難な疾病等の診療に対応)の確保</p> <p>診療時間</p> <p>1) 休日 午前9時から午後5時</p> <p>2) 土曜日 午後1時から午後5時</p> <p>3) 夜間 午後7時(土曜日・休日は午後5時)から翌日午前9時</p> <p>委託料積算</p> <p>1) 委託料 173,873,700円</p> <p>2) 消費税 8,693,685円</p> <p>3) 計 182,567,385円</p> <p>4) 内訳</p> <p>ア 休日 24,757,800円</p> <p>イ 夜間 149,115,900円</p> <p>参加医療機関</p> <p>1) 二次救急医療機関 12病院</p> <p>2) 二次救急補助医療機関 2病院</p> <p>【特定財源】</p> <p>名称及び内容</p> <p>1) 広域病院群輪番制運営事業 8,281千円 二次救急医療体制として確保している病院群輪番制が、二次医療圏で実施していることに伴う津久井四町による負担金</p> <p>6 小児急病診療事業 予算額230,155千円</p> <p>【目的】</p> <p>休日及び夜間における小児救急患者に対する医療の充実を図るため、小児科医を配置した初期救急医療機関及び二次救急医療機関並びに相模原メディカル調剤薬局を確保する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>委託契約の相手先</p> <p>1) 社団法人相模原市医師会</p> <p>2) 社団法人相模原市薬剤師会</p> <p>内容</p> <p>1) 相模原及び相模原南メディカルセンター 急病診療所における小児科医による初期診療及び相模原メディカル調剤薬局の実施</p> <p>2) 二次救急医療機関(有床医療機関5病院のうちから1日1か所)の確保</p> <p>診療(開設)時間</p> <p>1) 初期救急</p> <p>休日: 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所 午前9時から午後5時</p> <p>夜間: 相模原メディカルセンター急病診療所 午後8時から(土曜日・休日は午後5時)から翌日午前6時</p>	<p>注) 二次応需補助医療機関として津久井赤十字病院を含める。</p> <p>5 広域小児急病診療事業 予算額 1,570千円</p> <p><目的></p> <p>夜間及び休日(日曜、祝祭日、年末年始)に発生した初期治療を要する小児急病患者(一次患者)及び入院等を要する小児急病患者(二次患者)に対して、必要な医療を確保するため、相模原市と協定を締結し、診療の依頼をする。</p> <p><対象></p> <p>郡民 73,256人</p> <p><内容></p> <p>小児急病患者(一次・二次患者)の相模原市(相模原市医師会)への診療依頼</p> <p>「一次医療機関」</p> <p>ア 診療時間 毎夜間 19時(休日等は17時)から翌日6時</p> <p>休日等 9時(土曜日は除く)から17時</p> <p>イ 診療体制 相模原メディカルセンターによる。</p> <p>「二次医療機関」</p> <p>ア 診療時間 毎夜間 19時(休日等は17時)から翌日9時</p> <p>休日等 9時(土曜日は除く)から17時</p> <p>イ 診療体制 相模原市二次医療機関(輪番制)による。</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 12	事務事業名 急病診療事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>2) 二次救急 休日等：当番医療機関 午前9時（土曜日は午後1時）から午後5時 夜間：当番医療機関 午後7時（土曜日・休日は午後5時）から翌日午前9時</p> <p>3) 相模原メディカル調剤薬局 午後11時から翌日午前6時（土曜日は午後5時から午後8時までを含む） 委託料精算</p> <p>1) 医師会委託料 ア 委託料 186,699,092円 イ 消費税 9,334,954円 ウ 計 196,034,046円 エ 内訳 ・初期救急（準夜AB） 52,389,300円 ・初期救急（終夜） 58,124,200円 ・初期救急（休日） 26,843,600円 ・二次救急 121,983,700円 ・事務局経費等 28,015,192円 （合計額から診療収入見込額100,656,900円を控除）</p> <p>2) 薬剤師会委託料 ア 委託料 32,495,400円 イ 消費税 1,624,770円 ウ 計 34,120,170円 エ 内訳 ・平日（午後11時から翌日午前6時） 23,098,900円 ・土曜日（午後5時から午後8時） 639,400円 ・事務局経費 8,757,100円</p> <p>【特定財源】 名称及び内容 1) 小児救急医療対策補助金 6,016千円 ・補助率 1/2（県単独） 16,575円×6時間×日数×1/2 2) 病院群輪番制運営費補助金(小児) 6,348千円 ・補助率 2/3(国1/3、県1/3) 26,160円×日数×2/3 2) 広域小児急病診療事業 1,565千円 同じ医療圏の津久井四町からの負担金</p> <p>7 外科系救急医療体制支援事業 予算額129,550千円</p> <p>【目的】 毎夜間並びに土曜日、日曜日、休日及び年末年始の昼間における外科系二次救急患者の救急医療を確保するため、外科系救急医療体制運営事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金の交付先 社団法人相模原市医師会 内容 土曜日・休日及び夜間における外科系二次救急医療機関の確保（初期診療も兼ねて実施） 診療時間 休日：午前9時から午後5時 土曜日：午後1時から午後5時 夜間：午後5時から翌日午前9時 補助金精算内訳 病院群輪番制運営事業委託単価を基準 1) 平日 401,600円×244日=97,990,400円 2) 土曜日 508,400円×50日=25,420,000円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
12	急病診療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<p>3) 休日 618,300円 × 50日 = 25,420,000円</p> <p>4) 連休日 772,700円 × 13日 = 10,045,100円</p> <p>5) 年末年始 1,187,500円 × 6日 = 7,125,000円</p> <p>6) 合計 172,732,100円 × 3/4 = 129,549,075円 129,550,000円</p> <p>事業実施医療機関 11医療機関</p> <p>【補助金の概要】 名称 外科系救急医療体制支援事業補助金交付要綱 補助率 総事業費から診療収入相当額を控除した額10割以内</p> <p>8 救急医療情報センター運営事業 予算額61,747千円</p> <p>【目的】 土曜日・休日及び夜間における急病患者に対して、受診可能な医療機関を電話で紹介する事業を行う相模原救急医療情報センターを運営する。</p> <p>【事業の内容】 委託契約の相手先 社団法人相模原市医師会 内容 相模原救急医療情報センターの設置、運営 開設時間 休 日：午前9時から午後5時 土曜日：午後1時から午後5時 夜 間：午後5時から翌日午前9時 お 盆：午後9時から午後5時 委託料積算 ア 委託料 58,806,000円 イ 消費税 2,940,300円 ウ 計 61,746,300円 エ 内訳 ・電話コンローラー委託料 53,177,800円 ・コンローラー指導料 121,100円 ・電話料 1,329,200円 ・使用料 787,800円 ・保守料 51,300円 ・その他 3,338,800円</p> <p>9 休日柔道整復施療所運営費補助金 予算額807千円</p> <p>【目的】 休日における応急施術を確保するため、社団法人神奈川県柔道整復師会相模支部が行う休日柔道整復施療所運営事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 社団法人神奈川県柔道整復師会相模支部 内容 休日の捻挫、打撲、脱臼などの応急施療を行う 事業 市内北部及び南部に各1ヵ所設置 診療時間 休日：午前9時から午後5時</p> <p>【補助金の概要】 名称 休日柔道整復施療所運営費補助金交付要綱</p>					

事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 12	事務事業名 急病診療事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>補助率 総事業費から会員負担金、支部助成金、雑入、その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>【社団法人神奈川県柔道整復師会の概要】 目的 柔道整復の学術に関する調査及び研究並びに保健福祉の向上のための事業を行うことにより、柔道整復師の技術の向上及び業務の健全な発展を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>活動内容等 1) 柔道整復術の向上及び発展に資する事業 2) 体位向上の啓発指導に資する事業 3) 柔道整復業経営の改善に関する事業 4) 介護保険法による居宅介護支援事業 5) その他</p> <p>相模支部の概要 支部会員数47人、支部長1人、副支部長等若干人、監事2人以内 市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	災害時医療救護体制整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市災害時医療救護検討会設置要綱				藤野町地域防災計画 藤野保健福祉計画
歳出予算額（平成17年度）	10,655千円				
歳入予算額（平成17年度）	5,000千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>相模原市災害時医療救護計画に基づき、災害の程度に即応した医療救護活動の円滑な実施に資するため、救護班派遣体制、医薬品等の備蓄・供給態勢の整備を行う。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>相模原市災害時医療救護検討会の開催</p> <p>1) 年間3回程度</p> <p>2) 相模原市災害時医療救護検討会構成機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市医師会 3人 ・相模原地区病院協会 2人 ・国立病院機構相模原病院 1人 ・北里大学病院 1人 ・相模原歯科医師会 1人 ・相模原市薬剤師会 1人 ・神奈川県看護協会相模原支部 1人 ・神奈川県柔道整復師会相模支部 1人 ・相模原市保健所 1人 ・相模原市保健福祉部 1人 ・相模原市消防本部 1人 ・相模原市総務部（防災対策担当） 1人 <p>災害時医薬品の更新</p> <p>2カ所の拠点救護所、24カ所の救護所、相模原市医師会との協定により各診療所に配備している災害用医薬品の更新</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>該当なし</p> <p>保健福祉総合計画の中で、防災時保健福祉計画を策定することがもりこまれている。しかし、具体的な検討は未着手。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	地域医療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	保健衛生思想啓発普及事業補助金交付要綱 高度医療機器共同利用事業補助金交付要綱 地域医療協力事業補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	84,036千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1 保健衛生思想啓発普及事業 予算額11,906千円</p> <p>【目的】 市民の保健・医療に関する知識を深め、救急時の対応法や自らの健康づくりに資するため、「健康さがみはら」の発行に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金の交付先 社団法人相模原市医師会 内容 「健康さがみはら」の発行 ・発行 相模原市医師会 ・配布方法 新聞折込で全世帯へ配布、医療機関及び公民館等へ配布 ・発行回数 年6回（5, 7, 9, 11, 1, 3月） ・発行部数 延べ1,341,480部</p> <p>【補助金の概要】 名称 保健衛生思想啓発普及事業補助金交付要綱 補助率 補助対象事業に要する経費の総支出額の10割以内 補助金積算内訳 1) 総事業費 12,334,000円 2) 補助基本額 12,334,000円 3) 補助金額 11,906,000円</p> <p>2 高度医療機器共同利用事業 予算額15,742千円</p> <p>【目的】 医療資源の有効活用及び地域医療の向上を図るため、相模原南メディカルセンターに設置された高度医療機器を地域の医療機関が共同で利用する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金の交付先 社団法人相模原市医師会 内容 1) 高度医療機器設置施設 相模原南メディカルセンター</p>				
		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名											
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会											
事務事業番号	事務事業名	協議ランク											
14	地域医療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会											
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町								
【事務事業の内容】	<p>2) 共同利用高度医療機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ C R (デジタルX線画像診断装置) ・ M R I (磁気共鳴映像装置) <p>補助金精算内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1) 総事業費</td> <td style="text-align: right;">69,498,000円</td> </tr> <tr> <td>2) 診療収入その他の収入</td> <td style="text-align: right;">53,756,000円</td> </tr> <tr> <td>3) 補助基本額(1-2)</td> <td style="text-align: right;">15,742,000円</td> </tr> <tr> <td>4) 補助金額</td> <td style="text-align: right;">15,742,000円</td> </tr> </table> <p>【補助金の概要】</p> <p>名称 高度医療機器共同利用事業補助金交付要綱</p> <p>補助率 総事業費から使用料、診療収入、雑入その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>3 地域医療協力事業補助金 予算額56,388千円</p> <p>【目的】 救命救急患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、北里大学病院が運営する救命救急センター事業及び相模原協同病院が運営する循環器救急事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金の交付先</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 学校法人北里学園北里大学病院 2) 厚生農業協同組合連合会相模原協同病院 <p>内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 北里大学救命救急センター運営事業 2) 相模原協同病院循環器救急事業 <p>【補助金の概要】</p> <p>名称 地域医療協力事業補助金交付要綱</p> <p>補助率</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 救命救急センター運営事業等 <p>補助対象経費 給与費、材料費、福利厚生費等経費、その他の費用</p> <p>運営基本額 142,203千円×1/3</p> <p>熱傷センター加算 4,484千円×1/2</p> <p>女性外来 1,000千円×1/2</p> <p>補助金額 補助対象経費の実支出額に3分の1を乗じて得た額、の合計額、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除して得た額のいずれか少ない額。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 循環器救急事業 <p>補助対象経費 給与費、材料費、福利厚生費等経費、その他の費用</p> <p>運営基本額 34,059千円×1/3</p> <p>補助金額 補助対象経費の実支出額に3分の1を乗じて得た額、の金額、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除して得た額のいずれか少ない額。</p>	1) 総事業費	69,498,000円	2) 診療収入その他の収入	53,756,000円	3) 補助基本額(1-2)	15,742,000円	4) 補助金額	15,742,000円				
1) 総事業費	69,498,000円												
2) 診療収入その他の収入	53,756,000円												
3) 補助基本額(1-2)	15,742,000円												
4) 補助金額	15,742,000円												

事務事業現況調書

合併協議事項番号	21		合併協議事項		
	保健衛生事業の取扱い		専門部会名		
			保健福祉部会		
事務事業番号	15		事務事業名		
	看護職員確保対策事業		協議ランク		
			A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市院内保育施設運営費補助金交付要綱 相模原市看護師等修学資金貸付条例 看護師等養成施設運営費補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	181,495千円				
歳入予算額（平成17年度）	5,579千円				
【事務事業の内容】	<p>1 「看護の心」啓発普及事業 予算額948千円</p> <p>【目的】 看護業務に対する市民の理解を深めるため、「看護の心」を啓発普及する看護フェスティバル事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金・負担金交付先 1) 社団法人神奈川県看護協会相模原支部 2) 社団法人神奈川県看護協会 内容 1) 「看護の心」普及啓発事業 補助金額855千円 ・市民まつり（桜まつり又は若葉まつり）の会場で健康相談、血圧測定、体脂肪測定等を実施。 ・市内の協力医療機関にて、市内在学の中・高校生、市内在住の一般市民を対象に一日看護師体験を実施。</p> <p>2) かながわ看護フェスティバル事業 負担金額93千円 ・看護フェスティバル事業・看護フォーラム事業（会場：県立保健福祉大学、LIVINよこすか）で血圧測定、健康相談、体脂肪測定等を実施 ・県内の協力医療機関にて、県内在学の中・高校生、県内在住の一般市民を対象に一日看護師体験を実施。</p> <p>【社団法人神奈川県看護協会の概要】 目的 保健に関する知識の普及及び啓発並びに看護を通しての社会奉仕を行うとともに保健師、助産師、看護師及び准看護師の資質の向上を図り、もって公衆衛生の向上と県民の健康保持、増進に寄与することを目的とする。 活動内容等 1) 保健に関する知識の普及に関する事業 2) 看護師等の就業促進に関する事業 3) 訪問看護に関する事業 4) 居宅介護支援に関する事業 5) 災害時等における救護に関する事業 6) 看護に関する進路相談事業</p>				
	該当なし				
	該当なし				
	該当なし				
	該当なし				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
15	看護職員確保対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<p>7) 看護師等の資質の向上を図るための研修に関する事業</p> <p>8) その他 役員構成 会長1人、副会長2人、専務理事1人、常務理事1人又は2人、理事17人以上20人以内、監事2人</p> <p>組織の状況 県会員数27,471人、支部会員数2,435人</p> <p>市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>2 院内保育施設運営費補助金 予算額13,806千円</p> <p>【目的】 看護師等の定着・確保を図るため、病院に勤務する看護師等の乳児・幼児を保育する院内保育施設設置者に対し運営費を助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 市内の院内保育施設運営事業実施病院 内容 補助対象施設 12病院</p> <p>【補助金の概要】 名称 相模原市院内保育施設運営費補助金交付要綱 補助率</p> <p>1) 院内保育施設の種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A型：乳幼児4人以上、保育時間8時間以上、保育士等職員2人以上でB型に該当しないもの。 ・ B型：乳幼児10人以上、保育時間10時間以上、保育士等職員4人以上を有するもの。 ・ B型（特）：B型のうち乳幼児30人以上、保育士等職員10人以上を有するもの。 ・ C型：乳幼児3人以上、保育時間8時間以上、保育士等職員1人以上を有するもの。 <p>2) 基本額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A型：2人×145,390円×12月×1/3×9/10 ・ B型：4人×145,390円×12月×1/3×9/10 ・ B型（特）：6人×145,390円×12月×1/3×9/10 ・ C型：1人×145,390円×12月×1/3×9/10 <p>3) 加算額 16,140円×24時間保育実施日数×1/3</p> <p>4) 補助金額 補助基準額（基本額と加算額の合算額）を対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>3 ナースセンター運営費補助金 予算額1,387千円</p> <p>【目的】 看護師等の確保・定着及び看護業務に関する市民理解の促進を図るための地域拠点として設置されるナースセンターの運営に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 社団法人神奈川県看護協会 内容</p> <p>1) ナースバンク事業（未就業看護職員及び求人施設等の登録管理）</p> <p>2) 就業相談・紹介</p> <p>3) 看護職希望者に対する進路相談・啓発普及</p> <p>補助金積算内訳</p> <p>1) 使用料 20,214円×57.09㎡=1,154,017円</p> <p>2) 電気・ガス代・使用料 232,983円</p>					

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	看護職員確保対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>4 看護師等修学資金貸付事業 <small style="display: block; text-align: right;">予算額22,320千円</small></p> <p>【目的】 将来市内において看護師等の業務に従事する人材を的確に育成・確保するため、看護師等養成施設に在学する者に修学資金の貸付けを行う。</p> <p>【事業の内容】 対象者 保健師、助産師、看護師、准看護師の養成施設に在学し卒業後、市内において保健師、助産師、看護師、准看護師の業務に従事する意思を有する者で、養成施設長の推薦を受けた者</p> <p>貸付額 保健師、助産師、看護師の養成課程に在籍する者 20,000円/月 進学コース（准看護師 看護師）の定時制第3学年に在籍する者 に対する加算額 20,000円/月 准看護師の養成課程に在籍する者 15,000円/月</p> <p>貸付額積算内訳</p> <p>1) 継続分 ア 保健師、助産師、看護師の養成課程に在籍する者 51人×20,000円=12,240,000円 イ 進学コースの定時制第3学年に在籍する者 8人×40,000円=3,840,000円 ウ 准看護師の養成課程に在籍する者 4人×15,000円=720,000円</p> <p>2) 新規分 ア 保健師、助産師、看護師の養成課程に在籍する者 20人×20,000円=4,800,000円 イ 准看護師の養成課程に在籍する者 4人×15,000円=720,000円</p> <p>利子 無利子 貸付期間 貸付けを決定した月から養成施設卒業まで 返還義務 養成施設卒業後、又は修学資金の貸付け廃止後、修学資金の全額を市長が定める期間に返還する。</p> <p>返還免除 養成施設卒業後、直ちに市内の医療施設等において3年間勤務した場合は免除する。</p> <p>【特定財源】 名称 看護師等修学資金貸付金元金収入 内容等 修学資金の貸付を受けた学生が、退学や市外就職等により返還される貸付金元金収入 金額 5,579千円</p> <p>5 相模原看護専門学校運営費補助金 <small style="display: block; text-align: right;">予算額125,172千円</small></p> <p>【目的】 看護師の養成、確保を図るため、相模原衛生学院看護専門学校を運営する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 社団法人相模原市医師会 施設の概要 ・名称 相模原看護専門学校 ・所在地 相模原市新磯野4-1-1</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	看護職員確保対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>・種別 准看護師から看護師になるコース(2・3年生) 高校卒業後看護師になるコース(1年生)</p> <p>・修業年限 3年(定時制:2・3年生) 3年(全日制:1年生)</p> <p>・学生数 1年40人、2年40人、3年40人 計120人</p> <p>補助金積算内訳 1) 総事業費 241,768,000円 2) 授業料、入学金、その他の収入 71,497,000円 3) 補助基本額(1-2) 170,271,000円 4) 補助金額 125,172,000円</p> <p>【補助金の概要】 名称 看護師等養成施設運営費補助金交付要綱 補助率 定時制部分 定時制に係る総事業費から授業料等、県等補助金、雑入を控除した額の5割以内 総事業費の2/3または全日制に係る人件費のどちらか低い額 との合計は補助金額</p> <p>6 相模原准看護学院運営費補助金 予算額684千円</p> <p>【目的】 看護師の養成、確保を図るため、相模原准看護学院の運営に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 医療法人社団 明和会 施設の概要 ・名称 相模原准看護学院 ・所在地 相模原市中央6-10-4 ・修業年限 2年 ・学生数 1年50人、2年50人 計100人</p> <p>補助金積算内訳 1) 総事業費 76,230,000円 2) 県補助金等 10,082,000円 3) 事業料、入学金等生徒納付金 62,040,000円 4) その他の収入 3,364,000円 5) 設置者負担金 60,000円 6) 補助基本額(1-2-3-4-5) 684,000円 7) 補助金額 684,000円</p> <p>【補助金の概要】 名称 看護師等養成施設運営費補助金交付要綱 補助率 総事業費から授業料等生徒納付金等、県等補助金、資産運用収入、雑入を控除した額の10割以内</p> <p>7 看護職員養成施設維持管理費 予算額17,178千円</p> <p>【目的】 相模原看護専門学校の移転地である旧磯野台小学校跡地の維持管理を行う。</p> <p>【対象施設】 1) 校舎 A棟 鉄筋コンクリート3階建 2) 体育館 軽量鉄骨造 平屋</p> <p>【管理方法】 高熱水費(体育館上下水道料)、機械設備、修繕等の管理などを行う。</p> <p>【予算内訳】 1) 需用費 8,270千円 2) 役務費 138千円 3) 委託料 1,541千円 4) 使用料及び賃借料 7,229千円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 16	事務事業名 各種医療関係団体補助金	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	3,566千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域における医療関係団体の育成及び地域医療への協力の推進を図ることを目的に交付する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>1) 相模原市医師会運営費補助金 ア 補助金交付先 社団法人相模原市医師会 イ 補助金額 2,463千円</p> <p>2) 相模原歯科医師会運営費補助金 ア 補助金交付先 社団法人相模原歯科医師会 イ 補助金額 843千円</p> <p>3) 相模原市薬剤師会運営費補助金 ア 補助金交付先 社団法人相模原市薬剤師会 イ 補助金額 260千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

各種事務事業の取扱いについて
(B ランク) その 2

財 務 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	市税及び個人の県民税の収納管理、督促、滞納処分等	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	納税課	収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法 市税条例 (国税徴収法)	地方税法 町税条例 (国税徴収法)	地方税法 町税条例 (国税徴収法)	地方税法 町税条例 (国税徴収法)	地方税法 町税条例 (国税徴収法)
歳出予算額(平成17年度)	400,127千円	4,904千円	11,400千円	2,110千円	2,733千円
歳入予算額(平成17年度)	910,000千円	29,259千円	33,420千円	11,002千円	12,830千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p>【内容】 収納管理事務 ・ 収納台帳管理 ・ 口座振替処理(個人市県民税の特別徴収、法人市県民税、事業所税及び市たばこ税を除く) ・ 督促状の発行 ・ 過誤納金還付処理 滞納処分事務 ・ 滞納整理台帳管理 ・ 催告書の発行、差押調書等の作成 県税徴収取扱委託金 個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として市に交付している 15年度交付金 929,484千円 口座振替 ・ 対象税目 個人市県民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税・軽自動車税 ・ 口座振替手数料 銀行等の金融機関 1件 7.87円 郵便局 1件 10円 郵便振替納付取扱手数料 郵便局での納付に伴う取扱手数料 15年度 393,723件 17,356,179円</p> <p>【参考】 (15年度) 市税調定件数 現年度分 493,361件 滞納繰越分 75,413件 口座振替加入者 納税義務者数 387,676人 加入者数 88,856人 督促状発行状況 発行件数 220,654件 対調定発付率 13.2% 過誤納還付金 発生件数 14,039件 処理件数 10,220件 督促文書発行状況 年4回 145,812件</p>	<p>【目的】 町税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p>【内容】 収納管理事務 ・ 収納台帳管理 ・ 口座振替処理(個人町県民税の特別徴収、法人町県民税及び町たばこ税を除く) ・ 督促状の発行 ・ 過誤納金還付処理 滞納処分事務 ・ 滞納整理台帳管理 ・ 催告書の発行、差押調書等の作成 県税徴収取扱委託金 個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として町に交付している 15年度交付金 34,375千円 口座振替 ・ 対象税目 個人町県民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税・軽自動車税 ・ 口座振替手数料 銀行等の金融機関 1件 21円 郵便局 1件 10円 郵便振替納付取扱手数料 郵便局での納付に伴う取扱手数料 15年度 17,996件 704,451円 (国民健康保険税外を含む) 督促手数料 1通 60円 15年度 6,076件 364,560円</p> <p>【参考】 (15年度) 町税調定件数 現年度分 29,075件 滞納繰越分 3,775件 口座振替加入者 納税義務者数 24,141人 加入者数 9,420人 督促状発行状況 発行件数 7,172件 対調定発付率 27.0% 過誤納還付金 発生件数 223件 処理件数 223件 督促文書発行状況 年4回 3,507件</p>	<p>【目的】 町税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p>【内容】 収納管理事務 ・ 収納台帳管理 ・ 口座振替処理(個人町県民税の特別徴収、法人町県民税及び町たばこ税を除く) ・ 督促状の発行 ・ 過誤納金還付処理 滞納処分事務 ・ 滞納整理台帳管理 ・ 催告書の発行、差押調書等の作成 県税徴収取扱委託金 個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として町に交付している 15年度交付金 36,661千円 口座振替 ・ 対象税目 個人町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税 ・ 口座振替手数料 銀行等の金融機関 1件 20円 郵便局 1件 10円 郵便振替納付取扱手数料 郵便局での納付に伴う取扱手数料 15年度 28,781件 777,304円 (国民健康保険税外を含む) 督促手数料 1通 60円 15年度 9,555件 573,300円</p> <p>【参考】 (15年度) 町税調定件数 現年度分 32,871件 滞納繰越分 4,300件 口座振替加入者 納税義務者数 28,082人 加入者数 7,881人 督促状発行状況 発行件数 12,343件 対調定発付率 11.7% 過誤納還付金 発生件数 281件 処理件数 278件 督促文書発行状況 随時</p>	<p>【目的】 町税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p>【内容】 収納管理事務 ・ 収納台帳管理 ・ 口座振替処理(個人町県民税の特別徴収、法人町県民税及び町たばこ税を除く) ・ 督促状の発行 ・ 過誤納金還付処理 滞納処分事務 ・ 滞納整理台帳管理 ・ 催告書の発行、差押調書等の作成 県税徴収取扱委託金 個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として町に交付している 15年度交付金 11,822千円 口座振替 ・ 対象税目 個人町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税 ・ 口座振替手数料 銀行等の金融機関 1件 20円 郵便局 1件 10円 郵便振替納付取扱手数料 郵便局での納付に伴う取扱手数料 15年度 9,895件 323,074円 (国民健康保険税外を含む) 督促手数料 1通 60円 15年度 2,100件 126,000円</p> <p>【参考】 (15年度) 町税調定件数 現年度分 13,481件 滞納繰越分 1,525件 口座振替加入者 納税義務者数 9,031人 加入者数 3,731人 督促状発行状況 発行件数 6,218件 対調定発付率 11.3% 過誤納還付金 発生件数 178件 処理件数 178件 催告文書発行状況 年2回 1,275件</p>	<p>【目的】 町税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p>【内容】 収納管理事務 ・ 収納台帳管理 ・ 口座振替処理(個人町県民税の特別徴収、法人町県民税及び町たばこ税を除く) ・ 督促状の発行 ・ 過誤納金還付処理 滞納処分事務 ・ 滞納整理台帳管理 ・ 催告書の発行、差押調書等の作成 県税徴収取扱委託金 個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として町に交付している 15年度交付金 12,994千円 口座振替 ・ 対象税目 個人町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税 ・ 口座振替手数料 銀行等の金融機関 1件 21円 郵便局 1件 10円 郵便振替納付取扱手数料 郵便局での納付に伴う取扱手数料 15年度 5,981件 248,511円 (国民健康保険税外を含む) 督促手数料 1通 60円 15年度 2,284件 137,020円</p> <p>【参考】 (15年度) 市税調定件数 現年度分 15,008件 滞納繰越分 1,952件 口座振替加入者 納税義務者数 9,905人 加入者数 2,890人 督促状発行状況 発行件数 6,072件 対調定発付率 10.5% 過誤納還付金 発生件数 266件 処理件数 266件 督促文書発行状況 随時</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	前納報奨金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	納税課	収納課	税務課 地方税法 町税条例	税務課	税務課 地方税法 町税条例
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	10,880千円	0千円	1,800千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	平成15年度から廃止	平成11年度から廃止	<p>【目的】 全期前納報奨金の交付</p> <p>【内容】 最初の納期内に後の全納期に係る納付額を併せて納付した場合に交付する。 交付税目 町県民税（普通徴収）・固定資産税 報奨金算出基礎 期別税額 × 1/100 × 前納月数 / 2 （期別税額30万円まで） 平成16年度より算定した報奨金について2分の1の交付とした。</p> <p>【参考】 15年度実績 町県民税（普通徴収） 1,494件 3,401千円 固定資産税 5,961件 18,340千円</p>	平成13年度から廃止	<p>【目的】 全期前納報奨金の交付</p> <p>【内容】 最初の納期内に後の全納期に係る納付額を併せて納付した場合に交付する。 交付税目 町県民税（普通徴収）・固定資産税 報奨金算出基礎 期別税額 × 0.2/100 × 前納月数 （期別税額20万円まで）</p> <p>【参考】 15年度実績 町県民税（普通徴収） 562件 231千円 固定資産税 2,391件 1,317千円</p>

保 健 福 祉 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	29		合併協議事項																																																																						
	各種事務事業の取扱い		専門部会名																																																																						
事務事業番号	9		保健福祉部会																																																																						
	事務事業名		協議ランク																																																																						
	小児医療費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																						
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																				
根拠法令等	地域医療課 相模原市医療費助成条例・神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱	福祉推進課 城山町小児の医療費助成に関する規則 城山町小児の医療費助成に関する要綱 神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱	児童福祉課 津久井町小児の医療費の助成に関する規則 津久井町小児の医療費の助成に関する要綱 神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱	こども課 相模湖町医療費の支給に関する条例 相模湖町小児の医療費の医療費に関する条例 神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱	健康福祉課 藤野町小児の医療費の助成に関する規則 藤野町小児の医療費の助成に関する要綱 神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱																																																																				
歳出予算額(平成17年度)	1,017,339千円	25,335千円	13,037千円	3,567千円	7,208千円																																																																				
歳入予算額(平成17年度)	166,900千円	9,001千円	5,735千円	1,718千円	3,493千円																																																																				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 乳幼児及び小児の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 乳幼児(0～4歳)の入院・通院 小児(5～15歳)の入院に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。 平成17年10月1日から、の上限を4歳から5歳に1年拡大。これに伴い、の下限は5歳から6歳に引上げ。</p> <p>【所得制限】 ・0歳は所得制限なし。 ・1歳～15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 所得判定年 ・1月～6月誕生月：前々年中の所得 ・7月～12月誕生月：前年中の所得 所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>対象者数</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>285人</td> <td>5,985千円</td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td>298人</td> <td>5,364千円</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>255人</td> <td>4,560千円</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>228人</td> <td>4,241千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,066人</td> <td>20,150千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4歳～15歳の小児入院(年間) 23件 1,196千円</p> <p>助成金額(扶助費)合計 21,346千円</p> <p>県補助対象は 0歳～2歳の入院・通院 3歳～15歳の入院</p> <p>県の所得制限は0歳～15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・小児医療費補助金 9,001千円</p>	年齢	対象者数	助成金額	0歳	285人	5,985千円	1歳	298人	5,364千円	2歳	255人	4,560千円	3歳	228人	4,241千円	計	1,066人	20,150千円	<p>【目的】 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって小児の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 町内にお住まいで、 乳幼児(0～3歳)の入院・通院 小児(4～15歳)の入院に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【所得制限】 ・0歳は所得制限なし。 ・1歳～15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 所得判定年 ・1月～6月誕生月：前々年中の所得 ・7月～12月誕生月：前年中の所得 所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>対象者数</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>285人</td> <td>5,985千円</td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td>298人</td> <td>5,364千円</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>255人</td> <td>4,560千円</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>228人</td> <td>4,241千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,066人</td> <td>20,150千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4歳～15歳の小児入院(年間) 13件 520千円</p> <p>助成金額(扶助費)合計 11,988千円</p> <p>県補助対象は 0歳～2歳の入院・通院 3歳～15歳の入院</p> <p>県の所得制限は0歳～15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・小児医療費補助金 5,735千円</p>	年齢	対象者数	助成金額	0歳	285人	5,985千円	1歳	298人	5,364千円	2歳	255人	4,560千円	3歳	228人	4,241千円	計	1,066人	20,150千円	<p>【目的】 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって小児の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 町内にお住まいで、 乳幼児(0～2歳)の入院・通院 小児(3～15歳)の入院に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【所得制限】 ・0歳は所得制限なし。 ・1歳～15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 所得判定年 ・1月～6月誕生月：前々年中の所得 ・7月～12月誕生月：前年中の所得 所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>対象者数</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>173人</td> <td>4,383千円</td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td>159人</td> <td>3,425千円</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>170人</td> <td>3,660千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>502人</td> <td>11,468千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3歳～15歳の小児入院(年間) 10件 193千円</p> <p>助成金額(扶助費)合計 3,313千円</p> <p>県補助対象は 0歳～2歳の入院・通院 3歳～15歳の入院</p> <p>県の所得制限は0歳～15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・小児医療費補助金 1,718千円</p>	年齢	対象者数	助成金額	0歳	173人	4,383千円	1歳	159人	3,425千円	2歳	170人	3,660千円	計	502人	11,468千円	<p>【目的】 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって小児の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 町内にお住まいで、 乳幼児(0～3歳)の入院・通院 小児(4～15歳)の入院に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【所得制限】 ・0歳は所得制限なし。 ・1歳～15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 所得判定年 ・1月～6月誕生月：前々年中の所得 ・7月～12月誕生月：前年中の所得 所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>対象者数</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>60人</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td>70人</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>50人</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>60人</td> <td>1,600千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>240人</td> <td>6,100千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3歳～15歳の小児入院(年間) 15件 500千円</p> <p>助成金額(扶助費)合計 6,600千円</p> <p>県補助対象は0歳～2歳の入院・通院 3歳～15歳の入院</p> <p>県の所得制限は0歳～15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・小児医療費補助金 3,493千円</p>	年齢	対象者数	助成金額	0歳	60人	1,500千円	1歳	70人	1,500千円	2歳	50人	1,500千円	3歳	60人	1,600千円	計	240人	6,100千円
年齢	対象者数	助成金額																																																																							
0歳	285人	5,985千円																																																																							
1歳	298人	5,364千円																																																																							
2歳	255人	4,560千円																																																																							
3歳	228人	4,241千円																																																																							
計	1,066人	20,150千円																																																																							
年齢	対象者数	助成金額																																																																							
0歳	285人	5,985千円																																																																							
1歳	298人	5,364千円																																																																							
2歳	255人	4,560千円																																																																							
3歳	228人	4,241千円																																																																							
計	1,066人	20,150千円																																																																							
年齢	対象者数	助成金額																																																																							
0歳	173人	4,383千円																																																																							
1歳	159人	3,425千円																																																																							
2歳	170人	3,660千円																																																																							
計	502人	11,468千円																																																																							
年齢	対象者数	助成金額																																																																							
0歳	60人	1,500千円																																																																							
1歳	70人	1,500千円																																																																							
2歳	50人	1,500千円																																																																							
3歳	60人	1,600千円																																																																							
計	240人	6,100千円																																																																							

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	小児医療費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>県の所得制限は0歳～15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児医療費補助金 148,200千円 ・高額療養費返還金 18,700千円 <li style="padding-left: 20px;">合 計 166,900千円 <p>【電算システムの概要】**</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機種： NEC ** ・保守： NEC ** ・処理内容** <li style="padding-left: 20px;">資格判定 ** <li style="padding-left: 20px;">医療証発行 ** <li style="padding-left: 20px;">医療証月次更新処理 ** <li style="padding-left: 20px;">償還払い ** <li style="padding-left: 20px;">高額療養費調整 ** <li style="padding-left: 20px;">各種統計 ** 	<p>【電算システムの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機種： NEC (福祉医療システム) ・保守： NEC ・処理内容 <li style="padding-left: 20px;">資格判定 <li style="padding-left: 20px;">医療証発行 <li style="padding-left: 20px;">医療証月次更新処理 <li style="padding-left: 20px;">償還払い <li style="padding-left: 20px;">各種統計 			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
35	地域型在宅介護支援センター運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	在宅介護支援センター運営事業実施要綱(国要綱) 相模原市在宅介護支援センター運営事業実施要綱	在宅介護支援センター運営事業等実施要綱(国要綱) 城山町在宅介護支援センター事業実施要綱	在宅介護支援センター運営事業実施要綱(国要綱) 津久井町在宅介護支援センター事業実施要綱	在宅介護支援センター運営事業実施要綱(国要綱) 相模湖町在宅介護支援センター運営事業実施要綱	在宅介護支援センター運営事業実施要綱(国要綱) 藤野町在宅介護支援センター運営事業実施要綱	
歳出予算額(平成17年度)	192,308千円	6,362千円	5,422千円	1,800千円	2,775千円	
歳入予算額(平成17年度)	45,495千円	3,102千円	2,765千円	1,350千円	2,081千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 地域の在宅高齢者等の保健・福祉、介護等に関する相談窓口及び介護予防・生活支援サービス等の調整等、地域ケア体制の拠点として総合的に対応することを目的とする。</p> <p>【施設数】 市内18か所</p> <p>【事業内容】 ・総合相談、高齢者の実態把握及び介護ニーズ等の評価 ・生活支援サービス等の利用調整(申請代行) ・福祉用具の展示、紹介 ・家族介護者教室の実施 ・その他</p> <p>【対象】 市内に居住する概ね65歳以上の要介護高齢者及び要介護となる恐れのある高齢者並びにその家族等</p> <p>【実施方法】 社会福祉法人等へ委託</p> <p>【保健福祉総合相談システム】 相談記録入力、介護予防プラン作成等で使用</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 192,308千円 特定財源 国庫補助金 45,495千円</p>	<p>【事業目的】 在宅要介護者又は要介護となる恐れのある高齢者、若しくはその家族に対し在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要介護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健福祉サービスが、総合的に受けられるよう市町村等関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与し、地域の要介護高齢者等その家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【対象】 概ね65歳以上の要介護高齢者等及びその家族</p> <p>【実施施設】 町内 1か所</p> <p>【実施方法】 社会福祉法人ライフホーム城山へ委託</p> <p>【平成17年度予算】 委託料 6,362千円 補助金 3,102千円</p>	<p>【事業目的】 地域の在宅高齢者等の保健・福祉、介護等に関する相談窓口及び介護予防・生活支援サービス等の調整等、地域ケア体制の拠点として総合的に対応することを目的とする。</p> <p>【施設数】 町内1ヶ所</p> <p>【事業内容】 ・総合相談、高齢者の実態把握及び介護ニーズ等の評価 ・生活支援サービス等の利用調整(申請代行) ・福祉用具の展示、紹介 ・家族介護者教室の実施 ・その他</p> <p>【対象】 町内に居住する概ね65歳以上の要介護高齢者及び要介護となる恐れのある高齢者並びにその家族等</p> <p>【実施方法】 社会福祉法人等へ委託(旭ヶ丘特別養護老人ホーム)</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 5,422千円 特定財源 県補助金 2,765千円</p>	<p>【事業目的】 在宅の要介護高齢者や要介護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対して在宅介護等に関するニーズに対応した介護保険・福祉サービスが、総合的に受けられるよう関係行政機関、サービス実施機関、事業所等との連絡調整を行う。</p> <p>【対象】 概ね65歳以上の要介護高齢者等及びその家族</p> <p>【実施施設】 町内 地域型 1か所</p> <p>【実施方法】 平成15年4月設置より相模湖町町社会福祉協議会に委託(基幹型と併せて委託) 兼任職員1名を配置。</p> <p>【平成17年度予算】 委託料 1,800千円 県補助金 1,350千円</p>	<p>【事業目的】 在宅の要介護高齢者や要介護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対して在宅介護等に関するニーズに対応した介護保険・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係行政機関、サービス実施機関、事業所等との連絡調整を行う。</p> <p>【対象】 概ね65歳以上の要介護高齢者等及びその家族</p> <p>【実施施設】 町内 地域型 1か所</p> <p>【実施方法】 社会福祉法人 銀の館へ委託</p> <p>【平成17年度予算】 委託料 2,775千円 県費補助金 2,081千円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	福祉タクシー利用料助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市在宅重度障害者福祉タクシー利用助成要綱	城山町重度障害者社会参加促進事業費助成要綱			
歳出予算額（平成17年度）	238,350千円	7,957千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の重度障害者等が、タクシー等を利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、重度障害者等の社会参加及び生活圏の拡大を促進し、福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1・2級 ・知的障害者A1・A2 ・知能指数35以下と判定された者 ・特定疾患に罹患している者 ・小児特定疾患に罹患している者 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 助成内容 @500円×72枚=36,000円/年 年度途中からの助成は、月割枚数を交付 自動車燃料費助成との重複受給不可</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・交付者数：8,455人 ・交付枚数：552,366枚 ・利用枚数：473,654枚</p>	<p>【目的】 重度障害者の積極的な社会参加及び生活圏の拡大を進める一助として、重度障害者及び当該介護者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象者(H17.4.1現在 施設入所者、長期入院者、社協移送サービス登録者を除く) ・身体障害者手帳1・2・3級 (358人) ・知的障害者A1・A2 (38人) ・特定疾患に罹患している者(17年4月現在把握者数) (30人) ・リウマチ患者で身体障害者手帳(6級以上)を所持している者 (2人) ・精神障害者保健福祉法第32条の医療の適用を受けている者 (199人)</p> <p>助成額 (タクシー券) @600円×60枚=36,000円/年 年度途中からの助成は、月割枚数を交付 (4,5月申請分に関しては満額を助成) (バス共通カード) @3,000円×12枚=36,000円/年 バス運賃割引対象者(身障手帳・療育手帳所持者)は@2,000円で交付。 @2,000円×12枚=24,000円 バス共通カードのみ4月と10月に分けて交付 タクシー券同様4,5月申請分に関しては前期分満額を助成、後期分に関しては10月申請分のみ満額を助成。</p> <p>現在社会参加促進事業として一本化されておりタクシー券、バス共通カード、ガソリン券の内から一つのみ選択。(ガソリン券は自動車燃料費助成事業内)</p> <p>【参考】 平成17年度予算 (タクシー券) ・交付者数：180人 ・利用枚数：10,054枚</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	福祉タクシー利用料助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		(バス共通カード) ・交付者数：75人(3,000円) : 25人(2,000円) ・利用枚数：507枚(3,000円) : 480枚(2,000円) (2,000円)は1,000円カードの枚数で算出			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	市心身障害者福祉手当支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市重度心身障害者等福祉手当条例				
歳出予算額（平成17年度）	476,872千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の障害者に対し手当を支給し福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象者 市内に住所を有し、在宅で次の障害程度に該当する者。ただし、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当が支給されている者は対象外。</p> <p>重度障害者 ・身体障害者手帳1級・2級 ・知能指数3.5以下 ・身体障害者手帳3級で、かつ知能指数5.0以下</p> <p>中度障害者 ・身体障害者手帳3級 ・知能指数4.0以下 ・身体障害者手帳4級で、かつ知能指数5.0以下</p> <p>支給額 重度障害者 月額5,000円（年額60,000円） 中度障害者 月額3,000円（年額36,000円）</p> <p>支給方法 3月（10～3月分）、9月（4～9月分）に、口座振替により支給 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・8,742人（重度6,755人、中度1,987人）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

市 民 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	地域振興	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	企画政策室・町民課・4支所・出張所	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市行政組織及び事務分掌規則	城山町事務分掌等に関する規則	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則・地域振興特別事業補助金交付要綱		
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	42,086千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	40,866千円		
【事務事業の内容】	<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営と、一層の発展を推進するため、本庁6地区と12出張所地区において、各種地域団体の事務局事務を市職員が担当している。</p> <p>【団体名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市自治会連合会連合会及び地区自治会連合会 ・地区社会福祉協議会 ・地区民生委員児童委員協議会 ・交通安全都市推進協議会支部 ・地区防犯協会 ・ふるさとまつり ・地区交通安全母の会 ・ふれあい広場管理運営委員会 ・その他 <p>【担当する機関名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活課 ・各出張所 	<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営と、一層の発展を推進することや、自治会間の連絡調整を図るため、町自治会連合会事務局事務を町職員が担当している。</p> <p>【団体名】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町自治会連合会 <p>【担当する機関名】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民課 	<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営と、一層の推進を図るため、本庁と4支所及び出張所地区において、各種地域団体の事務局事務を町職員が担当している。</p> <p>【団体名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産区管理会 ・町自治会連合会及び地区自治会連絡協議会 ・地区地域振興協議会 ・町消防団分団 ・町交通安全対策協議会支部 ・地区体育振興会 ・地区まちづくり委員会 ・地区文化祭実行委員会 ・地区環境美化推進協議会 ・地域センター運営委員会 ・地区防災総合訓練会議 <p>【担当する機関名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画政策室 ・町民課 ・各支所 ・出張所 <p>・地域住民の福祉向上及び地域振興を図るため、また、地域の特性を生かした住民参加のまちづくりを推進するため、各地域振興協議会、各種団体等へ補助金を交付している。</p> <p>【名称】 各地区地域振興協議会補助金</p> <p>【金額】 各協議会へ均等割及び人口割により配分（H17は900千円を配分）</p> <p>【名称】 各地区各委員会運営費補助金</p> <p>【金額】 各地区地域振興協議会との調整による（H17は総額18,000千円を交付）</p> <p>【特記事項】 財源は、全額特財（財産区負担等）</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	地域振興	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p>【名称】 地域振興特例事業補助金</p> <p>【内容等】 自治会集会所整備事業、まちづくり推進事業、地域福祉推進事業等に補助するもの。</p> <p>【金額等】 自治会(串川及び鳥屋地区)ごとに割り当て50万円未満は対象外 (H17は総額22,866千円を交付)</p> <p>【特記事項】 財源は、全額特財(財産区負担)</p> <p>【名称】 地域まちづくり委員会補助金</p> <p>【金額等】 4地区委員会×80,000円 (H17は総額320千円を交付)</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	火葬費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	環境課	町民課	町民課
根拠法令等		城山町火葬費助成金交付要綱・			
歳出予算額（平成17年度）		6,300千円			
歳入予算額（平成17年度）		0千円			
【事務事業の内容】	<p>該当なし</p> <p>【参考】 死亡届受理件数 ・15年度 3,413件 ・16年度 3,593件 市内住民の死亡者数 ・15年度 3,286件 ・16年度 3,466件 市内住民に係る火葬件数 ・15年度 3,035件 ・16年度 3,149件 - ・15年度 251件 ・16年度 317件</p>	<p>【目的】 火葬場を使用する場合に要する経費を助成することにより、住民負担の軽減を図るとともに良好な居住環境の保全を図る。</p> <p>【助成の対象者】 本町の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録原票にされている者が死亡した場合において、火葬場使用料を負担した額</p> <p>【助成金の額】 火葬場使用料とする。 ただし、50,000円を限度とする。</p> <p>【実績】 125件 6,008,300円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 死亡届受理件数 ・15年度 222件 ・16年度 249件</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 死亡届受理件数 ・15年度 97件 ・16年度 78件</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 死亡届受理件数 ・15年度 89件 ・16年度 108件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
36	戸籍情報システム維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	戸籍法	戸籍法	戸籍法	戸籍法	戸籍法
歳出予算額（平成17年度）	36,708千円	6,531千円	85,379千円	0千円	7,233千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 戸籍事務の迅速化、効率化、省力化のため電算化したことにより機器及びシステムの適正な運用、維持をするための保守管理</p> <p>【内容】 戸籍情報システムプログラム・プロダクト保守管理 戸籍情報システム機器賃貸借</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 623,642人 ・本籍数 166,708戸籍 ・本籍人 446,515人 ・改製原戸籍数 148,558戸籍 ・年間届出数 28,520件 ・サーバ 1台 ・端末 10台 ・FAXサーバ 1台 ・スキャナ 1台 ・入力委託人数 3名 (委託料9392千円) 	<p>【目的】 戸籍事務の迅速化、効率化、省力化のため電算化したことにより機器及びシステムの適正な運用、維持をするための保守管理</p> <p>【内容】 戸籍総合システムプログラム・プロダクト保守管理 戸籍総合システム機器賃貸借 戸籍総合システム機器保守 戸籍総合システムレボロスNサポート業務</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【参考】（平成17年4月30日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 23,504人 ・本籍数 6,862戸籍 ・本籍人 18,853人 ・除籍・改製原戸籍数 10,986戸籍 ・年間届出数 1,131件 ・サーバ 1台 ・端末 3台 ・スキャナ 1台 	<p>【目的】 戸籍事務の迅速化、効率化、省力化のため電算化の実施</p> <p>【内容】 戸籍電算化に伴う戸籍、除籍、附票のセットアップ及びシステムの構築、関係機器の導入 戸籍情報システム機器賃貸借</p> <p>【参考】（平成17年3月31日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 29,484人 ・本籍数 10,258戸籍 ・本籍人 27,468人 ・除籍・改製原戸籍数 13,484戸籍 ・年間届出数 1,417件 ・セットアップに係る費用 90,209千円 	<p>【参考】（平成16年3月31日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 9,734人 ・本籍数 3,784戸籍 ・本籍人 9,937人 ・除籍・改製原戸籍数 5,659戸籍 ・年間届出数 424件 ・セットアップに係る費用 30,773千円 	<p>【目的】 戸籍事務の迅速化、効率化、一元化のため電算化したことにより機器及びシステムの適正な運用、維持をするための保守管理</p> <p>【内容】 戸籍総合システム・ブックレス保守管理 戸籍総合システム機器賃貸借 戸籍総合システム機器保守 戸籍総合システムマルチサポート（戸籍事務処理・システム活用等）</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務及び統計までトータルに効率化するもの</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 10,530人 ・本籍数 4,484戸籍 ・本籍人 11,966人 ・除籍・改製原戸籍数 12,956戸籍 ・年間届出数 534件 ・サーバ 1台 ・端末 4台 ・スキャナ 1台 ・戸籍専用プリンター 3台

經 濟 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	経済部会		
29	各種事務事業の取扱い	協議ランク	A協議会 B幹事会 C専門部会		
事務事業番号	事務事業名				
21	畜産振興事業				
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
歳出予算額（平成17年度）	69,101千円	663千円	1,248千円	682千円	280千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市の中での畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、相模原市における総合的な都市畜産を展開するため、事業推進の拠点として畜産振興協会が行う事業に助成する。</p> <p>【内容】 市畜産振興協会運営管理費補助金28,810千円 ・内容 事務費、人件費（派遣職員2名、嘱託職員1名、臨時職員1名）</p> <p>市畜産振興協会事業費補助金 40,291千円 家畜防疫対策事業 6,630千円 ・内容 予防接種（牛、豚）、ワクチン導入（鶏）、家畜防疫作業員賃金、作業用消毒剤 ・事業費 17,730千円 ・補助率 1/3以内（賃金、消毒剤は定額） 飼料作物種子導入事業 200千円 ・事業費 800千円 ・補助率 1/3以内 近代化設備推進事業 2,895千円 ・内容 堆肥運搬車2件、焼却炉1件 ・事業費 8,687千円 ・補助率 1/3以内 畜産環境衛生事業 14,221千円 ・施設整備事業補助 内容 堆肥化施設整備1件、公共下水道接続 1件 事業費 24,002千円 補助率 1/2以内 ・環境対策衛生巡回指導 1,280千円 畜舎消毒事業、普及啓発活動、美化推進事業 ・配布用薬剤 26千円 ・薬剤散布委託 914千円 酪農振興対策事業 13,333千円 ・主体 市酪農連絡協議会 ・内容 乳牛等資質改善対策事業（優良精液導入：乳牛、和牛）、乳用素牛預託事業、受精卵委嘱普及事業</p>	<p>【目的】 都市の中での畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、城山町における総合的な都市畜産を展開するための事業に助成する。</p> <p>【内容】 郡畜産振興協議会負担金 36千円 ・主体 郡畜産振興協議会 ・内容 協議会の事務費等の一部負担 ・事業費 610千円 ・補助率 郡町村会査定による</p> <p>家畜防疫環境衛生対策事業補助金 150千円 ・主体 川尻三畜産（郡農協の下部団体） 内容 予防接種（牛、豚）、ワクチン導入（鶏） ・事業費 600千円 ・補助率 1/3、1/4以内 受精卵移植技術定着事業補助金 75千円 ・主体 川尻酪農部（郡農協の下部団体） ・内容 受精卵委嘱普及事業 ・事業費 225千円 ・補助率 1/3以内</p> <p>畜産施設等整備事業補助金 402千円 ・主体 町内農家 ・内容 養豚浄化槽施設整備1件、養鶏施設整備1件 ・事業費 2,421千円 ・補助率 1/4以内</p> <p>【公共的団体の概要】 ・畜産農家等で組織する団体。</p> <p>【参考】 畜産農家数（H15.4.1現在） ・乳牛 2戸 39頭 ・豚 2戸 765頭 ・採卵鶏 3戸 10,200羽</p>	<p>【目的】 農村における畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、津久井町における円滑な畜産施策を展開するため、補助する。</p> <p>【内容】 郡畜産振興協議会負担金 43千円 内容 協議会の事務費等の一部負担 事業費 661千円 補助率 郡町村会査定による</p> <p>町酪農振興協議会補助金 1,205千円 ・内容 家畜防疫対策、畜産環境保全対策事業等を円滑に推進するため補助する。</p> <p>家畜防疫対策事業（H15） 予防注射、バーネット投与 ・事業費 81千円 ・補助率 1/3以内 家畜農家環境衛生 アルナックス、サナバキーム ・事業費 354千円 ・補助率 1/3以内 乳牛品質改善 優良精液利用により高性能乳牛へ改善する。 ・事業費 200千円 ・補助率 1/3以内 家畜受精卵移植技術定着 ・事業費 112,500千円 ・補助率 1/3以内 環境美化 サイロビニール等廃棄処理 ・事業費 54千円 ・補助率 1/3以内</p> <p>【公共的団体の概要】 ・畜産農家等で組織する団体。</p> <p>【参考】 畜産農家数 H15.10現在 ・乳牛 9戸 309頭 ・採卵鶏 1戸 4,000羽 ・肉牛 5戸 62頭</p>	<p>【目的】 畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、相模湖町における畜産を展開するため、事業の推進を図る。</p> <p>【内容】 家畜防疫事業費 44千円 アカバネ病予防接種、IBRワクチン接種 ・補助率 1/3以内</p> <p>津久井郡畜産振興協議会負担金 25千円 郡畜産まつり等の開催</p> <p>酪農経営改善事業費補助金 468千円 受精卵移植事業は高度な技術を必要とするが、これからの酪農経営に欠かせない事業であり、北海道から（受精卵目的）スーパー牛を導入。受精卵による高性能牛の早期増殖を図っていく。 ・補助率 1/3×1/2</p> <p>畜産共進会出品補助 30千円 郡・県で開催する畜産共進会に参加する出品牛に対する助成。 ・1頭当たり 6千円</p> <p>家畜排泄物処理施設設置費奨励金 115千円 畜産公害防止奨励事業施設設置の固定資産税を畜産公害防止施設設置費奨励金として交付する。 ・固定資産税の補助 土地 1/2、家屋 2/5</p> <p>【公共的団体の概要】 ・畜産農家等で組織する団体。</p> <p>【参考】 畜産農家数 ・乳牛 4戸 62頭</p>	<p>【目的】 農村における畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、藤野町における円滑な畜産施策を展開するため、補助する。</p> <p>【内容】 郡畜産振興協議会負担金 27千円 内容 協議会の事務費等の一部負担 事業費 610千円 補助率 郡町村会査定による</p> <p>家畜防疫対策事業補助金 35千円 IBRワクチン接種、アカバネ病予防接種 ・事業費 75千円 ・補助率 1/3以内 北海道産優良乳牛購入補助事業 30千円 北海道産の優良乳牛を購入し品質向上に努めようとする酪農家に補助 ・事業費 500千円 ・補助率 1/3以内 受精卵移植技術定着事業 188千円 ・事業費 3,013千円 ・補助率 1/3以内</p> <p>【公共的団体の概要】 ・畜産農家等で組織する団体</p> <p>【参考】 畜産農家数 H15.10現在 ・乳牛 2戸 37頭</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	畜産振興事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費 13,383千円 ・補助率 1/3以内 (乳用素牛預託事業は定額) 養豚振興対策事業 333千円 ・主 体 市養豚組合 ・内 容 優良種豚導入、組織育成対策 ・事業費 373千円 ・補助率 1/3以内 (組織育成対策は定額) 養鶏振興対策事業 2,282千円 ・主 体 市養鶏連絡協議会、麻溝台養鶏組合 ・内 容 直売用化粧箱、組織育成対策 ・事業費 2,282千円 ・補助率 1/3以内 (組織育成対策は定額) 畜産啓発推進事業 397千円 ・内 容 県共進会諸謝金、農業まつり <p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)相模原市畜産振興協会 市と農協が出資し、畜産農家の経営安定化等を目的に支援事業等を行う団体 <p>【参考】</p> <p>畜産農家数 (H15.4.1現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳 牛 25戸 1,044頭 ・豚 9戸 7,426頭 ・採卵鶏 16戸 293,885羽 ・肉 牛 8戸 91頭 ・農家数 58戸 				

環境保全部会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	開発行為等における緑地に係る協議、指導、監督及び検査事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法 相模原市開発指導要綱	都市計画法 城山町開発指導要綱	都市計画法 津久井町住環境整備条例	都市計画法 相模湖町まちづくり条例	
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500㎡以上の敷地で行う開発行為 ・ 1,000㎡以上の敷地で行う建築 <p>【緑化の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発事業区域の面積の10%以上の緑地確保を指導 ・ 市街化調整区域内は20%以上 ・ 首都圏近郊緑地保全区域内は30%以上 	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500㎡以上の敷地で行う開発行為 <p>【緑化の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種低層住居・第二種低層住居専用地域 11% ・ 第一種中高層住居・第二種中高層住居専用地域 9% ・ 第一種住居・第二種住居地域 9% ・ 近隣商業地域 6% ・ 工業専用地域 13% 	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000㎡以上の敷地で行う開発行為 <p>【緑化の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000㎡以上3,000㎡未満 用途地域内5%、用途地域外10% ・ 3,000㎡以上10,000㎡未満 用途地域内10%、用途地域外20% ・ 10,000㎡以上 用途地域内10% 用途地域外神奈川県自然環境保全条例第22条に基づきみどりの協定を準用 	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000㎡以上の敷地で行う開発行為 <p>【緑化の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000㎡以上3,000㎡未満 用途地域内5%、用途地域外10% ・ 3,000㎡以上 用途地域内10%、用途地域外20% 	<p>該当なし 開発指導要綱では、住居系の中高層建築物で計画戸数20戸以上、および開発区域の面積が3,000㎡以上の開発に公園を設置するものとしている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	開発行為等における公園に係る協議、指導、監督及び検査事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	公園課	施設管理課	環境課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法・ 市開発指導要綱	都市計画法・ 城山町開発指導要綱	都市計画法・ 津久井町住環境整備条例・	都市計画法・ 相模湖町まちづくり条例	都市計画法・ 藤野町開発指導要綱
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的に謳われる「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 開発指導要綱に基づき一定規模以上の開発事業（開発行為（都市計画法第4条第12項）及び建築事業（建築基準法第2条第1号）が対象）について次のア、イいずれか多い面積を公園として提供。</p> <p>ア 開発事業の計画人口から60人を控除した人口に1人当たり3㎡を乗じ算出した面積（ただし、開発事業区域の6%を超えるときは6%の面積）</p> <p>イ 3,000㎡以上の開発事業については、開発区域の3%の面積</p> <p>双方とも0.3ha未満のものは、公園を自主管理広場とすることができる。</p> <p>【H16中、開発により新規に設置した公園数】 帰属公園5公園、寄付公園2公園</p>	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的に謳われる「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 土地の開発計画において、都市整備課市街地開発班にて事前協議を行い、「開発行為」によるものについては、施設管理課公園緑地班で事業面積に応じ、公園設置の指導を行う。 ・開発行為（開発行為による提供を帰属公園と呼ぶ） 事業面積が0.3ha以上の開発行為にあっては、開発区域に、計画人口に応じ、面積が3～6%の公園を要す。 必要書類を取りまとめ、都市整備課へ登記依頼を行う。 【H16中、開発により新規に設置した公園数】 該当なし</p>	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的に謳われる「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 土地の開発計画において、都市計画課にて事前協議を行い、「開発行為」によるものについては、環境課で事業面積に応じ、公園設置の指導を行う。 ・宅地、戸建住宅 開発区域面積が0.3ha以上の開発行為にあっては、開発区域に、面積が3%以上の公園を要す。 ・中高層住宅 15戸以上を対象（1戸が30㎡以下のワンルーム等は対象外）。 公園面積は、（5.0㎡/一住宅）×住戸数（開発区域面積の6%を超えない範囲内） 【H16中、開発により新規に設置した公園数】 0件</p>	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的に謳われる「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 土地の開発計画において、都市整備課にて事前協議を行い、「開発行為」によるものについては公園設置の指導を行う。 ・開発行為（開発行為による提供を帰属公園と呼ぶ） 事業面積が0.3ha以上の開発行為にあっては、開発区域に、面積が3%の公園を要す。 【H16中、開発により新規に設置した公園数】 該当なし</p>	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的に謳われる「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 土地の開発計画において、まちづくり課にて事前協議を行い、「開発行為」によるものについては事業面積に応じ公園設置の指導を行う。 ・公園面積の割合 事業面積0.3ha以上の開発行為にあっては、開発区域に、面積が3%の公園。 ・一箇所あたりの公園面積 0.3ha以上1ha未満の開発・・・90㎡ 1ha以上5ha未満の開発・・・150㎡ 5ha以上20ha未満の開発・・・300㎡ (1,000㎡以上が1箇所以上必要) 20ha以上の開発・・・300㎡ (1,000㎡以上が2箇所以上必要) 【H16中、開発により新規に設置した公園数】 該当なし</p>

都 市 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	地理情報システム開発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	9,733千円	1,657千円			
歳入予算額（平成17年度）	3,000千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画情報提供システムその他のシステムについて、情報の更新、データの維持・管理をする。</p> <p>【対象となるシステム】 都市計画業務支援システム（都市計画基礎調査で得られたデータを元に、統計・分析を行うもの） 都市計画情報提供システム（庁内イントラネットを利用し、指定された土地の都市計画に係る情報を検索・表示するもの） 都市計画情報提供タッチパネルシステム（直上のシステムを市民用にタッチパネルにしたもの）</p> <p>【主なデータ内容】 都市計画基礎調査データ 区域区分 用途地域 都市計画施設 等</p> <p>【平成16年度実績】 （歳出） 委託費（保守料）：735千円 データ作成委託費：840千円 タッチパネルシステム改良委託費：1,764千円 リース料：5,118千円 消耗品費：927千円 （歳入） 都市計画複写費用：3,283千円</p> <p>【特定財源の概要】 都市計画複写費用@0.3千円×10千枚＝3,000千円</p> <p>【参考】 市面積：9,040ha 用途地域指定面積：6,253ha 都市計画道路延長：151,810m （相原城山線 1,210m 城山町分950m含む）</p>	<p>【目的】 都市計画業務支援システムの、情報の更新、機器の賃貸借を行う。</p> <p>【対象となるシステム】 都市計画策定支援システム（都市計画基礎調査の解析を目的としたシステム） 都市計画窓口支援システム（庁内イントラネットを利用し、都市計画情報及び建築形態制限の内容が住居表示から検索が可能）</p> <p>【主なデータ内容】 区域区分 用途地域 都市計画施設 等</p> <p>【平成16年度実績】 リース料：1,657千円</p> <p>【参考】 町面積：1,990ha 用途地域指定面積：270ha 都市計画道路延長：12,140m （相原城山線 950m 相模原市分に含まれる）</p>	<p>システム導入は、していない。</p> <p>【参考】 町面積：12,204ha 用途地域指定面積：295ha 都市計画道路延長：1,690m</p>	<p>システム導入は、していない。</p> <p>【参考】 町面積：3,159ha 用途地域指定面積：223ha 都市計画道路延長：2,190m</p>	<p>システム導入は、していない。</p> <p>【参考】 町面積：6,491ha 用途地域指定面積：215ha 都市計画道路延長：0m</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	都市計画基本図作成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法
歳出予算額（平成17年度）	3,582千円	0千円	210千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画総括図及び販売用都市計画図の印刷用版起こしデータの作成。 相模原市都市計画基本図（デジタルマップ=いわゆる電子地図）の修正 <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図（デジタルマップ）</p> <p>平成11年度新規作成</p> <p>平成15年度更新（17,115千円） 航空写真撮影を除く</p> <p>【平成16年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画総括図作成：781千円 計画図デジタル化：1,750千円 <p>【参考】</p> <p>1/20000：1図郭（全図）</p> <p>1/10000：4図郭</p> <p>1/2500：46図郭</p> <p>市面積9,040ha</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画基本図及び販売用都市計画図の作成。 城山町都市計画基本図（デジタルマップ）の修正 <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図（デジタルマップ）</p> <p>平成11年度新規作成</p> <p>平成15年度空中写真測量（2,615千円）</p> <p>平成16年度都市計画基本図更新（12,317千円）</p> <p>【参考】</p> <p>1/20000：1図郭（全図）</p> <p>1/10000：1図郭（全図）</p> <p>1/2500：13図郭</p> <p>町面積 1,990ha</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画総括図及び販売用都市計画図の印刷用版作成。 <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図（デジタル化はしていない）</p> <p>平成2年度作成</p> <p>【参考】</p> <p>1/50000：1図郭（全図）</p> <p>1/25000：1図郭（全図）</p> <p>1/10000：5図郭</p> <p>1/2500：34図郭</p> <p>町面積12,204ha</p> <p>[平成16年度実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画図他印刷 336千円 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画総括図及び販売用都市計画図の印刷用版作成。 <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図（デジタル化はしていない）</p> <p>昭和58年度新規作成</p> <p>平成7年度更新</p> <p>【参考】</p> <p>1/25000：1図郭（全図）</p> <p>1/10000：1図郭（全図）</p> <p>1/2500：17図郭</p> <p>町面積3,159ha</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画総括図及び販売用都市計画図の印刷用版作成。 <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図（デジタルマップ）</p> <p>平成11年度作成</p> <p>【参考】</p> <p>1/15000：1図郭（全図）</p> <p>1/10000：3図郭（全図）</p> <p>1/2500：36図郭</p> <p>町面積6,491ha</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
7	バス対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱	バス停留所上屋設置事業補助金交付要綱 城山町公共交通検討委員会設置要綱	バス運行対策費補助金交付要綱(国土交通省) 神奈川県広域的幹線の路線バス運行対策費補助金交付要綱 津久井町広域的幹線の路線バス運行対策費補助金交付要綱		道路運送法(80条) 藤野町営バス設置条例 藤野町営バス管理規則 藤野町営バス運行管理規程
歳出予算額(平成17年度)	36,353千円	17,058千円	68,890千円		45,031千円
歳入予算額(平成17年度)	4,500千円	0千円	10,000千円		2,129千円
【事務事業の内容】	<p>1. バス交通対策推進事業</p> <p>【目的】 バス交通対策基本計画の推進を図り、「効率的かつ利用しやすいバス路線網」の実現を図る。</p> <p>【内容】 基本計画に位置付けた、生活交通として確保すべき路線について、バス事業者による運行が困難となった場合に、公的助成かつ地域負担により市民との協同による路線維持を図る。 ただし、現状路線廃止の申出は無く、具体的な仕組みについては、今後検討を行う。</p> <p>2. バス活性化事業</p> <p>【目的】 基本計画の推進及び、道路混雑の抑制、環境保全の視点からバス利用促進事業を展開する。</p> <p>【内容】 バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を行う。</p> <p>*補助対象事業</p> <p>バス総合案内システム設置事業 バス停留所上屋設置事業 乗り場案内板設置事業 照明式バス停留所標識設置事業 ノンステップバス導入事業 バス利用促進等の啓発事業 バス運行実験事業 バス待合所設置事業 公共車両優先システム車載器設置事業</p> <p>3. コミュニティバス導入の検討</p> <p>【目的】 市街化区域において、鉄道駅から1km以上、バス停から300m以上離れた地域を交通不便地域と捉え、主として高齢者等の移動制約者の生活交通を確保することを目的に導入の検討を進める。</p> <p>【内容】 市域への導入に向け、実証運行を行うと共に、導入判断基準や、需要予測等の検討を進める。 *コミュニティバス検討委員会において、平成18年1月実証運行に向けた検討を進める。</p> <p>4. バス乗り継ぎ施設整備事業</p> <p>【目的】 基本計画に位置付けたターミナルの内、未整備となっている田名地区に整備を行い、幹線バス・支線バスの導入を促進すると共に、バス路線網の早期実現を図る。</p> <p>【内容】 測量・詳細設計を行うと共に、用地取得に着手する。</p>	<p>1. 公共交通促進事業</p> <p>【目的】 バス交通について、公共交通検討委員会を設置して公共交通のあり方を検討する。 生活交通維持のため、バス折り返し場用地を賃借し、バス路線の維持を図る。</p> <p>【内容】 地権者と賃借契約を結び、折り返し場用地を賃借することで町民の生活路線を維持する。 ・原宿五丁目バス折り返し場 ・上中沢バス折り返し場</p> <p>2. 生活交通路線維持負担金</p> <p>【目的】 退出意向が出されたバス路線について、県生活交通確保対策地域協議会の確保策に基づき、町民の生活路線を確保する。</p> <p>【内容】 ・原宿五丁目～小沢(町単独) 距離:10.3km 運行便数:平日2便 土・休日1.5便 負担額:4,192千円 16年度実績額:3,800千円 ・橋本駅南口～小沢(国庫補助) 距離:12.7km 運行便数:平日5便 土・休日3.5便 負担額:約4,914千円 16年度実績額:4,914千円 ・鳥居原ふれあいの館～橋本駅(国庫補助) 距離:18.4km 運行便数:平日10便 土・休日10便 負担額:0千円 16年度実績:0千円 ・上中沢～城山(町単独) 距離:1.6km 運行便数:平日9便 土・休日9便 負担額:2,109千円 16年度実績額:865千円</p> <p>3. バス停留所上屋設置事業補助金</p> <p>【目的】 バス利用者の利便性の向上に資するため、路線バス事業者に対して、整備に要する経費の一部を補助する。</p> <p>【内容】 バス停留所上屋設置事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。</p> <p>4. 城山町公共交通検討委員会</p> <p>【目的】 城山町における公共交通のあり方やコミュニティバスの導入、交通諸問題等について検討を行う。</p> <p>【委員】 8名:自治会連合会・町校長会・町PTA連絡協議会・町老人クラブ連合会・町商工会・町観光協会・町社会福祉協議会・町助役</p>	<p>1. 乗合バス対策事業</p> <p>【目的】 廃止等の申し出のあったバス路線について、県生活交通確保対策地域協議会での確保策に基づき路線維持し、町民の生活の足を確保する。</p> <p>【内容】 確保策に基づく路線維持 ・鳥居原ふれあいの館～橋本駅(国庫補助) 距離:18.4km 回数:平日10回、土休日10回 負担額:町負担なし(予定) ・三ヶ木～半原(県補助) 距離:8.4km 回数:平日10回、土休日10回 負担額:19,360千円(予定) ・三ヶ木～東野・月夜野(県補助) 距離:16.05km 回数:平日6.5、土休日2回 負担額:8,002千円(予定) ・町営バス(三井～太井～土沢～根小屋～太井～三井) 距離:14.3km 回数:平日13回、土休日13回 運行方法:町が購入した小型バスを乗合バス事業者に貸付し運行委託 運行費用:15,469千円 広域的幹線の路線バス運行対策費補助金 県補助対象路線における路線維持・車両購入の町負担(1/2) ・路線維持費補助 補助対象経常費用と経常収益の差額の1/2 限度額:補助対象経常費用の9/20 対象路線:三ヶ木～半原、三ヶ木～東野・月夜野 支出予定額:27,362千円(県補助分) ・車両購入費補助 補助対象車両費の1/2 補助対象車両費限度額:大型800万円、中型・小型950万円、低床型1450万円 今年度対象車両:1台(三ヶ木～東野・月夜野) 支出予定額:7,250千円 町営バス運行ルート見直し 町民要望等に基づき、町営バス利便性の向上を図るため運行ルートの見直しを行う。 現在の路線を2系統に分離 路線1:奈良井～土沢～根小屋～奈良井(循環) 距離:13.6km 回数:平土休日とも13回 運行形態:町営バスによる運行委託 路線2:三井～中野小学校前～又野～三ヶ木 距離:7.0km 回数:平土休日とも13回 運行形態:バス事業者による運行(赤字補てん)</p>	該当なし	<p>1. 生活交通対策事業</p> <p>【目的】 廃止等の申し出のあったバス路線について、県生活交通確保対策地域協議会での確保策に基づき路線維持し、町民の生活の足を確保する。</p> <p>【内容】 藤野町営バス3路線4系統の単独運行。 ・やまなみ温泉～東野 距離:7.7km 回数:平日3.5回、土休日2回 ・やまなみ温泉～輿相模湖 距離:6.0km 回数:平日7.5回、土休日2回 ・やまなみ温泉～篠原 距離:4.9km 回数:平日9.5回、土休日2.5回 ・篠原～赤沢 距離:4.4km 回数:平日1.5回、土休日0.5回 運行費用:</p> <p>2. 藤野町営バス運営協議会</p> <p>【目的】 町営バスの運営に関し、調査、審議する。</p> <p>【委員】 6名:町議会委員、受益者、学識経験者ほか</p> <p>3. やまなみ温泉バスターミナル維持管理事業</p> <p>【目的】 藤野町営バス及び路線バス利用者の安全と利便性の向上、利用促進、運行の円滑化を図り地域活性化を目的とする。</p> <p>【事業内容】 ターミナル敷地内及び施設の清掃等</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	総合交通計画関連事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	20,515千円	0千円			0千円
歳入予算額（平成17年度）	18,670千円	0千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>1. 相模原市総合都市交通計画について (平成14年3月策定)</p> <p>【目的】 平成11年度に東京都市圏で行われたPT調査結果を踏まえ、新たな相模原市の交通体系が抱える問題、課題、将来方向などに関する検討を行い、将来の交通需要に対応した各交通機関相互の適正な役割を明確にし、今後の交通体系整備の指針となる新しい総合都市交通計画を策定</p> <p>【内容】 (1) 目標年次 平成32年 (2) 計画の位置付け 本計画は本市の総合計画、それを受けた都市計画マスタープランの中で「交通」に関する部門別の計画 (3) 部門別計画 道路計画 ・道路網の基本計画 ・自転車走行環境改善の基本計画 ・歩行者通行環境改善の基本計画 公共交通計画 ・バス交通改善の基本計画 ・新しい交通システムの整備 ・鉄道の改善 ・公共交通のバリアフリー化 交通需用マネジメント(TDM)基本計画 ・市内全域で進めるTDM施策 ・地区を特定して取り組むTDM施策 (4) 推進体制 ・計画の実施状況や達成状況の評価を定期的(概ね5年ごと)に行う。</p> <p>2. 相模原市総合都市交通計画推進事業 【目的】 今後増えつつある自動車交通を円滑に処理していくためには、ハード整備(道路整備)だけでは困難であることが「相模原市総合都市交通計画」により明確となった。このようなことから、部門別計画の一つであるTDM(交通需要マネジメント)基本計画に基づき本市の交通特性を把握し、より効果的な施策を抽出し、TDM施策を推進していくものとする。</p>	<p>生活交通確保対策業務 【目的】 道路整備などに伴う新たな開発、高齢化社会の到来等を考慮し、道路、公共交通、自転車、徒歩それぞれが安全で快適に移動できる交通体系の確保に向けた交通計画の策定。</p> <p>【内容】 1. 城山町の現況調査及び課題の整理 (1) 交通特性の整理 (2) 生活交通確保に関する課題の把握 2. 交通体系基本計画の検討 (1) 道路網整備計画の検討 (2) 新たな公共交通計画の検討 (3) 歩行者、自転車交通計画の検討 3. 交通施策実施計画の検討 (1) 事業手法の検討 (2) 整備効果の検討 【平成16年度実績】 生活交通対策業務委託 4,725千円 公共交通検討委員会において自動車、バス交通、自転車、徒歩といった交通手段別の連携が図れるよう総合的な交通計画の検討を行った。その結果を踏まえ、生活交通確保対策調査報告書を作成した。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>【目的】 町内の小学校統廃合計画の実施や高齢化社会の到来を考慮し、交通弱者が快適に移動できる交通体系の確立を図る。</p> <p>【内容】 藤野町生活交通体系計画の検討 既設路線バス・町営バス運行の見直し作業 交通弱者に対する助成制度の検討</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	総合交通計画関連事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【内容】 通勤時間帯の渋滞が著しい県道54号（相模原・登川）において、市民参加による「TDMワークショップ」と専門家による「TDM推進委員会」により交通特性の把握や問題点を整理し、平成17年度には抽出及び絞込まれた効果的な施策のうち幾つかについて社会実験を行い、効果や実現性について検証し、今後のTDM施策の基礎資料とする。</p> <p>3. 公共交通計画関連事業 (1) 相模原市公共交通整備促進協議会 【目的】市域の鉄道、バス交通等（以下「公共交通」という。）の整備の促進及び新交通の調査検討を行うことにより、市民生活の向上と産業文化の伸展に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 構成 87名（市5、市議会46、自治会18、その他団体18名） 主な活動 鉄道路線の新設・輸送力増強等の促進運動の展開</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	開発行為等指導事務	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	開発指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市開発行為等指導要綱 条例化作業中（平成18年4月1日施行予定）	城山町開発指導要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例	藤野町開発指導要綱
歳出予算額（平成17年度）	180千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	80千円	1千円	0千円	156千円	200千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市開発行為等指導要綱に基づき、一定の開発行為又は建築行為を行う者に対し、公共・公益施設の設置その他の必要事項を指導し、もって秩序ある市街地の整備を図る。 当該指導は、許可を要する開発行為にあっては都市計画法第32条協議に係る事前協議、建築行為にあっては同法施行規則第60条証明に係る事前協議と位置付けている。</p> <p>【対象行為】 1 都市計画法第29条の許可を要する開発行為 ・市街化区域 区域面積500㎡以上 ・市街化調整区域 全部 2 建築行為（許可不要な開発行為を含む。） ・区域面積1,000㎡以上（自己専用住宅を除く。）又は住戸数2以上</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民等への説明責任、一宅地の最低敷地面積、道路の幅員等、緑地（緑化の推進）並びに公園、排水施設、雨水調整施設、消防施設等、ごみ置場、集会施設、駐車場、駐輪場及び防犯灯の設置</p> <p>【指導の具体例】 （一宅地の最低敷地面積） ・区域面積1,000㎡未満 100㎡以上 ・区域面積1,000㎡以上 過半を120㎡以上、残りを100㎡以上（緑地の確保） ・専用住宅を除く住宅施設 2戸以下 区域面積の10%以上 2戸以上 区域面積の20%以上 ・住宅施設以外 市街化区域 区域面積の10%以上 市街化調整区域 区域面積の20%以上 指定事業所 区域面積の20%以上 首都圏近郊緑地保全区域内 区域面積の30%以上 （ごみ置場）住宅施設のみ ・1戸未満 2㎡以上 ・1戸以上20戸未満 3㎡以上 ・20戸以上25戸未満 4㎡以上 ・25以上50戸未満 計画戸数×0.16㎡以上</p>	<p>【目的】 城山町開発指導要綱に基づき、一定の開発行為に対し、公共・公益施設の設置その他の必要事項を指導し、もって秩序ある市街地の整備を図る。 当該指導は、許可を要する開発行為にあっては都市計画法第32条協議に係る事前協議と位置付けている。</p> <p>【対象行為】 都市計画法第29条の許可を要する開発行為 ・市街化区域 区域面積500㎡以上 ・市街化調整区域 全部</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民等への説明努力、一宅地の最低敷地面積、道路の幅員等、緑化の推進並びに排水施設、雨水調整施設、消防施設等、ごみ置場、文庫施設、駐車場、駐輪場及び防犯灯の設置</p> <p>【指導の具体例】 （一宅地の最低敷地面積） 市街化区域の場合 ・区域面積1,000㎡未満 100㎡以上 ・区域面積1,000㎡以上 120㎡を標準 市街化調整区域の場合すべて 150㎡以上 （道路の幅員等）交通上支障がない場合 道路延長3.5m以下やむを得ない事情 4.0m以上 道路延長7.0m以下 4.5m以上 道路延長10.0m以下又は10.0m以上 でやむを得ない事情 5.0m以上 （雨水の処理） 原則、開発区域内で浸透処理 （緑地の設置）宅地開発は除く 各用途に応じ 6～13%の緑化率の確保 （消防施設）既水利が半径100m以内でない場合 専用住宅、共同住宅の場合 4戸以上20戸未満 防火水槽40t1基又は、消火栓100mm1基</p>	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【対象行為】 津久井町住環境整備条例第16条の事前協議を要する開発行為 ・土地の面積が500㎡以上 ・中高層建築物の建築行為 ・共同住宅等の建築行為 ・駐車場又は資材置場の用に供するため、500㎡以上の区画形質を変更する</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民への説明努力、一宅地の最低敷地面積、道路の幅員等、公園緑地の設置、排水施設、消防施設等、ごみ置場、駐車場、駐輪場、防犯灯集会施設等の設置</p> <p>【主な指導の具体例】 一宅地の最低敷地面積 ・平均敷地面積120㎡以上 道路の幅員 ・1,000㎡未満 4.5m以上 ・1,000㎡以上 都市計画法の許可基準に準拠 雨水の処理 原則、開発区域内で浸透処理 緑地の設置 宅地開発は除く 各用途に応じ 5～20%の緑化率の確保 消防施設（消防水利基準を満たす場合は別） 住宅の用に供する場合 10戸以上20戸未満 消火栓及び格納箱 1以上 20戸以上40戸未満 防火水槽 1以上 40戸以上 消火栓及び格納箱 防火水槽 1以上 ごみ集積所の設置（宅地、中高層、共同住宅） 計画戸数10戸につき 1箇所（3.0㎡以上） 駐輪場（標準寸法L=5.0m×W=2.5m） 宅地、中高層、共同住宅 各戸に1台 駐輪場（標準寸法L=1.5m×W=0.7m） 共同住宅 各戸数の30%を開発区域内に設置 他の詳細事項は、それぞれ関係各課の事務事業を参照</p>	<p>【目的】 相模湖町まちづくり条例で開発事業として位置づけする次の各行為について、同条例の規定に基づく指導を行い、条例の目的である「生活環境の向上を図り安全で住みよいまちづくり」に資するよう指導する。</p> <p>【対象行為】 1 開発区域500㎡以上の開発行為 2 高さ10m以上の建築物の建築 3 延床面積300㎡以上の事業所等の建築 4 事業所等の部分の延床面積300㎡以上の併用住宅の建築 5 計画戸数4戸以上かつ延床面積200㎡以上の共同住宅、長屋の建築 6 開発区域500㎡以上の第1種特定工作物の設置 7 開発区域1ha以上の第2種特定工作物の設置 但し、自己専用住宅の建築は除く。</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民との調整、一宅地の最低敷地面積、道路の幅員等、緑化の推進並びに排水施設、消防施設等、ごみ置場、駐車場及び防犯灯の設置 文化財等の保全、農業用施設等との調整</p> <p>【主な指導の具体例】 ・一宅地の最低敷地面積 140㎡以上 ・道路の幅員等 道路延長3.5m未満 4.5m以上 3.5m以上7.0m未満 5.0m以上 7.0m以上10.0m未満 5.5m以上 10.0m以上 6.0m以上 ・雨水の処理 原則開発敷地内で浸透処理 ・汚水の処理 公共下水道の処理区域 汚水を公共下水道に流入させるため必要な排水設備を設置する。 公共下水道の処理区域外 合併浄化槽を設置し適切な管理をするよう指導する。 ・緑地の設置 用途開発面積に応じ5～20%の緑地を確保 ・公園整備 宅地分譲若しくは共同住宅（1戸当たり40㎡以上）を目的とする開発行為で開発区域の面積が3,000㎡以上の場合開発区域面積の3パーセントを公園として整備 ・消防施設（既存消防水利が半径120m以内でない場合）</p>	<p>【目的】 藤野町における開発行為について、本町の基本理念である「豊かな自然と調和した住みよいまちづくり」の実現を図るため、無秩序な開発を防止し、良好な町民の生活環境を保全するため、開発事業を行うものに理解と協力を求め、必要な指導を行うことを目的とする。</p> <p>【対象行為】 1 開発区域の面積が500㎡以上又は住宅建設計画戸数4戸以上。ただし、アパート、貸家、マンションは、開発区域の面積が500㎡以上。 2 開発行為又は建築に着手した者（同一系列事業者を含む）が、当該着手の日から3年以内に隣接の土地（同一区域内も含む）において新たな行為を行い、合算して全号に該当するに至る場合。 3 前各号のほかに町長が特に必要と認めた場合。</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民への説明努力、一定地の最低敷地面積、道路の幅員等、環境保全及び緑化の推進並びに雨水・家庭雑排水施設、消防施設、ごみ置場、教育施設、駐車場、街灯、農林施設、文化財の保護、</p> <p>【主な指導の具体例】 ・一宅地の最低敷地面積 120㎡以上 ・道路の幅員等 道路延長 35m未満 4.0m 36～70m未満 4.5m 71～100m未満 5.0m 101m以上 6.0m以上 ・公園緑地 開発区域内の面積が、0.3ha以上の場合 は、公園規模により開発者の負担において整備し、その敷地及び施設は町に無償提供し、登記完了後のうき引き渡すこと。 0.3ha以上1ha：90㎡以上、1ha以上5ha未満150㎡以上、5ha以上20ha300㎡以上（1,000㎡以上が1ヶ所以上必要） 20ha以上300㎡以上（1,000㎡以上が2ヶ所以上必要）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	開発行為等指導事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50戸以上100戸未満 8 + (計画戸数 - 50) × 0.14㎡以上 ・ 100戸以上150戸未満 15 + (計画戸数 - 100) × 0.12㎡以上 ・ 150戸以上200戸未満 21 + (計画戸数 - 150) × 0.10㎡以上 ・ 200戸以上300戸未満 26 + (計画戸数 - 200) × 0.18㎡以上 ・ 300戸以上 34 + (計画戸数 - 300) × 0.06㎡以上 <p>(駐車場) 相模原市建築物における駐車施設の付置に関する条例又は相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例の適用対象外の建築物にあっても両条例の規定に準じた指導を行う。</p> <p>他の指導事項は、それぞれ関係各課の事務事業を参照</p> <p>【平成16年度件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可を要する開発行為 168件 ・ 建築行為 54件 <p style="text-align: right;">計 222件</p> <p>【特定財源の概要】 相模原市開発行為等技術基準の販売収入</p>	<p>20戸以上 防火水槽40t1基又は、消火栓150mm1基</p> <p>(防犯灯の設置) 50m間隔に照明40wを標準とする。</p> <p>(ごみ集積所の設置) 宅地開発、集合住宅 計画戸数10戸まで 2.73㎡ 計画戸数15戸まで 2.86㎡ 計画戸数20戸まで 3.38㎡</p> <p>(駐車場) 標準寸法L=5.0m × W=2.3m 住宅、共同住宅、集合住宅 各戸に1台 各種小売業 店舗面積20㎡につき1台</p> <p>(駐輪場) 標準寸法L=1.9m × W=0.6m 共同住宅 各戸に1台 各種小売業 店舗面積40㎡につき1台</p> <p>他の詳細事項は、それぞれの関係各課の事務事業を参照</p> <p>【開発寄付金】 要綱第24条(接続道路の整備) やむを得ない状況により開発行為により整備が行えない場合は開発寄付金をもって道路整備に代えることができる。 算定式 負担金額 = 道路工事費 × 1/2</p> <p>要綱第45条(防犯灯の整備) 開発行為により整備することが困難と町長が認めた場合は、金銭等をもって整備に代えることができる。 単独式のもの 60000円/基 共架式のもの 30000円/基</p> <p>【特定財源の概要】 開発寄付金</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発指導件数 平成16年度 14件 ・ 開発寄付金件数 平成16年度 防犯灯の整備 = 2件(共架式) 接続道路の整備 = 1件 	<p>【参考】 平成16年度事前協議書届出件数 17件</p>	<p>専用住宅又は共同住宅等の場合 4戸以上20戸未満 防火水槽1基40m3以上又は消火栓1基100mm以上 20戸以上 防火水槽1基40m3以上又は消火栓1基150mm以上</p> <p>・ ごみ集積場の設置(住宅用建築物) 10戸に1箇所の割合で設置 面積は3.0㎡(間口2.0m × 奥行1.5m)以上</p> <p>・ 駐車場 宅地、戸建住宅、共同住宅、長屋各戸に1台</p> <p>・ 防犯灯 町道、国道、県道、その他公共道に設置の場合 50mに1箇所 宅地等に設置の場合 30mに1箇所</p> <p>・ 義務教育負担金 宅地造成、宅地分譲又は1戸当たりの延べ床面積が、40㎡以上の共同住宅若しくは長屋の建築を目的とする開発事業を行なう場合 義務教育負担金 = (計画戸数 - 3) × 相模湖町の基準年度の(固定資産評価額)(宅地の平均)</p> <p>【参考】 平成16年度事前協議書届出件数 4件</p> <p>【特定財源の概要】 義務教育負担金</p>	<p>中高層建築物(住宅用に限り)で、計画と戸数20戸以上の場合、1戸当たり5㎡以上の公園等を設け、開発者において整備するものとする。</p> <p>・ 雨水の処理 原則、開発区域内で浸透処理 理</p> <p>・ 汚水の処理 公共下水道の処理区域 汚水を公共下水道に流入させるため必要な排水設備を設置する。 公共下水道の処理区域外合併浄化槽の設置補助し適切な管理指導を行う。</p> <p>・ 消防施設 開発面積500㎡以上もしくは、計画戸数4戸以上においては、原則として消火栓の設置を行うものとするが、町と協議の上決定する。開発面積2,500㎡未満の場合は、原則として消火栓又は防火水槽の設置を行う。なお、2,500㎡以上の場合は、原則として防火水槽及び消火栓の併設を行う。</p> <p>・ ごみ収集所 宅地が概ね10戸に1箇所収集所を設ける。面積は3.0㎡(1.5m × 2.0m)</p> <p>・ 街灯 町が必要と認めたときは、街灯の設置を行うものとする。</p> <p>・ 集会施設等 町が必要と認めたとき開発者は、集会施設等の施設の建設を行う。</p> <p>・ 駐車場の確保 中高層建築物等を建設する開発行為のあつては、駐車場を確保し、その管理者を定めるものとする。</p> <p>【参考】 平成16年度事前協議書届出件数 8件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	放置自転車対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	環境防災課	都市計画課	産業環境課	総務課
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市自転車等の放置防止に関する条例 相模原市自転車等の放置防止に関する条例施行規則	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 城山町環境保全に関する条例 城山町環境保全に関する条例施行規則		相模湖町放置車両の措置に関する要綱	
歳出予算額（平成17年度）	94,232千円	116千円		0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 放置自転車対策を講じることにより、安全で快適な都市環境を保持するとともに、公共の福祉の増進に寄与するもの。</p> <p>【内容】 自転車法・市条例に基づき、放置自転車等の移動・保管・処分等をおこなう。</p> <p>報酬 - 非常勤特別職員報酬 共済費 - 社会保険料 需要費 - 消耗品費・燃料費・印刷製本費・光熱費・物品等修繕費・施設修繕費 役務費 - 電話料・手数料・自動車損害保険料・その他保険料 委託料 - 施設等管理運営委託料・事務作業等委託料 使用料及び賃借料 - その他使用料及び賃借料 工事請負費 - 建設工事費 原材料費 - 工用原材料費 公課費 - 国公課費</p> <p>【公共的団体の概要】 (社)シルバー人材センター</p> <p>【負担金の概要】 全国自転車問題自治体連絡協議会負担金 全国自転車問題自治体連絡協議会研修負担金</p>	<p>【目的】 放置車両対策を講じることにより、良好な環境を確保するもの</p> <p>【内容】 自転車法・町条例に基づき、放置自転車等の移動・保管・処分等をおこなう。</p> <p>放置車両移動手数料（自転車）放置場所から保管場所 放置車両移動手数料（自転車）保管場所から処分場 放置車両移動手数料（二輪車）放置場所から保管場所 放置車両移動手数料（二輪車）保管場所から処分場 放置車両処分手数料（原付）広域行政組合へ搬入 クレーン作業代（主に二輪車） 放置車両草刈手数料（2回分）</p>	該当なし	要綱に基づき放置車両の移動、処分等を行う。	該当なし

管 理 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	幼稚園就園奨励補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	国：幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 相模原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	国：幼稚園就園奨励費補助金要綱 (国庫)：城山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (町単)：城山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	国：幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 津久井町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	国：幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 相模湖町公立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	国：幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 藤野町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱
歳出予算額(平成17年度)	647,059千円	29,064千円	20,433千円	2,758千円	237千円
歳入予算額(平成17年度)	169,179千円	4,718千円	5,789千円	661千円	63千円
【事務事業の内容】	<p>【対象】 満3歳児から5歳児で6月1日(途中入園は10月1日)現在、幼稚園に在園し、市内に居住する者</p> <p>【補助金額】 (国庫補助分) 国交付要綱の補助限度額のとおり 〔市単独補助分〕 6月1日在園者のみ1子12,000円/年 2子24,000円/年 3子36,000円/年</p> <p>【実施方法】 ・申請及び各保護者への交付について総て幼稚園を通して実施 ・補助事務謝礼を幼稚園に交付 270円/1件 市内園のみ30,000円加算</p> <p>【17年度予算内訳】 国庫補助分 7,110人 507,538千円 市単独補助分 10,750人 135,228千円 事務謝礼 4,293千円</p> <p>【平成16年度就園奨励補助金支給者】 私立幼稚園 111園 10,643人 3歳児 1,905人 4歳児 4,335人 5歳児 4,403人</p> <p>【相模原市内私立幼稚園】(市外からの通園者含) 私立幼稚園 45園 10,583人 3歳児 1,900人 4歳児 4,278人 5歳児 4,405人</p>	<p>【対象】 (国庫補助分) 満3歳児から5歳児で私立幼稚園に在園し、町内に居住する者 〔町単独補助分〕 ・4歳児から5歳児で私立幼稚園に在園し町内に居住する者</p> <p>【補助金額】 (国庫補助分) 国交付要綱の補助限度額のとおり 〔町単独補助分〕 各月16日(3月は1日)在園(居住)者に一律4,000円/月</p> <p>【実施方法】 (国庫補助分) 申請及び各保護者への交付について幼稚園を通して実施 〔町単独補助分〕 申請は幼稚園を通し、交付は保護者口座に直接振込</p> <p>【17年度予算内訳】 (国庫補助分) 221人 16,872千円 〔町単独補助分〕 254人 12,192千円</p> <p>【平成16年度就園奨励補助金支給者】 私立幼稚園 10園 281人 3歳児 52人 4歳児 130人 5歳児 99人</p> <p>【城山町内私立幼稚園】(町外からの通園者含) 太陽の子幼稚園 3歳児 55人 4歳児 99人 5歳児 133人 合 計 287人 わかば幼稚園 3歳児 36人 4歳児 90人 5歳児 72人 合 計 198人</p> <p>【城山町内公立幼稚園】 城山幼稚園 3歳児 0人 4歳児 40人 5歳児 40人 合 計 80人</p>	<p>【対象】 満3歳児から5歳児で幼稚園に在園し、町内に居住する者</p> <p>【補助金額】 (国庫補助分) 国交付要綱の補助限度額のとおり 〔町単独補助分〕 制度なし</p> <p>【実施方法】 ・申請及び各保護者への交付について総て幼稚園を通して実施</p> <p>【17年度予算内訳】 国庫補助分 273人 20,433千円</p> <p>【平成16年度就園奨励補助金支給者】 私立幼稚園 9園 272人 3歳児 35人 4歳児 115人 5歳児 122人 *私立幼稚園に通園している園児は11園381人(町外通園者含む)</p> <p>【津久井町内私立幼稚園】(町外からの通園者含) ばらの花幼稚園 3歳児 16人 4歳児 53人 5歳児 43人 合 計 112人 津久井ヶ丘幼稚園 3歳児 12人 4歳児 68人 5歳児 77人 合 計 157人</p>	<p>【対象】 満3歳児から5歳児 現在、幼稚園に在園し、町内に居住する者</p> <p>【補助金額】 (国庫補助分) 国交付要綱の補助限度額のとおり 〔町単独補助分〕 制度なし</p> <p>【実施方法】 ・申請及び各保護者への交付について総て幼稚園を通して実施</p> <p>【17年度予算内訳】 国庫補助分 32人 2,758千円</p> <p>【平成16年度就園奨励補助金支給者】 私立幼稚園 4園 28人 3歳児 6人 4歳児 11人 5歳児 11人 公立幼稚園 1園 1人 4歳児 1人 *私立幼稚園に通園している園児は4園29人(町外通園者含む)</p> <p>【相模湖町内私立幼稚園】(町外からの通園者含) 内郷幼稚園 3歳児 5人 4歳児 19人 5歳児 18人 合 計 42人</p> <p>【相模湖町内公立幼稚園】 相模湖幼稚園 3歳児 0人 4歳児 21人 5歳児 34人 合 計 55人</p>	<p>【対象】 満3歳児から5歳児で私立幼稚園に在園し、町内に居住する者</p> <p>【補助金額】 (国庫補助分) 国交付要綱の補助限度額のとおり 〔町単独補助分〕 制度なし</p> <p>【実施方法】 ・申請及び各保護者への交付について総て教育総務課を通して実施</p> <p>【17年度予算内訳】 国庫補助分 3人 237千円</p> <p>【平成16年度就園奨励費補助金支給者】 私立幼稚園 1園 1人 3歳児 0人 4歳児 1人 5歳児 0人 *私立幼稚園に通園している園児は1園9人(町外通園者含む)</p> <p>【藤野町内私立幼稚園】 なし</p> <p>【藤野町内公立幼稚園】 ふじの幼稚園 3歳児 38人 4歳児 50人 5歳児 46人 合 計 134人</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	公立幼稚園に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等		城山町立幼稚園の管理運営に関する規則 城山町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例 城山町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例施行規則		相模湖町立幼稚園の管理運営に関する規則 相模湖町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例 相模湖町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例施行規則	藤野町立幼稚園の管理運営に関する規則 藤野町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例 藤野町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例施行規則
歳出予算額（平成17年度）		16,682千円		7,038千円	13,824千円
歳入予算額（平成17年度）		10,516千円		5,019千円	18,369千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 幼稚園教育を行う。</p> <p>【内容】 4・5歳児の心身の発達や地域の実情に即した教育課程を編成し、幼児の総合的な指導を行なう。</p> <p>【対象者】 城山町内に居住している4・5歳児 4歳児 40名（うち障害児3名） 5歳児 40名（うち障害児5名） 合計80名（H17.5.1現在）</p> <p>【職員数】 園長1人 主任1人 教諭3人 臨時教諭1人 臨時運転手兼用務員1人 非常勤障害児介助員4人 合計11人</p> <p>【予算】 歳入 幼稚園保育料 9,600千円 月額10,000円×12月×80人 特別保育料 759千円 園バス利用者約30人×11月分 月額2,300～3,000円 施設等使用料 56千円 入園料 100千円 2,500円×40人 督促手数料 1千円 （歳入合計 10,516千円） 歳出 幼稚園運営管理経費 7,921千円 保健事業費 419千円 幼稚園維持管理経費 2,523千円 教育振興管理経費 537千円 車両維持管理経費 5,282千円 （歳出合計 16,682千円）</p> <p>【送迎バス】 ・町保有のバス1台 ・臨時運転手兼用務員1人</p> <p>【給食】 ・完全給食（給食センターで調理、運搬する） ・給食費 225円/1食（特別会計に歳入計上） *平成18年度から使用のマイクロバス購入予定 予算額 4,425千円（車両維持管理費含む）</p>	該当なし	<p>【目的】 幼稚園教育を行う。</p> <p>【内容】 4・5歳児の心身の発達や地域の実情に即した教育課程を編成し、幼児の総合的な指導を行なう。</p> <p>【対象者】 相模湖町内に居住している4・5歳児 4歳児 21名（うち障害児1名） 5歳児 34名（うち障害児1名） 合計55名（H17.5.1現在）</p> <p>【職員数】 園長1人 園長補佐1人 主任教諭2人 臨時事務員1人 非常勤障害児介助員1人 合計6人</p> <p>【予算】 歳入 幼稚園保育料 4,950千円 月額7,500円×12月×55人 入園料 69千円 3,000円×23人 （歳入合計 5,019千円） 歳出 幼稚園維持管理費 6,662千円 幼稚園保育運営費 331千円 幼稚園各種負担金 45千円 （歳出合計 7,038千円）</p> <p>【送迎バス】 制度なし</p> <p>【給食】 ・ミルク給食 ・給食費 45円/1食</p>	<p>【目的】 幼稚園教育を行う。</p> <p>【内容】 3・4・5歳児の心身の発達や地域の実情に即した教育課程を編成し、幼児の総合的な指導を行う。</p> <p>【対象者】 藤野町内に居住している3・4・5歳児 3歳児 38名（うち障害児0名） 4歳児 50名（うち障害児2名） 5歳児 46名（うち障害児0名） 合計134名（H17.5.1現在）</p> <p>【職員数】 園長1名 主任教諭7名 養護教諭1名 非常勤教諭3名 臨時用務員1名 合計12人</p> <p>【予算】 歳入 現年幼稚園保育料 18,144千円 月額12,000円×12月×126名 過年度幼稚園保育料 99千円 入園料 126千円 1人3,000円×42名 （歳入合計 18,369千円） 歳出 幼稚園維持管理費 3,149千円 幼稚園運営管理費 2,179千円 保健事業費 562千円 車輛維持管理費 91千円 臨時職員賃金等 7,571千円 各種負担金 272千円 （歳出合計 13,824千円）</p> <p>【送迎バス】 ・町保有のバス3台 ・主管課はまちづくり課</p> <p>【給食】 ・ミルク給食 ・1食 45円/1食</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	公立幼稚園に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】					<p>【3年教育の実施】</p> <p>《目的》 藤野町総合計画に基づき、町立幼稚園での3年教育を実施し、教育環境のさらなる充実を図ります。</p> <p>《内容》 これまでの4歳児、5歳児の2年保育に加え、平成14年度より3歳児保育を開始している。</p> <p>《事業の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16.5.1現在園児数 <li style="padding-left: 20px;">3歳児 40名 <li style="padding-left: 20px;">4歳児 44名 <li style="padding-left: 20px;">5歳児 51名 <li style="padding-left: 20px;">計 135名 ・平成17.5.1現在園児数 <li style="padding-left: 20px;">3歳児 38名 <li style="padding-left: 20px;">4歳児 50名 <li style="padding-left: 20px;">5歳児 46名 <li style="padding-left: 20px;">計 134名 <p>【チャイルドバス運行事業】</p> <p>《目的》 町立幼稚園の園児を安全に通園させることを目的とする。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 町立ふじの幼稚園の通学に係る運行 (2) 町立ふじの幼稚園及び町立日蓮保育所の園外行事に係る運行 <p>《事業費》 4,700千円</p> <p>【幼稚園教諭研修】</p> <p>《目的》 幼稚園教育について見識を深めるとともに指導力の向上を図る。</p> <p>《内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 園児夏季休暇中の職員研修参加費負担(町費) 2. 幼児・児童・生徒指導担当者研修会(町費) 3. 神奈川県公立幼稚園協会研修 4. 津久井清川地区連絡協議会 5. 神奈川県所管の研修

生涯學習部會

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	文化財保護管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	生涯学習課文化財保護室 文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例・施行規則 消防法 相模原市古民家園管理要綱 相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 相模原市指定文化財等に対する補助金及び奨励金交付	生涯学習課 文化財保護法 城山町文化財保護条例 城山町指定重要文化財等保存管理奨励金交付要綱 津久井郡郷土資料館規則	生涯学習課 文化財保護法 津久井町文化財保護条例 津久井町補助金等の予算の執行に関する規則	生涯学習課 文化財保護法 相模湖町文化財保護条例 相模湖町小原の郷の設置及び管理に関する条例	社会教育課 文化財保護法 藤野町文化財保護条例
歳出予算額（平成17年度）	10,433千円	683千円	844千円	4,945千円	619千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	50千円	58千円（財務課管財係で収入）	20千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の貴重な文化財や関連施設を管理するとともに文化財保護団体等の自主的な活動を推進するための補助を行う。</p> <p>【内容】 ○ 古民家園の管理 県指定重要文化財「旧青柳寺庫裡」を移築・復原した古民家園の公開・管理を行う。 開園日数 358日（16年度実績） 来園者数 34,162人 ○ 文化財説明板の設置 地域の文化財を広く案内するため、新たに指定・登録した文化財等の案内板を設置。 16年度設置数 13基 17年度設置数 8基 ○ 防災訓練の実施 文化財防火デーにあわせ、文化財管理者、地域消防団員、消防署の協力のもと古民家園等をはじめとして、市内の社寺等で防災訓練を行う。 ○ 消火器の設置・設備等の点検 文化財に設置した消火器の点検や消防設備の点検を行う。 ○ 史跡等の除草・清掃 史跡田名向原及び勝坂遺跡を始めたした史跡の除草管理を行う。 国指定史跡 2か所 市指定史跡他3か所</p> <p>【補助金・交付金】 ○ 指定・登録文化財保存管理の奨励 「名称」 指定・登録文化財保存管理奨励金 「目的及び内容等」 指定・登録文化財の管理奨励 「金額」1,800千円 「名称」 市民俗芸能保存協会補助金 「目的及び内容」 民俗芸能の保存・活用・継承に係る補助 「金額」162千円</p>	<p>【目的】 町指定重要文化財の維持管理及び活用等を図るための奨励金の交付や貴重な文化財の適切な管理等を行う。</p> <p>【内容】 遺跡等清掃管理 国指定史跡川尻石器時代遺跡の除草及び伝説「下馬梅」の剪定等の管理を地元老人会又は近隣居住者に依頼している。 謝礼額 2件 35千円 町指定重要文化財等の保存管理奨励 奨励金の交付 1件</p> <p><参考> 文化財案内板等の設置（既設分） 国指定史跡及び町指定重要文化財を広く案内するため、案内板を設置。 設置数 5基 町内の史跡、伝説の地等に案内板を設置。 設置数 8基 歴史的地名標柱等の設置 失われつつある古い地名を後世に伝えるため標柱及び道標の設置 設置数 19基（標柱18基、道標1基）</p> <p>津久井郡郷土資料館</p> <p>【目的】 郷土の自然科学及び人文科学に関する資料の収集、保管、展示等を行い、郡民の文化・福祉の向上に寄与する。</p> <p>【所在地、規模等】 津久井町中野1681 木造平屋建325㎡（内、資料館部分約194㎡）</p> <p>【運営】 津久井郡郷土資料館運営委員会（構成：城山町・津久井町・相模湖町・藤野町教育長及び文化財保護委員長等）</p> <p>【開館日】 水・金・土曜日</p> <p>【所蔵資料】 明治・大正・昭和の民俗関係の書籍、雑誌、教科書、農業用具、漁業用具等の民具、土器・石器及び鈴木重光氏の収集したコレクション等</p>	<p>【目的】 町内の貴重な文化財を管理するとともに文化財保護団体の自主的な活動を推進するための補助を行う。</p> <p>【内容】 津久井郡郷土資料館</p> <p>【目的】 郷土の自然科学及び人文科学に関する資料の収集、保管、展示等を行い、郡民の文化・福祉の向上に寄与する。</p> <p>【所在地、規模等】 津久井町中野1681 木造平屋建325㎡（内、資料館部分約194㎡）</p> <p>【運営】 津久井郡郷土資料館運営委員会（構成：城山町・津久井町・相模湖町・藤野町教育長及び文化財保護委員長等）</p> <p>【開館日】 水・金・土曜日</p> <p>【所蔵資料】 明治・大正・昭和の民俗関係の書籍、雑誌、教科書、農業用具、漁業用具等の民具、土器・石器及び鈴木重光氏の収集したコレクション等</p> <p>指定・登録文化財保存管理の奨励 鳥屋獅子舞保存会助成金の交付 90千円 鳥屋の獅子舞：県指定無形民俗文化財</p> <p>【目的】 国登録有形文化財 2件 県指定重要文化財 2件 県指定天然記念物 1件 町指定文化財 4件</p>	<p>【目的】 国、県及び町指定重要文化財の維持管理及び活用等を図るため、指定文化財所有者等に管理委託をし、貴重な文化財の適切な管理等を行う。</p> <p>【内容】 国及び町指定文化財の管理 指定文化財の保護、保存を良好な状態に維持するため委託をする。 ・寸沢嵐石器時代遺跡（国指定文化財）10千円 ・善勝寺の高野槇（町指定天然記念物）10千円</p> <p>小原宿本陣施設管理 平成8年2月13日に県の重要文化財として指定される。県内に唯一現存する本陣であり、貴重な文化財として保存し、後世に継承していく。 15年度実績 16年度実績 開館日数 302日 302日 来館者数 5,505人 5,675人</p> <p>相模湖町小原の郷維持管理 平成16年4月27日に開館。相模湖町の歴史文化に関する資料の展示を行い、町民の意識及び教養の向上を図るとともに、都市住民との交流に寄与する。 開館時間 午前10時～午後4時30分 休館日 月曜日（月曜日が休日の場合は、以後の直近の休日でない日）年末年始（12月28日～翌年1月4日まで） 来館者 8,847人（16年度実績）</p> <p>津久井郡郷土資料館</p> <p>【目的】 郷土の自然科学及び人文科学に関する資料の収集、保管、展示等を行い、郡民の文化・福祉の向上に寄与する。</p> <p>【所在地、規模等】 津久井町中野1681 木造平屋建325㎡（内、資料館部分約194㎡）</p> <p>【運営】 津久井郡郷土資料館運営委員会（構成：城山町・津久井町・相模湖町・藤野町教育長及び文化財保護委員長等）</p> <p>【開館日】 水・金・土曜日</p>	<p>【目的】 町内の貴重な文化財を管理し、活用を図り、文化財保護の普及啓発を図る。</p> <p>【内容】 ○町指定文化財保護管理に係る報償費 9件 90千円 ○専門委員謝礼 町内の古民家調査に係る専門委員への謝礼 60千円 ○津久井郡郷土資料館 【目的】 郷土の自然科学及び人文科学に関する資料の収集・保管・展示などを行い郡民の文化・福祉の向上に寄与する。 【所在地・規模等】 津久井町中野1681 木造平屋建 325㎡（内資料館内部約194㎡） 【運営】 津久井郡郷土資料館運営委員会（構成：城山町・津久井町・相模湖町・藤野町教育長及び文化財保護委員長等） 【開館日】 水・金・土曜日 ○運営委員会助成金 469千円</p> <p>【参考】 国重要文化財 1件 県指定重要文化財 2件 県指定天然記念物 4件 町指定文化財 9件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																																																		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会																																																																																		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																																																		
7	文化財保護管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																																
【事務事業の内容】	<p>「名称」 市文化財研究協議会補助金</p> <p>「目的及び内容等」 市民による文化財研究の補助と文化財普及</p> <p>「金額」 138千円</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>国指定史跡</td><td>2件</td><td>国重要文化財</td><td>2件</td></tr> <tr> <td>国特別天然記念物</td><td>1件</td><td>国天然記念物</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>県指定重要文化財</td><td>1件</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>県指定無形民俗文化財</td><td>2件</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市指定文化財</td><td>26件</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市登録文化財</td><td>47件</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>【予算内訳】単位千円</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>需用費</td><td style="text-align: right;">2,051</td></tr> <tr> <td>役務費</td><td style="text-align: right;">72</td></tr> <tr> <td>委託料</td><td style="text-align: right;">6,210</td></tr> <tr> <td>負担金補助・交付金</td><td style="text-align: right;">2,100</td></tr> </table>	国指定史跡	2件	国重要文化財	2件	国特別天然記念物	1件	国天然記念物	1件	県指定重要文化財	1件			県指定無形民俗文化財	2件			市指定文化財	26件			市登録文化財	47件			需用費	2,051	役務費	72	委託料	6,210	負担金補助・交付金	2,100	<p>【運営委員会助成金】 638千円（17年度） 4町総額2,300千円</p> <p>【特定財源】 庁舎施設等使用料 50千円</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>国指定史跡</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>県指定重要文化財</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>町指定重要文化財</td><td>3件</td></tr> </table>	国指定史跡	1件	県指定重要文化財	1件	町指定重要文化財	3件		<p>【所蔵資料】 明治・大正・昭和の民俗関係の書籍、雑誌、教科書、農業用具、漁業用具等の民具、土器・石器及び鈴木重光氏の収集したコレクション等</p> <p>【運営委員会助成金】 441千円（17年度） 4町総額2,300千円</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>国指定史跡</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>県指定重要文化財</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>町指定天然記念物</td><td>1件</td></tr> </table> <p>【予算内訳】単位千円</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">小原宿本陣</td><td style="text-align: center;">小原の郷</td><td style="text-align: center;">その他</td></tr> <tr> <td>共済費</td><td style="text-align: right;">8</td><td style="text-align: right;">14</td><td></td></tr> <tr> <td>賃金</td><td style="text-align: right;">1,416</td><td style="text-align: right;">1,377</td><td></td></tr> <tr> <td>需用費</td><td style="text-align: right;">166</td><td style="text-align: right;">400</td><td></td></tr> <tr> <td>役務費</td><td style="text-align: right;">145</td><td style="text-align: right;">113</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr> <td>委託料</td><td style="text-align: right;">573</td><td style="text-align: right;">178</td><td></td></tr> <tr> <td>使用料</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>及び賃借料</td><td style="text-align: right;">31</td><td style="text-align: right;">63</td><td></td></tr> <tr> <td>負担金補助及び交付金</td><td></td><td></td><td style="text-align: right;">441</td></tr> </table>	国指定史跡	1件	県指定重要文化財	1件	町指定天然記念物	1件		小原宿本陣	小原の郷	その他	共済費	8	14		賃金	1,416	1,377		需用費	166	400		役務費	145	113	2	委託料	573	178		使用料				及び賃借料	31	63		負担金補助及び交付金			441	
国指定史跡	2件	国重要文化財	2件																																																																																		
国特別天然記念物	1件	国天然記念物	1件																																																																																		
県指定重要文化財	1件																																																																																				
県指定無形民俗文化財	2件																																																																																				
市指定文化財	26件																																																																																				
市登録文化財	47件																																																																																				
需用費	2,051																																																																																				
役務費	72																																																																																				
委託料	6,210																																																																																				
負担金補助・交付金	2,100																																																																																				
国指定史跡	1件																																																																																				
県指定重要文化財	1件																																																																																				
町指定重要文化財	3件																																																																																				
国指定史跡	1件																																																																																				
県指定重要文化財	1件																																																																																				
町指定天然記念物	1件																																																																																				
	小原宿本陣	小原の郷	その他																																																																																		
共済費	8	14																																																																																			
賃金	1,416	1,377																																																																																			
需用費	166	400																																																																																			
役務費	145	113	2																																																																																		
委託料	573	178																																																																																			
使用料																																																																																					
及び賃借料	31	63																																																																																			
負担金補助及び交付金			441																																																																																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																									
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会																																																																									
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																									
8	文化財調査事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																									
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																						
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課																																																																						
根拠法令等	文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例・施行規則 埋蔵文化財調査員設置要綱 相模原市教育委員会の非常勤特別職員の報酬に関する規則	文化財保護法 城山町文化財保護条例	文化財保護法、津久井町文化財保護条例	文化財保護法 相模湖町文化財保護条例	文化財保護法 藤野町文化財保護条例																																																																						
歳出予算額（平成17年度）	11,728千円	42千円	90千円	36千円	0千円																																																																						
歳入予算額（平成17年度）	78千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																						
【事務事業の内容】	<p>【目的】市内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定・登録文化財の調査 文化財の指定・登録及び現状変更等にあたり、文化財保護審議会委員が調査を行う。 調査回数 2回 調査委員 延べ8人 調査文化財 11件 ○ 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。 <p>埋蔵文化財調査員（非常勤特別職） 4名 埋蔵文化財調査の専門的経験と実績のある者を調査員として採用し、埋蔵文化財の発掘調査等を行う。（最長5年の任期）</p> <p>埋蔵文化財事務処理件数（16年度実績）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">4,044件</td></tr> <tr><td>開発事業事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">222件</td></tr> <tr><td>発掘調査</td><td style="text-align: right;">10件</td></tr> <tr><td>試掘調査</td><td style="text-align: right;">61件</td></tr> <tr><td>工事立会</td><td style="text-align: right;">62件</td></tr> <tr><td>史跡整備に伴う発掘調査</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> </table> <p>【予算内訳】単位千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>報酬（非常勤特別職）</td><td style="text-align: right;">9,860</td></tr> <tr><td>共済費（非常勤特別職）</td><td style="text-align: right;">1,288</td></tr> <tr><td>報償費</td><td style="text-align: right;">124</td></tr> <tr><td>旅費（非常勤特別職）</td><td style="text-align: right;">221</td></tr> <tr><td>需用費</td><td style="text-align: right;">235</td></tr> </table>	窓口事前照会数	4,044件	開発事業事前協議回議件数	222件	発掘調査	10件	試掘調査	61件	工事立会	62件	史跡整備に伴う発掘調査	1件	報酬（非常勤特別職）	9,860	共済費（非常勤特別職）	1,288	報償費	124	旅費（非常勤特別職）	221	需用費	235	<p>【目的】町内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定文化財の調査 文化財の指定及び現状変更等にあたり、文化財保護委員等が調査を行う。 調査回数 1回 調査委員 1人 調査文化財 3件 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。 <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">221件</td></tr> <tr><td>開発事業事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>試掘調査</td><td style="text-align: right;">2件</td></tr> <tr><td>工事立会</td><td style="text-align: right;">41件</td></tr> <tr><td>史跡整備に伴う発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> </table>	窓口事前照会数	221件	開発事業事前協議回議件数	1件	発掘調査	0件	試掘調査	2件	工事立会	41件	史跡整備に伴う発掘調査	0件	<p>【目的】町内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定文化財の調査 文化財の指定及び現状変更等にあたり、文化財保護委員等が調査を行う。 調査回数 1回 調査委員 6人 調査文化財 1件 三井神社掛仏（継続審議中） ○ 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。 <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">48件</td></tr> <tr><td>開発事業事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">13件</td></tr> <tr><td>発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>試掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>工事立会</td><td style="text-align: right;">13件</td></tr> <tr><td>史跡整備に伴う発掘調査</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> </table>	窓口事前照会数	48件	開発事業事前協議回議件数	13件	発掘調査	0件	試掘調査	0件	工事立会	13件	史跡整備に伴う発掘調査	1件	<p>【目的】町内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定文化財の調査 文化財の指定及び現状変更等にあたり、文化財保護委員等が調査を行う。 調査回数 0回 調査委員 0人 調査文化財 0件 ○ 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。 <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">23件</td></tr> <tr><td>開発事業事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">3件</td></tr> <tr><td>発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>試掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>工事立会</td><td style="text-align: right;">3件</td></tr> <tr><td>史跡整備に伴う発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> </table>	窓口事前照会数	23件	開発事業事前協議回議件数	3件	発掘調査	0件	試掘調査	0件	工事立会	3件	史跡整備に伴う発掘調査	0件	<p>【目的】町内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定文化財の調査 調査回数 0回 調査委員 0人 調査文化財 0件 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為などの土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。 <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">22件</td></tr> <tr><td>開発事業事前協議件数</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>試掘調査</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>工事立会</td><td style="text-align: right;">4件</td></tr> <tr><td>史跡整備に伴う発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> </table>	窓口事前照会数	22件	開発事業事前協議件数	0件	発掘調査	0件	試掘調査	1件	工事立会	4件	史跡整備に伴う発掘調査	0件
窓口事前照会数	4,044件																																																																										
開発事業事前協議回議件数	222件																																																																										
発掘調査	10件																																																																										
試掘調査	61件																																																																										
工事立会	62件																																																																										
史跡整備に伴う発掘調査	1件																																																																										
報酬（非常勤特別職）	9,860																																																																										
共済費（非常勤特別職）	1,288																																																																										
報償費	124																																																																										
旅費（非常勤特別職）	221																																																																										
需用費	235																																																																										
窓口事前照会数	221件																																																																										
開発事業事前協議回議件数	1件																																																																										
発掘調査	0件																																																																										
試掘調査	2件																																																																										
工事立会	41件																																																																										
史跡整備に伴う発掘調査	0件																																																																										
窓口事前照会数	48件																																																																										
開発事業事前協議回議件数	13件																																																																										
発掘調査	0件																																																																										
試掘調査	0件																																																																										
工事立会	13件																																																																										
史跡整備に伴う発掘調査	1件																																																																										
窓口事前照会数	23件																																																																										
開発事業事前協議回議件数	3件																																																																										
発掘調査	0件																																																																										
試掘調査	0件																																																																										
工事立会	3件																																																																										
史跡整備に伴う発掘調査	0件																																																																										
窓口事前照会数	22件																																																																										
開発事業事前協議件数	0件																																																																										
発掘調査	0件																																																																										
試掘調査	1件																																																																										
工事立会	4件																																																																										
史跡整備に伴う発掘調査	0件																																																																										

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会			
事務事業番号 10	事務事業名 遺跡保存整備事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例・施行規則 都市計画法 都市公園法 田名向原遺跡研究会設置要綱・整備委員会設置要綱 勝坂遺跡公園整備検討会設置要綱	文化財保護法 城山町文化財保護条例 国指定史跡川尻石器時代遺跡整備委員会設置要綱 史跡等土地先行取得取扱要領 都市公園法	文化財保護法、津久井町文化財保護条例		
歳出予算額（平成17年度）	57,929千円	62,184千円	1,481千円		
歳入予算額（平成17年度）	36,896千円	55,265千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 史跡田名向原遺跡の保存整備のための土木工事等や史跡勝坂遺跡の保存整備のための発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡田名向原遺跡の保存整備事業 史跡整備並びに公園整備のための土木工事及び測量調査を実施。 整備・活用に向け、あわせて地域のまちづくりを促進するためのPR事業の実施 会場 田名向原遺跡 田名向原遺跡研究会の開催（1回） 田名向原遺跡整備委員会の開催（3回） 田名向原遺跡調査報告書の作成 ○ 史跡勝坂遺跡の保存整備事業 史跡整備のため、縄文時代の住居復元に必要な発掘調査を実施。 整備活用に向け、勝坂遺跡の魅力をアピールするため、「勝坂遺跡縄文まつり」を開催。 勝坂遺跡案内板設置 勝坂遺跡公園整備検討会 平成元年に策定された「（仮称）勝坂遺跡公園基本設計」に今日的視点から検討を加え、保存活用型の公園整備に資するため「勝坂遺跡公園整備検討会」を2回開催。 	<p>【目的】 国指定史跡川尻石器時代遺跡の保存と活用を図るため、歴史公園として整備することを目的として、整備委員会の開催や発掘調査等を行う。 また、史跡の公有化を行い、国民共有の財産として適切に保存・管理していく。</p> <p>【内容】</p> <p>平成17年度歴史公園整備事業 整備委員会の開催（2回）</p> <p>平成17年度史跡指定地購入事業 史跡指定地の直接買上げ 指定地 21,794.38㎡ 内公有地 10,101.17㎡ （公有化率 46%）</p> <p>特定財源 史跡直接買上げ 国庫補助 5分の4補助 史跡等購入費補助金 49,520千円 県補助金 10分の1以内 指定文化財保存修理等補助金 1,857千円 史跡先行取得償還（公費費充当） 国庫補助 5分の4補助 史跡等購入費補助金 3,617千円 県補助金 10分の1以内 指定文化財保存修理等補助金 271千円</p>	<p>【目的】 津久井城跡遺跡の整備についての検討、研究等、遺跡整備を進めるための発掘調査を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>津久井城跡遺跡学術調査 学術調査のために発掘調査及び測量調査を実施 津久井城跡遺跡調査 報告書の作成 津久井城跡遺跡調査見学会の開催（2回）</p> <p>【事業費の内訳】 報價費 176,000円 需用費（消耗品費） 5,000円 委託料 1,300,000円</p> <p>県指定にむけ、県生涯学習文化財課と調整中</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会			
事務事業番号 10	事務事業名 遺跡保存整備事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【参考】 保存整備を要する国指定史跡等 勝坂遺跡 田名向原遺跡</p> <p>【特定財源】単位千円 国補助金 2分の1補助 史跡等整備費補助金 4,245 県補助金 6分の1以内補助 指定文化財保存修理等補助金 351 地方債（一般単独事業債） 32,300</p> <p>【予算内訳】単位千円 報償費 490 旅 費 48 需用費 930 委託料 12,360 使用料賃借料 21 工事請負費 44,080</p>				

事務事業現況調査

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																																																																																																																																							
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会																																																																																																																																																																							
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																																																																																																																																							
11	埋蔵文化財の保護と開発事業との調整		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																																																																																																							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																																																																																																																					
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課																																																																																																																																																																					
根拠法令等	文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例・施行規則	文化財保護法 城山町文化財保護条例	文化財保護法、津久井町文化財保護条例	文化財保護法 相模湖町文化財保護条例	文化財保護法 藤野町文化財保護条例																																																																																																																																																																					
歳出予算額（平成17年度）	5,850千円	108千円	0千円	0千円	0千円																																																																																																																																																																					
歳入予算額（平成17年度）	3,360千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																																																																																																																					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。</p> <p>土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等（平成16年度実績）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>埋蔵文化財事務処理件数</td><td></td></tr> <tr><td> 窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">4,044件</td></tr> <tr><td> 開発事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">222件</td></tr> <tr><td> 土木工事等の発掘届出・通知数</td><td></td></tr> <tr><td> ・法57条の2</td><td style="text-align: right;">63件</td></tr> <tr><td> ・法57条の3</td><td style="text-align: right;">38件</td></tr> <tr><td> 発掘調査届出・報告数</td><td></td></tr> <tr><td> ・法57条</td><td style="text-align: right;">7件</td></tr> <tr><td> ・法58条の2</td><td style="text-align: right;">3件</td></tr> </table> <p>開発に伴う調査件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> 本発掘調査</td><td></td></tr> <tr><td> ・公共事業</td><td style="text-align: right;">3件</td></tr> <tr><td> ・民間事業</td><td style="text-align: right;">7件</td></tr> <tr><td> 試掘調査</td><td></td></tr> <tr><td> ・公共事業</td><td style="text-align: right;">2件</td></tr> <tr><td> ・民間事業</td><td style="text-align: right;">59件</td></tr> <tr><td> 工事立会</td><td></td></tr> <tr><td> ・公共事業</td><td style="text-align: right;">23件</td></tr> <tr><td> ・民間事業</td><td style="text-align: right;">39件</td></tr> </table> <p>史跡整備に伴う発掘調査</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> ・史跡勝坂遺跡</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> </table>	埋蔵文化財事務処理件数		窓口事前照会数	4,044件	開発事前協議回議件数	222件	土木工事等の発掘届出・通知数		・法57条の2	63件	・法57条の3	38件	発掘調査届出・報告数		・法57条	7件	・法58条の2	3件	本発掘調査		・公共事業	3件	・民間事業	7件	試掘調査		・公共事業	2件	・民間事業	59件	工事立会		・公共事業	23件	・民間事業	39件	・史跡勝坂遺跡	1件	<p>【目的】 町内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。</p> <p>土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等（平成16年度実績）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>埋蔵文化財事務処理件数</td><td></td></tr> <tr><td> 窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">221件</td></tr> <tr><td> 開発事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td> 土木工事等の発掘届出・通知数</td><td></td></tr> <tr><td> ・法57条の2</td><td style="text-align: right;">40件</td></tr> <tr><td> ・法57条の3</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td> 発掘調査届出・報告数</td><td></td></tr> <tr><td> ・法57条</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> ・法58条の2</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> </table> <p>開発に伴う調査件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> 本発掘調査</td><td></td></tr> <tr><td> ・公共事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> ・民間事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> 試掘調査</td><td></td></tr> <tr><td> ・公共事業</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td> ・民間事業</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td> 工事立会</td><td></td></tr> <tr><td> ・公共事業</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td> ・民間事業</td><td style="text-align: right;">40件</td></tr> </table> <p>史跡整備に伴う発掘調査</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> 0件</td><td></td></tr> </table>	埋蔵文化財事務処理件数		窓口事前照会数	221件	開発事前協議回議件数	1件	土木工事等の発掘届出・通知数		・法57条の2	40件	・法57条の3	1件	発掘調査届出・報告数		・法57条	0件	・法58条の2	0件	本発掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	試掘調査		・公共事業	1件	・民間事業	1件	工事立会		・公共事業	1件	・民間事業	40件	0件		<p>【目的】 町内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。</p> <p>土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等（平成16年度実績）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>埋蔵文化財事務処理件数</td><td></td></tr> <tr><td> 窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">48件</td></tr> <tr><td> 開発事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">13件</td></tr> <tr><td> 土木工事等の発掘届出・通知数</td><td></td></tr> <tr><td> ・法57条の2</td><td style="text-align: right;">6件</td></tr> <tr><td> ・法57条の3</td><td style="text-align: right;">7件</td></tr> <tr><td> 発掘調査届出・報告数</td><td></td></tr> <tr><td> ・法57条</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> ・法58条の2</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> </table> <p>開発に伴う調査件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> 本発掘調査</td><td></td></tr> <tr><td> ・公共事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> ・民間事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> 試掘調査</td><td></td></tr> <tr><td> ・公共事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> ・民間事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> 工事立会</td><td></td></tr> <tr><td> ・公共事業</td><td style="text-align: right;">7件</td></tr> <tr><td> ・民間事業</td><td style="text-align: right;">6件</td></tr> </table> <p>史跡整備に伴う発掘調査</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> ・津久井城跡遺跡</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> </table>	埋蔵文化財事務処理件数		窓口事前照会数	48件	開発事前協議回議件数	13件	土木工事等の発掘届出・通知数		・法57条の2	6件	・法57条の3	7件	発掘調査届出・報告数		・法57条	0件	・法58条の2	0件	本発掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	試掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	工事立会		・公共事業	7件	・民間事業	6件	・津久井城跡遺跡	1件	<p>【目的】 町内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。</p> <p>土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>埋蔵文化財事務処理件数</td><td></td></tr> <tr><td> 窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">23件</td></tr> <tr><td> 開発事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">3件</td></tr> <tr><td> 土木工事等の発掘届出・通知数</td><td></td></tr> <tr><td> ・法57条の2</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td> ・法57条の3</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> 発掘調査届出・報告数</td><td></td></tr> <tr><td> ・法57条</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> ・法58条の2</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> </table> <p>開発に伴う調査件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> 本発掘調査</td><td></td></tr> <tr><td> ・公共事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> ・民間事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> 試掘調査</td><td></td></tr> <tr><td> ・公共事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> ・民間事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> 工事立会</td><td></td></tr> <tr><td> ・公共事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> ・民間事業</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> </table> <p>史跡整備に伴う発掘調査</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> ・埋蔵文化財事務処理件数</td><td></td></tr> <tr><td> ・窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">22件</td></tr> <tr><td> ・開発事業事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> ・土木工事等の発掘届出・通知数</td><td></td></tr> <tr><td> ・法第57条の2</td><td style="text-align: right;">2件</td></tr> <tr><td> ・法第57条の3</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> ・発掘調査届出・報告数</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td> ・法第57条・法第58条の2</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> </table>	埋蔵文化財事務処理件数		窓口事前照会数	23件	開発事前協議回議件数	3件	土木工事等の発掘届出・通知数		・法57条の2	1件	・法57条の3	0件	発掘調査届出・報告数		・法57条	0件	・法58条の2	0件	本発掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	試掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	工事立会		・公共事業	0件	・民間事業	1件	・埋蔵文化財事務処理件数		・窓口事前照会数	22件	・開発事業事前協議回議件数	0件	・土木工事等の発掘届出・通知数		・法第57条の2	2件	・法第57条の3	0件	・発掘調査届出・報告数	0件	・法第57条・法第58条の2	0件
埋蔵文化財事務処理件数																																																																																																																																																																										
窓口事前照会数	4,044件																																																																																																																																																																									
開発事前協議回議件数	222件																																																																																																																																																																									
土木工事等の発掘届出・通知数																																																																																																																																																																										
・法57条の2	63件																																																																																																																																																																									
・法57条の3	38件																																																																																																																																																																									
発掘調査届出・報告数																																																																																																																																																																										
・法57条	7件																																																																																																																																																																									
・法58条の2	3件																																																																																																																																																																									
本発掘調査																																																																																																																																																																										
・公共事業	3件																																																																																																																																																																									
・民間事業	7件																																																																																																																																																																									
試掘調査																																																																																																																																																																										
・公共事業	2件																																																																																																																																																																									
・民間事業	59件																																																																																																																																																																									
工事立会																																																																																																																																																																										
・公共事業	23件																																																																																																																																																																									
・民間事業	39件																																																																																																																																																																									
・史跡勝坂遺跡	1件																																																																																																																																																																									
埋蔵文化財事務処理件数																																																																																																																																																																										
窓口事前照会数	221件																																																																																																																																																																									
開発事前協議回議件数	1件																																																																																																																																																																									
土木工事等の発掘届出・通知数																																																																																																																																																																										
・法57条の2	40件																																																																																																																																																																									
・法57条の3	1件																																																																																																																																																																									
発掘調査届出・報告数																																																																																																																																																																										
・法57条	0件																																																																																																																																																																									
・法58条の2	0件																																																																																																																																																																									
本発掘調査																																																																																																																																																																										
・公共事業	0件																																																																																																																																																																									
・民間事業	0件																																																																																																																																																																									
試掘調査																																																																																																																																																																										
・公共事業	1件																																																																																																																																																																									
・民間事業	1件																																																																																																																																																																									
工事立会																																																																																																																																																																										
・公共事業	1件																																																																																																																																																																									
・民間事業	40件																																																																																																																																																																									
0件																																																																																																																																																																										
埋蔵文化財事務処理件数																																																																																																																																																																										
窓口事前照会数	48件																																																																																																																																																																									
開発事前協議回議件数	13件																																																																																																																																																																									
土木工事等の発掘届出・通知数																																																																																																																																																																										
・法57条の2	6件																																																																																																																																																																									
・法57条の3	7件																																																																																																																																																																									
発掘調査届出・報告数																																																																																																																																																																										
・法57条	0件																																																																																																																																																																									
・法58条の2	0件																																																																																																																																																																									
本発掘調査																																																																																																																																																																										
・公共事業	0件																																																																																																																																																																									
・民間事業	0件																																																																																																																																																																									
試掘調査																																																																																																																																																																										
・公共事業	0件																																																																																																																																																																									
・民間事業	0件																																																																																																																																																																									
工事立会																																																																																																																																																																										
・公共事業	7件																																																																																																																																																																									
・民間事業	6件																																																																																																																																																																									
・津久井城跡遺跡	1件																																																																																																																																																																									
埋蔵文化財事務処理件数																																																																																																																																																																										
窓口事前照会数	23件																																																																																																																																																																									
開発事前協議回議件数	3件																																																																																																																																																																									
土木工事等の発掘届出・通知数																																																																																																																																																																										
・法57条の2	1件																																																																																																																																																																									
・法57条の3	0件																																																																																																																																																																									
発掘調査届出・報告数																																																																																																																																																																										
・法57条	0件																																																																																																																																																																									
・法58条の2	0件																																																																																																																																																																									
本発掘調査																																																																																																																																																																										
・公共事業	0件																																																																																																																																																																									
・民間事業	0件																																																																																																																																																																									
試掘調査																																																																																																																																																																										
・公共事業	0件																																																																																																																																																																									
・民間事業	0件																																																																																																																																																																									
工事立会																																																																																																																																																																										
・公共事業	0件																																																																																																																																																																									
・民間事業	1件																																																																																																																																																																									
・埋蔵文化財事務処理件数																																																																																																																																																																										
・窓口事前照会数	22件																																																																																																																																																																									
・開発事業事前協議回議件数	0件																																																																																																																																																																									
・土木工事等の発掘届出・通知数																																																																																																																																																																										
・法第57条の2	2件																																																																																																																																																																									
・法第57条の3	0件																																																																																																																																																																									
・発掘調査届出・報告数	0件																																																																																																																																																																									
・法第57条・法第58条の2	0件																																																																																																																																																																									

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名											
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会											
事務事業番号	事務事業名	協議ランク											
11	埋蔵文化財の保護と開発事業との調整	A協議会 B幹事会 C専門部会											
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町								
【事務事業の内容】	<p>埋蔵物の鑑査・文化財認定件数 (中核市事務)</p> <p>本発掘調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間調査組織によるもの 7件 ・市教育委員会によるもの 3件 <p>試掘調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間調査組織によるもの 0件 ・市教育委員会によるもの 0件 <p>調査概要 (7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大島下台遺跡第3地点(相模原市 95) <li style="padding-left: 20px;">遺跡の種類 集落跡 <li style="padding-left: 20px;">調査期間 平成16年6月24日～6月30日 <li style="padding-left: 20px;">所在地 大島982番1 <li style="padding-left: 20px;">他9件 ○ 試掘調査(国庫補助対象分) (61件) <li style="padding-left: 20px;">調査原因 宅地造成 <li style="padding-left: 20px;">調査地 上鶴間本町5丁目2085番10 <li style="padding-left: 20px;">遺跡の名称 相模原市 25遺跡 <li style="padding-left: 20px;">時代・種類 古墳・奈良～平安・中世・近世 <li style="padding-left: 20px;">- 集落跡 <li style="padding-left: 20px;">他60件 <p>【特定財源】 単位千円</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">国補助金 2分の1補助</td> <td style="text-align: right;">2,550</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">埋蔵文化財緊急調査費補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">県補助金 6分の1以内補助</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">指定文化財保存修理等補助金</td> <td style="text-align: right;">810</td> </tr> </table> <p>【予算内訳】</p> <p>委託料(埋蔵文化財発掘調査委託) 5,850</p>	国補助金 2分の1補助	2,550	埋蔵文化財緊急調査費補助金		県補助金 6分の1以内補助		指定文化財保存修理等補助金	810	<p>調査概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 試掘調査(2件) <p>調査原因 集合住宅</p> <p>調査地 向原3丁目6番6他</p> <p>遺跡の名称 城山町遺 32遺跡</p> <p>時代・種類 縄文・平安・中世・近世・散布地</p> <p>ほか1件</p>			
国補助金 2分の1補助	2,550												
埋蔵文化財緊急調査費補助金													
県補助金 6分の1以内補助													
指定文化財保存修理等補助金	810												

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	はたちのつどい開催事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	青少年課 市はたちのつどい開催要項	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
歳出予算額（平成17年度）	4,338千円	798千円	508千円	358千円	300千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 成人の日を記念して、新たに成人となった人を祝い励ますとともに青年が大人になったことを自覚し、郷土「相模原」への関心を深める機会とする。 【実施日】 成人の日（祝日・月曜日） 【実施時間】 居住する地区に応じて3部に分けて実施 【会場】 グリーンホール相模大野 【対象者】 (1) H16年度 7,355人 (2) H15年度 7,637人 【参加者】 (1) H16年度 5,190人 (2) H15年度 4,940人 【内容（H16年度）】 (1) 大ホール ア 開場（30分） イ 式典（10分） ウ アトラクション【記念映画上映】（15分）一部につき概ね60分で終了 (2) 多目的ホール ア 青年団体への運営委託により次の催しを実施 ・青年団体運営による記念撮影セット ・喫茶コーナー ・着崩れ直し等 イ その他 成人式ボランティア団体による協力 ・式典開始前5分「ショー」の制作 ・タイムカプセル郵便「はたちの夢」の企画 ・司会、舞台看板企画 等 【事前準備内容（H16年度）】 (1) 意見提案会の開催 参加対象の新成人より出席者を募り、意見を聴取し、開催内容検討時の参考とする。 (2) 記念映画作成 委託により、市内新成人が出演する記念映画を作成する。 【予算内訳（平成17年度）】（千円） 需用費370（案内状等、消耗品） 役員費120（看板筆耕料） 委託料3,136 （記念映画作成2,050、青年コーナー350、警備委託630、案内状等封緘106） 使用料及び賃借料 （会場使用料、トイレ代等）</p>	<p>【目的】 成人に達したことを自覚し、青年の新しい門出を祝い、良き社会人になることを祈念し挙行する 【実施日】 成人の日（祝日・月曜日） 【実施時間】 午前9時30分から午前11時30分 【式典会場】 町立川尻小学校体育館 【成人用駐車場】 町立川尻小学校校庭 【対象者】 (1) H16年度 315人 (2) H15年度 316人 【参加者】 (1) H16年度 221人 (2) H15年度 209人 【内容】 受付：午前9時30分 式典：午前10時00分～10時40分 ・式典の司会を新成人が行う。 ・開式のことば（教育委員長） ・町民の歌斉唱 ・式辞（町長） ・お祝いのことば（町議会議長、県議会議員） ・成人のことば（成人者代表1名） ・閉式のことば（教育委員長職務代理者） アトラクション：午前10時30分～10時50分 町内中学校（2校）吹奏楽部合同演奏 記念撮影：午前11時00分～11時30分 参加者を3班に分け撮影し、3枚1組で出席者全員に後日 送付する 謝礼：30千円（式典用盆栽借用、アトラクション） 消耗品：56千円（床養生シート等） 印刷製本費：462千円（プログラム、記念写真） 委託料：250千円（体育館暖房設備設置委託料）</p>	<p>【目的】 成人の日を記念して、新たに成人となった人を祝い励ますとともに青年が大人になったことを自覚し、郷土「津久井」への関心を深める機会とする。 【実施日】 成人の日（祝日・月曜日） 【実施時間】 参加対象者全員より1回実施 午前10：00～12：00 【会場】 津久井町文化福祉会館ホール（定員415名） 【対象者】 (1) H16年度 417人 (2) H15年度 440人 【参加者】 (1) H16年度 335人 (2) H15年度 353人 【内容】 ア 開場（30分） イ アトラクション（30分） （内容は実行委員会決定。平成14、15年度はスライドショーを実施） ウ 式典（30分） エ 記念写真の撮影（60分） 【事前準備等】 実行委員会の開催 参加対象の新成人から希望者を募り、1.5人程度で実行委員会を組織し、企画立案及び当日の運営を行う。 終了後は反省会を行う。 【その他】 記念写真は、人数を調整し3回に分けて撮影する。参加者を対象に、2月中旬から町施設窓口で無料で配布する。 【予算内訳（平成17年度）】 報償費 74（謝礼） 需用費 434（看板作成、印刷製本）</p>	<p>【目的】 成人の日を記念して、新たに成人となった人を祝い励ますため、新成人を祝う記念式典を開催し、成人としての意識を育てる。 【実施日】 成人の日（祝日・月曜日） 【実施時間】 13：30～15：30 【会場】 相模湖交流センター（定員456名） 【対象者】 (1) H16年度 171人 (2) H15年度 138人 【参加者】 (1) H16年度 118人 (2) H15年度 103人 【内容】 ア 開場（30分） イ アトラクション（30分） （内容は実行委員会決定。） ウ 式典（30分） エ 記念写真の撮影（30分） 【事前準備等】 実行委員会の開催 参加対象の新成人〔7人〕社会教育委員〔3人〕で実行委員会を組織し、企画立案及び当日の運営を行う。 ア 式典 30分 イ 記念写真の撮影 10分 ウ 懇親パーティー 約2時間 エ アトラクション （実行委員会決定） オ 実行委員会への補助金 【予算内訳】 需要費 100千円 印刷製本費 40千円 成人式写真代 19千円 郵送料 70千円</p>	